



認証評価に関する調査研究

第 13 号

令和 7 年10月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻頭言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、平成 16（2004）年 11 月に私立大学等に対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、これまで、大学及び短期大学の機関別認証評価機関として、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価機関として、認証評価事業を実施してきました。令和 6（2024）年度には設立 20 周年の節目を迎え、令和 7（2025）年度からは第 4 期の認証評価を開始しています。第 4 期の評価システムでは、令和 4（2022）年に発表された「新たな時代の質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」などを踏まえて内部質保証の更なる実質化や評価方法の効率化、大学・評価員双方の負担軽減に資する評価方法の見直しなどを行っております。

評価機構では、より質の高い評価活動の実現のために、令和 5（2023）年度から令和 6（2024）年度にかけて、「米国の大学評価」の有効性向上の取組と評価方法の効率化、時宜に応じた評価結果の柔軟なフィードバックなどについて、同国の「地区ア krediteーション機関」がどのような取組みを進めているかについて調査研究を行いました。

本調査研究の遂行に当たっては、本分野に対して深い見識をお持ちであり、評価機構評価システム改善検討委員会委員でもある早田幸政氏に主導的な立場でご協力いただきました。この場をお借りして深く感謝の意を表します。

このたび、調査結果を本報告書としてとりまとめ、今後の評価システムの改善に資することとしています。高等教育機関の評価に対しては、令和 7（2025）年に発表された「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」においても従来とは異なる方向性を示しており、本来あるべき評価のあり方を考慮していくためにも、海外の調査研究は重要と理解しております。各大学におかれましては、より積極的な自己点検・評価の実施や、それに伴う改革・改善の実施に向けた資料として、ご活用いただければ幸いです。

最後に、早田氏をはじめこの調査研究にご協力いただきました関係者の方々に、衷心より御礼申し上げます。

令和 7（2025）年 10 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 安井 利一

目 次

認証評価に関する調査研究 第13号

米国の高等教育質保証の現状と課題

—地区ア krediteーション機関の評価結果の活用方法、学修成果アセスメントの実態を中心に—

本調査研究への思い 早田 幸政	7
I はじめに	9
II 地区ア krediteーション機関	
【1】 高等教育コミッション	
Higher Learning Commission (HLC)	12
【2】 ニューイングランド地区高等教育コミッション	
New England Commission of Higher Education (NECHE)	48
【3】 WASC 大学カレッジコミッション	
WASC Senior College and University Commission (WSCUC)	98
III 質保証関係機関	
【1】 高等教育ア krediteーション協議会	
Council for Higher Education Accreditation (CHEA)	137
【2】 全米学習成果アセスメント機構	
National Institute for Learning Outcomes Assessment (NILOA)	142
【3】 ルミナ財団	
Lumina FOUNDATION	146
IV おわりに—本調査研究のまとめにかえて—	166

米国の高等教育質保証の現状と課題 —地区アクレディテーション機関の評価結果の活用方法、 学修成果アセスメントの実態を中心に—

本調査研究への思い 早田 幸政

I はじめに

II 地区アクレディテーション機関

III 質保証関係機関

IV おわりに—本調査研究のまとめにかえて—

本調査研究への思い

早田 幸政

2023年の晩冬、日本高等教育評価機構の方々より、事業計画に基づく認証評価業務の改善・向上策を検討する一環として、米国の大学ア krediteーションの調査の打診がなされた。大学を退職してほぼ1年経過した中で、生活の「張り」を模索していた私はその依頼を快諾し、業務委託契約を当機構と締結しその仕事に着手した。

この時期、認証評価のあり方を反省するという視点から、文化・風土が異なる米国ア krediteーションを移入した20年前の選択を総括し、ア krediteーションの今を見据えた日本固有の大学質保証の仕組みを再構築する必要性についての議論が高まろうとしていた。

こうした状況の中、調査に着手した米国のア krediteーションの仕組みは、かつてのものとは一変していた。いわゆる「大学機関別ア krediteーション」であっても、教育プログラムを個別に評価する仕組みとともに「学習成果の可視化」の要請がそのシステム全体に貫徹していたほか、基準不充足校へのモニタリングや「制裁」手続も完璧に整備されていた。そこから、認証評価の効率化と簡素化に資する手がかりを得ることはほぼ不可能であった。

ところが、現在、そのア krediteーションの仕組みは危機に瀕している。理由は、反移民政策を掲げ、「DEI (Diversity, Equity, Inclusion)」の考え方を大学から放逐し、高等教育財政の大幅削減を標榜するトランプ政権にとって、今の大学ア krediteーションは到底認められない存在だったからである。硬質で精巧かつエレガントな造作を呈し銀白の輝きを放っていた大学ア krediteーションの砦は、今、ホワイトハウスに備えられた砲門から連射される「大統領令」という「砲弾」によって瓦解の際に追い込まれている。

結局のところ、本報告書は、そうした崩壊寸前の最後の雄姿を見せ天にそびえたつ大学ア krediteーションを「活写」しようとしたことにその意味があったのかもしれない。しかし私の個人的感傷として、沸点に達した今の大学ア krediteーションの栄光を、いつかそう遠くない将来、日本高等教育評価機構による大学質保証活動の発展の糧として大いに参考にできる日が到来するのを強く待ち望みたい。

2025年6月27日

早田 幸政

中央大学 日本比較法研究所客員研究所員

日本高等教育評価機構 評価システム改善検討委員会 委員

略歴

早田 幸政（はやた ゆきまさ）

1977年中央大学法学部法律学科卒業、1980年中央大学大学院法学研究科博士（前期）課程修了。地方自治総合研究所常任研究員、大学基準協会大学評価・研究部部長、金沢大学教授、大阪大学教授を経て、中央大学教授。2023年3月退任。

現在、中央大学・日本比較法研究所客員研究所員、中央大学・教育力研究開発機構客員研究員、大学基準協会・大学評価研究所運営委員。

文部科学省（審議会・委員会）専門委員、（旧名）大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構、（旧名）短期大学基準協会の各委員及び日弁連法務研究財団（評価委員会）幹事等を歴任。

日本高等教育評価機構での委員歴

意見申立て審査会 第2～9期（2010～2025）

評価システム改善検討委員会 第4期（2012）～現在に至る

短期大学評価判定委員会 第1～5期（2009～2019）

短期大学意見申立て審査会 第4～6期（2019～2025）

短期大学認証評価検討委員会 第1期（2008～2010）

短期大学認証評価検討委員会：実施大綱小委員会 2008

専門分野

憲法学、教育法学、大学評価制度、博士（法学）

主著

- ・[日本比較法研究所研究叢書 131]『グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』（中央大学出版部、2023）（単著）
- ・[JUAA 選書 17]『「学習成果」可視化と達成度評価—その現状・課題・展望—』（東信堂、2023）（編著）
- ・『教育制度論—教育行政・教育政策の動向をつかむ—』（ミネルヴァ書房、2016）（単著）
- ・『[入門] 法と憲法』（ミネルヴァ書房、2014）（単著）
- ・『アメリカ公共政策大学院の認証評価システムと評価基準—NASPAA のアクレディテーションの検証を通して—』（公人の友社、2008）（単著）

ほか。

I はじめに

1. 本調査研究の背景

認証評価制度の発足以降、およそ 20 年以上に亘り、同制度は我が国高等教育の世界に確固とした地歩を固めてきた。この間、文部科学省の数次に亘る法改正に対応する中で、日本高等教育評価機構も、評価システムの有効性の向上に向け着実な進化を遂げてきた。そして、学習主体である「学生」の学習者利益を重視する観点に立脚した「学び」のアウトカムの到達度のアセスメントを軸に、PDCA の循環サイクルを介し、大学の「内部質保証」が如何に機能しているかということの評価する取組にも注力してきた。

こうした認証評価制度の下、日本高等教育評価機構は、大学教育を中心に据えた各大学の組織活動の質保証に真摯に取り組み、その改善・向上に十全に貢献してきた。ただその一方で、認証評価制度そのものに対しては、制度目的とその実践状況に大きな乖離が見られる、との意見がこれまで度々提起されてきた。

このように認証評価制度そのものの評価について、意見が分かれる中、2025 年 2 月、中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下、「答申」と略記）が高等教育質保証制度改革の一環として新たな認証評価システム構想を提示した。

その内容を要約すれば、(1) 大学の負担軽減を図る中で、教育 / 学習と研究の質の向上に向け、学部・学科等を対象に定性的評価を導入するほか、「教育研究情報」に基づく定量的評価も実施、(2) 評価結果に基づき、学生の在学中の学習達成状況を介した「大学等の教育の質」を「数段階」で表示し社会に公表、(3) 認証評価結果について、受審校の長所・特色、指摘事項を簡潔にまとめた「要約資料」を国民に分かりやすく提供する仕組みを構築、(4) 評価の際にデータとして活用できる「データベース」を国が整備、(5) 「教育の質が十分担保されていない」大学の「撤退」等への誘導、というものであった。

2. 本調査研究の射程・目的

認証評価制度の目的は言うまでもなく、法で定める「大学」としての基本的要件の充足状況の確認とともに、それぞれの大学の特色ある進展を支援することにある。そしてそのために、(1) そうした二様の目的を反映させた認証評価基準を策定するとともに、それを社会的ニーズや労働市場の人材需要、学生の学習ニーズの絶えざる変化に対応させ、適時に同基準を改定していくこと、(2) 認証評価基準の適用に当り、評価者、被評価者のいずれもが納得のいく結果がもたらされるよう、適切な評価手続を確立しこれを公正・公平に運用していくこと、(3) 大学の改善・向上に向けたフィードバックに資することができるような評価結果を導出できること、(4) 一連のプロセスを、評価者、被評価者の評価に伴う徒労感を増幅させないような仕組みとして維持していくこと、(5) 評価結果の開示を含め、認証評価機関として果たすべきアカウンタビリティの責務を全うしていくこと、が求められる。本調査研究は、上記の目的に即しその任務を遂行することとした。

ところで、日本高等教育評価機構には、2004 年、認証評価機関として始動するに当り、米国のアクレディテーション・システムに範を得るべく、そのために必要な調査研究を行った後に、我が国の大学質保証に関わる具体的な制度設計を行ったという経緯がある。

そうした歴史的経緯を踏まえ、今回あらためて原点に回帰して、米国大学アクレディテーションの本来の趣旨・目的と同システムの現状を探り、日本高等教育評価機構の将来に亘るあるべき方向性を見極める、という着地点を設定した。そしてその最終目標を具体的に実現するために、同国の「地区アクレディテーション機関 (regional accrediting agencies)」を軸とした大学質保証の現状を把握・分析し、そこから見えてくる同システムの課題を炙り出すことに注力するよう心掛けた。

さて周知の如く、米国大学ア krediteーションは、高等教育機関を一つの単位として行う「大学機関別ア krediteーション (institutional accreditation)」と高度職業人養成のための教育プログラム単位で行う「教育プログラム別ア krediteーション (programmatic accreditation)」の2種に区分されている。そしてア krediteーション機関がその本来目的に即した活動を継続実施していくことを保証するため、ア krediteーション機関としての適格性を備えているか否かの適格認定制度が確立されている。この適格認定が「認証 (recognition)」と呼ばれている。それは、連邦教育省 (U.S. Department of Education, USDE) と「高等教育ア krediteーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」によって担われている。高等教育を法的に規律する「高等教育機会法」タイトルIVに基礎づけられた連邦政府・学生奨学金の受給資格に直結するア krediteーションを掌る機関、すなわち「地区ア krediteーション機関」などによって、USDE からの認証が不可欠である。

本調査研究は、こうした全米のア krediteーション・システム全体を俯瞰したものとして行ったもので、当調査研究報告書に収録されているのは、「高等教育コミッション (Higher Learning Commission, HLC)」、「ニューイングランド地区高等教育コミッション (New England Commission of Higher Education, NECHE)」、「WASC 大学カレッジコミッション (WASC Senior College and University Commission, WSCUC)」、の3つの地区ア krediteーション機関に加え、上記 CHEA、「全米学習成果アセスメント機構 (National Institute for Learning Outcomes Assessment, NILOA)」、「ルミナ財団 (Lumina FOUNDATION)」である。

本調査研究では、ア krediteーションに固有の事項としての (1) 米国地区ア krediteーション・システムの現況、(2) ア krediteーション基準の定める重点評価事項、(3) ア krediteーションの実施プロセスの現状、(4) 学習成果の可視化と学習到達度評価の方法、(5) 「学び」の主体である学生の学習利益保護、(6) 評価者

研修の内容・方法、(7) 大学に対するフォローアップやモニタリングの仕組みの制度化の状況、(8) 評価負担の解消策、(9) ア krediteーション機関の担うアカウンタビリティの履行状況、などの諸点について、その実相の把握を試みた上で、その意義と課題を明らかにすることをその着地点に設定した。

このことに加え、上に示したように、我が国の認証評価制度が大きな岐路に立ち、(1) 大学機関別評価重視から専門分野別評価重視へ、(2) 各大学の教育力の「伸長度合い」を対象とする「段階評価」の新規導入、という流れへと転換する様相を呈していることを受け、米国における「大学機関別ア krediteーション」における教育プログラム評価の位置づけや、大学の教育力の程度に着目したア krediteーション独自の概念である大学や教育上の「有効性 (effectiveness)」の意義の解明にも注力した。このことに加え、大学ア krediteーションを監理する USDE の近年の政策動向が、ア krediteーション・システムの改変にどのような制度上の影響をもたらしたか、という点にも意を払った。

3. 本調査研究の対象・方法

本調査研究では、まず第1段階として、上記 HLC、NECHE、WSCUC、CHEA、NILOA 及びルミナ財団の全てを対象とした書面調査を実施した。

書面調査の方法として、上記諸機関の公表してきた公式文書（評価基準、評価の実施方法に係る方針・手続を含む）を可能な限り邦訳していった。とりわけ、日本高等教育評価機構の設立に当り、その組織体制・評価システムについて大きな示唆を得てきた NECHE に関する公式文書については、ほぼその全てを邦訳の対象とした。

そしてその邦訳を基に、上記機関の全てについて、書面調査報告書を作成した。

第2段階として、邦訳作業とそれらを基にした書面調査報告書の作成プロセスから得た知見を基に、HLC とルミナ財団を対象に、オンライン方式による聴き取り調査を実施した。また、



CHEA については、ア krediyteeshon 機関に対する外部質保証機関としての立場に依拠し個別ア krediyteeshon 機関への「認証」を行っていることを考慮し、それに関連づけられる聴き取りを同じくオンライン方式で行った。

ここで、聴き取り調査を実施した各機関の別に、大きくどのような事項を対象にこれを行ったかを次に簡単に列記する。

[HLC]

- (1) 学習成果の把握と評価の仕組み。
- (2) 大学の特色の進展に寄与する評価の在り方。
- (3) 評価の効率化策（評価者、受審者の双方の評価負担軽減策を含む）。
- (4) 大学への社会的な支持を得るための評価を通じた支援策（評価情報の社会的開示の在り方を含む）。
- (5) アメリカにおける最近のア krediyteeshon 改革の動向。

[CHEA]

- (1) CHEA がア krediyteeshon 機関に対して「多様性 (diversity)、公平性 (equity)、包摂性 (inclusion) の実現」を強く要請するに至った背景。
- (2) 「学習成果の可視化と学習到達度評価」を CHEA が大学質保証の基幹的要素と位置づけている理由とその意義。
- (3) 米国ア krediyteeshon を取り巻く昨今の高等教育政策の動向。

[ルミナ財団]

- (1) 同財団が設定している「学位資格プロファイル (Degree Qualifications Profile, DQP)」の内容とその意義。
- (2) 上記 DQP が米国大学ア krediyteeshon を含む高等教育質保証分野に及ぼしてきた影響。
- (3) 上記 DQP のさらなる普及を図る上で必要な体制や諸条件の確立状況。

この後、上記聴き取り調査を基に、その全ての

調査結果を書面に取りまとめた。

そして第 3 段階として、翻訳作業とそれに基づく書面調査並びに聴き取り調査等の結果を基に、最終的な調査結果を全体に亘り集約した。

4. 本調査研究の意義

本調査研究は、これまでの認証評価の経験や実績を振り返り、新たな認証評価システムの確立が重要な政策課題として浮上してきたさなかになされたものである。

こうした背景の中、本調査研究では、日本高等教育評価機構のこれまでの活動の経緯を振り返りつつ、学習到達度評価のあり方と大学の「内部質保証」における同評価の位置づけ、学生の「学び」を中心に据えた大学質保証システムの改革方向、評価負担の軽減策を含む「大学評価」の効率性の追求、評価者の評価精度を高めるための評価者研修制度の改善策、アカウンタビリティの十全な履行の方途、などの諸点を中心にさらなる改善・向上の方途を模索してきた。米国ア krediyteeshon・システムを参考に構築された日本高等教育評価機構の原点に立ち戻って、あらためて同国の大学ア krediyteeshon の現状と課題を対象とした今回の調査研究により、こうした認証評価に内在する諸課題に鋭く迫り、幾つかの点においてその解決策を究明する手がかりをつかむこともできた。

これらの点については、本報告書のア krediyteeshon 等を担う各機関・団体に係る個別報告における該当の箇所で詳細な説明を行っている。これと併せ、本報告書の「おわりに」の部分でもその要諦を簡潔に取りまとめている。

読者各位にその意を伝えることができれば、本調査研究の報告者としては望外の幸せである。

Ⅱ 地区ア krediteーション機関

【1】 高等教育コミッション

Higher Learning Commission (HLC)



HLC のオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

機関の所在地

230 South LaSalle Street, Suite 7-500,
Chicago, Illinois 60604-1411

1. 機関の概要

- ・「高等教育コミッション (Higher Learning Commission, HLC)」は、全米に所在してきた「地区ア krediteーション機関 (regional accreditor)」の一つとして 1895 年に創設の起源をもつ自立的な非営利組織。
- ・HLC は、米国内に本拠を置き、学位授与権を有している中等後教育機関をア krediteーションする任を伝統的に担ってきた。もとは、北中部地区を管轄していたが、2019 年の連邦教育省規則改正で、「地区」別にア krediteーションを行う仕組みが廃止されたことに伴い 2020 年より他の 5 つの「(地区) 基準協会」同様、現在は、全米を管轄範囲に置く「教育機関別ア krediteーション機関 (institutional accrediting agency)」としての役割を遂行（従来の管轄区域は、アイオワ州、ミネソタ州、ミシガン州、ミズーリ州を含む 19 州で、全米最大の規模を誇るア krediteーション機関であった）。
- ・HLC は、学生及びメンバー大学さらにはそれらのコミュニティを支援していく中で、公正かつ互換可能で、信頼に値するア krediteーションの営みを通して、社会公共の福利を増進させていくことが基本的ミッション。
- ・また、HLC のア krediteーションを貫く原理は、大学における教育 / 学習の基本的な価値理念である「学問の自由 (academic freedom)」であり、その理念と等価値的な原理として「多様性 (diversity)」、「公平性 (equity)」、「包摂性 (inclusion)」さらには高等教育への「容易なアクセス可能性 (accessibility)」を標榜。
- ・上記の価値理念、基本原理は、HLC のア krediteーションの指導理念として、ア krediteーション基準とこれに関連する諸基準に直接反映。
- ・HLC の意思決定権は、メンバー大学の互選を原則に選ばれた理事会に帰属。業務執行は、理事会によって選出され、理事会に責任を負う会長が担う。
- ・理事の選定に当たっては、大学の形態、規模、所在地などの地理的要素を考慮。
- ・理事には、メンバー大学の代表のほか、公益代表も含まれる。
- ・理事会、理事は、利益相反方針 (conflict of interest policies) への準拠が不可欠。
- ・ア krediteーション・プロセスにおいて、実際の評価の任を担うのは、知識・経験が豊富で、十分に訓練を受けた「ピア集団 (Peer Corps)」と呼ばれる評価者集団。
- ・HLC のスタッフ数は、50 名を超える規模。その採用に当たっては、ダイバーシティの方針が貫徹。
- ・HLC を含む「認証 (recognition)」済のア krediteーション機関は、一般に、全米に本拠を置く大学に対する管理・監督権を、連邦政府、州政府と相互に独立しそして時として連携しながら、首尾一貫した内容・方針の下で質保証活動に従事。
- ・HLC も、連邦政府と相対的に独立しア kredite-



テーション活動を維持。但し、連邦教育省学生奨学金交付に当り配分先を決める際の「ゲートキーパー」としての位置づけが、その「アクレディテーション」に付与されていることや、アクレディテーション審査には連邦政府、州政府による大学に対する管理活動とオーバーラップする側面があることに伴う各大学の評価負担を軽減する必要性などに配慮し、アクレディテーション審査において、連邦政府、州政府が大学に課している遵守要件を評価基準の適合性評価の局面で代置させている部分あり。

2. HLC アクレディテーションの規範構造

(1) 基本資格要件基準

- ・大学は、「候補校の地位 (candidate status)」、「アクレディテーションの地位 (accredited status)」を取得しようとするに当り、全ての「基本資格要件基準 (Eligibility Requirements)」を充足していることが必要。
- ・従って大学は、「『基本資格要件』審査プロセス (Eligibility Process)」を通して、HLC によってアクレディットの対象となる適格性を有していること、及び、HLC の定める「基本資格要件基準」に適合していること、を挙証することが必要。HLC が、その大学は「基本資格要件基準」を充足し得ていると判断すれば、通常の場合、次に「候補校 (Candidacy)」の地位を目指すことが可能。
- ・この点をより詳しく説明すれば、「『基本資格要件』審査プロセス」に参加しようとする大学は、「基本資格要件充足書面ファイル (Eligibility Filing)」の提出を介し、これらの要件が満たされていることを示す証拠物をまず初めに提出する必要。
- ・「基本資格要件充足書面ファイル」が提出されると、次いで、HLC から「申請に当たっての聴取り調査 (pre-application interview)」が実施。
- ・そして上記書面調査、聴取り調査の結果を総合的に検討した後、基本資格要件の全てを充足し得ていると判断された大学に対し、「候補校」の地位獲得に向けた審査のための道が開かれる。

(基準の概要)

- ・大学の基本的な申請資格として、その活動拠点が米国内に所在すること、「大学」としての活動上の認可を権限ある機関から得ていること、など基本的な法的要件を充たしていること (基準 1、2)。
- ・安定した大学運営がなされるための組織構造と経営上の安定性が継続して確保されること (基準 3、4)。
- ・教育内容及び学位プログラムの修了要件が詳細に規定化。そこには、教育の基本指針を公定化したミッション・ステートメントに係るもの (基準 5)、開設される教育プログラムの内容に対するもの (とりわけそこでは、「一般教育 (general education)」についての要件充足の必要性が強調)、学位レベル別の教育プログラムの修了時の取得単位に関する法的要請 (以上、基準 6)、などがある。
- ・大学の提供する教育の中身、入学要件、単位受入方針、授業料その他の経費、学生生活等、学生の学習者利益に係る情報の対社会的公表の必要性 (基準 7)。
- ・大学の財務上の健全性を確立・継続 (基準 8)。
- ・理事会による CEO の選任を含む健全なガバナンス体制の確立 (基準 9)。
- ・質の高い教育研究活動を支える上で必要な人的、物的資源の確保 (基準 10、11)。
- ・学生を対象とした充実した支援活動の実施 (基準 12)。
- ・将来の事業活動、教育研究活動の発展を見据えた計画策定活動の継続実施 (基準 13)。
- ・学内の構成層を対象とした適切な方針・手続の確立の必要性 (基準 14)。
- ・学位プログラムへの登録学生の確保の要件 (「初回のアクレディテーション (initial accreditation)」を獲得しようとするに当り、少なくとも 1 つの学位プログラムから卒業生を送り出しておく必要性) (基準 15)。
- ・誠実性に悖る行為の禁止、コンプライアンスの確保 (基準 16)。
- ・質保証を掌る外部の諸機関に対する自身の大学の状況における説明上の一貫性の確保 (基準

17)。

- ・過去5年前までに、「認証」済みの他のア krediteーション機関により、「制裁 (sanction)」や「証拠開示請求 (Show-Cause Order)」、「否定的な決定 (adverse action)」の措置が講じられることがなかったこと、「認証」済みのア krediteーション機関から付与されたステータスを自主返上するということはなかったこと、が必要 (基準 18)。
- ・ア krediteーションに対する学内的な共通合意、HLC のメンバーに課せられた義務の履行、資格と連動した他のア krediteーションの地位の取得や専門分野別ア krediteーションの取得に対する見通し並びにこれらに関する社会的な説明責任、を果たすことの必要性 (基準 19)。

(2) ア krediteーション基準

- ・「ア krediteーション基準」は、大学がア krediteーションの地位を新規取得し若しくはこれを更新するに値するかどうかを HLC が判断する際の「質 (quality)」に関するア krediteーションの基本となる基準。
- ・ア krediteーション基準は、「ミッション」(基準 1)、「倫理的振舞と責任ある行動」(基準 2)、「教育 / 学習 : その質、諸資源と支援体制・方法」(基準 3)、「教育 / 学習 : 評価と改善」(基準 4)、「教育上の有効性、諸資源及び計画策定」(基準 5) の 5 カ条の規定で構成。
- ・「ア krediteーション基準」の各条規には、その細則としての「基幹的構成要件 (Core Components)」が詳細設定。
- ・「ア krediteーション基準」充足度審査における「ア krediteーション基準」と「基幹的構成要件」の関係は、以下のようなものとして捉えられている。
 - 基幹的構成要件の全条規が充たされている場合のみ、大学は、ア krediteーション基準に適合する、と判断。その場合、基準を「充足している (met)」との結論が導かれる。
 - ア krediteーション基準は充たされているが、幾つかの懸念も存するとの判断が

なされた場合。すなわち、ア krediteーション基準を構成する基幹的構成要件の幾つかの部分において改善が必要との判断がなされた場合、基準との関係で懸念はあるが充足の状態にある「懸念事項付きの適合判定 (Met with Concerns)」という結論に至る。但し、その場合、基準適合の状況を観察・監理するため、爾後、HLC によるモニタリングの実施が考慮。

- 大学が、全体的に見てア krediteーション基準を充たしてはいない、若しくは、ア krediteーション基準を構成する基幹的構成要件の一以上の条規の充足状態が不十分で、ア krediteーション基準を充足できていないと判断された場合、基準不充足という結論に至る。

(基準の概要)

- ① ア krediteーション基準 1 : 「ミッション」について
 - ・ ミッションは、明確かつ理解しやすいものであるとともに、入学者の受入・在籍、教育活動、学生支援等の大学のあらゆる側面で具現化されていること。
 - ・ 適切なプロセスで策定されていること。
 - ・ 大学の目的・目標や将来計画を伴うものとして、社会に公にされていること。
 - ・ ミッションでは、社会貢献、学内外の人々のニーズの尊重・重視という視点が含まれていること。
 - ・ 「多様性」、「公平性」、「包摂性」の価値の尊重を軸とした「市民的取組 (civil engagement)」の尊重に寄与できるものであること。
- ② ア krediteーション基準 2 : 「倫理的振舞と責任ある行動」について
 - ・ 公正かつ倫理に適った方針・手続の確立、学生や社会に対し、大学の「嘘偽りのない姿」を誠実に伝えることの必要性。
 - ・ 理事会による大学の優先事項や「正当な利益」の追求を軸とした自立的で適切な理事会運営の確保、教育研究活動における教員組織の自律性の尊重。
 - ・ 「真理 (truth)」の探求を行うため、「学問の自由」と「表現の自由 (freedom of expression)」を堅持。



- ・教職員・学生による知識の獲得・発見・応用への大学の責務を、その方針・手続に反映させること。

③ アク্রেディテーション基準 3：「教育/学習：その質、諸資源と支援体制・方法」について

- ・学位レベルに相応しい教育プログラム、コースが提供されるとともに、そこでは学習目標が反映され、首尾一貫した内容のものであること。
- ・ミッション及び学位レベルに整合した「一般教育」が提供され、その「ラーニング・アウトカム」も公定化されていること。
- ・「一般教育」は、同教育として一般に受容されている枠組みの範囲内に収まるもので、幅広い知識、汎用的なスキルや態度・志向性を育むものであること。
- ・大学が提供する教育は、「多様性」を承認し、多文化世界に順応できる能力を身につけさせるようなものであること。
- ・質の高い教育プログラムと学生サービスを担うに相応しい教職員を必要な人数確保すること。その配置に当っては「多様性」に配慮するとともに、その質を維持する上で適切な条件整備を行うほか、教員を対象とした評価にも意を払うこと。
- ・学生のニーズを見極め、充実した学習支援、学生サービス支援を行うこと。
- ・学生・教員のため、効果的な教育/学習に必要なインフラと諸資源を整えること。

④ アク্রেディテーション基準 4：「教育/学習：評価と改善」について

- ・教育プログラム評価の実施（授与する単位の質、提供するコースとそれを支える諸条件の質の検証を含む）。
- ・学生の教育プログラム修了時の「成功」の度合いの評価並びに修了証明の質の検証（適切な評価指標の確立・運用を含む）。
- ・学生の「学び」の質を高めるための「ラーニング・アウトカム・アセスメント」の実施（大学関係者の実質参加を伴うものである必要）。
- ・アセスメント結果の教育改善への活用。
- ・学生の在籍率、卒業率に係る目標の明確化を前提としたその現状分析、並びに分析結果の

教育活動への戦略的反映。

⑤ アク্রেディテーション基準 5：「教育上の有効性、諸資源及び計画策定」について

- ・情報・データの裏付けを伴う適切なガバナンスの確立及びその実施プロセスへの学生を含む学内構成層の参加の確保。
- ・教育プログラムの運用を支えることのできる高い資質の運営スタッフの配置とそのためのインフラ整備。
- ・予算編成と財務のモニタリングのための十全なプロセスの確立。
- ・教育目標の達成を可能ならしめる費用配分の実現。
- ・ミッションや優先事項と関連づけた資源配分の実施。
- ・計画策定プロセスを、学生の「学び」のアセスメント、大学運営及び予算編成の評価とリンクさせる必要性。
- ・大学の現時点での活動能力に対する確かな理解を基礎に、計画策定プロセスでは、学内外の構成グループの見方・見直し並びに転変する外部要因の予測を考慮して進められる必要性。
- ・計画の実行に当っては、大学の活動と学生のアウトカムの系統的な向上を図ることに十分留意する必要。

(3) 遵守が前提の規範事例

- ・「アク্রেディテーション基準」と「基幹的構成要件」は、米国内の大学が共有する実践例を規範化した「遵守が前提の規範事例（Assumed Practices）」に裏付けられている。
- ・「遵守が前提の規範事例」の特徴は、アク্রেディテーション基準とは異なり、a) 専門的判断を要する事柄ではなく、その多くは事実を照らして判断される事柄であること、b) 大学のミッションやこれに関連するものによって、多様な姿を呈するものではないこと、である。
- ・従って全大学は、この「遵守が前提の規範実践」の全ての条規に適合している必要。
- ・「遵守が前提の規範事例」に违背していると判断された大学は、たとえ HLC の他の諸要件を充足していたとしても、調査に伴う結果の「重

大性 (gravity)」に照らし、「モニタリング (monitoring)」、「資格一時停止」、「証拠開示請求」を含む「否定的な決定」に服する。

- ・ 大学は、「遵守が前提の規範実例」を完全に遵守していることが大前提とされているので、評価チームは、次のような場合に限り、その遵守状況の検証を実施。

- 「候補校」の地位を獲得・維持し、そして「初回のアクレディテーション」の地位の獲得に向け、報告書の一部をなすものとして、「遵守が前提の規範実例」を構成する全条規への適合性を示す証拠物を提出する必要がある場合（実質的に「基本資格要件基準」に準じる扱い）。
- 大学に対し、「資格一時停止」の制裁措置を講じ、「遵守が前提の規範実例」を構成する条規の一以上に違背している旨の指摘を行った場合。
- 大学を「証拠開示請求」の制裁下に置いた場合。
- 既にアクレディットされている大学において、一つ以上のアクレディテーション基準の適合性につき、「遵守が前提の規範実例」と関連づけ疑問が呈された場合。
- このほか、状況を勘案し、HLC が必要と認めた場合。

（規範実例の概要）

① A. 誠実性：倫理的振舞と責任ある行動

- ・ 理事会、上級管理スタッフ、教職員を対象とする倫理に適った諸方針の確立（利益相反方針など）。
- ・ 学生、管理スタッフ、教職員の権利・責任に関する方針・手続の確立・伝達。
- ・ 大学構成層のための適切な苦情処理手続の確立・運用。
- ・ 学生と社会一般に対し、必要な情報の公表（ミッション・ステートメント、教育プログラムの入学要件・履修要件、他大学等からの単位の認定方針、学生が負担するコスト、在籍若しくは学生登録に関する方針・要件、教員名とその保持する学位のリストなど）。
- ・ 学生の「学び」に関する全データの公表。

- ・ 当該大学及び教育プログラムのアクレディテーションの地位の明確化。資格認定機関からの教育プログラムの認定状況と資格試験合格率。
- ・ 理事会及びその運営委員会に、複数の公益代表を含める必要性。
- ・ 理事会に、予算承認権、「最高執行責任者 (chief executive officer, CEO)」の任免権が帰属する必要性。
- ・ 法令遵守と消費者保護への専心。
- ・ 外部委託の明確化を含む契約に対する権利義務上の責務。

② B. 教育 / 学習：その質、諸資源と支援体制・方法

- ・ 授与する学位別の教育プログラム修了最低年限の遵守。
- ・ 授与する学位に対応した自身の教育プログラムによる単位認定基準の維持。
- ・ 適切な学習量に関する方針の確立・運用。
- ・ 学位授与の対象となっているコースにおける単位認定の厳格性の確保。
- ・ 過去の学習経験に対する適切な単位認定方針の確立。
- ・ 全学士課程教育プログラムにおける一般教育の必要最低要件の維持。
- ・ 教員は、自身が教える授業のレベルより上位階梯の学位保持の必要性。最終学位に直結する教育プログラムを担当する教員は、同じく最終学位を保持しておく必要性。実務家教員の場合、その選任・評価手続を明確化する必要性。一般教育コース若しくはそれ以外の非実務分野のコースを担当する教員は、その専攻分野あるいは副専攻的分野のマスター以上の学位を保持している必要性。もし、授業担当しているのとは異なる専攻分野あるいは副専攻的分野のマスター以上の学位を保持している教員の場合、授業担当の専攻分野あるいは副専攻的分野の大学院プログラムで最低 18 単位を取得しておく必要性。
- ・ 大学院の授業担当教員の場合、その専攻分野の最終学位を保持し、かつ、研究論文、学術論文若しくは当該大学院プログラムに相応しい業績・実績を有している必要性。



- ・ 教員に必須的に求められる活動に参加している必要性（カリキュラムの監理、学位レベルに相応しい教育の質並びに学生のパフォーマンスに対する「期待（expectation）」における一貫性の確保、教員の教育研究上の資質に関する方針の確立、学生の「学び」の道程と教育プログラム修了時のアセスメントのデータ分析とその結果に基づく対応、など）。
- ・ 学生支援サービスの適切な実施（学生奨学支援金受給適格性や受給に伴う負債の影響についての助言を含む奨学支援金の相談、適時かつ正確な成績証明書その他の記録文書の発行サービス、など）。

③ C. 教育/学習：評価と改善

- ・ 成績評価（グレード付けを含む）の査定権限が、教員に帰属している必要性。
- ・ 自身の教育プログラムには適用できない他大学等の単位読替禁止。
- ・ インターンシップや学外臨床実習に関する外部機関・関係者等との公式の合意文書の保持。
- ・ 学生に対し、適切な方法でコースの要件を伝える必要性。
- ・ 全登録学生の「学び」に対するアセスメント・データの正確性の確保。
- ・ 全登録学生の在籍・卒業に関するデータの正確性の確保。

④ D. 諸資源、計画策定及び大学の有効性

- ・ 財務上の責務履行の必要性。
- ・ 最新年の予算編成と、それを過去の予算・決算と比較する能力の保持。
- ・ 長期的な財務上の安定性確保に向け、将来の財務予測を立てる能力の保持。
- ・ 独立の立場にある公認会計士や公的な監査機関による外部監査の実施（私立大学の場合、監査は毎年、公立大学の場合、少なくとも2年おきに行われる必要性）。
- ・ 管理運営の仕組みの中に、大学の活動に注力できる最高執行責任者（chief executive officer）、最高財務責任者（chief financial officer）及び最高教学責任者（chief academic officer）、を置く必要性。
- ・ 学生のニーズとともに、教育事業を停止する際

に準拠すべきプロトコルが考慮された計画策定活動の実施。

(4) HLC メンバーシップに付随する義務

- ・ 大学は、ア krediteーションに合格し HLC のメンバーシップを獲得すると、HLC の設定した幾つかの義務を自身の意思で履行することが必要。
- ・ HLC のメンバーとして履行すべき義務を規範化したものが、ここで扱う< HLC 方針>「メンバーシップに付随する義務（Obligations of Membership）」である。
- ・ 大学が「メンバーシップに付随する義務」に違反したと HLC 会長が判断すると、当該大学に対し「管理上の資格一時停止（Administrative Probation）」措置がとられる。その措置の発動に当たり、HLC は、大学から文書での情報提供を求める、若しくは1名以上の大学代表と面談するために同じく1名以上の評価員若しくはは HLC のスタッフが大学キャンパスに赴く、あるいはそれ以外の適切な方法を採用。
- ・ 「管理上の資格一時停止」の実施期間は、最長90日間。
- ・ 90日の終了時点で、大学は会長に対し、「管理上の資格一時停止」の処分に至った状況を改善したことを示す証拠物を提示する必要。
- ・ その証拠物は、HLC に対する義務が遵守されていることの確認のため、必要に応じ、HLC のスタッフ若しくは評価員により直接検証される。その検証結果を確認した上で、会長は、「管理上の資格一時停止」の措置を解除。
- ・ 大学が90日の期間終了時点で、「管理上の資格一時停止」に至った状況を治癒できなかった場合、HLC 会長からの建議に基づき、意思決定機関は、その大学の次回の「包括評価（comprehensive evaluation）」の際の「ア krediteーション更新の道程（Pathway for Reaffirmation of Accreditation）」の変更、「追加的な教育拠点の教育プログラムの公示（Notification Program for Additional Locations）」の解消、「管理上の資格一時停止」の原因となった課題を理由とする「中間的モニタリング（interim monitoring）」の実施、「制裁」の実施、「証拠開示

請求」の発出、ア krediteーションの地位の「剥奪」(withdrawal of accreditation)、等の措置の発動を検討・決定。

(義務規範の概要)

- ・ 定期的な評価を受け報告書を提出するほか、「大学データ更新 (Institutional Update)」システムへのデータ登載を行うこと (義務規定 1)。
- ・ HLC の方針・手続の遵守 (同 2)。
- ・ 「ア krediteーション・リエゾン・オフィサー (Accreditation Liaison Officer,ALO)」の選任 (同 3)。
- ・ HLC からの情報提供の要請への協力を含め、HLC に対し誠実、率直で、迅速な対応をとる必要性 (同 4)。
- ・ HLC に対し、当該大学の HLC での地位に影響が及ぶかねない状況の伝達 (同 5)。
- ・ 大学の意思決定をコントロールする別の組織体との関係やア krediteーションに影響を及ぼしかねない当該組織体との関係変化に係る情報の HLC への伝達 (同 6)。
- ・ HLC その他「認証」済みのア krediteーション機関や規制当局に対し、同一の言葉で、その大学の「真の姿」を伝える必要性 (同 7)。
- ・ 他のア krediteーション機関や連邦政府、州政府から当該大学に対し、厳しい措置を突き付けられた場合における、HLC へのその旨の伝達 (同 8)。
- ・ 他のア krediteーション機関や、州政府から当該大学に対し、厳しい措置を突き付けられた場合における、大学構成層へのその旨の伝達 (同 9)。
- ・ HLC による「臨時計画書 (Provisional Plan)」の提出要請が行われたという事実及びその理由を、大学構成層に説明する必要性 (同 10)。
- ・ ア krediteーション・プロセスから得られたアウトカムの公表を含め、HLC が社会に対する情報開示を優先すること、への同意 (同 11)。
- ・ 対社会的な当該大学の HLC でのア krediteーション・ステータスの明確化。大学の web への「HLC ロゴ入りア krediteーション・ステータスのマーク (HLC's Mark of Accreditation Status)」の表示の義務 (同 12)。
- ・ 大学の構成層・志願者に対し、HLC から発出

された「対社会的情報公示 (Public Disclosure Notice)」の措置の決定や「対社会的ステートメント (Public Statement)」及び同文書が発出されるに至った理由の伝達 (同 13)。

- ・ 在籍学生と社会が大学代表者と直接対話ができるよう、web サイト上で大学代表者の電話番号を明示 (同 14)。
- ・ HLC 提出文書における、個人を特定できる情報提供の原則禁止 (同 15)。
- ・ HLC への会費・手数料の支払義務 (同 16)。
- ・ HLC との法的紛争における、仲裁手続から始めることへの同意 (同 17)。
- ・ HLC との法的紛争の際に発生する訴訟費用の自己負担の受諾 (同 18)。

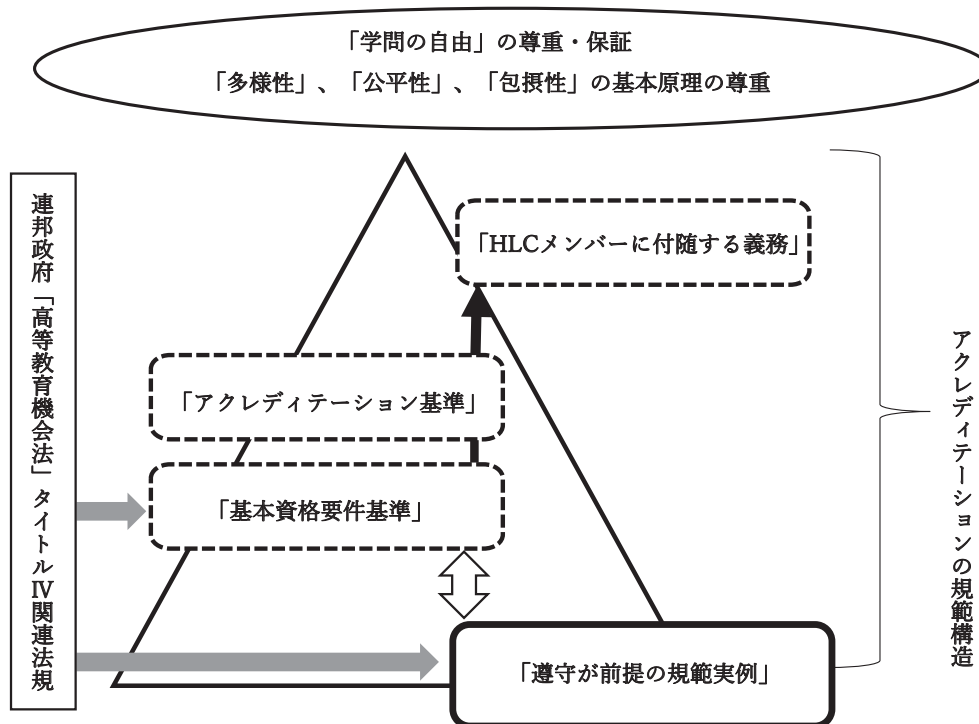
(5) ア krediteーションに適用される諸規範の関係及びその意義

① HLC の規範構造の概括的特質

ここでは、HLC のア krediteーションに適用される規範の概括的特質について、その要点を示す。【図表 1】

- ・ HLC のア krediteーションに適用される規範は、「基本資格要件基準」、「ア krediteーション基準」、「遵守が前提の規範実例」、「HLC メンバーシップに付随する義務」、の 4 種の要件によって構造化。
- ・ 但し、4 種の規範の指導原理 (上位規範) として、HLC は、大学における教育 / 学習の基本的な価値的理念である「学問の自由」を最上位に掲げた上で、その理念と等価値的な原理として「多様性」、「公平性」、「包摂性」さらには高等教育への「容易なアクセス可能性」を掲げていることに留意が必要。
- ・ ア krediteーション基準を基本軸に据え、その適格性審査を行うことが建前とされつつ、「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」の 2 種の規範が既に充足されていることを前提にその適格性審査がなされるということ、仮に上記 2 種の規範が不充足である場合、ア krediteーションの地位の存続にも影響を及ぼしかねないということ、このことと並行的な関係において、ア krediteーション基準に即した適格

【図表 1】 HLC のア krediteーションにおける規範的要件の階層構造



本図表は Higher Learning Commission“2023 Resource Guide”(2023 Resource Guide (hlcommission.org) (2023.12.7 閲覧)、“Higher Learning Commission“Policy Title: Eligibility Requirements”(Eligibility Requirements (CRRT. A.10.010) | Policies (hlcommission.org) (2023.12.16 閲覧)を基に作成。

性審査では、ア krediteーションの地位取得後の「HLC メンバーシップに付随する義務」の履行可能性への見通しをその審査の視点として重要視していること、に 4 種の規範の総体的特質が見出される。

- ・このことを踏まえ、HLC の 4 種の規範が関連し合いながら、ア krediteーションの審査と審査後の大学による継続的な充足を担保すべく、全体として一つのまとまりを備えた階層構造として形成されている点が重要。

② 各規範の個別的な特質

- ・ア krediteーションの地位を獲得・維持するための前提要件として、「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」のいずれもが位置づけられている点において、両者は、性格的にはほぼ同一。
- ・そうした性格を備えていることの帰結として、「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」の両者は、内容面においても、重複している点

が少なくない。

- ・また、「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」の両規範には、量的要件が明定された規範が散見される点にも特色。
- ・上と関連して、「基本的資格要件」が学位プログラムへの登録学生の確保の要件（「初回のア krediteーション」を獲得しようとするに当り、少なくとも 1 つの学位プログラムから卒業生を送り出しておく必要性）を、ア krediteーションの申請要件としている点が、同要件の顕著な特質として特記されるべき。
- ・既にア krediteーションされている大学が、「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」の要件・基準において不充足と判断された場合、「制裁」や「モニタリング」その他の強力な措置発動と連動する制度設計がなされている。
- ・「ア krediteーション基準」について見ると、そこで「真理」の探求という大学の基本的機能と関連づけて「学問の自由」の尊重が謳われて

いるほか、「多様性」、「公平性」、「包摂性」の価値の尊重を軸とした「市民的取組」を大学の基本的な使命とする視点があらためて提示。「多様性」等の基本原理は、ア krediteーション基準のいくつもの個別条規に色濃く反映。

- ・学位プログラムにおける「一般教育」重視の視点が前面に押し出されている。
- ・教育プログラム評価の学内的制度化を大学に対し強く求めるとともに、そこで「ラーニング・アウトカム・アセスメント」を軸とした教育プログラムの質保証を行う中で、その結果を教育の改善に連結させる必要性が強調（教育プログラム単位の「内部質保証」の効果的実施を強く要請したものとして理解可能）。
- ・上に加え、学生の在籍率、卒業率の把握要請を独立の条規としておくことを通じ、在籍率、卒業率の分析とその結果を大学の持続力強化につなげるといった戦略的視点に立った大学運営を各大学に要求。
- ・予算編成と財務に対する十全なモニタリング・システムの確立を通じた健全かつ安定的な大学運営を指向する条規が設定されていることと併せ、大学の一層の発展を展望できる効果的な計画策定活動の仕組みの十全運用を求めるなど、「大学」を単位とした PDCA サイクルを内蔵した効果的な内部質保証システムの確立を要請。
- ・以上見たように、HLC のア krediteーション基準では、教育プログラム単位、大学単位の二層構造からなる「内部質保証」システムの確立・運用を強く要請。
- ・また、「HLC メンバーシップに付随する義務」を定めた規範の特徴として、それらは、ア krediteーションに関わる様々な義務（審査・評価の受審義務、資料や情報・データの提出義務）に関する条規が中心。
- ・これに加え、「HLC メンバーシップに付随する義務」を定めた規範では、大学のア krediteーションの地位（他のア krediteーション機関から認められたステータスもその中に包含）を正確に他者に伝えることを含め、メンバー大学のアカウントビリティ確保の視点から、大学の教育活動の状況、ガバナンスの状況を学内外の

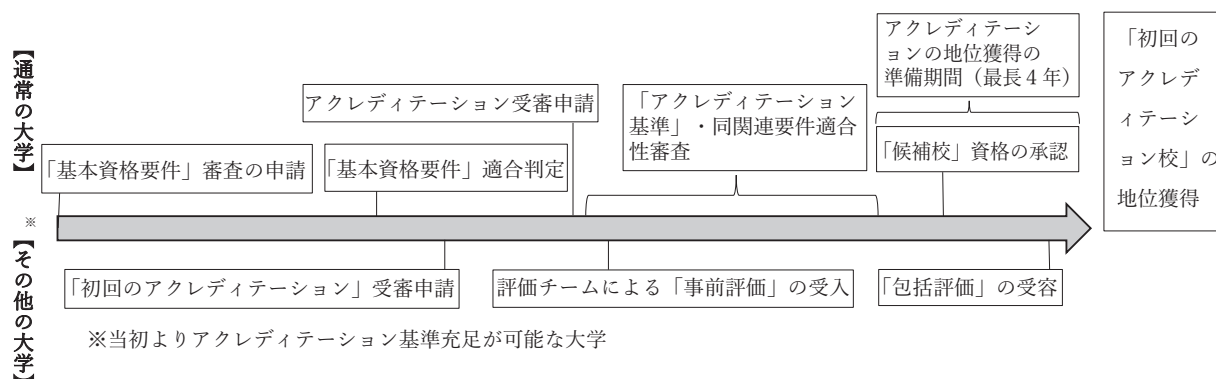
人々に周知することを強く義務付け。

- ・このほか、ア krediteーション機関のみならず、州政府、連邦政府との関係においても、法令上の責務の履行とその実施状況の開示（HLC、学内構成層などを対象に）を、「HLC メンバーシップに付随する義務」として要求。

3. ア krediteーションの地位

- ・米国国内に本拠を置き学位授与権を有する大学・カレッジは、HLC のア krediteーション申請のための適格性を具備。
- ・初めてア krediteーション申請を行った大学は、「基本資格要件基準」等の規範的要件充足を審査する「『基本資格要件』充足プロセス」を経て、「候補校」となるのが一般的。【図表 2】
- ・「候補校の地位」を得た大学は、「初回のア krediteーション」の地位を獲得するまでは HLC との関係において、非ア krediteイト・メンバー。
- ・但し、歴史的に「地区ア krediteーション機関」によってア krediteイトされてきた大学、「機関別ア krediteーション機関」との位置づけで既に「認証」されている州政府機関によってア krediteイトされてきた大学、など、基本資格要件基準にとどまらずア krediteーション基準充足が推定される大学に対しては、「直接『初回のア krediteーション』をうかがうプロセス（Accelerated Process for Initial Accreditation）」に進む道も開かれている。
- ・「初回のア krediteーション」の地位を獲得した大学は、通常の更新手続より短いスパンで、「ア krediteーションの更新（Reaffirmation of Accreditation）」のための審査を受審し、それに合格した後は、10 年周期でア krediteーションの地位が更新。
- ・HLC の現在と過去のメンバー大学の「ア krediteーションの地位（ステータス）」は「HLC 大学名簿（HLC Directory of Institutions）」から閲覧可。同名簿中には、次の事項について記載のある各メンバー大学の「ア krediteーションの地位に関する公式文書（Statement of

【図表 2】「初回のアクセディテーション (Initial Accreditation)」に臨む評価プロセス



「当初よりアクセディテーション基準充足が可能な大学」とは

直接、アクセディテーションの地位を目指すことが想定される大学

- ・ かつての「地区アクセディテーション協会」より既にアクセディットされている大学。
- ・ 「認証」を得ている州政府アクセディテーション機関より既にアクセディットされている大学。

「初回のアクセディテーション」受審申請に必要な要件

- ・ 大学の「主要拠点」が米国内にあるなど、必要最低要件を充たしていること。
- ・ 過去10年間に、「制裁」「証拠開示請求」その他の「否定的な決定」を課されたことがないこと。

本図表は Higher Learning Commission “Accelerated Process for Initial Accreditation Process Overview” pp.3~7(Accelerated Process for Initial Accreditation: Process Overview)(2025.6.7 閲覧) を基に作成。

Accreditation Status)」が包含。

- 大学のアクセディテーションの地位(status)。
 - 直近の若しくは現在進行中の評価スケジュール。
 - 直近15年間のHLCとの関係・経緯。
 - 直近になされた「アクセディテーション更新日」及び次回の「アクセディテーションの更新日」。
 - 大学に対する各種決定通知書。
 - 大学の簡潔なプロフィール（その中には、大学が提供する学位プログラムや修了証明書交付プログラムの数、「追加的な教育拠点(additional locations)」に関するものを含む）。
 - 大学に措置された「対社会的情報公示」の内容や、特定の決定について説明した対社会的公式文書。
- ・ HLCのメンバー大学は、学生や社会に対し、HLCとの関係における自身のステータスを伝え

るため、webサイト上に「アクセディテーション・ステータスのマーク」を掲載することが義務化。

- ・ そのマークは、HLCのwebサイト上の各大学に関わる「アクセディテーションの地位に関する公式文書」ともリンク。

4. アクセディテーションのためのHLCの組織体制と審査プロセス

(1) 組織体制

① HLCリエゾン・スタッフ

- ・ HLCは各メンバー大学に対し、HLC側のリエゾン・スタッフとしてアクセディテーション担当の副会長を割当。副会長は、大学と直接コンタクトをとることのできる基幹的責任者。
- ・ HLCリエゾン・スタッフの基本的な職務は、次の通り。
 - HLCの方針・手続に関するアドバイス（当該大学とHLCとの関係についての歴史的経

緯に係る情報提供、ア krediteーション
手続の情報源の提示、「重要な変更
(Substantive Change)」へのコンサルティ
ング、「評価」受審準備に向けたアドバイス、
など)。

- 評価員による調査及び意思決定プロセスに
向けた連絡調整。

② 「ピア集団」

- ・ア krediteーションに係る評価を直接担うの
は、評価員から成る評価チーム若しくは評価パ
ネル。評価員は、HLC に登録されている「ピ
ア集団」中から選定。
- ・「ピア集団」は、米国の大学・カレッジに現在
在職し若しくは最近退職した約1,600人の教員、
管理職者及び職員で形成。
- ・評価員となるためには、次の要件を充たしてい
ることが必要。
 - 高等教育界で、最低5年の活動経験を有し
ていること。
 - マスター以上の最終学位を保持しているこ
と(ドクター学位が好ましい)。但し、一定
の状況下において、専門的な知識・スキル
や経験を有している人々にその適格性が認
められる場合あり。
 - HLC から良好な状態でア krediteットされ
ている大学に在籍していること。

③ 「大学ア krediteーション決定評議会」

- ・「大学ア krediteーション決定評議会
(Institutional Actions Council, IAC)」は、約
125名から成り、HLC のメンバー大学の代表
者及び公益代表で構成。そこで処理される案件
は、1年で1,000件以上。
- ・IAC のメンバーは理事会によって選任。任期は
4年。また大学を代表するメンバーは、「ピア
集団」の現職メンバー。
- ・IAC の決定権限は、次の通り。
 - 「重要な変更」の受理・承認。
 - 4年目に行われる「標準型道程 (Standard
Pathway)」と「開放型道程 (Open Pathway)」
の審査(「標準型道程」、「開放型道程」につい
ては、後述)。
 - 2年毎の評価。

- 「ア krediteーションの更新」に係る諸種
の事案(「標準型道程」、「開放型道程」の審
査手順の変更を含む)。

- ・IAC の審査案件中、若干の事案について、理事
会による決定が必要。その場合、IAC は理事会
に対し、「決定」に向けたIAC自身の提案書で
ある「建議書 (recommendation)」を提出。

④ 理事会

- ・HLC の運営機関である理事会は、16名~21名
の幅で構成。
- ・メンバー大学が、理事を選出。任期4年で再認
可。理事在任期間は最長12年まで可。理事の
うちの7人に1人は、公益代表が就任。
- ・理事会によって最終決定される事案は、次の通り。
 - 「候補校」や「初回のア krediteーション」
の付与若しくは「拒絶」。
 - 「候補校」や既存の「ア krediteーション
校 (accredited institution)」からそれらの
地位を「剥奪」。
 - 「制裁」の発動若しくはその取消し。
 - 「証拠開示請求」の発出若しくはその解除。
 - 「管理運営、組織・構造に係る変更 (Change
of Control, Structure or Organization)」の
承認若しくはその拒絶。

(2) 審査プロセス

① 概観

- ・「初回のア krediteーション」を経て、ア
krediteーションの地位が更新された大学は、
「ア krediteーション更新の道程」に臨む。
その更新に当り大学は、「ア krediteーション
基準」とHLCの他の要件を継続して充足す
るとともに、大学の改善の促進を確実にしめ
るため、10年周期の定期的な評価の受審が義
務づけ。この「道程 (pathways)」には、「標
準型道程」と「開放型道程」の2種が存在す
るが、これについては後述。
- ・これら評価は、大学によるデータのアップデー
ト、「重要な変更」に関連する諸要請、大学へ
のモニタリングなどのHLCによる定期的な管
理・監督活動と併用して実施。
- ・HLCの評価では、一般的に、大学による自己



評価活動を経て提出された書面を、実地調査や書面審査の方式により評価チーム、評価パネルが実質的な評価を実施。評価結果は「建議書」として取りまとめ、HLC の意思決定機関に提出。

- ・意思決定機関は、「デュー・プロセス (due process)」の原則に従い、上記建議書のほか、大学からの反論書などを総合的に検討した上で、アクレディテーション若しくはそれに関連する事項について最終決定。
- ・意思決定機関のうち、IAC の決定プロセスを具体的に担うのは、IAC 作業部会。
- ・IAC 作業部会は、ミーティング方式をとるかヒアリング方式をとるかの選択を行った上で、それぞれの案件に関わる記録の全てを検証。
- ・理事会の決定を要する案件でない限り、IAC の決定が「最終決定」。理事会決定を必要とする案件であれば、同部会は理事会に対して「建議」の記された報告書を提出。
- ・他方の意思決定機関である理事会のアクレディテーションに関わる決定権限として、「候補校」の地位にある大学に対し「初回のアクレディテーション」を理事会が「拒絶」するか否かの決定前に、「理事会運営部会ヒアリング (Board Committee Hearing)」を開催。
- ・また理事会は、「候補校」の地位やアクレディテーションの地位を「剥奪する」、「証拠開示請求」の処分を講じる、とする決定を行うか否の検討の際にも、「理事会運営部会ヒアリング」を開催。
- ・IAC 及び理事会による最終決定から約 14 日後に、大学に最終決定を伝えるべく「決定通知書 (Action Letter)」が大学に送付。

② 「標準型道程」

- ・「アクレディテーション更新の道程」には、上述の如く、「標準型道程」と「開放型道程」の 2 種が存在。10 年目に行われるアクレディテーション更新手続の実施プロセスの基本型は、「標準型道程」。
- ・「標準型道程」は、1 ～ 3 年の間の「自己評価活動」に相当する「質管理関係書類 (Assurance Filing)」の作成・提出⇒ HLC による 4 年目の「包括評価」の実施⇒ 5 ～ 9 年の間に同じく「自

己評価活動」に相当する「質管理関係書類」の作成・提出⇒ HLC による 10 年目の「包括評価」の実施、のサイクルで展開。

- ・すなわち、「標準型道程」は、10 年というアクレディテーションの有効期限内に、大学による自己評価（「質管理関係書類」の作成）と HLC による「包括評価」の組み合わせで、2 回に亘って実施。
- ・そして、10 年目のアクレディテーション更新時に、アクレディテーションの地位の更新の可否の決定が HLC の意思決定機関によってなされる。
- ・4 年目の「包括評価」の最終段階にも、意思決定機関による評価結果が示されるが、アクレディテーションの地位に関わる判断は行われない。但しそこでは、「フォローアップのためのモニタリング (follow-up monitoring)」の必要性の有無に関する判断がなされる。
- ・上記原則の例外として、「初回のアクレディテーション」に合格した大学及び「資格一時停止」や「証拠開示請求」が解除された大学は、その後の措置として「最初の包括評価 (first comprehensive evaluation)」の受審が義務づけ。この場合、「アクレディテーションの更新」は、それから 4 年目の包括評価の際に考慮。もしその更新が承認されると、その大学は、「標準型道程」サイクルの 5 年目に移行可。
- ・「標準型道程」の「質管理関係書類」作成プロセスには、「質保証に関する討議 (Assurance Argument)」の過程が組み込まれている。ここでは、自己評価の中で収集した証拠物を系統的に整序しその分析と結果の集約が行われる。
- ・4 年目と 10 年目の「包括評価」は、「質保証評価 (Assurance Review)」、「学生意見調査」(Student Opinion Survey)、「実地調査」(「複数キャンパスを対象とした実地調査 (Multi-Campus Visit)」を含む)、「連邦政府法令適合性審査 (Federal Compliance Review)」で構成。

③ 「開放型道程」

- ・「標準型道程」、「開放型道程」のいずれを選ぶかの選択権は、大学に留保。但し、「開放型道程」を選択しようとする大学には、大学内部に効果

的な「質保証」を行う仕組みが整っていることが不可欠。

- ・「開放型道程」は、1～3年の間の「自己評価活動」に相当する「質管理関係書類」の作成・提出⇒HLCによる4年目の「質保証評価」の実施⇒5～9年の間に、「質保証の自主取組（Quality Initiative）」を行いその結果を報告書に取りまとめ+当該取組とその結果報告書をHLCの評価パネルが審査⇒HLCによる10年目の「包括評価」の実施（「質保証の自主取組」の適切性に関する審査結果は、この「包括評価」の結果と併せ提示）、のサイクルで展開。
- ・すなわち、「開放型道程」は、10年というアクレディテーションの有効期限内に、大学による自己評価（「質管理関係書類」の作成）、HLCによる「質保証評価」・大学の行う「質保証の自主取組」とHLCによる同取組の検証、HLCによる「包括評価」の組み合わせで実施。
- ・10年目の「包括評価」（「包括評価」の内容は、「標準型道程」のものと同様）の最終段階で、HLCの意思決定機関により、アクレディテーションの地位の更新の可否の決定がなされるほか、それ以前の段階でなされた「質保証の自主取組」に対するHLCの「評価パネル」による検証結果の確定も行われる。
- ・HLCによる4年目の「質保証評価」では、「質管理関係書類」に即して、基準の充足状況、改善・向上の状況を「評価パネル」が書面評価として実施（「実地調査」はなし。評価パネルが、その実施を求めた場合、この限りではない）。「学生意見調査」、「連邦政府法令適合性審査」も実施されず。但し、その評価結果として、今後における「モニタリング」の必要性の有無についての判断は実施。
- ・仮に大学に対し、「モニタリング」の措置として、「焦点化した実地調査（focused visit）」若しくは課題を社会に「公示（Notice）」するよう求める措置が指示された場合、その大学は、「標準型道程」に移行することを義務付け。
- ・5～9年の間に行われる「質保証の自主取組」は、上記期間内に開始し完了させるか、あるいは、既に進行途上にある大学固有のプロジェクトを引き続き行う、若しくは上記期間を超えて行われているプロジェクトのカギとなる経過点を設定しその達成状況を以てこれに替える、という方式でこれを実施。このように、「質保証の自主取組」は大学に対し、当該大学の現在のニーズや今後の抱負とうまく整合した改善プロジェクトを推進する機会を与えることが目的。
- ・但し、「質保証の自主取組」にあっては、大学は、同プロジェクトに向け公式の提案書を提出し、評価パネルによる審査・承認を得るとともに、同期間の最後に、大学に対しては、同プロジェクト成果報告書の提出を義務付け。
- ・「質保証の自主取組」では、大学が作成した「質保証の自主取組報告書」を基に、HLCの評価パネルが「真摯な努力（Genuine Effort）」の裏付けを伴うものとして、大学自らが設定した「自主取組」の目標を達成できたか否かを評価（評価結果は、10年目の「包括評価」の折に提示）。
- ・大学の営む「質保証の自主取組」プロジェクトを評価する際、評価パネルが「真摯な努力」を行ったと認定するための判断の視点は、次の通り。
 - プロジェクトの対象領域とその意義。
 - プロジェクトの目的の明確化の状況。
 - 大学としての責務を履行するとともに、そのための能力を備えていることの証明。
 - 既存の制約条件の中で、無理のない形で他の優先事項との整合性の確保が図られるとともに、当該プロジェクトの最終目標と調和した適切なタイムラインの設定状況。
- ・大学は「質保証の自主取組報告書」で、a) その活動にどう向き合ったか、b) 資源の配分を如何にして行ったか、c) 当初提案書で提示した最終目標を成就させるべく払った努力の状況を示すためそれに関わるどのような証拠物を収集したか、ということを具体的に明らかにすることが必要。
- ・「開放型道程」を選択した大学は、10年目に「包括評価」を受審。そこでの「包括評価」では、その大学の「アクレディテーションの更新」と「開放型道程」受審の適格性に係る審査が実施。「開放型道程」受審の適格性審査は、「包括評価」



の通常のプロセスとは切り離された形で、IACによって評価・決定。

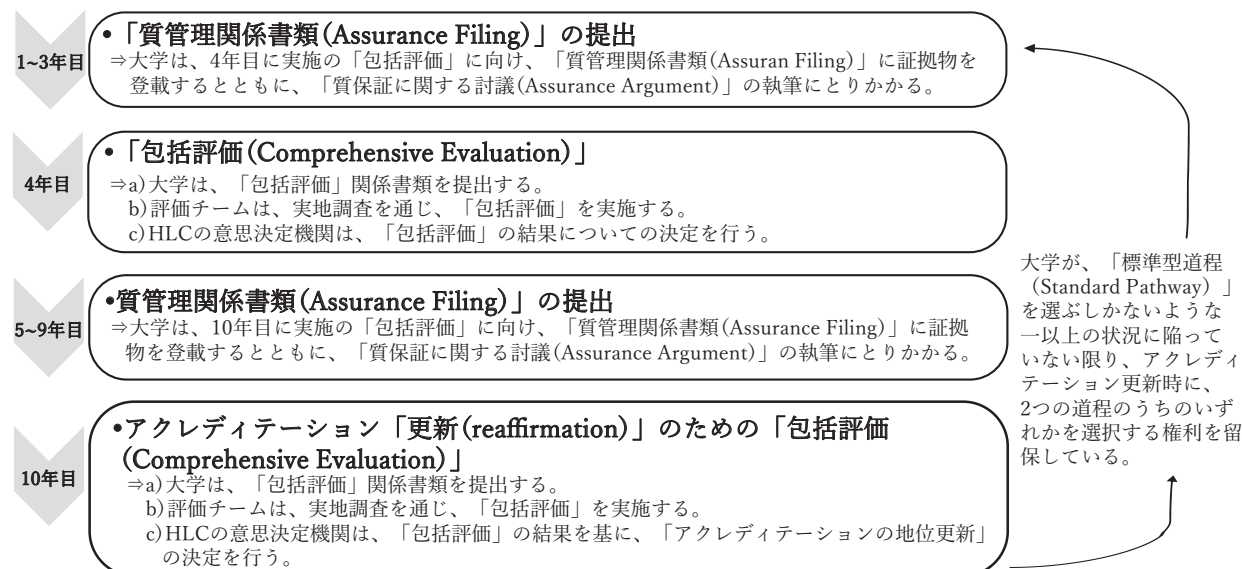
- ・なお、この「包括評価」では、仮に大学が「モニタリング」の措置を課されていた場合、「適切な改善策（Adequate Improvement）」を講じてきたと HLC が認めれば、当該「モニタリング」の措置解除がなされる。

(3) 意義

- ・アクレディテーションの意思決定体制として、アクレディテーションの地位の否認を含む大幅変動の可能性や、それ以外の措置の軽重に応じ、理事会と IAC との間の協働・分離の関係に応じて、所要の決定を実施。
- ・HLC 側のリエゾン・スタッフとしてアクレディテーション担当の HLC 副会長の役割が大きく、HLC の方針・手続に関するアドバイスのほか、評価員による調査及び意思決定プロセスに向けた連絡調整についても直接的な責務を担う。
- ・評価チームや評価パネルを構成する評価員の就任要件について具体的に定め（高等教育界で最低 5 年の活動経験を有していること、マスター以上の最終学位を保持していること（ドクター学位が好ましい）、HLC から良好な状態でアクレディットされている大学に在籍していること、など）。
- ・10 年周期のアクレディテーション更新の審査プロセスは、単一ではなく、「標準型道程」、「開放型道程」、の 2 つの「道程」が用意。その選択権は各大学に留保。
- ・「標準型道程」は、更新期間の中間地点とその最終地点に、いずれも「包括評価」が設定。従って、「標準型道程」を選択した大学は、2 度の「包括評価」の受審義務とそのために相当程度の評価負担を担う必要（「包括評価」の構成要素には、HLC による通常タイプの外部評価のほか、「学生意見調査」、「実地調査」（「複数キャンパスを対象とした実地調査」を含む）、「連邦政府法令適合性審査」が含まれており、大学はその全てに対応することが義務づけ）。
- ・一方、「開放型道程」にあっては、HLC による 4 年目の「質保証評価」は、「質管理関係書類」に即して「評価パネル」が書面評価として実施。「実地調査」はなく、「学生意見調査」、「連邦政府法令適合性審査」も実施されず。大学の評価負担の軽減に配慮。
- ・5 ～ 9 年の間に行われる「質保証の自主取組」は、大学に改善プロジェクトを推進する機会を付与することを目的としたものであることの帰結として、大学固有のプロジェクトの進展状況、プロジェクトの目標の達成に係る書面提案・達成状況報告とこれに対する HLC 評価パネルの書面審査、という方式でこれを実施。上記と同じく、評価負担の軽減に配慮。
- ・「開放型道程」では、4 年目の「質保証評価」の際に、「モニタリング」の必要性の有無についての判断がなされたり、「焦点化した実地調査」若しくは課題を社会に「公示」するよう求める措置が指示された場合、その大学に対し、「開放型道程」を外れ「標準型道程」に移行することを義務付けるなど、「開放型道程」の審査・評価プロセスは、同道程の維持の可否判断やモニタリング措置の実施と強く連動。
- ・「開放型道程」では、同道程終了時に、アクレディテーションの地位更新の判定に加え、「開放型道程」受審の適格性に係る審査も独立して実施。
- ・上 2 つの特徴点に見られるように、「開放型道程」は、「標準型道程」との比較において、受審大学の質保証活動における自由度が高く評価負担が軽減されている一方で、アクレディテーション基準を軸とする HLC の規範的要件充足への要求が強化されていることに加え、同道程を選択した大学の「質保証・向上」の取組の熱意をエビデンス・ベースで問おうとしている点において、いわゆる効果的な「内部質保証」の実現要求も高度化されていることが理解可能（→換言すれば、評価プロセスの簡便法を選択した大学の当該大学自身の「質保証」の責務がとりわけ強調）。

【図表 3】 【図表 4】 【図表 5】

【図表 3】『標準型道程 (Standard Pathway)』の年次別評価手順



本図表は Higher Learning Commission“2023 Resource Guide”(2023 Resource Guide (hlcommission.org) (2023.12.7 閲覧)), “Standard Pathway Cycle” (p.53) を基に作成。

【図表 4】『開放型道程 (Open Pathway)』の年次別評価手順



本図表は Higher Learning Commission“2023 Resource Guide”(2023 Resource Guide (hlcommission.org) (2023.12.7 閲覧)), “Open Pathway Cycle” (p.54) を基に作成。

【図表 5】「標準型道程 (Standard Pathway)」と「開放型道程 (Open Pathway)」の差異に基づくアクレディテーション活動

本図表は、既にアクレディットされている大学に必要とされる典型的なタイムラインを示したものである。

年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
「大学データ更新 (Institutional Update)」 財務指標、非財務指標の「評価」を含む	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「各道程の評価活動 (Pathway Evaluation)」 「質保証評価 (Assurance Review)」若しくは「包括 評価 (comprehensive evaluation)」(必要に応じ、「複 数箇所への実地調査 (Multi-location Visits)」を伴う)				○	—	—	—	—	—	○
「質保証の自主取組 (Quality Initiative)」 「開放型道程」の場合のみ					○				○	
「複数箇所への実地調査 (Multi-location Visits)」 現在活動中の「追加的な活動拠点 (additional locations)」を 3 以上有している大学に対してのみ			○					○		
その周期における幾つかのポイントで、大学は、次に示すような必要性に対応し、追加的な評価を受けなければならない。 ・「重要な変更 (substantive change)」の申請 ・「管理運営、組織・構造の変更 (Change of Control, Structure or Organization)」の申請 ・財務指標、非財務指標のフォロー・アップを含む、「通常タイプのモニタリング」若しくは「特別モニタリング」 ・課題を社会に「公示 (Notice)」するよう求める措置の決定										

HLC のアクレディテーションを新規取得した大学、「資格一時停止 (Probation)」に留め置かれている大学、「証拠開示請求 (Show-Cause Order)」が発出されている大学など「否定的な決定 (adverse action)」の危機にさらされている大学は、ここに示されるサイクルの対象外である。これらに該当する大学に適用される周期について、アクレディテーションを新規取得した大学に関するものは 20、23 ページを、「制裁 (sanctions)」が課されている大学、「証拠開示請求」が発出されている大学、「否定的な決定」の瀬戸際にある大学、に関するものについては 23、39 ページを参照。

本図表は Higher Learning Commission “2023 Resource Guide” (2023 Resource Guide (hlcommission.org) (2024.1.30 閲覧)), “Snapshot of Accreditation Activities for Standard and Open Pathway Institutions” (p.42) を基に作成。

5. モニタリング、フォローアップの仕組み

(1) アクレディテーション・プロセスの要素を成すモニタリング

① アクレディテーション更新を求める全大学を対象とするもの

- ・アクレディテーション更新を求める大学を対象とする評価プロセスである「標準型道程」は、アクレディテーションのステータスの有効期限である 10 年サイクルの中で、1～3 年の間の「自己評価活動」に相当する「質管理関係書類」の作成・提出、HLC による 4 年目の「包括評価」の実施、5～9 年の間に上記同様の「質管理関係書類」の作成・提出、HLC による 10 年目の「包括評価」の実施、という方法で、HLC によ

る大学の質保証を監理（モニター）するための制度的な仕組みが構築。さらに、4 年目の「包括評価」の最終段階で、「フォローアップのためのモニタリング」の必要性に関して判断。

- ・ここでは、上記のような大学に対する質監理における制度的なフォローアップ・システムが構築されていることを前提に、「標準型道程」を念頭に置き、大学に対するそれ以外のモニタリングのタイプの内容について見ていく。
- ・なお、「開放型道程」についても、質保証活動における大学の自由度が高いとはいえ、10 年のアクレディテーション・更新期間のスパンで、いくつもの質保証に係るハードルが設けられているほか、同道程にあっても、既述の如く、「標準型道程」同様、定式化されたアクレディテ

ション・プロセスと異なるモニタリング・システムと連動してその運用がなされている点に留意が必要。

② 「通常タイプのモニタリング (Routine Monitoring)」、フォローアップの仕組み

i) 評価チームによる「中間的モニタリング」の実施提案【図表 6】

- ・「中間的モニタリング」は、最初の「包括評価」と次の「包括評価」の間に計画されるもので、報告書若しくは実地調査の実施を伴うもの。
- ・評価チームによって作成されるもので、重大な懸念事項を改善したことを明らかにし、既に予定されている「包括評価」や「質保証評価」の一部に組み込まれた大学自身の手による改善活動の結果をしっかりと報告するよう大学に求める「中間的モニタリング建議書 (Interim Monitoring Recommendation)」に依拠して実施。
- ・評価チームが「中間的モニタリング」の必要性を「建議」する際の視点は、次の通り。
 - その大学が抱える現在の課題や懸念事項が、深刻かつ重大であるか。
 - アクレディテーション基準の細則である「基幹的構成要件」の中に、不適合の可能性のあるものがあるか。
 - 現在の懸念事項と密接に結びつけられ、「制裁」や「モニタリング」が過去に課されたことがあるか。
 - 過去において、重大な課題を自身の手で解決したことがあるか。
 - 「モニタリング」の建議をいつのタイミングで発出するのか（例えば、次回の評価に組み込もうとするのか、10年目と次回の4年目の間で行おうとするのか、それとも、そのサイクル内の4年目と10年目で行おうとするのか、ということに係る判断）。
- ・評価チームが、「中間的モニタリング」実施の建議を行おうとする場合、該当の「基幹的構成要件」と関係づける上で必要な最小限の報告書作成（若しくは同構成要件に限定しての「焦点化した実地調査」の実施や「焦点化した実地調査」と大学の作成に係る簡便な報告書作成の組み合わせ）など、その大学の負担軽減の考慮も

なされる。

ii) 「中間的モニタリング」としての「中間報告書」、「焦点化した実地調査」の選択

- ・評価チームが、「中間的モニタリング」が必要であると判断すると、モニタリングのタイプとして、次に「中間報告書 (Interim Report)」、「焦点化した実地調査」のいずれが適切かについて判断。
- ・「中間報告書」は、大学から具体的かつ重要な情報が欲しい、幾つかの「変更」や挑戦に向けて前進してきた軌跡をたどりたい、大学が公にした計画が結実したことを示す証拠に接したい、といった目的のため、大学に対し提出を求めるもの。
- ・「焦点化した実地調査」は、大学の個別具体の側面に特化して検証するもので、特別な「開発 (development)」行為や「変更」、あるいは先に実施した評価プロセスで明らかになった課題の追跡調査、といった限定された領域を評価するためのもの。
- ・「焦点化した実地調査」は、2名の評価員から成る評価チームにより、2日間かけ実施。
- ・評価チームの基本的な役割は、焦点化した特定領域を評価し、HLCに対し、当該領域に係る改善状況を示す報告書を提出。
- ・仮に評価チームが、評価過程で、調査対象外となる事項でアクレディテーション上の懸念事項となりかねない事象を見出した場合、その旨を報告書に書き記すとともに、適宜、追加のフォローアップの必要性を建議。
- ・アクレディテーション基準への不適合を示す明確な証拠が、評価活動の過程で発見されれば、「制裁」や、「証拠開示請求」の発出、さらにはアクレディテーションの地位の剥奪を含め、適切に建議を行う必要性。
- ・「焦点化した実地調査」に伴う建議は、その最終決定権を有している IAC に伝達。
- ・なお、「開放型道程」にある大学が、「焦点化した実地調査」を措置されると、「標準型道程」への移行が義務づけ。
- ・中間的モニタリングとして、「中間報告書」か「焦点化した実地調査」かのいずれが適切かの判断

【図表 6】「中間的モニタリング」は、どのような場合に行う必要があるのか

「中間的モニタリング (Interim Monitoring)」実施の要件・実施時期		
評価チームによる判断	実施必要性の有無	説明事項
大学による関心度の高さ	無	「大学自身が関心」を以て、適切に改善の機会をうかがおうとしている。HLC によるフォローアップは必要ない。
「基幹的構成要件」への「懸念事項付きの適合判定」	有	「基幹的構成要件 (Core Component) の諸規定の一部について、「懸念事項付きの適合判定」の状態にある場合、「中間的モニタリング」が必要となる。総体として見れば「基幹的構成要件」は充足していると言える一方で、a) ある具体的な懸念事項に由来する問題点の改善が、「基幹的構成要件」の完全充足において必要である、b) その改善を確実にしめるためには、HLC によるフォローアップが不可欠である、といった兆候が既に見られる、ことがそのための要件となる。上記 2 つの要件にともに該当すれば、そうした状況下での評価チームの「懸念」がモニタリングを実際に必要であるとする根拠となり、その実施が俟上になる。
「基幹的構成要件」への「不適合判定」	無	「制裁 (Sanctions)」を課すことが検討される。
「遵守が前提の規範実例 (Assumed Practices)」への「不適合判定」	有	「遵守が前提の規範実例」が不充足の状況にあることが分かれれば（仮に全ての「基幹的構成要件」が、「適合」若しくは「懸念事項付きの適合」であったとしても）、「中間的モニタリング」が必要となる。「遵守が前提の規範実例」の適合性の可否は、アクレディットされた大学に対する評価の中で特に力点を置いて行われるわけではないので、その適合性審査は、「不適合」と認められた「基幹的構成要件」の検証をする中で実施される。「遵守が前提の規範実例」を対象とするモニタリングは、通常、その決定がなされた日から 3 か月以内に実施される。
「制裁」の決定	無	もし「制裁」（「大学の名指し指定」、「資格一時停止」、「剥奪」）が建議された場合、一般に、「中間的モニタリング」は指示されない。通常の場合、「制裁」には、何らかの形で「中間的モニタリング」が包含されているからである。但し理事会が、「制裁」と結びついた実地調査が実施される前に、「中間報告書」の作成・提出を認める、との判断を下す場合がある。もっとも、それは例外的な場合に限られる。
「連邦政府法令適合性 (Federal Compliance)」に対する HLC によるフォローアップの必要性	有	「連邦政府法令適合性」の検証と関連づけられたモニタリング実施への希望は、評価チーム報告書の要約部分に当る頁の中で示されるべきである。
「基幹的構成要件」とは明確に結びついていない重要な懸念事項の存在	大学の アクレディテーション・リエゾンと面談の必要	HLC のアクレディテーション基準の適用領域外にあると考えられる重大な懸念事項の扱いを考慮するに当たっては、大学のアクレディテーション・リエゾンと協議。

本図表は Higher Learning Commission “Considerations For Peer Review INTERIM MONITORING” (https://download.hlcommission.org/peer-review/InterimMonitoring_TRN.pdf)(2023.12.25 閲覧)、“WHEN IS INTERIM MONITORING REQUIRED?”(p.3) を基に作成。

の際の考慮要素は、次のとおり。

- 如何にして十分な証拠物を集めようとするのか。証拠物をベースにただで、十全な判断ができるのか。それとも、その確認のためには、キャンパスに赴き、観察可能な「複数の形状の証拠物 (patterns of evidence)」による立証が不可避なのか。
- 提供された証拠物が十分なものなのかどう

かの判断に当り、大学の代表者とのやり取りが必要なのか。証拠物が十分でも、そうした対話を欠くことで、結論を出すのが難しいように見えるのか。

- モニタリングの実施という結論が適切と考える前に、「制裁」を課す可能性を真剣に考慮したか。評価チームが、課題を社会に「公示」の措置を課すことを検討し、「中間的モ

ニタリング」の実施を決定した場合、「焦点化した実地調査」が適切。大学もまた、「懸念事項付きの適合判定」という特別な状況にあり、不適合への緊急性が増しているシグナルとして、この「焦点化した実地調査」を理解すべき。

- なお、「焦点化した実地調査」の結論として、課題が重大でその解消に相当程度の時間を要すると判断された大学には、再度のモニタリングや「制裁」発動の可能性。

③ 特別タイプのモニタリング、フォローアップの仕組み

- ・「特別モニタリング (Special Monitoring)」の実施及びその結論の提示において、HLC 会長の建言・役割が大。
 - ・特別モニタリング」は、「連邦政府法令適合性審査」とも連動。
 - ・「特別モニタリング」は、次の3種で構造化。
 - 「特別モニタリング報告書 (Special Monitoring Report)」の検証。
 - 「助言目的の実地調査 (Advisory Visit)」
 - 「大学の名指し指定 (Institutional Designations)」
 - ・「特別モニタリング報告書」、「助言目的の実地調査」報告書の分析と、意思決定機関への所要の措置を講じることの提案権は、HLC 会長に留保。その提案の中には、追加のモニタリング実施に加え、「制裁」の賦課その他の決定を行うことまでもが包含。
 - ・HLC 会長がそのための措置提案を行うに当たり、大学側に反論の機会を付与。
- i) 「特別モニタリング」実施の要件
- ・「特別モニタリング」実施の要件は、次の通り。
 - 破産、財務危機、教育事業停止の意向、などを大学が表明した場合。
 - 理事会、管理部門、教員や学生団体との間での紛争が、広く知られている場合。
 - 開設されている教育プログラム数、教員数、学生数において、大幅減少が生じた場合。
 - 政府機関、他のアクレディテーション機関や資格認定機関により、公的な制裁が課された場合。
 - 深刻な法的、財務的、倫理的理由に基づく

公的査察が入った場合や、司法上の裁定が下された場合。

- 財務面からの大学の継続能力や財務運営面において、重大な懸念を推測させるような財務監査報告書や「証券取引等監視委員会 (Security Exchange Commission)」からの申立などの情報に接した場合。
- 学生や社会一般に対し、重大事案につき事実を歪曲して公表した場合。

ii) 「特別モニタリング報告書」の検証

- ・HLC 会長が、大学のガバナンスと運営、財務その他の事項について緊急の課題がある場合、その大学に対し「特別モニタリング報告書」の提出を求め、これを調査・検証。
- ・「特別モニタリング報告書」の検討と所要の措置提案は、HLC 会長の許で行う。

iii) 「助言目的の実地調査」

- ・「助言目的の実地調査」は、HLC の諸要件への充足状況への懸念に関する多くの情報を収集することを目的とするもの。評価チームにより、直前での予告の下、「現地評価 (on-site evaluation)」として実施。同チームには、HLC のリエゾン・スタッフ若しくは HLC スタッフが同行。
 - ・「助言目的の実地調査」は、所要の決定に係る建議を表明することなく、専ら、HLC の諸要件への現在の充足状況を調査するという性格。その可否の判断は、HLC 会長が行うとともに、意思決定機関に対し、その決定のための措置提案 (recommendation) を起案。
 - ・「助言目的の実地調査」のタイミングも、HLC 会長の裁量的判断に帰属。
 - ・HLC による実地調査の要求がなされると、大学は、「助言目的の実地調査」に先立って、HLC の定める諸要件に適合していることを示す証拠書類の提出が義務化。HLC も、同実地調査に先立ち、大学の保有する記録文書の中から、評価チームとして閲覧可能なその他の情報を探査。
 - ・大きな課題を抱え当面の改善が期待できない大学には、再度のモニタリングや「制裁」発動の可能性。
- iv) 「大学の名指し指定」



- ・「大学の名指し指定 (Institutional Designations)」は、a) 財務危機に陥っている大学、b) 政府機関の査察下にある大学、を HLC 会長名で社会に公表する制度。
 - ・「大学の名指し指定」は、原因となる事実が存在することを HLC が確認した後、早い段階で発出。その発出に当り、大学に反論の機会付与。
 - ・「大学の名指し指定」は、HLC web サイト上の「ア krediteーションの地位に関する公式文書」に掲記の「対社会的情報公示」を介して公表。
 - ・通常、「大学の名指し指定」の期間は、2 年を超えることはない。
 - ・「大学の名指し指定」の発出期間中、HLC は大学に対し、現況を説明した報告書の提出を要求したり、「通常タイプのモニタリング (regular monitoring)」に加えて、HLC 会長指示の下、「助言目的の実地調査」を含む「特別モニタリング」に服することを要求。
 - ・また、「大学の名指し指定」下にある大学は、「重要な変更」申請について、その措置が解除されるまでの間、承認の延期がなされるほか、申請そのものが拒絶される場合有り。
 - ・「大学の名指し指定」の措置下にある大学は、状況に応じ、HLC から「制裁」を課される場合有り。
 - ・HLC 会長、理事会が、同措置解除の可否の判断権を留保。
 - ・会長は、「大学の名指し指定」を措置している期間中、新たな情報や追加情報に HLC が接した場合と、「大学の名指し指定」期間終了時に、同措置の解除の可否のための再評価を実施。
 - ・HLC 会長や理事会は、それぞれ単独の判断で、「大学の名指し指定」の原因となった課題が解決されたが故、もはやそうした措置を課する必要はない、との見解を示した場合、同措置は解除。会長や理事会の決定は、最終的なものである。
 - ・「大学の名指し指定」の解除の最終判断は、HLC 会長や理事会の判断でなされる一方、大学は、モニタリングや評価の期間中、名指し指定措置の解除を訴えることが可。
- v) 「大学の名指し指定」の原因となっている財務

危機

- ・HLC 会長は、理事会に諮った後、財務能力に深刻な課題のある大学に対し、「大学の名指し指定」を指示する権限を留保。
 - ・「財務上の危機 (financial Distress)」とする「名指し指定」の原因例としては、州政府交付金の大幅減額、大学の抱える負債の段階的な大幅増、大学（若しくはその親組織など）の財務状況・財務管理が深刻な状態にあることを理由とした「連邦教育省 (U.S. Department of Education, USDE)」による「補助金事前交付停止処分 (Heightened Cash Monitoring 2 (HCM2))」の賦課、財務危機に陥っている旨の大学自身による正式表明、当該大学の監査人が警告として発した懸念事項の進行、など。
- vi) 「大学の名指し指定」の原因となっている政府による査察
- ・HLC 会長は、理事会に諮った後、政府機関、法執行機関並びに裁判所による査察・調査を受けている大学に対し、「大学の名指し指定」の指示を発する権限を留保。
 - ・「大学の名指し指定」の原因となっている「政府による査察 (governmental investigation)」の例としては、州司法長官の指示下での査察、「連邦取引委員会 (Federal Trade Commission)」による査察、「連邦司法省 (U.S. Department of Justice)」その他の連邦政府機関による査察、USDE による「制限 (Limitation)」、「資格一時停止」、「活動終結の決定 (Termination Action)」などの重大事案による査察、当該大学の組織体制や教育上の諸活動に関連して政府機関が関与する法廷闘争、など。

(2) 「重要な変更」

① 性格

- ・高等教育を取り巻く社会経済的な環境・条件や学術・科学技術の進展に応じた学生の「学習ニーズ」などの変化を見極め、大学が、その様々な局面で「重要な変更」を行うことは、大学の継続的な発展にとって不可欠。
- ・大学は、教育上の提供物や管理・運営体制における特定タイプの「重要な変更」を行うに当り、

これを HLC に「届出 (notification)」し、若しくは「承認 (approval)」を求めることが必要。

- ・「重要な変更」に当り、HLC からの事前承認が必要である場合に備え、HLC は予め「審査用フォーマット」を設定。同フォーマットは、HLC への「変更」申請書を提出の際の指導指針ともなっている。

② 対象

- ・「重要な変更」を行うに当り、「届出」、事前の「承認」を得る必要のある対象領域は、次の通り。
 - 教育プログラム (新たな教育プログラムの開設、若しくは既存の教育プログラムの変更、を含む) に関する事項。
 - 「分校キャンパス」及び「追加的な教育拠点」に関する事項。
 - 実時間制若しくは単位時間制に関する事項。
 - 契約に基づく教育上の取り決めにに関する事項。
 - 管理運営、組織・構造に関する事項。
 - 通信教育に関する事項。
 - 遠隔教育に関する事項。
 - 単位の配分に影響を及ぼす修学年限に関する事項。
 - 管理運営体制に関する事項。
 - ミッション、学生団体にに関する事項。
 - その他
- ・HLC による事前チェックの対象となる「教育プログラム」変更については、教育プログラムの内容に対し 25% 以上の「変更」を加える場合が、その審査の基本。また、教育プログラムの内容「変更」には、カリキュラムの変更、学習目標の変更、コンピテンシーや必修化されている医療体験学習の変更、に対するものを含む。
- ・「変更」に当り、HLC の事前の「承認」が課されているのは、「大学」が次のような状況にある場合である。
 - 「制裁」が課され「証拠開示請求」が発出されている期間とそれ以降の 3 年間、若しくはアクレディテーションの地位の「一時停

止」となっている期間中。

- 最新のアクレディテーションに係る審査以降、教育プログラムの内容について、25% 以上の割合でこれに「変更」を加えようとする場合。
- 教育プログラムの提供方法を「変更」しようとする場合
- 「修了年限を弾力化 (customized Pathways)」したり、「コースや教育プログラムを省力化・修正 (abbreviated or modified courses or programs)」する、といった新たな教育内容・方法を開発しようとする場合。
- 「契約に基づく取り決め (contractual arrangement)」に従って教育提供を行おうとする場合。

③ 事前承認を要する「変更」申請に対する審査方法

- ・「変更」申請において、HLC の事前承認が必要である場合、HLC は、「書面審査 (Desk Review)」、「『変更』審査パネル (Change Panel)」、「『変更』審査のための実地調査 (Change Visit)」のいずれかの適切なプロセスの採用を決定。組織・機構に対するものについては、「管理体制変更評価 (Change of Control Evaluation)」の受審が必要。
- ・「書面審査」は、HLC のスタッフが行う審査。同スタッフが、その申請を承認すべき旨を建議すると、それは、これについて最終決定権を有する IAC に伝達。同スタッフが、その申請を拒絶すべき旨を建議すると、大学には、意思決定機関がこれを考慮するに先立ち、同建議を検討する機会が付与。
- ・「『変更』審査パネル」は、2 名以上の評価員で構成。平均的な審査期間は、6 か月。大学に対し追加情報の提供を要請する場合あり。
- ・「『変更』審査パネル」は、その「変更」は承認されるべきである、修正をした上で承認されるべきである、あるいは拒絶されるべきである、といった建議を行う。また「『変更』審査パネル」は、モニタリングに付すべき、との建議を行うことも可。大学には、IAC がこれを考慮するに先立ち、同建議を検討するとともに、その建議に反論する機会を付与。



- ・場合により、「『変更』審査パネル」は、実地調査チームにより「変更」申請についてさらに検証を進めるべきとの建議を行う。その場合の実地調査は、「『変更』審査のための実地調査」を介したもののほか、既に予定されている「焦点化した実地調査」や「包括評価」の実施期間中になされるもの、といった選択の幅あり。
- ・「『変更』審査のための実地調査」には、「変更」申請書を審査し実地調査を実施することを任とする2名以上の評価チームが関与。この審査の平均的な期間は、おおよそ9か月。
- ・「『変更』審査のための実地調査」チームは、その「変更」は承認されるべきである、修正をした上で承認されるべきである、あるいは拒絶されるべきである、といった建議を行うことができる。また実地調査チームは、モニタリングに付すべき、との建議を行うことも可。大学には、IACがこれを考慮するに先立ち、同建議を検討するとともに、その建議に反論する機会が付与。
- ・HLCスタッフは、こうした「変更」申請の審査を、直近の「包括評価」や既に予定の「『変更』審査のための実地調査」に組み込む場合あり。
- ・大学の管理運営体制を「変更」するに当たり、HLCの事前承認を受ける必要がある場合あり。この種の「変更」は、他とは独立したプロセスに従って実施。従って、資料提出についても他の「変更」申請とは異なる形態で行われる。
- ・大学の管理運営体制の「変更」申請に対する最終決定は、その重大性に鑑み、IACではなく、HLC理事会によって実施。

(3) 「連邦政府法令適合性」審査

① 性格

- ・HLCが連邦政府の「認証」を得たアクレディテーション機関であることに伴い、HLCのメンバー大学が連邦政府奨学金交付適格性を備えた大学である旨の証明のため、認証済みのアクレディテーション機関として、幾つかの連邦政府の諸法規の趣旨・内容に適合していることを保証する義務あり。

② 審査時期

- ・HLCによる審査時期は、次の通り。

- 「アクレディテーションの更新」の際の「包括評価」。
- 「候補校」若しくは「初回のアクレディテーション」の適用を受ける大学に対して行われる「包括評価」。
- アクレディテーションの地位の「一時停止」の状態にある大学に対して「制裁」を課すかどうかを決めるための実地調査。
- 1つ若しくは複数個所に亘る連邦法令未充足の疑いがある場合や、法令充足状況を確認するための「助言目的の実地調査」。
- このほか、実地調査を伴うことなく、通常のモニタリングの一環として若しくはHLCの方針の下で行われる「特別モニタリング」の一環として、連邦法令の充足状況を示す書類の提出を要求する場合あり。

③ 審査対象項目

- ・「連邦政府法令適合性 (Federal Compliance)」の審査対象項目は、次の通り。
 - 単位の配分法、教育プログラムの修了年限の長さ、授業料。
 - 学生からの苦情に対応するための学内的な仕組み。
 - 単位移転・認定方針の公表状況。
 - 受入れ学生の特性の検証の実務。
 - 学生のプライバシーの保護。
 - 学生のアウトカム・データの公表状況。
 - 州政府や他のアクレディテーション機関との連携状況。
 - 学生募集、学生の受入れ及びこれに係る学生登録実務。

④ 審査プロセス

- ・大学は、HLCの実地調査の前に、web上の「質保証システム (Assurance System)」の中で作成する「連邦政府法令適合ファイル (Federal Compliance Filing)」を提出。
- ・HLCは、「連邦政府法令適合」状況を示した証拠物を、上記「質保証システム」の中で閲覧できるようにする。これらを資料の上記「質保証システム」へアップロードすることを大学に義務付け。
- ・「連邦政府法令適合性」の審査員は、実地調査

に先立ち、証拠物の検証を行い、更なる探査・確認の任務を担う実地調査チームのために、そこでの問題点について言及。

- ・実地調査の実施期間中、評価チームは、「連邦政府法令適合性」の審査員が事前に発見した問題点が、該当法規への当該大学の適合状況について与える影響の判断を行うほか、必要に応じ、大学に対し追加の証拠物の提出を要請。
- ・実地調査チームが、「連邦政府法令適合性」に対して懸念を抱いた場合、「フォローアップのためのモニタリング」等の実施を建議。
- ・同建議を受け、HLC の意思決定機関が所要の決定を行う。

(4) 意義

(「モニタリング、フォローアップ」について)

- ・HLC による基準適合性の審査・評価を通じた大学の質保証は、「包括評価」を基軸とした定常化されたアクレディテーション・システムのほか、様々な「モニタリング」の仕組みが確立・運用。
- ・これら「モニタリング」の仕組みは、大学の改善・向上を支援するという目的を持つにとどまらず、それ以上に大学の質に対する HLC による監理・監督を十全化させるという意図のもと、基準適合性への懸念や大学の存続が危ぶまれるという事態に立ち入った場合、「モニタリング」を「制裁」、「証拠開示請求」を含む厳しい措置と連動させる、という制度設計。
- ・アクレディテーション・プロセスにおいて、大学の自由度が認められる「開放型道程」を既に選択している大学が、「中間的モニタリング」の一を形成する「焦点化した実地調査」を措置されると、その自由度が縮減される「標準型道程」への移行が義務づけ。
- ・「通常タイプのモニタリング」と併せ HLC が制度化している「特別モニタリング」は、その大学が深刻な財務危機に陥ったり政府による査察が入った場合のほか、学内の管理・運営体制の混乱、外部関係者との紛争、大学情報の社会への歪曲した開示、など、大学が重大かつ深刻な状態に直面している場合や著しく誠実性に悖る

行為を引き起こした場合、に実施。

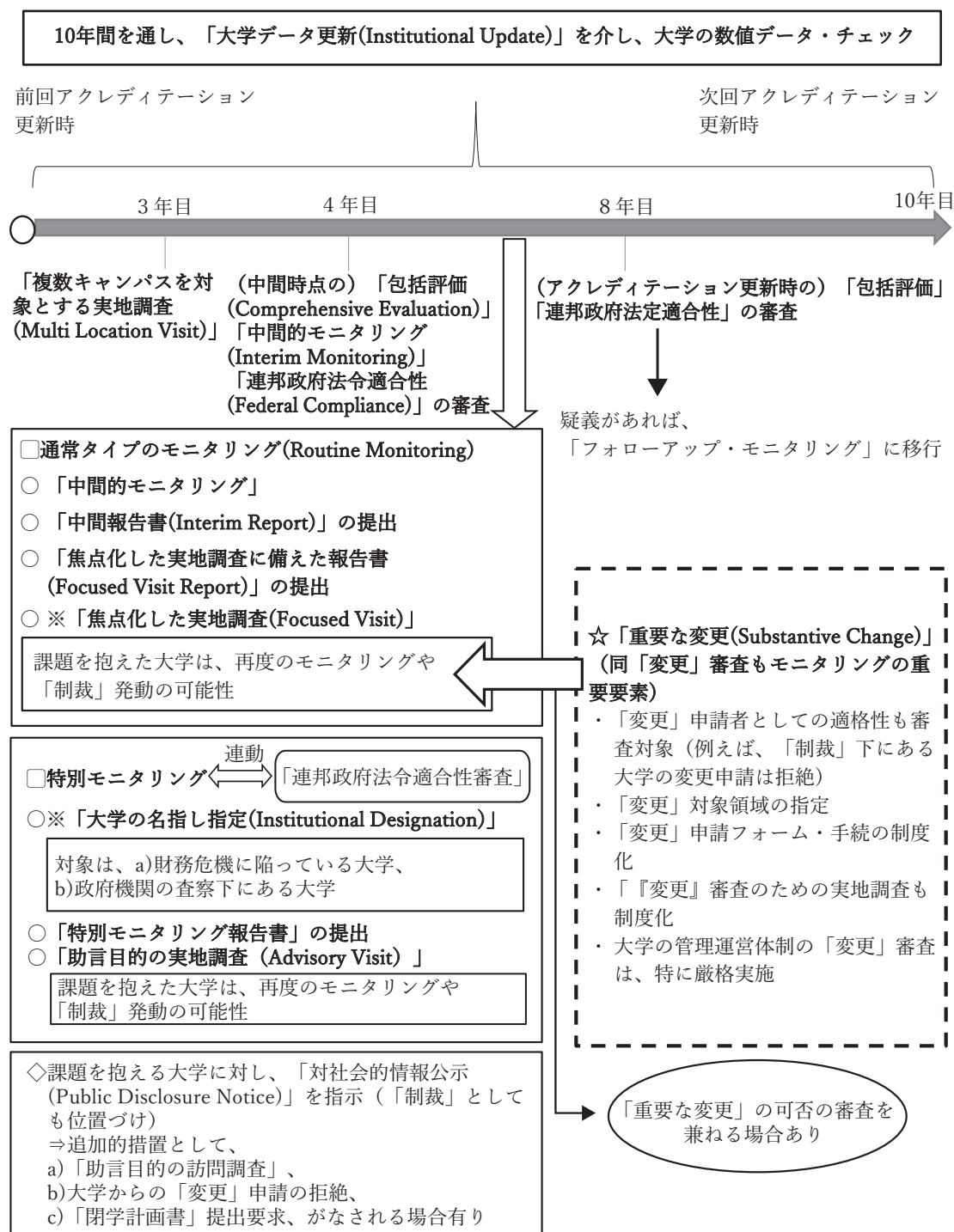
- ・その実施及びその結論の提示において、HLC 会長の権限・役割が大。
- ・「特別モニタリング」は、「連邦政府法令適合性審査」とも連動。
- ・「特別モニタリング」の重要な一翼を成す「焦点化した実地調査」では、HLC による実地調査の要求がなされると、大学は、これに先立って、HLC の定める諸要件に適合していることを示す証拠書類の提出が義務化。HLC も、同実地調査に先立ち、大学の保有する記録文書の中から、必要な情報を探査。このようにアクレディテーション更新の際に定常的に行われる「包括評価」の場合と同じ精緻な内部評価・外部評価がシステム化。
- ・同じく「特別モニタリング」の一形態として HLC が位置づけ、a) 財務危機に陥っている大学、b) 政府機関の査察下にある大学、を対象に、HLC 会長名で社会に公表する制度である「大学の名指し指定」も、社会に注意喚起を促し、大学に即刻の課題改善を迫るという意図を持つものであるとともに、将来的な「制裁」に道を開くものとして、他のタイプの「モニタリング」と同一基調。
- ・なお、「大学の名指し指定」下にある大学には、「重要な変更」を行おうとする場合、大きな制限有り。

【図表 7】

(「重要な変更」について)

- ・大学が外部環境の変化に順応させ、また社会や学生のニーズに対応し、教育の内容・方法、大学の組織構造に「変更」を加えようとするについては、大学の改善・向上や新たな発展を支援するというアクレディテーションの役割に照らし、これを積極的に後押しする方向性が定着。
- ・しかし一方で、大学機関別アクレディテーションの役割が、大学の包括的質保証にあることから、そうした「変更」が教育の質を低下させないようにすべく、大学の安易な「変更」を認めることに対しては一定の規制を設定（ここでは、HLC として、メンバー大学が行おうとする「変更」に対し、広義の「モニタリング」機能を及ぼそうとする意図が垣間見える）。

【図表 7】「標準型道程 (Standard Pathway)」に見るモニタリング、フォローアップの仕組み



- ※ 「開放型道程 (Open Pathway)」の大学が「対社会的情報公示」や「焦点化した実地調査」を措置されると、「標準型道程」への移行が義務づけ。
- ・ Higher Learning Commission "Monitoring" (<https://www.hlcommission.org/Accreditation/monitoring.html>) (2023.12.29 閲覧)
 - ・ Higher Learning Commission "Considerations For Peer Review INTERIM MONITORING" (https://download.hlcommission.org/peer-review/InterimMonitoring_TRN.pdf) (2023.12.24 閲覧)
 - ・ Higher Learning Commission "Special Monitoring" (Special Monitoring (INST.F.20.010) | Policies (hlcommission.org)) (2023.12.29 閲覧)
 - ・ Higher Learning Commission "2023 Resource Guide" (2023 Resource Guide (hlcommission.org)) (2023.12.7 閲覧)

- ・そうした質の確保に係る規制は、「変更」内容の重大性（教育内容の変更が一定割合以上に及ぶ）、国法や伝統的に継承されてきた制度慣行（教育プログラム修了に必要な単位数、単位時間に係るものなど）に一定の影響を及ぼし若しくはそうした制度の趣旨に乖離しかねないもの、などや、アクレディテーション機関から制裁処分を課されるなど、何らかの理由でその大学の質に対する懸念、が認められる場合、それらが大学の「変更」申請に対し一定の制約要因となる。具体的にはそこで、「変更」申請に対して、「届出」、「事前承認」のいずれの方途を大学に迫ることになるかが、上記要因の存否によって左右。
- ・また「事前承認」を要する事案において、その審査の仕組みについては、「書面審査」、「『変更』審査パネル」、「『変更』審査のための実地調査」といった3種のプロセスが設定。このうち、「『変更』審査パネル」、「『変更』審査のための実地調査」の場合、その審査結果次第で「モニタリング」への移行措置も用意。さらに組織・機構に対するものについては、「管理体制変更評価」の受審が必要。
- ・通常の事前承認事項に関する「書面審査」、「『変更』審査パネル」、「『変更』審査のための実地調査」といった3種のプロセスの最終判断権がIACに帰属するのに対し、大学の管理運営体制の「変更」申請に対する最終決定は、その重大性に鑑み理事会の専権事項とされている。
- ・このように、「事前認可」を要する事項の審査形態についても、その大学が置かれている状況や基準充足に向けた取組状況の違い、組織・機構に係る「変更」とそれ以外の「変更」について、審査・評価に係る別異の制度設計が確立。（「『連邦政府法令適合性』審査」について）
- ・HLCのメンバー大学が連邦政府奨学金交付適格性を備えた大学である旨の証明のため、アクレディテーションの「候補校」やアクレディテーションの地位の獲得・更新に向けた「包括評価」の際に「連邦政府法令適合性」審査の受審が制度化。
- ・「連邦政府法令適合性」審査は、大学に「制裁」

を課すかどうかの決定を行う場合のほか、実地調査を伴うことなく通常のモニタリングの一環として若しくは「特別モニタリング」の一環として、連邦法令の充足状況を示す書類の提出を要求する場合、さらには「特別モニタリング」の一翼を占める「助言目的の実地調査」の折にそのための審査が実施される場合、など、HLCのアクレディテーションに係る審査・評価とこの「連邦政府法令適合性」審査は車の両輪として密接に機能し合っている。

- ・「通常タイプのモニタリング」、「特別モニタリング」の別を問わず、これら「モニタリング」と「連邦政府法令適合性」審査の親和性が高い制度設計として、HLCのアクレディテーション・システムは理解可能。

6. 大学の教育事業停止、教育プログラムの廃止への動きとHLCの役割

- ・大学や教育プログラムが、教育の提供断念という事態に陥った場合、学習者の権利擁護の観点から、HLCが「臨時計画書」の提出を要求。「臨時計画書」提出が必要な状況についても、HLCが詳細に条規化。
- ・「臨時計画書」提出に係る要件認定におけるHLCスタッフの判断権・裁量権が大。
- ・「臨時計画書」に記載する事項についても、HLCが詳細に条規化。
- ・HLCは、「臨時計画書」に加え、大学による同計画書の履行に向け、それまで在籍していた学生の学習権の保護を目的に、「教育事業停止大学（募集を終結する教育プログラムを含む）の学生を受け入れる大学」との間の「教育事業停止に伴う事業継承の覚書（Teach-Out Agreements）」の提出も要求。
- ・「教育事業の停止に伴う事業継承の覚書」に記載する事項も、HLCが詳細に条規化。
- ・「教育事業の停止に伴う事業継承の覚書」についても、学生の「学び」の権利を保護するという視点に立って、受入希望大学の質を検証し学生受入適格性を判断すべく、教育事業停止後の「学生受入大学」の承認手続に関する具体的な



定めを設定。

- ・「臨時計画書」の要件認定における HLC スタッフの判断権が大であることは上述の通りであるが、教育事業停止計画承認手続のほか、教育事業停止後の学生の「受入大学」承認手続においても、所要の決定を下すのは HLC スタッフであることに見られるように、HLC スタッフの権限が大。
- ・HLC に「臨時計画書」を提出することなく大学（あるいは教育プログラム）を閉じるなど、所要の手続を経ることなく、教育機能を終結させた HLC のメンバー大学に対しては、HLC、州政府、連邦政府が、それぞれの役割に応じ連携して対処。

7. 制裁、証拠開示請求及び否定的な決定

(1) 概観

- ・「アクレディテーション基準」違反を含む HLC の定める諸要件に違反する危険がある大学に対しては、一定の審査・評価プロセスを経て、「制裁」が課され、「証拠開示請求」が発出され、「否定的な決定」が措置。但し、これらが措置されても、その大学のアクレディテーションの地位に変動なし。
- ・「制裁」、「証拠開示請求」、「否定的な決定」が措置された大学は、即座にその旨を社会に開示することを義務化。一方、そうした措置が課されると、それは HLC の「大学名簿」における当該大学の「アクレディテーション・ステータス公式文書」に反映。
- ・HLC の理事会が、「制裁」を課し若しくはこれを解除する、「証拠開示請求」を発出し若しくはこれを解除する、「否定的な決定」の措置の発動の可否を判断する、ことについて意思決定権限を有する唯一の機関。
- ・次に、「制裁」、「証拠開示請求」、「否定的な決定」の順に、内容を簡単に説明する。

(2) 制裁

- ・「アクレディテーション基準」を軸とする HLC の定めた諸要件、連邦政府の諸法規に違背して

いる若しくはその瀬戸際にあると判断された大学には、「(対社会的) 公示 (Public Disclosure Notice)」や「資格一時停止」などの「制裁」が賦課。

- ・「制裁」の発動は最終措置であり、「異議申立 (appeal)」の対象外。

① 公示

- ・「アクレディテーション基準」違反の危険がある大学に対しては、「対社会的情報公示」が措置。
- ・課題を社会に「公示」することを義務づける措置の期間は、最長 2 年間。
- ・「公示」の状態に置かれた大学の場合、アクレディテーションの周期の残存期間の受審方法は、全て「標準型道程」での実施となる。
- ・「アクレディテーション基準」未充足の危機を脱しているとの主張を行おうとする大学は、このことを挙証する「『公示』解除申請書 (Notice Report)」を提出するか、懸念事項が改善されたことを明らかにしてもらうため、「『公示』解除のための実地調査 (Notice Visit)」を受け入れるよう要請。
- ・「アクレディテーション基準」未充足の危機を脱していれば、理事会は「公示」措置を解除するが、依然「アクレディテーション基準」未充足の危機にあり若しくは既に同基準を充足し得ていない状態に陥っている場合、その大学に対し、「公示」期間の延長、「資格一時停止」措置の発動、「証拠開示請求」やアクレディテーションの地位の剥奪などの措置発動。

② 資格一時停止

- ・「アクレディテーション基準」を軸とする HLC の諸要件、連邦政府の諸法を遵守し得ていない場合大学に対し、「資格一時停止」への移行措置がとられる可能性。
- ・「資格一時停止」に置かれた大学に対しては、「アクレディテーション更新のための道程」から外れる措置が実施。
- ・「資格一時停止」の初回の期間は、最長 2 年。
- ・「資格一時停止」が措置された大学は、「包括評価」の受審を義務付け（この包括評価の中には、「質管理関係書類」の作成・提出、連邦政府法令適合性審査、実地調査、が組み込まれる）。

- ・大学が「ア krediteーション基準」を軸とする HLC の諸要件、連邦政府の諸法規を完全充足し得た場合、理事会は、「資格一時停止」の措置を解除。「資格一時停止」解除後、大学によるア krediteーションの受審方法は、「標準型道程」の扱いとなる。
- ・「資格一時停止」が解除された大学は、4 年以内に、ア krediteーションの地位更新のための「包括評価」の受審が義務付け。
- ・依然として、HLC の要件を充足し得ていない場合、理事会は、「資格一時停止」措置の期間延長、「証拠開示請求」の発出やア krediteーションの地位の剥奪の可能性。

(3) 証拠開示請求

- ・「ア krediteーション基準」を軸とする HLC の諸要件、連邦政府の諸法規を充足し得ていない大学に対し、HLC は、ア krediteーションの地位が剥奪されるべきでない理由の挙証を求め、「証拠開示請求」を発出。
- ・「証拠開示請求」の発出は最終措置であり、「異議申立」の対象外。
- ・「証拠開示請求」が課された大学に対しては、「ア krediteーション更新のための道程」から外れる措置が実施。
- ・「証拠開示請求」の発出対象となった大学は、1 年以内に、ア krediteーションの地位の維持を要求する根拠を示すことが義務化。
- ・そして、大学には、「ア krediteーション基準」を軸とする HLC の定める諸要件、連邦政府の諸法規の全条規を充足していることを証明してもらうため、「『証拠開示請求』解除申告書 (Show-Cause Report)」を提出するとともに、「『証拠開示請求』解除のための実地調査 (Show-Cause Visit)」の受入を義務化。そして「『証拠開示請求』解除のための実地調査」実施前に、大学は、理事会運営部会 (Board Committee) による「聴聞 (Hearing)」を受ける。
- ・理事会が、その大学が「ア krediteーション基準」を軸とする HLC の諸要件、連邦政府の諸法規を充足し得ていると判断した場合、大学の「証拠開示請求」措置は解除。

- ・「証拠開示請求」が解除された大学は、「制裁」若しくは「モニタリング」の措置に移行。
- ・仮に、その大学がア krediteーションの地位を維持すべき根拠を証明し得なかった場合、HLC は、その大学のア krediteーションの地位を剥奪。

(4) 否定的な決定

- ・その大学がもはや教育機関として機能し得ていない、若しくは活動を行い学位を授与する法的権限が終結させられている、といった場合、当該大学のア krediteーションの地位は「剥奪」。
- ・「ア krediteーション基準」、連邦政府の諸法規、「遵守が前提の規範実例」、「基本資格要件基準」、「HLC メンバーの義務」の 1 以上の条規を遵守し得ていない場合、その大学のア krediteーションの地位の更新は認められず「剥奪」の可能性。
- ・HLC の理事会が、その大学のア krediteーションを奪う決定を下すと、当該大学のア krediteーションの効力は「剥奪」の日までは維持。その発効日は、決定が下された時期以降の学位授与の時期を含む学年歴終了日以前に遡ることはない。
- ・HLC のア krediteーションを獲得しようとする大学であっても、その大学が、「ア krediteーション基準」、連邦政府の諸法規、「遵守が前提の規範実例」、「基本資格要件基準」、の 1 以上の条規を遵守し得ていない場合、ア krediteーションの地位の新規取得は「拒絶」。
- ・「基本資格要件基準」、「遵守が前提の規範実例」、連邦政府の諸法規、の 1 以上の条規を遵守し得ていない場合、「候補校」の地位の新規獲得は「拒絶」。
- ・また大学が「候補校」の地位にとどまることが許容された期間内に、「ア krediteーション基準」を充足した旨を十分に証明できず、「HLC メンバーの義務」の要件を履行できなかった場合、「候補校」の地位は「剥奪」。
- ・HLC の「否定的な決定」は、大学による「異議申立」の対象。



(5) 意義

- ・「制裁」、「証拠開示請求」、「否定的な決定」が措置された大学は、HLCの情報開示システムを介し、即座にこれを社会に開示することで、在籍学生や将来学生を含むHLCメンバー大学のステークホルダーの権利・利益を保護する視点を堅持。
- ・「制裁」、「証拠開示請求」、「否定的な決定」の措置発動の可否の判断における理事会の権限が大。
- ・ア krediteーションなどの地位承認を拒む「否定的な決定」以外の「大学に不利な措置」は、異議申立の対象外。
- ・HLCの定める諸要件の充足を証明できた場合は「公示」措置が解除される一方で、基準充足に懸念のある大学に対しては、「公示」期間の延長にとどまらず、より強い処分である「資格一時停止」、「証拠開示請求」やア krediteーションの地位の「剥奪」などの措置発動に移行する可能性。
- ・「資格一時停止」を措置された大学は、「ア krediteーション更新のための道程」から外され、「包括評価」の受審を義務づけるなど、ア krediteーション受審を「一から出直す」よう求める仕組みが制度化。
- ・上記と同様の趣旨において、仮に「資格一時停止」の措置解除がなされても、大学によるア krediteーションの受審方法は、「標準型道程」以外に選択の余地はなく、4年以内に、あらためてア krediteーションの地位更新のための「包括評価」の受審を義務付け。
- ・HLCの定める諸要件の充足を証明できた場合は「資格一時停止」措置が解除される一方で、依然基準未充足の大学に対しては、「資格一時停止」期間の延長にとどまらず、より強い処分である「証拠開示請求」やア krediteーションの地位の「剥奪」などの措置発動に移行する可能性。
- ・「証拠開示請求」が発出された大学は、1年以内にア krediteーションの地位の維持を要求する根拠を示す「『証拠開示請求』解除申告書」の提出を前提に、「『証拠開示請求』解除のための実地調査」、理事会運営部会による「聴聞」に服するなど、基準充足状況の検証に向け厳し

い審査手続が制度化。

- ・「証拠開示請求」を措置された大学は、「資格一時停止」の場合同様、「ア krediteーション更新のための道程」から外される。
- ・仮に「証拠開示請求」が解除されても、大学に対し「制裁」若しくは「モニタリング」の措置を引き続き課すことで、当該大学の基準等の充足状況を継続監視。
- ・HLCの「証拠開示請求」に対応できなかった大学は、ア krediteーションの地位が剥奪されることで、この「証拠開示請求」措置は、ア krediteーションの地位の維持を拒む最終局面である「否定的な決定」と直接的に連結。
- ・「否定的な決定」は、ア krediteーション（若しくは「候補校」）の新規取得を拒む「拒絶」と、ア krediteーションの地位更新を認めない当該地位の「剥奪」の2種で形成。
- ・「否定的な決定」で審議される要件充足要求の対象となる規範は、「ア krediteーション基準」、連邦政府の諸法規、「遵守が前提の規範実例」、「基本資格要件基準」、「HLCメンバーの義務」といったHLCが遵守を求める要件の全てに及ぶ。
- ・「否定的な決定」に伴うア krediteーションの効力は「剥奪」の日までは維持され、その発効日が学位授与の時期を含む学年歴終了日以前に遡ることはないとされるように、「否定的な決定」対象大学の在籍学生の「学び」の権利を保護する視点が堅持。
- ・「否定的な決定」は、HLCと大学の間を完全に遮断するという効果をもつもので、当該大学の存続の帰趨に影響を及ぼす重大事案であることから、他の処分とは異なり大学による「異議申立」の対象。

8. まとめ

(1) 書面調査を介して得られた知見（要旨） — 日本高等教育評価機構からの要確認事項に関する調査結果を軸に—

- ① 大学の特色の進展を促す評価の在り方
- ・大学の目的に力点を置いたミッションの教育活

動や学生支援への反映を重視することが基準の中心軸を形成。

- ・計画の策定に当り、学内外の人々の見通しや転変する外部要因を考慮に入れるよう、ア krediteーション基準を介し求めることで、有為な将来展開を大学に要請。
- ・ア krediteーション・プロセスの基本型である「標準型道程」のほかに、大学の特徴をより促進させる「真摯な努力」を評価するため、大学の自由度の高い「開放型道程」を制度化。
- ・「開放型道程」のプロセスに「質保証の自主取組」のフェーズを設けることで、大学の特色ある発展を促す機会を制度的に提供。

② 大学への社会的な支持を得るための評価を通じた支援策

- ・ア krediteーション基準中に、大学の社会貢献の必要性を明示。
- ・計画策定プロセスに学外のステークホルダーの見通しを反映させることを、ア krediteーション基準を通し大学に要求。
- ・財務危機に陥っている大学、政府機関の査察下にある大学、を HLC 会長名で社会に公表することを内容とする「大学の名指し指定」の仕組みの存在が端的に示すように、大学へのア krediteーション及びその地位の対社会的公表を通じ、外部質保証の効果を社会全体で共有する趣旨が HLC の質保証システムには一貫している。

③ 評価における「多様性」の扱い

- ・CHEA の「認証基準」への適合性確保との関係で、米国ア krediteーション機関は、従来より、「多様性」の確保を「質保証」の最重要課題の一つとして位置づけ。
- ・現在、CHEA が「多様性」、「公平性」、「包摂性」の確保がア krediteーション基準の指導原理として位置づけたことで、「多様性」の尊重がさらなる重みをもつことになった。
- ・HLC は具体的にア krediteーション基準などで、大学構成層の組織・活動における「多様性」尊重を求める条規を置くほか、多文化社会、グローバル化の時代における市民的精神を培うカリキュラム展開を推進すること、学内手続・活動において、人々をインクルーシブで公平に扱うこと、バツ

クグラウンド、世界観や見方の異なる学生、教職員、管理職者の全構成員中に「尊敬」の土壌を醸成すること、等を定めた規定を設定。

④ 学修（習）成果の把握と評価の仕組み

- ・学修（習）成果の把握・評価は、ア krediteーション基準中で詳細に規定化。
- ・学内における「教育プログラム評価」の制度化や「教育プログラム別（専門分野別）ア krediteーション」への受審要請も規定中に明記。
- ・学生の「学び」のアセスメントの結果を、学内の計画策定活動に反映させるよう要請。
- ・修学中の学習成果把握にとどまらず、卒業後の成果把握にも力を注ぐよう大学に要請。
- ・学習到達度評価の実施状況について、証拠に裏付けられた厳密な審査・評価を指向。
- ・上と関連して、HLC が大学への連邦学生奨学金交付のためのゲートキーパーとしての役割を果たしていることに伴い、これに関連する量的データもアウトプット指標としてア krediteーション基準に盛り込む（在籍率、卒業率等）。
- ・また連邦教育省の要請に基づき、コース履修における厳格性の確保、「単位の実質化」の観点に立った条規も存在。

⑤ 評価方法の効率化と大学、評価者双方の負担軽減策

- ・補足資料・添付資料は、大学に対し可能な限り URL による提示を要請。
- ・ア krediteーションの地位更新プロセスにおける「開放型道程」で、一定の要件を充たした大学に対し自由度を重視した評価方法を認めるとともに、実地調査に替え書面調査中心に評価プロセスを進めるなど、大学の負担軽減の方途も制度化。但し、「開放型道程」の継続の可否については、ア krediteーション・プロセスの中で別途審査。
- ・一方で、連邦教育省、CHEA による制度的要求に対処する必要があるため、a) ア krediteーション基準が重層的に定められ、評価項目も多岐に亘っていること、b) 挙証用の補足資料・添付資料の種類・性格も様々であること、c) ア krediteーション手続も非常に複雑で（実地調査の種類も多様で、1 度きりとは限らない）、

アクレディテーション決定の種類も複雑多岐であること、などから HLC が制度化している評価は、内部評価・外部評価とも、評価の効率化、省力化や評価負担の軽減とは程遠い。

⑥ 大学・評価者への研修の仕組み

- ・上に見たように、各大学の ALO(アクレディテーション・リエゾン・オフィサー) に対し、専門研修の機会を提供し評価手続を進める際の連絡・調整を行うとともに、「HLC メンバーの義務」の周知を図るなどの活動を実施。
- ・新規 ALO を対象に、ALO の役割・期待事項、アクレディテーション・プロセスの周知のためのオンラインでのオリエンテーションのほか、HLC の方針・手続の全体趣旨を掌握してもらうため、web セミナーや年次集会を開催。
- ・「標準型道程」の論点について質問を行うことができる Q&Aweb セミナーを開催。
- ・「標準型道程」に組み込まれた「包括評価」の受審を見据え、アクレディテーション基準の枠組みの中での改善の方途を示すための戦略を開発し、大学の向上を支援するための 2 日間のバーチャル・セミナーを開催。
- ・評価員に対しては、web 上で、評価実施のガイドラインと報告書(様式)を提供。
- ・上記と併せ、新任の評価員を対象に対面での研修を実施するほか、直近の評価に従事する評価者向けの web セミナーを年間を通して実施。

⑦ 評価・認定校へのフォローアップ・モニタリングのシステム化の状況

- ・評価の受審に当り、HLC 側のアクレディテーション・リエゾン・スタッフである HLC 副会長が、大学と直接コンタクトを取り、評価の進め方やそれに必要な情報源を提示。さらには「重要な変更」の在り方について助言・支援を行う仕組みを制度化。
- ・各大学の ALO に対し、専門研修の機会を提供し評価手続を進める際の連絡・調整を行うほか、「HLC メンバーの義務」の周知を図るなどの活動を実施。
- ・HLC のアクレディテーションの決定には、認定の可否にとどまらず、大学の基準不充足の懸念に対する様々な「注意喚起」や「制裁」の仕

組みも組み入れ。

- ・アクレディテーションの有効期間中のモニタリング・システムが充実。すなわち、「通常タイプのモニタリング」(「中間報告書」、「焦点化した実地調査」などで構成)、「特別モニタリング」(「特別モニタリング報告書」、「助言目的の実地調査」、「大学の名指し指定」などで構成)を通じ、アクレディテーション更新期間中の大学の質を継続的に観察。HLC のモニタリング・システムは、質が劣化した大学に対する措置である上記「制裁」などとも連動。
 - ・加えて、基準不充足の惧れがある大学や「重要な変更」を予定している大学に対し、臨時の実地調査や大学代表者との面談の機会も用意。
- #### ⑧ 「教育事業停止」を控えた大学等への対応
- ・連邦教育省規則は、学生保護の視点から、アクレディテーション機関に対し、大学(分校キャンパスを含む)からの教育事業停止申告書への必要事項の記載について監督する責務を課すにとどまらず、事業停止に伴う学生の支援について連邦政府、州政府とともに最大限の努力を払うことを義務づけ。
 - ・アクレディテーション審査が不合格となったことに伴う学生獲得の不全、財務危機その他の理由による経営破綻の大学による「教育事業停止(teach-out)」(個別教育プログラムの閉鎖を含む)という事態を想定し、HLC はそのための詳細な対処方針を策定。

(2) 聴き取り調査によって得られた知見¹

聴き取り調査² 概要

日時

2024 年 7 月 12 日(金) 22:00 ~ 24:00 (日本時間)

面談者

Linnea Stenson 氏 (Vice President for Accreditation Relations)

Patricia Newton-Curran 氏 (Vice President

1 本聴き取り調査部分の執筆に当たっては、当該調査のために事前に HLC より回答を受けた質問票を併せ参照した。

2 本調査はオンライン会議システムを利用して行った。

of Systems and Accreditation Services)

調査員

早田 幸政 中央大学 日本比較法研究所客員研究所員
伊藤 敏弘 常務理事・事務局長
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

① 「標準型道程」の意義と大学の「特色」の自己評価方法

- ・「標準型道程」では、HLC の側から、ア krediteーション・プロセスを通じて大学が取り組むべき事項をガイダンスし、大学はそれに基づいて所要の情報や資料に即し基準適合性の証明を行う中で、自身の掲げるミッションや教育目的・目標に依拠し活動上の特色を明示。
- ・「標準型道程」では、HLC が予め設定したプロセスに準拠し「包括評価」を大学が受審するので、自己評価プロセスを自身の強みに合わせ改良することはほぼ不可。

② 「開放型道程」における大学の「質保証の自主取組」の意義

- ・「開放型道程」の核心は、大学として達成しようとする戦略的目標の明確化の上に立って、それを達成し得たことを挙証するツールとして「質保証の自主取組」が位置づけられている点にある。
- ・「開放型道程」の重要な一翼を成す「質保証の自主取組」の評価・認定は、ア krediteーションにおける「追加のクレジット」を大学に付与する役割を果たしている（従って、それは大学の評価負担軽減とは別問題）。
- ・「質保証の自主取組」の評価・認定に当っては、a) プロジェクトの内容、b) プロジェクトを支えるリソースの整備状況、c) 達成しようとする「成果」の中身とその達成に要する期間、について HLC が適切と判断しない場合、若しくは自己評価書それ自体が不十分である場合、その書き直しを求め、上記要件の充足状況をあらためて挙証する必要。

③ 「質保証の自主取組」における「真摯な努力」の位置づけ



Linnea Stenson 氏（左）と Patricia Newton-Curran 氏

- ・「質保証の自主取組」全体のプロセスの中での最も重要な評価ポイントが、この「真摯な努力」に対する評価の部分。
- ・「真摯な努力」の評価ではプロセスの最後に、「真摯な努力がなされている」、「真摯な努力はなされていない (Non Genuine Effort)」のいずれかの判定結果が提示。この判定はア krediteーションの基準適合性審査とは性格が異なる。
- ・「質保証の自主取組」の対象となるのは、a) 「学生の『学び』の成就 (student success)」、b) 学生の「学び」のアセスメント、c) オンライン/モバイルを介した教育/学習、構造化された計画、d) ユニット単位若しくは教育プログラム単位での評価活動、e) 「『質』に関わる文化的土壌の醸成」などに関するもの。
- ・そこでの評価上の大原則は、その大学に学ぶ学生が教育/学習を通じて「成功」を収めるようにするための戦略・ビジョンがどのようなものか、そのための具体的努力がどの程度注がれているか、ということの2点。
- ・そして「真摯な努力」がなされているか否かを見るための評価要素として挙げられるのが、その戦略・ビジョンの達成に必要な a) 人員が十分配置されていること、b) 施設・設備が十全に整備されていること、c) 財務上の手当てがなされていること、d) 学生が実際にその「学び」において成功を収めているかどうかをアセスメントしていること、e) そうした「努力」が具体的な改善と結びついていること、f) 大学自身、その「努力」によって実りある成果がもたらされたか否か、を把握しその結果を大学の一層の向上にリンクさせていること、の諸点。
- ・HLC の質保証では、a) HLC としてア krediteーションをどのようにして行うか、b) 「標準型道程」、「開放型道程」のいずれの選択肢を用いて、大学がア krediteーション・プロセス



を進めるのか、c) 大学に対するサンクションをどう行使するのか、が基本的な評価の柱。

- ・「質保証の自主取組」は「開放型道程」に固有のもので、「標準型道程」を選択した大学には恒常的な諸活動の中で、事実上そうした「自主取組」を行うことが求められている一方で、その部分に特化した評価は無し。

④ アク্রেディテーションに従事する HLC のスタッフ数

- ・ HLC のスタッフ合計は、55 名。
- ・ このうちアク্রেディテーションの審査・評価や認定業務並びに評価者研修業務に直接従事している者及びそれら業務のサポートスタッフを合わせると 47 名。
- ・ ちなみに、HLC がこれまでアクレディットしてきた大学数は、918 校。

⑤ HLC の評価業務の効率化、評価負担の軽減化のための措置状況

- ・ 評価業務の改善のため、受審校からアクレディテーションの改善のための意見を募りそのフィードバックを図ることや、要改善個所の評価を 1 年刻みで行うなどすることで、特定年度に評価負担が集中しないための措置を講じている。
- ・ また評価用諸資料を提出する大学や評価者の負担軽減のため、電子媒体での HLC 等への資料提出、HLC から大学や評価者への資料提供の便を図っている。
- ・ ほかに、「セールスフォースドットコム」のようなアプリケーション・システムを導入することで業務の電子化・効率化を図るなど、テクノロジーの導入・整備に相当額を投資。

⑥ モニタリング・システムとサンクションの関係

- ・ モニタリングは大学の「懸念事項」を対象としたもので、2 種類存在。そのうちの 하나가、大学にレポート提出を求めるもので、他の 하나가、「焦点化された実地調査」。そこで評価基準適合性を検証。
- ・ 検証の結果、「懸念事項」が深刻であれば、さらなるレポートの提出要求や厳格な「実地調査」が実施され、基準不適合が明らかである場合、サンクションが発動。

⑦ 大学へのフォローアップ

- ・ 大学へのフォローアップ調査として、各大学に年次報告書の提出を求め、連邦教育省の諸法規の遵守状況、教育プログラムの運用状況の適切性、履修者数の状況、について報告を要請。それらの情報は、毎年アップデートされる。

- ・ そうした情報を検討した後、必要と判断すれば、大学の財務状況の報告も求め、そこにどのような課題があるか明らかにするよう要請。その際、学生数、専任教員数、本来開設されるべき教育プログラムの実際の開設状況、等のデータ報告を求める場合もある。

- ・ このほか大学へのフォローアップを充実するため、ワークショップやカンファレンスを電子的手段で提供。なお、各大学に配置されている ALO と、HLC は定期的に連絡を取り合うこととしている。関連して、ALO に HLC の要求事項をよりよく理解してもらうため、彼ら向けの研修プログラムも運用。

⑧ 大学の学習到達度評価に対する HLC による検証

- ・ アクレディットの折に大学に対し、PDCA サイクルの組み込まれた改善・向上の営みの中で学習到達度評価を行うよう要求。しかし、それは各大学に十分根付いてはいない。

- ・ 但し HLC は、全大学に対し、画一的な学習アセスメントの確立の要求はしない。大学毎に、ミッション、受け入れようとする学生層、開設教育プログラムが異なるので、各大学に適合した学習アセスメントの手法の確立こそが大切、との立場を堅持。

- ・ 従って大学に対し、「グッド・プラクティス」というよりはその大学の特性に見合った「グッド・イナフ・プラクティス (good enough practice)」としての学習アセスメントの仕組みを構築・運用するよう求めている。

- ・ 一方で、大学に対し学習到達度評価に関し、真摯で正確な報告書とそれが実際に行われていることを示す証拠物を提出するよう要求。HLC のアクレディテーション基準の一翼をなす「遵守が前提の規範実例」、「メンバーシップに付随する義務」もこのことを確認。

- ・ 「学習成果 (learning outcomes)」のアセスメ

ントの仕組みの有効性を評価する上で重要な視点として、その仕組みが a) 学習到達度評価として最適なもののなのか、b) そのアセスメントの長所、課題は何か、c) 長所を伸ばし、課題を改善するためどのような方策が措置されようとしているのか、といった諸点の提示とともに、そうした視点に依拠した活動が基準に適合している旨を挙証するよう各大学に要請。

- ・なお、学習到達度評価は、HLCのアクレディテーション基準の重要な要素を成しており、その適合状況に懸念のある大学はモニタリングの対象となる。

⑨ 「大学機関別アクレディテーション機関」である HLC の「学位プログラム評価」への関与

- ・HLC は「教育プログラム別アクレディテーション機関」でないとは言え、「学位プログラム評価」にも関与。
- ・「学位プログラム評価」の軸に据えているのは、当該大学がそれら教育プログラムを運用する上で必要なキャパシティを備えているかどうかの検証。そこでは、入学者・在籍者の状況、教員の配置状況を含め、各学位プログラムを運用していく上で必要なリソースが適切に配置されているかどうかの評価が中心。
- ・教育プログラムによっては、教育プログラム別アクレディテーション機関のアクレディットを希望する場合が少なくないとは言え、教育プログラム別アクレディテーション機関の側で、アクレディテーションの可否に係る教育プログラム評価を実施するに先立ち、当該教育プログラムが HLC の「承認」を得ていることを要求する場合あり。
- ・こうした場合に備えることを含め、HLC は、「重要な変更」に係る審査を新設教育プログラムに対して行った上で、その教育プログラムの「承認」の可否を決定。その審査に当り、大学には、HLC 宛に「(オンライン版) 新規学位プログラム開設申請書 (New Degree Program (online) form)」の提出を要求。
- ・HLC はアクレディテーション基準を通じ、学位課程レベルの教育プログラムの中に、必ず「一般教育」のコアを組み入れることを要求してい

るので、当然の帰結として、その部分は教育プログラム評価の対象。

⑩ 評価者研修

- ・評価者研修は、評価経験のある人々も交えながら 3 年に 1 度の間隔で行うほか、新規評価者への研修も実施。
- ・評価者研修プログラムのコスト管理を含め、評価者研修と評価そのものの有効性を高める上で大切なことは、「同僚評価 (peer review)」に従事する評価者の知見を評価者集団が共有し合う仕組みを構築すること。
- ・評価者間の評価能力の間にギャップが存在する現状に鑑み、評価現場で豊富な経験を蓄積し、評価に関わる多くの知識を得ている評価者の知見や評価上のスキルを共有できる仕組みをさらに発展させていくことを指向。
- ・HLC スタッフは、HLC の評価基準や方針・手続・期待事項に関するガイドラインの周知を評価者に図る一方で、評価者が培ってきた評価に関わる戦略、アプローチに関わる知見を HLC スタッフも吸収するよう心掛けるなど、HLC スタッフ、評価者双方がそれぞれの持ち味を相補い合うようにしている。
- ・評価者研修プログラムは、a) 現場に赴いての実施、b) バーチャル方式での実施、c) 現場に赴いたと仮定したシミュレーション方式での実施、など多様な仕方で実施。このうちシミュレーション方式での評価者研修プログラムは実務上の裏付けを伴うものとして好評。ケーススタディを活用したロールプレイ方式での研修も参加者の臨場感を高め好評。
- ・HLC は、そうした多岐に亘る評価者研修プログラムが普遍性、汎用性を持つものとして活用できるよう、「再現性」の高いものとして企画・編成することを心掛けている。
- ・評価者研修はそれぞれの評価の形態、具体的には、a) 通常タイプの評価に対応させた基本的・総合的な評価に加え、b) 大学の開設する個別教育プログラムに特化した評価、c) サンクションに直結した実地評価、d) 「重要な変更」に焦点を当てた評価、e) 遠隔教育を対象とした評価、f) 『契約関係に基づく教育活動』の評価、g) 「本



校と異なる場所に所在する教育拠点校を対象とする評価」、h)「『コンピテンシーの育成を基本に据えた教育』を運営する教育プログラム」を対象とした評価、i)「『教育事業終了に伴う事業継承協定』の実施状況に特化した評価」などのほか、評価者としての経験のある人々を対象とした j)「連邦教育省規則の遵守状況の審査」や k)「専門分野に特化した評価」、を担う評価者研修も実施。

⑪ 大学等の「教育事業停止・事業譲渡」への対応

- ・今、大学等の「教育事業停止・事業譲渡」への対応は、HLCの業務の上位3番目の位置にあり、これに多くの時間・労力が注がれている。
- ・ア krediteーションの大きな目的の1つは、学生の学習利益を保護すること。教育事業停止によって最も大きな不利益を被るのは、学生であり彼らの不利益を最小限にとどめる上で必要な対応をとることが、大学機関別ア krediteーション機関の責務。
- ・従って、大学が教育事業停止の判断を行った場合、HLCは州政府、連邦教育省と歩調を合わせ「三極 (Triad)」の枠組みの中で、当該案件について情報を共有するとともに、学生記録の保全を含む学生を支える取組に臨むことが必要。
- ・大学による教育事業停止の態様として、a) 教育プログラムの一部が廃止される場合、b) 学位プログラムの消失という場合、c) 大学自体の廃校、という場合がある。それぞれの状況に応じ、大学機関別ア krediteーション機関は、異なる対応をとる。
- ・とりわけ、HLCが大学に対してサンクションを課した負の効果として、教育事業停止の際に追い込まれた場合、その大学に対し「暫定的 (provisional)」な地位だけは認めておく措置をとることが必要。なぜなら、実際に教育事業停止の事態に陥った場合、そこに学生がいると、停止校と別の大学との間で、修了認定についての取り決めが求められるからである。在籍学生との関係で言えば、停止校で取得した単位が他大学に「移転 (transferring)」可能であること

の保証を内容とした取り決めも求められる。

- ・HLCの役割は、学生の利益を最優先するという立場から、教育事業停止計画並びに単位移転等に係る他校との協定締結に向け、時間をかけず学生に負担が及ばないための支援的措置を含め必要な措置を講ずることにある。
 - ・HLCは、HLCから制裁を課された大学、教育拠点を閉鎖する大学、活動そのものを終結する大学などに対し、「教育事業停止計画 (teach-out plans)」や場合により「教育事業停止に伴う事業継承の覚書」の提出を要求。
 - ・HLCは、通常的意思決定プロセスの一環として、「教育事業停止計画」、「教育事業停止に伴う事業継承協定」の承認の可否を決定。そうしたプロセスを経る所以は、大学がその役割を終えると仮定して、学生記録を保全するなど、学生のこれまでの学びの軌跡や今後の学びの継続について判断するための諸条件を確保しておく必要性に基づく。
 - ・上記計画策定や協定締結において、HLCの定める諸要件との関係において何らかの懸念となる問題が惹起された場合、HLCはそうした問題にも関与。
- #### ⑫ 大学の「内部質保証」プロセスへの学生参加
- ・ア krediteの対 象としている大学の多くで、履修要件、教育研究上の方針・手続の形成過程に学生が参加しているほか、学長との話し合いの場も設定。またいくつかの大学では、学長執行部メンバーに学生が参画。
 - ・HLC等の要求事項として、そのプロセスに学生が参画し発言権が保障されることを制度化してはいないが、実地調査の際に上記の事象を含め、大学の内部質保証プロセスへの学生の関与の状況を十分に確認。
- #### ⑬ HLCのア krediteーション・プロセスへの学生参加
- ・米国では、ア krediteーション・プロセスへの学生参加については制度化も議論もされていない (但し、連邦教育省内に設置され、ア krediteーション機関の「認証」の可否についての審議機関である「全米高等教育質保証・誠実性検討諮問委員会 (National Advisory

Committee on Institutional Quality and Integrity, NACIQI)」では、学生代表がその正式メンバーとなっている)。

- ・ もっとも、ア krediteーション・プロセスでは、「包括評価」に伴う実地調査、「重要な変更」を確認するための実地調査の折に、数次に亘り「公開ミーティング (open meetings)」を開催し、そこに学生を含む多くの学内関係者が参加するよう要請。また評価チームは、大学の諸活動を把握するため、参加者を学生に限定したミーティングを行うことが基本。
- ・ 上に関連して、実地調査に先立ち、その大学の学生に対し、HLC から大学の状況についていくつかの質問を発し、それについての回答を求める、ということを行う。そして学生から受け取った回答について、大学に対し「極めて不満」から「満足」までの5段階で評価するという仕組みを設定。そして後日実地調査を行った際に、そうした質問のいくつかについて、学生から直接聴き取り調査を行った上で、大学に対し問題となっている事項についての大学としての見解を聴取し評価結果に反映。

⑭ HLC の 公 式 文 書 中 の “Notification”、“Notice” という用語の意味・意義

- ・ HLC の場合、“Notification” の用語の使用法は限定的。また、サンクションの一つとして用いられる “Notice” の用語は、別の用い方をする場合もある。その用語の使用法をまとめると、次のようなものとして要約可。
- a) “HLC Notification of Institutional Actions”—それは、HLC の意思決定機関 (理事会 Board of Trustees)、IAC によって措置されるア krediteーションに関わる決定のリストを指す。
- b) “Public Disclosure Notice”—それは、その大学で起こっていることを社会一般の人々がよりよく理解できるよう、サンクションやその他の大学の活動 (例えば、その大学の管理形態の「変更 (change)」など) を公知するよう要求することをその内容としている。
- c) “Notification Program for Additional Locations”—それは、「“Notification Program for Additional Locations” へのアクセスを申請

する」用語として使用。それは、新たな「追加的な教育拠点」の開設を容易にするとともに、開設に要する経費を低コストに抑えるための手法として確立されたもの。

- ・ “HLC Notification of Institutional Actions” は、ア krediteーションの決定についての連邦教育省からの照会に対し、30 日以内に行うべき HLC の措置について通告する際に用いる。但しここでの “Notification” は、サンクションと結びついた用法ではない。
- ・ その一方で、“Public Disclosure Notice” の一部には、サンクション的色彩のものもある。もっとも、それはどちらかといえば、「教育事業停止」や「大学版 M&A」などにより大学それ自体の管理形態、組織形態が「変更」となった場合、その旨の情報を社会に開示することがその本旨。

⑮ HLC の海外展開の可能性

- ・ 現時点で、HLC が「国際ア krediteーション (international accreditation)」に乗り出す計画なし。これを実行するためには、HLC 基本規程の改訂が必要。

⑯ 今後の高等教育制度・政策の動向

- ・ 連邦教育省レベル、州政府レベルで、その法改正に係る多くの動きがある。
- ・ ア krediteーションに関する連邦教育省規則の改正に向けた検討状況は、2024 年 11 月ごろに明らかになるかもしれない。HLC も、大学とア krediteーションを擁護するため、他の地区ア krediteーション機関とともに、そのための会議に参加予定。
- ・ HLC 並びに C-RAC (地区ア krediteーション機関協議会) が連邦教育省に提出の書簡の内容は、HLC が公にしているリーフレット参照 (<https://www.hlcommission.org/News-Reports/Leaflet/May-2024/advocacy-and-policy-update.html>)。

⑰ HLC が他の地区ア krediteーション機関と一線を画す特色・持ち味

- ・ HLC は、他のア krediteーションと比較した顕著な特色として、メンバー校に対し、次のような価値を提供。
- a) 各大学が HLC のア krediteーション・プ



- ロセスを運営できるよう、当該大学の ALO と密接なつながりを持った専属の HLC スタッフ・リエゾンを配置している。
- b) 各高等教育機関から推薦された優秀な「同僚評価者」を擁している。
- c) 「重要な変更」の審査要請に即応できる体制を整えている。
- d) 「重要な変更」に係る照会事項に大学が速やかに回答できるよう、「『重要な変更』審査フォーム (substantive change screening forms)」を開発・運用するとともに、いくつかの質問事項については、HLC スタッフを介して直接照会・対応が行われる。
- e) HLC 固有の「公式文書請求プロセス (official letter request process)」の確立—HLC は、HLC における大学のアクレディテーションに係るステータス、HLC 自身の活動範囲・領域を示す文書の発行を行っている。そのサービスは無料で利用でき、オンラインでその発行請求を完了させることができる。
- f) HLC は、若干の大学のため、アクレディットされるまでの道程・時間を加速させる評価プロセスを用意している。
- g) HLC は、大学が自身の大学情報を確認する際に容易にアクセスできるオンライン・ポータルを整備している。そこでは、「重要な変更」の履歴も確認できる。このポータルは、大学と HLC の関係の透明性を確保するものであり、大学の利用上の便益を提供するものとなっている。

【出処】

- ・ 2023 Resource Guide (hlcommission.org) (2023.12.7 閲覧)
- ・ Eligibility Requirements (CRRT.A.10.010) | Policies (hlcommission.org) (2023.12.16 閲覧)
- ・ Focused Visit | Accreditation (hlcommission.org) (2023.12.27 閲覧)
- ・ https://download.hlcommission.org/Designations_PRC.pdf (2023.12.27 閲覧)
- ・ https://download.hlcommission.org/peer-review/InterimMonitoring_TRN.pdf

(2023.12.25 閲覧)

- ・ https://download.hlcommission.org/peer-review/InterimMonitoring_TRN.pdf (2023.12.25 閲覧)
- ・ <https://www.hlcommission.org/Accreditation/monitoring.html> (2023.12.29 閲覧)
- ・ https://download.hlcommission.org/peer-review/InterimMonitoring_TRN.pdf (2023.12.24 閲覧)
- ・ https://download.hlcommission.org/InterimReports_PRC.pdf (2023.12.24 閲覧)
- ・ Special Monitoring (INST.F.20.010) | Policies (hlcommission.org) (2023.12.29 閲覧)
- ・ Teach-Out Arrangements (FDCR.B.10.010) | Policies (hlcommission.org) (2023.12.16 閲覧)

ほかに、以下の論攷を適宜参考とした。

- ・ 大学基準協会企画・早田幸政訳『アメリカ北中部地区基準協会の大学・カレッジ評価ハンドブック』(1995, 紀伊國屋書店)
- ・ 早田幸政「アメリカ基準認定システムにおける大学の自己評価—北中部地区基準協会のケースについて—」、日本教育工学会『1992 年日本教育工学会第 8 回大会講演論文集』(1992) 所収

【2】ニューイングランド地区高等教育コミッション

New England Commission of Higher Education (NECHE)



NECHE のオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

機関の所在地

301 Edgewater Place, Suite 210, Wakefield,
MA 01880

1. 機関の概要

(1) NECHE の理念

- ・「ニューイングランド地区高等教育コミッション (New England Commission of Higher Education, NECHE)」は、全米に 7 か所存在する「地区別高等教育ア krediteーション組織 (regional higher education accrediting bodies)」の 1 つ。コミッションが活動する地理的範囲は、基本的には、「ニューイングランド (New England)」地区と海外の特定地区。但し、米国連邦教育省規則改正により、2020 年以降、法制度上の「地区ア krediteーション」の概念が消失し、その管轄区域が全米に及ぶことでコミッションの評価プロセスにも、システム上の改良が加味（このことについては、後述）。
- ・NECHE は、“K-12 institutions”¹ を対象としたア krediteーションに寄与した 3 つのコミッション、すなわち “Commission on Independent School”、“Commission on Public Schools”、“Commission on International Education K-12 institutions” から成る全米で最も古い「地区ア

krediteーション協会 (regional accrediting association)」である “New England Association of Schools and Colleges, NEASC” にルーツがある。2018 年、NECHE は、そこから分離し、独立した組織体となった。

- ・NECHE は、ア krediteーションした大学の教育上の質について信頼に値する権限を行使できる機関として、米国連邦教育省により「認証」されている。
- ・NECHE は、高等教育のア krediteーションを第一次的目的に掲げる自立的な非政府組織で、独立した運営体制を保持。
- ・高等教育界と社会に対し、ア krediteーションされた大学がコミッションが制定した「ア krediteーション基準 (Standards for Accreditation)」と調和した教育目標を明確に設定するとともに、その目標の達成と持続性の確保に向け、組織、人員その他の諸資源を保持し得ていること、を保証する役割を果たす。
- ・米国の「地区ア krediteーション (regional accreditation)」は、1885 年にまで遡ることができ、多年に亘る経験を踏まえ改良を重ねてきたが、最近 10 年間、コミッションは、学生が何をどのように学び、その結果を教育の質向上のため如何に活用しているか、ということの把握のための信頼に値する効果的な手法の開発・普及に貢献。

(2) NECHE によるア krediteーション認定の単位

- ・NECHE のア krediteーションでは、大学を総体として評価。すなわちコミッションの担う評価の基本単位は、「大学」そのものである。従って、個別の教育プログラムやコースが評価プロセスの途上で検討に付されるとは言え、個々の教育プログラムやコースそれ自体がア krediteーションされるわけではない。
- ・但し、ア krediteーションが、大学の教育プログラムやコースあるいは卒業生の質を保証するものではない一方で、個別教育プログラムを含む大学のある部分における重大な弱点は、そ

1 初・中等教育を担う学校の意

の大学のアクレディテーションの地位を脅かすこともある。

- ・主キャンパスのある地区とは異なる「地区(region)」に所在する教育拠点が、母体となっている大学・カレッジの管理・運営の枠組から分離して機能している場合、その拠点が所在する「地区」のアクレディテーションを別途受けることを義務づけ。
- ・その教育拠点が、次に示す要件に合致していれば、その所在する「地区」を管轄するアクレディテーション機関により、当該拠点が独立のものとして機能していると認められ、分離してアクレディットされる。
 - 大学の理事会方針の下、人事に関する事項を含め、財政上、管理運営上、実質的に大学本校からの独立性が認められていること。
 - フルタイムの最高執行責任者（CEO）を擁していること。
 - 大学の理事会方針の下、自身の手で教育プログラムを創設し運用していく権限が付与されていること。
 - 所在する州やその他の行政管轄権者により、学位授与権が認められていること。
- ・各地区アクレディテーション・コミッションは、当該コミッションに加盟している大学が、分離独立してアクレディットすることが可能な教育拠点を有しているかどうかを見極める責務を負う。
- ・本校を管轄する地区アクレディテーション機関は、拠点校が置かれている場所を管轄する地区アクレディテーション機関及び大学と協議の上、その場所を管轄する地区アクレディテーション機関から、当該拠点校が本校とは別にアクレディテーション認定するための適格要件を充たしているかどうかについての情報を得た上で、当該拠点校がそうした要件に実際に合致しているかどうかを判断。
- ・上記判断を基に、拠点校のある場所を管轄する地区アクレディテーション機関は、本校から独立的立場で運営されていることが明らかであると看做された拠点校を評価するための段取りを組む。
- ・分離独立してアクレディットすることが可能であると判断された当該拠点大学は、本校とは別のア

クレディテーションの地位を得るまでの間、母体となっている大学に認められたアクレディテーションの効力の範囲内に置かれる。

- ・「オフキャンパス (off-campus)」として扱われる教育拠点は、本校とは別の場所に所在していても、運営上の独立性が認められない限りにおいて、母体となっている大学に付与されたアクレディテーションの効力範囲内のものとして扱われる。
- ・別途、「分離独立」してアクレディテーションの地位を得た拠点校が、果たして本校キャンパスからの運営上の独立性を維持しているかどうかは、定期的に検証される。

2. アクレディテーション関係基準の規範構造

(1) 加盟最低要件

- ・「加盟最低要件 (Requirements of Affiliation)」は、大学として必須的に求められる要件を規範化したものである。
- ・「候補校 (candidate institution)」として、NECHE に加盟するに当り、「高等教育機関 (institution of higher education)」は、「加盟最低要件」を充足していなければならない。
- ・既にアクレディットされている大学は、「アクレディテーション基準」へ適合していることを介し、同要件が充足されていると看做される。
- ・「加盟最低要件」は、ミッション・ステートメント、修了年限、学位、学位プログラム別の教育目標の明示と目的達成手段の明確化、学位授与のための最低要件、学位プログラムにおけるリベラル・スタディの必須化、「入学者受入方針」の明示とその具体的実現、学生の募集・在籍、教育情報の公開、設置認可状の保持、組織・活動上の独立性、理事会・最高執行責任者（CEO）の設置、教員組織・事務組織体制の整備、財務上の安定性、第1期卒業生送り出しの実績、「否定的な決定 (adverse action)」がなされた場合における司法手続に入る前の「仲裁」手続 (arbitration proceedings) の受忍義務、について規範化した条規で構成。

(2) 「アクレディテーション基準」

① 「アクレディテーション基準」の意義

- ・「アクレディテーション基準」を構成する各基準は、大学の質における各局面に焦点を当てて設定。
- ・「アクレディテーション基準」への適合性は、個々の教育プログラムやコース、個々の卒業生の質を保証するものではない一方で、特定領域において重大な欠陥があった場合、その大学のアクレディテーションの地位そのものが危機にさらされる。
- ・「アクレディテーション基準」に適合している大学とは、次のような状況にあること、すなわち、a) 高等教育機関に相応しい目的を明確に掲げている、b) その目的を達成する上で必要なリソースを集め組織化している、c) その目的を達成しつつある、d) その目的を継続して達成していく能力を保持している、といったことを挙証できる大学のことを指している。
- ・「アクレディテーション基準」は、大学の教育目的・目標の具体的実現を視野に入れた洞察力と創造性に満ちたイノベーションを積極的に受け入れようとする立場にある。すなわち、「アクレディテーション基準」の具体的中身と整合していないかのような先進的取組 (initiatives) を大学が企てることを可能とすべく、同基準は、各大学のイノベーションを支えることができるようなものとなっている。
- ・但し、そうした実験的取組、先進的取組を行っている大学は、それらが、高等教育機関として相応しく、当該大学のミッションと整合し、「アクレディテーション基準」の趣旨に沿った有効なものであること、を別途定める要件の下で証明する義務を負う。具体的には、そうした先進的取組はコミッションによるモニタリングに付され、そこで、その取組の実施状況が具体的にアセスメントされ、その取組を適切なレベルの質を伴うものとして今後とも維持していける能力があるのかどうかについての評価が行われる。このモニタリングは、「重要な変更 (substantive change)」の折に実施される評価方式に即し、実地調査 (on-site evaluation) が組み込まれる。
- ・なお、大学の統制が利かない状況 (例えば、大きな災害の発生や、地元を支える大企業の撤退により地域経済に大きな打撃が生じた場合、な

ど)の下、一定期間、大学が1以上の基準の条規、さらには方針・手続と整合しない状態に陥った場合、大学として基準不適合の期間が生ずることへの承認要請を書面で行うことが可能。

- ・上記申請が承認された場合、基準不適合状態を是正するための猶予期間中、コミッションによる継続的なモニタリングが実施。
 - ・「アクレディテーション基準」の遵守状況は、大学自身が直接証明する「自己評価」を経て、その後に行われる「実地調査」を通じ、定期的に検証。
 - ・「アクレディテーション基準」は、大学の質の各部面を表しているのもので、それら各部面は、必然的に相互に関連し合っている。「アクレディテーション基準」の1つの規定中に示されている考慮事項は、別規定で適用される場合もある。例えば、「誠実性、透明性及び対社会な公表に関するアクレディテーション基準 (Standard on Integrity, Transparency, and Public Disclosure)」中の「誠実性 (integrity)」に関わる考慮事項は、他の「アクレディテーション基準」の諸規定中にも内包されている。
- ② 「アクレディテーション基準」とコミッションの「方針 (policy)」、「手続 (procedure)」、「ステートメント (statement)」
- ・NECHEは、基準適用に関連して、そうした基準の解釈指針となっている諸種の「方針・手続」等を採択している。
 - ・それら「方針・手続」等は、a) 「アクレディテーション基準」の趣旨を明確化するとともに、同基準の適用の指針としての役割、b) 米国「高等教育機会法」の定める諸要件の充足に向けた活動の準拠規範としての役割、c) 教育質保証の責任を担う信頼に値するアクレディテーション機関として、社会的利益を守るための行動規範としての役割、d) 「手続」に係る方針について言えば、それらは10年周期で行う「包括評価 (comprehensive evaluation)」その他の大学評価の実施方法に関するものであり、コミッションの方針の系統的な適用を確保するための手続規範としての役割、を担っている。
 - ・上記以外の「ステートメント」は、その成就を希求する普遍的なグッド・プラクティスを規範

化したものとして性格づけられる。

③ 「アクレディテーション基準」の概要【図表 1】

- ・「アクレディテーション基準」は、大学の組織・活動を基礎づける 9 つの基本領域に対応した 9 カ条の基本規定で構成され、そこに、各条規の具体的内容を定めた複数の細則が置かれている。次に、9 カ条からなる条規の別にその内容を概観する。
- ・「アクレディテーション基準 1」は、「ミッションと目的」について定めた基本規定。そこには、細則による規定事項として、ミッション・「目的」の意義・性格・位置づけ、それら大学の基本的公式文書の策定・公表の手続、に関する定めが置かれる。
- ・「アクレディテーション基準 2」は、「計画策定と評価」について定めた基本規定。そこでは、細則による基本規定として、計画策定・評価活動の意義・役割、活動の進め方、に係る諸原則が明定されているほか、「計画策定活動」に関し、その活動の具体的中身、他の学内活動との関係性について、「評価活動」に関しては、その活動の果たす役割・効果、実施方法、についての定めが置かれている。
- ・「アクレディテーション基準 3」は、「組織体制とガバナンス」について定めた基本規定。そこには細則による基本規定として、大学の組織体制一般に通底する基本原則が明示されるほか、「理事会」に関し、その自律的運営の確保、構成上の適切性、運用面における公正性と経営における機能的有効性について、「内部的ガバナンス」に関し、大学 CEO の位置づけ・役割、教学運営の適切性・有効性、教学ガバナンス・マネジメントの安定的な運営と検証機会の確保、についての定めが置かれている。
- ・「アクレディテーション基準 4」は、「教育プログラム」について定めた基本規定。そこでは細則による基本規定として、修業年限、学習目標、学位プログラム編成上の基本的視点が明示されるほか、「教育研究の質の確保」に関し、「質」の確保の対象、学習目標の到達度評価、「重要な変更」に伴う諸措置、学生の学習上の利益保護、学習ニーズと学位プログラムの中身との間の整合性の確保について、「学士課程プログラム」に関し、学士課程プログラムの基本要件、

プログラム内容の開示、「学び」の成果としてのコンピテンシーの涵養度の挙証について、「一般教育」に関し、一般教育の内容・要件について、「大学院プログラム」に関し、人材育成機能の違いに伴うカテゴリー別の要件設定、修士課程、博士課程の違いに応じた要件設定について、「単位の移転」に関し、単位移転の適切性、単位移転と教育の質確保の関係性、単位移転に係る情報開示について、「単位授与における誠実性」に関し、単位認定方法の明確化とその適切かつ厳格な運用、単位認定に対する監理活動の制度化、総単位数に含むことのできる経験学習の要件、卒業要件の適切性・明確性、オフキャンパス方式で提供する教育活動・単位認定方法、遠隔教育・通信教育、についての定めを置く。

- ・「アクレディテーション基準 5」は、「学生」に関する基本規定。そこでは細則による基本規定として、「多様」な学生の受入を求めた規定が設定されているほか、入学者受入の方法・要件の明確化と社会への周知、「入学者受入方針」の実現について、「学生サービスと正課外カリキュラム (Co-Curricular) での学習」に関し、学生の「成功」に繋がる学生サービスの提供のあり方、学生サービスの提供における平等性の確保、学生の経済的負担に関わる助言活動、主キャンパス以外の学生や「正課外カリキュラム」に学ぶ学生への学生サービス・学習機会の確保、についての定めが置かれている。
- ・「アクレディテーション基準 6」は、「教育 / 学習及び学問研究」について定めた基本規定。細則による規定事項として、「教員と教学スタッフ (Faculty and Academic Staff)」に関し、教員の種類と役割、教員への「学問の自由」の保障、人事手続の適切性、教員の雇用機会の平等と法に準拠した雇用条件の確保、「教育 / 学習」に関し、教育の内容・方法の適切性、学生の学習ニーズとの調和、学習活動への助言・指導、大学による教員の研究活動への支援、についての定めが置かれている。
- ・「アクレディテーション基準 7」は、「大学の資源」について定めた基本規定。細則による規定事項として、「人的資源」に関し、人事上の基本原則、

雇用方針の明確化、適切な人事手続・勤務条件の設定について、「財的資源」に関し、財務の健全性・安定性の確保、財務計画の手続及び内容の適切性、予算の編成・執行の適切性、財務を支える人的体制、監査手続の適切性について、「情報資源、物的資源及びテクノロジーに関わる資源」に関し、ニーズに対応した情報資源等の導入・整備充実、情報資源等の信頼性・セキュリティの確保、についての規定が置かれている。

- ・「アクレディテーション基準 8」は、「教育上の有効性 (Educational Effectiveness)」について定めた基本規定。そこには、「ラーニング・アウトカム」の明確化、アセスメントのための評価尺度の設定と学習到達度評価の実施、アセスメント結果の「教育上の有効性」を高めるための改善・向上への活用、についての規定が置かれている。
- ・「アクレディテーション基準 9」は、「誠実性、透明性及び社会への情報公表」について定めた基本規定。細則による規定事項として、「誠実性」に関し、「誠実性」の基本原則、教育/学習活動、学術活動における「教育/研究活動の自由」の保障、大学の営むあらゆる活動における「誠実性」の原則の貫徹について、「透明性」に関し、教育活動その他の大学活動や財務情報の社会への情報公表について、「社会への情報公表」に関してはあらためて、教員スタッフリスト、不開講のコース一覧、学生のパフォーマンスを通じた学習目標の実現状況、奨学支援についての情報などの大学の教育活動の状況を示す情報・データの対社会的開示に関する規定のほか、当該大学のアクレディテーションの地位の正確な開示義務、についての規定も置かれている。

④ 「大学の有効性」と学生の学習到達度評価

- ・現行の「アクレディテーション基準」は、各大学にとって、その有効性 (effectiveness) を測定することの重要性についてあらためて確認。
- ・そうした「有効性」をアセスメントし、そこで得られた情報を改善・向上のために活用するという大学の努力と能力が、大学の質にとっての重要な評価指標を形成。
- ・コミッションは評価プロセスを通じ、そうした指標によってその大学の質の評価を行うため、

ここに言う「アセスメント (assessment)」が、アクレディテーション基準全体を貫く最重要テーマとして位置づけ。

- ・「アセスメント」は、「大学の有効性 (institutional effectiveness)」を高める手段である。このこと故に、大学には「アクレディテーション基準」を介し、アセスメント・プロセスで、大学のミッション・目的・教育目標と、教育プログラムや大学の諸活動から派生する実際のアウトカムの間の調和が保たれていることを示す証拠物を収集・分析するよう求めている。そして、ミッション・目的の達成に向けいかなる手段を用いこれをどの程度十分に達成し得たのかを判断し、「自己評価」活動とコミッションによる評価の中で、その大学の質に関わる主張を根拠づける証拠物の提示を要求。
- ・「アセスメント」は、大学活動全体に及んでいる一方、とりわけ教育/学習活動に向けられている。従って大学は、最大限の努力を払い、学生の学習上の到達度を明確化するとともに、その到達度をアセスメントするための十全な手続を確立すべき。
- ⑤ 「アクレディテーション基準」に依拠した学生の学習到達度アセスメントの挙証手段
- ・「アクレディテーション基準」における「基準 8: 教育上の有効性」の条規は、教育プログラムと学生サービスの改善・向上を視野に入れた“assessment”の必要性に言及するとともに、適切な水準の「学生の学習到達度 (student achievement)」を確保し、その成果を活用し公表するという大学の責務について規定。
- ・これらの責務の遂行に向け、大学は、次に示す2種のデータ・フォームに即し、学生の学習到達度アセスメントに関わる有益な情報をもたらすことが必要。
- ・その一つが、“E-series Forms (Making Assessment More Explicit)”である。それは大学に対し、アセスメントの手法を選択・公表するとともに、そこで得られたアセスメント結果を基礎に行った改善・向上の営みを要約して記すよう求めている。
- ・他の一つが、“Data First Forms for Standard 8, Educational Effectiveness”である。それは大

【図表 1】 アクレディテーション基準を構成する領域別条規数の比較一覧

アクレディテーション基準・領域	条規数	大学全体・教育プログラムの別
基準 1：ミッションと目的	5	大学全体
基準 2：計画策定と評価 総則 計画策定活動 評価活動	(小計) 8 2 3 3	同上
基準 3：組織体制とガバナンス 総則 理事会 内部的ガバナンス	(小計) 19 2 9 8	同上
基準 4：教育プログラム 総則 教育研究の質の確保 学士課程プログラム・総則 一般教育 大学院学位プログラム 単位の移転 単位授与における誠実性	(小計) 46 4 8 3 3 8 4 16	教育プログラム
基準 5：学生 総則 入学 学生サービスと正課外カリキュラムでの学習	(小計) 20 1 5 14	大学全体・教育プログラム
基準 6：教育 / 学習及び学問研究 教員と教学スタッフ 教育 / 学習	(小計) 20 14 6	教育プログラム
基準 7：大学の資源 人的資源 財的資源 情報資源、物的資源及びテクノロジーに関わる資源	(小計) 26 3 17 6	大学全体
基準 8：教育上の有効性	10	大学全体・教育プログラム
基準 9：誠実性、透明性及び社会への情報公表 誠実性 透明性 社会への情報公表	(小計) 25 10 6 9	大学全体
条規総計	179	

本図表は New England Commission of Higher Education “Standards for Accreditation, Effective January 1, 2021” (Standards-for “Accreditation” 2021.pdf) (2025.5.25 閲覧) を基に作成。

学に対し、進級率、在籍率、卒業率、資格取得率、就職率、並びに、大学のミッションと関連づけて重要と看做されるその他の「成功指標 (measures of success)」に関わる情報を報告する機会を提供。コミッションが、学生の「成功」と学習到達度を測定するための複数の手法をリストアップすることで、学生の「成功」の把握

に向け、データをどう活用すべきかについて熟慮する機会を大学に与えることを指向。

(3) 「候補校」基準

・「候補校」は、アクレディテーション校となるための標準的な道程である。非加盟の大学の場合、原則、最初に「候補校」の受審申請をする

ことが要請される。

- ・もっとも、「ア krediteーション基準」の全条規を充足し得ていると確信する伝統校は、「候補校」審査の手順を省略できるよう、コミッションに願ひ出ることが可。
- ・「候補校」基準は、その第一に、申請校が「加盟最低要件」を充足し得ていること、第二に、「ア krediteーション基準」の充足に向け、諸資源、諸条件を整備しつつあること、第三に、「候補校」の有効期間（5年）内に、「ア krediteーション基準」の要件に適合した諸資源を整備・運用するための計画を策定・実行していること、第四に、「教育業務停止に伴う事業継承計画（teach-out plan）」を策定し、コミッションの承認を得ること、第五に、「ア krediteーション基準」の定める「誠実性、透明性及び社会への情報公表」の規定を既に遵守し得ていること、を申請校に対し求めている。

3. コミッション等の評価体制

(1) コミッションの選任要件

- ・コミッションは、NECHEのア krediteーションの決定を担任する意思決定機関。
- ・コミッションは、21人以上の人々で構成され、その内訳は、個別大学若しくはア krediteされた複数大学で構成される統括的な大学監理機構に所属する教員と上級管理職者、各大学の理事会理事、並びにその全メンバーの少なくとも 1/7 を構成するメンバーとしての公益代表者（representatives of the public interest）である。公益代表者には学生も含まれる。
- ・コミッショナーの任期は3年で、再任（3年）が可。コミッショナーは、通常の場合、連続して2期を超えて務めることはない。
- ・コミッショナーの選任基準として、「メンバー大学を代表するコミッショナー」、「公益を代表するコミッショナー」の別に、それぞれ異なる要件設定。
- ・一方で、両者共通に、「倫理性」、「責任性」に係る要件が定められている。

(2) 「利益相反」方針

- ・ア krediteーションの決定は、同プロセスからもたらされる情報に対する専門的判断のみを基礎になされる必要があるため、NECHEは、「利益相反（conflict of interest）」が現実生じており、若しくはその恐れがあるケースを回避する義務を負っている。
- ・NECHEの「利益相反」の定義は、以下の通り。
- ・「受審中の大学との間で組織的な『結合（affiliation (s))』、その他重要な関係（other significant relationship (s)) や他のつながり（other association (s)) が過去に存在するとともに現在もそうした関係にあり、若しくはそうした関係が起りうることで、ア krediteーションにおける公平で先入観の伴わない決定を導く個人的能力に何らかの影響が生じるかもしれない状況」、のことを指している。
- ・「利益相反」回避に係る方針の適用対象は、コミッショナーを軸に、評価チームメンバー、コミッション・スタッフの全てに及ぶ。

4. 評価のプロセス

(1) 大学による自己評価

① 自己評価における基本的留意点

- 「自己評価（self-study）」の営みは、全体に亘る戦略的計画策定プロセスの開発や内部質保証システムの監査とうまく適合すべきで、そのプロセスは、大学が抱えている課題を明らかにし、その対処策を計画することに資するものであるため、大学の変革や拡張、制度変更の時期においてとりわけ価値あるものとなる。大学にはそれぞれ個性があるので、自身の大学を取り巻く環境・条件やその大学に固有の構成層にうまく適合するような方法で、自由に「自己評価」プロセスを編成すること。そこでコミッションは、特定の「自己評価」について定めることはないが、これを進めるに当たっては、次の点に留意すること。
- ・大学全体に焦点を当てること。
 - ・行動計画（plan of action）を起点にこれを発展させるものであること。
 - ・自己検証の営みを統合させること。



- ・学生の学習到達度と「成功」(student achievement and success) の状況を重視して進めること。
- ・全体に亘り「大学の有効性」を評価すること。

② 自己評価プロセスを進めるに当たっての具体的留意事項

- ・「アクレディテーション基準」及びコミッションから当該大学へ送られた通知文書の検討。
- ・当該大学に最善の貢献を果たすためどのようなアプローチをとるべきか、という観点からの自己評価委員会の組織・構造の確定。
- ・広範な人々の参加の奨励。
- ・作業における明確なタイムテーブルの採択。
- ・各委員会に作業割当のなされた基準及び関連のデータ・ファーストフォーム(Data First forms) への十全な精通の必要性。
- ・早い段階でのデータや証拠物の収集。
- ・当初から、熟考を重ね「探求を行うという文化的土壌(culture of inquiry)」の醸成。
- ・自己評価報告書に、全学生、教育展開を行っている全ての場所と全ての教育提供形態、並びに今後予定されている「重要な変更」についての記載が過不足なく記されている必要性。
- ・自己評価報告書の「説明」部分の記述について全体の合意形成を図るため、十分な時間を確保する必要性。
- ・「高等教育機会法」タイトルⅣに依拠する学生奨学金受給プログラムへの参加に関係するアクレディテーションに係る連邦政府の定める法的要件が、実行されていることの確認。

(2) アクレディテーション・リエゾンオフィサー(ALO)

- ・「アクレディテーション・リエゾン・オフィサー(Accreditation Liaison Officer, ALO)」は、アクレディテーションに関する事項を扱うことを目的に、大学の CEO が選任。
- ・ALO は、フルタイムのプロフェッショナル・スタッフである。
- ・ALO は、a) とりわけ自己評価活動と実地調査のプロセスの進行期間中におけるコミッションと大学との間の「リエゾン(liaison)」としての役割、b) アクレディテーションと「教育機関別

アクレディテーション機関(institution's accrediting agencies)」に係る当該大学キャンパスの情報源としての任務、の2つの役割を担う。

(3) コミッションによる実地調査の実施手続

① 概観

- ・実地調査を伴う NECHE の大学評価は、通常の場合、次の3つのうちのいずれか1つの形態で実施。
- ・その第1が「包括評価」であり、コミッションの全基準の充足の程度が検証に付される。第2が「焦点化された評価(focused evaluation)」であり、コミッションからの特別な要請に基づき、ある特定された基準の充足状況についての検証がなされる。第3が、「重要な変更」に伴う評価であり、大幅になされた変更の状況について評価が行われる。
- ・それ以外の特殊な実地調査の形態として、「アクレディテーション候補校」に対する「2年毎の実地調査(biennial visit)」、コミッションからの要求に基づく「中間報告書」の提出に付随した実地調査、などがある。

② 評価チームの編成

- ・評価チームは、次のようなメンバー構成として編成。
 - 少なくとも1名は、経験豊かな管理職者であること。
 - 大学固有の広く知られた領域のエキスパートが含まれていること(例えば、アセスメント、学生支援、財務、計画立案、等の領域について)。
 - 評価対象となっている大学の形態と同じ形態の大学への所属者(例えば、コミュニティ・カレッジ、4年制リベラル・アーツ大学、研究系大学等)。
 - 評価対象となっている大学の教育領域の中にあって、その代表的領域の教育を他大学で担当している1名を超える教員。
 - 特定領域の高度専門職養成を行っている大学を評価する場合、チームメンバーに、当該高度専門職分野の実務家、教員や雇用者を含む。

- ・チーム主査は、実地調査の約1年前、コミッション・スタッフが大学と協議した後、コミッション・スタッフがその人選について最終決定。
- ・チーム主査の責務は、次の通り。
 - 大学全体を見渡すことのできる十分な専門性を身につけ、大学の目的・目標の意義への理解力が培われていること。
 - NECHEの代表者として適切に振舞うことができること。
 - 評価チームメンバーが、チーム一丸となって活動する中で、大学の全体に亘る観察を通じ理解を共有し、長所・問題点を明らかにし合意に達するまで考察を深めていくべく、そのために必要なリーダーシップを発揮させること。
- ・コミッション・スタッフが、NECHE 評価員候補者リストを基に、チームメンバーの就任予定者名簿を当該大学の CEO とチーム主査に送り意見・所見を聴取した後、その最終決定を行う。

③ 包括評価

- ・全加盟大学は、少なくとも10年に1度、「教育機関別ア krediteーション (institutional accreditation)」を更新するという目的に向け、コミッションの定める基準の全条規と諸方針に即して「包括評価」を受審することが義務づけ。
- ・新規にア kredite された大学の場合、ア kredite 時の「包括評価」と次回の「包括評価」のインターバルは、5年を超えることはない。
- ・大学による「自己評価」を起点として進められる「評価 (evaluation)」は、評価チームによって担われ、そこで発見された事項を記した「評価チーム報告書 (Formal Team Report)」とコミッションへの「[㊟]建議書 (confidential recommendations)」は、当コミッションがア kredite ーションの決定を行う際の最重要なファクターとなる。

④ 包括評価を軸とする実地調査プロセス

(実地調査に先立つおおよそ2年前)

- ・「包括評価」が予定される2年前(「焦点化された評価」の場合、1年半前)、コミッション・スタッフは、評価対象となっている大学に対し、その旨の確認通知を行うとともに、実地調査の日取りについて照会。

- ・評価に向けた準備についての助言を行うことを目的に、コミッション・スタッフがその大学を直接訪問する。

(実地調査に先立つおおよそ1年前)

- ・コミッション・スタッフは大学に対し、評価チームを主導する人物についての提案を行うとともに、「利益相反」の可能性についての調査を依頼。

(実地調査に先立つ6か月間)

- ・コミッション・スタッフは、チームメンバー候補者を選定・提案し、そのための要請を行う。その際、「利益相反」の関係の確認の上に立って、適宜その入れ替えを行う。
- ・評価チームの編成が完了すると、最終的なチームメンバー・リストが、当該大学の学長と全チームメンバーに送付。

- ・併せ、当チームの名簿は、当該大学のポータルに登載されるとともに、チームメンバーは、「デジタル・キット」を介し、評価関係書類を受領。

(実地調査に先立つ6週間前)

- ・大学は「NECHE 大学ポータル (NECHE Institution Portal)」に、「自己評価報告書」とそれに関連する書面の写しをアップロードする。紙媒体での写しを求めたチームメンバーに対しては、「自己評価報告書」のコピーを郵送。
- ・評価チームの主査は、「自己評価報告書」を受け取ると、実地調査のスケジュールやチームメンバー別の分担担当事項について協議(「焦点化された評価」の場合、「自己評価報告書」は、実地調査に先立つ約1か月前にアップロードされ郵送)。

(実地調査)

- ・評価チームはキャンパスを訪れ、評価活動を行う。
- ・そして、基準充足状況の確認を基礎に、当該大学の長所と課題のリストを含むラフな報告書案を起案するとともに、コミッションのため「[㊟]建議書」を準備する。

- ・主査は、大学の出立前に、「調査終了報告 (exit report)」を行う。具体的には、そこで、チームによる評価の要旨が口頭で示される。

(実地調査以降)

- ・実地調査から4週間の後、主査は、チーム報告



書の第1次案をアップロードする。アップロードされた案に対し、チームメンバー、コミッション・スタッフが必要な文言修正を施す。

- ・同時にチームメンバーは、評価者専用ポータルを介し、今回実地調査とその主査の職務執行状況を評価するための「**秘**評価書」を提出。
- ・実地調査から6週間以内に、主査は、学長に事実関係の正確性を検証してもらうため、報告書案を閲覧に供する措置を講じる。
- ・実地調査から7週間以内に、主査は、学長からのコメントを受け取る。
- ・実地調査から9週間以内に、主査は、a) 最終チーム報告書のPDF版、b) チームの「**秘**建議書」を、“NECHE Evaluator Portal”にアップロード。また主査は、各チームメンバーの職務執行状況を評価するための「**秘**評価書」を作成。
- ・コミッション・スタッフは、“NECHE Institution Portal”を介しチーム報告書に対する大学から反論書が提出されると、その反論書を精査。それは、コミッションとチーム主査にも届けられる。

(実地調査から6か月後)

- ・チーム主査と大学の学長は、コミッションの会議の席で顔を合わせる。
- ・会議の後、コミッションは、大学とチームの双方に対し、当該大学のアカレディテーションの地位をめぐる採られた決定を伝達。

⑤ アカレディテーション基準の充足状況を実地調査で検証する際の留意点

- ・全てのチームメンバーの最終目標は、アカレディテーション基準に照らしてその大学を評価することにある。
- ・これまでの経験から見て、実地調査期間中に、授業観察を行うのは生産的ではない。わずかばかりの授業観察をしたところで、その大学全体の質について信頼に値する有為な情報をもたらすことはない。
- ・上記に代え、学生の「ラーニング・アウトカム」のアセスメントや学生の「成功 (success)」の度合いの評価を含め、当該大学の目標達成状況の中に見出されるその大学の「有効性」を示す証拠物こそが、より信頼できる挙証資料となる。
- ・各チームメンバーに関係する基準や特定の領域

の検証に当り、その大学がどれほど効果的に、自身の掲げる目標とコミッションの基準の両方と調和して活動しているか、ということ判断すべき。

- ・具体的には現下の教育プログラム、諸手続、カリキュラム等は、自身が標榜する諸目標と整合する方式において、その大学の支えとなっているか、もしそれとは異なる方法に拠っているのであれば、それはどのような方式なのか、現下の教育プログラム、諸手続、カリキュラム等は、コミッションの基準と整合しているか、を評価すべき。
- ・チームメンバーは、チーム報告書に書かれている実地調査団としての結論を根拠づけている証拠物を示すことができるよう、大学の代表者たちとの会合の間、細心の注意を払ってメモを取り続けておくべき。
- ・チームメンバーは、アカレディテーション基準と関連づけながら、自身の持つ印象、見解そして疑問点を記録しておくことが必要。
- ・コミッションは、労働組合の組織化、労使交渉、授業負担、クラス・サイズ、などについて、特定の立場を支持してはいない。評価チームは、上記のようなことについてではなく、大学が措置した課題解決策が、当該大学の質と活動上の「有効性」並びに学生の学習の「到達度」にどのような影響を及ぼしているのか、という事柄についてののみ関心を抱くべき。

⑥ 評価チームからの評価結果報告(「包括評価」、「焦点化された評価」共通)

上記結果報告は、「チーム報告書」と「**秘**建議書」の2種からなる。

i) 「チーム報告書」作成上の留意点

- ・チームメンバーは、自身が分担する基準や指定領域の最初の素案を起案し、チーム主査は、評価報告書を編集する責任を担っている。
- ・主査は、各メンバーが書いたものの「切り取り」と「貼り付け」を繰り返すだけの作業にとどまるのではなく、コミッションの基準への大学の充足状況の評価を内容とする十分に整序され系統化された書面を編集する責務を担う。
- ・当該報告書は、結論部分を成す評価校の長所と課題のリストを基礎づける挙証資料として位置

づけられるものであること。

- ・主査は報告書中に、実地調査終了時の「調査終了報告」の折に行った主要な指摘事項の全項目を必ず含めておくとともに、報告書の中で強調されるべき諸点は、チーム全体の考え方が正直に反映されていること。

ii) 「チーム報告書」の構成（「包括評価」、「焦点化された評価」共通）

- ・表紙
- ・チーム報告書の序文
- ・はじめに
- ・説明部分（Narrative）
- ・法令遵守の確認の要約（Affirmation of Compliance Summary）（「包括評価」のために作成）
- ・総括的な結論と「長所と課題のリスト（list of Strengths and concerns）」

iii) 「秘建議書」

- ・評価チームは、最後のミーティングの際に、その大学のア krediteーションの地位及び報告書に盛り込むべき更なる要求事項に関わる「秘建議書」について、合意に達しておくことが必要。
- ・「秘建議書」は、当該大学のア krediteーションの地位について、どう見ているか、ということを含む文書。
- ・「秘建議書」には、a) 当該大学のア krediteーションの地位について、どう見ているか、ということについての評価チームとしての公式見解、b) 包括評価と次回の包括評価の間にモニタリングを実施する際に「報告を求める追加的要件（additional reporting requirements）」、c) 「建議」をした理由・根拠、が必ず記されることが必要。
- ・「秘建議書」は、大学側に伝えることなく、チーム主査から直接コミッションに送られる。
- ・この建議書は、極秘文書であるが、チーム報告書と「調査終了報告」の論調・中身を反映させたものでなければならない。
- ・「秘建議書」の策定に当り、評価者は、NECHEのア krediteーションは必ず、大学全体がその適用対象とされるもので教育プログラムや大学の一部分をア krediteーションすることはなく、ということを忘れてはならない。

- ・上記「秘建議書」の秘匿性を保つことは最重要。秘匿性保持の理由は、あくまでもそれが「建議」とどまるものであり、後で、コミッションの許で修正される可能性もあるからである。

(4) 「焦点化された評価」

① 「焦点化された評価」の意義と実施手続

- ・「焦点化された評価」は、前回「包括評価」と次回「包括評価」の間の期間に生じた特別な改革・開発行為や懸念事項をモニターするために実施。
- ・コミッションが「焦点化された評価」が必要であると判断すると、その大学は、特定事項を対象とした報告書を提出する一方で、報告書に書かれた情報を確認するため、小規模のチームが当該大学を訪れ、焦点化された事項を評価し、そこで発見した事柄とそれに基づく建議をコミッション宛に報告。
- ・コミッションは、大学が提出した報告書とチーム報告書並びに「秘建議書」さらにはチーム報告書に対する大学からの反論書の検討を行い、所要の決定を下す。その際、必要に応じ、ア krediteーションの地位についての判断も行う。

② 「焦点化された評価」の特質

- ・「焦点化された評価」は、「包括評価」に準じたものとして実施。
- ・大学が提出する自己評価報告書（「中間報告書」等を含む）には、「ア krediteーション基準」の充足状況との関連で指摘を受けた事項、懸念事項、調査中の事項、計画に基づき改善中の事項、に特化した記述がなされる。
- ・評価チーム報告書では、「焦点化された評価」の対象となっている領域に照準化して記述。とりわけそこでは、コミッションが指摘した懸念事項に当該大学が十分に言及しているか否かに注意が払われる。また懸念事項に関係するコミッションの基準に、当該大学が如何なる手段でどの程度充足し得ているのか、という点についても記載。

(5) 「候補校」に対する2年周期の大学評価

① 「2年周期」の大学評価の意義・性格



- ・「候補校」の期間中に行われる「2年周期の評価 (biennial review)」の目的は、その大学が「候補校基準 (Criteria for Candidacy)」に適合しているか、ア kredィテーション認定に向け順調に歩を進めているか、ということ来判断することにある。
- ・コミッションは、「候補校」の地位を認めるに当り、その裁量において2年周期での報告書提出のみを指示することもある。
- ・上記の指示があれば、大学への「2年周期の評価」に当り、「候補校」の申請時に提出した「自己評価報告書」を基にこれをアップデートしたにとどまる報告書を準備する。仮に2年周期での大学の自己アセスメントが効果的になされている場合、大学が「初回のア kredィテーション」に向けて用意する「自己評価報告書」は、この「2年周期報告書 (Biennial Report)」のアップデート版となる。
- ・「2年周期の評価」に当り、そのプロセスに「焦点化された評価」を伴う場合もある。

5. 他の地区ア kredィテーション機関からア kredィテーションされている大学を対象としたア kredィテーションの審査・評価

- ・連邦教育省は、それまでの「地区別」ア kredィテーション機関が、従来の「地区」という地理的範囲を超え、全米を単位に、大学全体をア kredィテーションできるようにすることでその活動範囲を拡大できる旨を同省規則で規定。その法令の発効日は、2020年7月1日。
- ・NECHE は、別の地区ア kredィテーション機関によって現在ア kredィテーションされている大学から当 NECHE のア kredィテーションの適用の希望がなされる場合を考慮し、そのための公式的なプロセスを採択。
- ・大学が、別の地区ア kredィテーション機関から NECHE のア kredィテーションに乗り換えるためには、次に示す事項を証明することが必要。
 - それまでのア kredィテーション機関と良好な関係にあったこと。
 - 財務的に安定していること。

- NECHE の「ア kredィテーション基準」と「加盟最低要件」のいずれにも適合していること。

- ・なお、NECHE によるア kredィットを目指し申請書が受理されたとしても、そのこと自体、いずれその大学がコミッションの正式加盟校として認められることを保証するものではない。

6. 教育内容・方法の評価指針・手続等

(1) 単位・学位等

① 単位

- ・単位制度 (credit system) は、元来、ニューイングランド地区において、学生に対し、体系的なカリキュラムから成る学位課程の構成要素であるコースを選択する機会を提供するための手段として開発されたもの。
- ・大学教育における単位は、登録学生に対して期待される学習時間の総量を図るための基礎として位置づけられてきたもので、その対象は、伝統的に教室内で行われてきたコース授業にとどまらず、実験室、スタジオ・アトリエ、インターンシップでの学習その他の経験学習 (experimental learning) に加え、近年の遠隔教育にまで及んでいる。
- ・学生、大学、雇用者及びその他の人々は、ある大学から別の大学への学生移動、海外留学、大学以外の場所での「学び」の方法と質保証を伴う内容に対する大学教育としての承認、複数大学による教育プログラムの運用、より高いレベルの学位取得を目指す学生のための考慮要素、など広範に亘る「学び」の保証を支えるものとして、大学教育における単位制度に対し、普遍的な信頼を寄せている。
- ・「単位時間 (credit hour)」につき、コミッションは、連邦教育省の次の定義を受容。
- ・セメスター制、トリメスター制の1単位時間について、おおよそ15週という間隔の中で、学生の1週の学習につき教室内学習や教員による直接的な学習指導1時間プラス教室外での最低2時間の学習、若しくはその学習量に相当する上記とは異なる時間数、あるいは大学が指定す

るその他の教育/学習活動に係る本定義の上記前段の要求する学習量に相当する学習の量（その中には、実験室、インターンシップ、スタジオ・アトリエでの教育/学習、その他の教育/学習で、かつ単位時間として算入できるものを含む）。

② 単位移転及び単位認定

- ・単位の移転希望を見据え単位認定に係る明確かつ理に適った方針・手続を開発し、それら方針を在籍学生・将来学生が容易に閲覧できるようにしておくことは、学内資源の効果的活用に資するにとどまらず、社会的公正性や「教育上の有効性」を合理的に根拠づける上でも重要。
- ・対象となっている科目を基礎づけている領域で求められている知識を学生が培っているかどうかを判断するため、明確かつ理に適った方針・手続を示すことは、「学生を受入れる大学 (receiving institution)」の責務。一方、受入大学側の単位認定の基盤を提供できるよう、その対象となっているコースの情報及び当該コース履修におけるアセスメントの方法を、詳細に示すことは「学生を送り出す大学 (sending institution)」の責務。全ての大学は、学生受入大学がそれまでの学生の「学び」を質・量の側面から判断することができるよう、そのために必要な成績証明証その他の書面を発給する責任を担っている。また大学は、成績証明証に反映された学生の「学び」が、受入大学によって認められるか否かについて、学生に助言する責務を負っている。
- ・「学生を送り出す大学」、「学生を受入れる大学」のいずれもが、「単位移転 (transfer credit)」に係る決定を根拠づける際の教育上の諸要件を、対社会的に公にする責任を担っている。また大学は、単位移転を試みるに際し採るべき具体的な手順を社会に公にする責務を負っている。
- ・ある大学から他の大学への「単位移転」の可否を考慮するに当たっては、a) 転籍を希望する学生が現在所属している大学の教育上の質、b) 既修得単位と、受入れ希望大学が提供する単位との間における性格・内容・レベルにおける単位上の同等性 (comparability) の是非、c) 学

生の抱く教育上のゴールの観点に照らしての、受入れ希望大学が提供する教育プログラムと対比させた現在所属の大学での既修得単位の適切性そして受入れ希望大学の単位としての適用可能性 (applicability) の可否、の3点について検討する必要がある。

- ・連邦教育省若しくは高等教育ア krediteーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA) の「認証」するア krediteーション機関によってア krediteットされていない高等教育機関は、ア krediteーションのステータスを得ていないが故に、その「質」保証の前提それ自体が欠如。非ア krediteット大学の学生の編入学を認めようとする大学は、当該学生が過去に取得した単位を有効なものとして取り扱うために、通常とは異なる特別な手順を踏むことが必要。
- ・単位に関する「等価値性 (equivalency)」や学習到達度の「レベル証明 (placement)」に関する海外大学からの推薦状の内容の当否は、受入大学毎に、開設している教育プログラムの性格・内容及びその大学自身の諸方針に即して評価されるべき。
- ・「大学外学習 (Extra-institutional Learning)」を対象とした単位授与を決定するに当たり、大学にとって、「全米単位制取扱事務局協議会 (American Council on Education's Office of Educational Credit)」からの支援が役立つ。「全米単位制取扱事務局」の役割の一つが、様々な形状の「大学外学習」に対する「単位の『等価値性』」の判断・決定のためのプログラムの運用・展開にあるからである。

③ 学位

- ・学位の在り方に対するコミッションの「期待」は、ニューイングランド地区の大学の実務慣行に基礎を置いている。またそれは、米国内の他の地区ア krediteーション機関からア krediteットされている大学の実務慣行とも合致し、かつ、当コミッションの「教育プログラムに関する基準 (Standard on The Academic Program)」とも整合。
- ・大学の学位並びに教育課程修了に係るその他の

証しは、修業年限、内容、教育プログラムのレベルといった観点の下で、米国高等教育界に共通の実務慣行に従い、その名称が適切に付与（アクレディテーション基準 4.33）。

（2）コンピテンシー教育プログラム

- ・2015年6月2日、「地区アクレディテーション・コミッション協議会（Council of Regional Accrediting Commissions, C-RAC）」は、『「コンピテンシーの獲得を目的とした教育プログラム（Competency-Based Education Programs）」の定義とそのプログラムの承認に係る共通フレームワーク（Common Framework for Defining and Approving Competency-Based Education Programs）」を採択。
- ・その文書は、「学士課程の学位やその他の修了証明の取得に向け、アウトカムを基礎に置いたアプローチをとる教育手法」として、「コンピテンシーの獲得を目的とした教育（Competency-Based Education, CBE）」を定義づけ。
- ・コンピテンシーには、知識・理解が含まれている一方で、主に強調されるのが、学生はその知識を用い何ができるのか、ということである。学生は、コースレベル、教育プログラムレベルで具体的なコンピテンシーを培ったことを証明する必要あり。
- ・コンピテンシーは、多くの場合、雇用者などの外部者からの「期待（expectations）」と密接に結びついていることから、その期待に対応するため、学生は、「卓越」レベルにあるパフォーマンスを生むことが求められる。
- ・CBEは、「単位制を基礎に据えたアプローチ（credit-based approach）」、「『直接評価』によるアプローチ（direct assessment approach）」及び「ハイブリッド・アプローチ（hybrid approach）」の3つのアプローチを介して実施。
- ・このうち、「単位制を基礎に据えた CBE プログラム（credit-based CBE program）」は単位数や実時間を用いて学生の学習進度を評価しようとする。
- ・『「直接評価」による CBE プログラム（direct assessment approach CBE program）」はコンピテンシーの涵養度を具体的に示すことで、学

生の学習進度を測ろうとする。

- ・「ハイブリッド・アプローチ」は、単位数や実時間とコンピテンシーの涵養度に対する「直接評価」の組み合わせにより、学生の学習進度を評価しようとする。
- ・学内に開設した CBE プログラムについて、「高等教育機会法」タイトルⅣプログラムへの参加適格の獲得を企図している大学は、地区アクレディテーション機関による認可を得ることが必要。NECHE が定めた「重要な変更」に係る方針・手続が、CBE の認可申請に対して適用。
- ・「高等教育機会法」タイトルⅣの奨学支援基金の交付資格を得るために、大学は、CBE プログラムが、a) 教員との双方向的学習機会（Faculty Interaction）の確保、b) 「単位時間と同等の価値（credit-hour equivalencies）」の確保、の2つの要件を充足し得ていることを証明するとともに、コミッションの評価者がその充足状況を確認することが必要。

（3）デュアル学生登録教育プログラム

- ・「デュアル学生登録教育プログラム（dual enrollment programs）」は、ハイスクールの学生に対して、大学の単位が与えられるコースへの登録を許容している点に特徴。その教育プログラムでは、大学の単位はコース毎に付与されるので、コミッションは、「デュアル学生登録教育プログラム」が、アクレディテーション基準や関係の諸方針と整合するような方式において実行されることを要請。
- ・大学が、カリキュラムの一部を占めるに過ぎないコース中に「デュアル学生登録教育プログラム」を組み入れ、しかも当該大学が雇用する教員がその教育を担っている場合、コミッションによる事前承認は不要。
- ・しかし大学が、大学の手で選任し監督・評価を行っていない高等学校教員に「デュアル学生登録教育プログラム」の教育を任せている場合、同プログラムの運用に先立ち、これに関わる諸措置は、「重要な変更」に該当するものとして、コミッションによる検証に服さなければならない。
- ・また仮に学生に、高等学校で提供される「デュ

アル学生登録教育プログラム」によって、修了資格や学位の取得に繋がる教育プログラムの所要単位数の50%以上の単位認定が認められている場合、該当の高等学校は、コミッションの承認が必要な「オフキャンパス教育校 (off-campus instructional location)」として位置づけられ、必要な検証に付される。

- ・単位認定を伴う他の全ての教育活動の場合同様、「デュアル学生登録教育プログラム」も、「アクレディテーション基準」中の“The Academic Program”を構成する諸条規に即して、10年周期で行う「自己評価」とその中間点の5年目で作成する「中間報告書 (interim report)」において、検討を行うことが義務づけ。

(4) 契約関係にある教育プログラム

- ・大学が行った「教育プログラムに関わる契約」に伴う諸措置は、1997年、「地区アクレディテーション・コミッション (regional accrediting commissions)」が開発し全会一致で採択した「コース・教育プログラムに関わる契約に伴う措置のグッド・プラクティス (Good Practices on Contractual Arrangements Involving Courses and Programs)」の下で検証に付される。
- ・その検証は、単位認定に繋がるコースや教育プログラムを受入れ若しくはその提供を行うことを内容とする契約を取り結んでいる大学あるいはこれから取り結ぼうとする大学を対象としたもの。
- ・その具体的な検証は、アクレディットされている大学が共同でコース/教育プログラムを開発・提供し、またアクレディットされた大学、アクレディットされていない大学等の如何を問わず、それら組織体が開発したコース/教育プログラムを有償で活用するほか、海外の大学等の組織体を介してコース/教育プログラムの提供を受ける契約を結ぶなど、そうした契約関係の下で運用される措置状況を対象に実施。
- ・そこでは、以下に示す事項を基本的前提に、その検証が個別具体に行われる。
 - アクレディットされている大学は、自身の名の下に実行するあらゆる活動について責

任を負う。

- 適用除外事項が明定されていない場合、上述グッド・プラクティスが参考に供される。但しそれは、アクレディテーションを掌るコミッションの定める諸基準やアクレディテーションに係る基本要件に取って代わることはできない。
- アクレディットされている大学は、契約の相手方である非アクレディテーション組織体が自身の利益を主張することや、同大学が保持する以外にアクレディテーションに係るステータスが非アクレディテーション組織体に帰属しているかのように振舞うことを禁じる責務を担う。
- そうした契約を締結・実行するに当たり、アクレディットされている大学は、「重要な変更」に係るコミッションの諸方針に従うものとする。

7. オフキャンパス教育プログラム

(1) オフキャンパス教育プログラムの評価

- ・「オフキャンパス教育プログラムの評価」とは、教育プログラムの50%以上若しくは学位プログラムが、「分校キャンパス (Branch Campus)」や「追加的な教育拠点 (Additional Instructional Location)」といった教育の「場」を介して提供されている教育プログラムのことを指す。
- ・ここに言う「分校キャンパス」とは、連邦教育省により「分校キャンパス」としての認定を受けたもので、「主キャンパス」から距離的に離れているが、大学の権限が及ぶ組織体制の枠組の中で活動し、「主キャンパス」から独立して、次に示すような教育上の拠点として活動しているもの、を指す。
 - 教育プログラムを構成するコースが、学位、修了証明やそれ以外の公的な修了保証証明と結びつくようなものとして提供されている。若しくは、学位プログラムそのものが提供されている。
 - 教育活動が常時的、継続的に行われている。
 - 固有の教員体制を確立しており、管理・監



督組織も置かれている。

- 固有の予算編成権・人事権を保持している。
- ・そしてここに言う「追加的な教育拠点」とは、大学の「主キャンパス」からは距離的に離れているが、大学の権限が及ぶ組織体制の枠組の中に置かれた教育施設で、当該大学自身の手で、教育プログラム（学位、修了証明やそれ以外の公的な修了保証証明と結びつくようなもの）の50%以上を提供している、若しくは、学位プログラムそのものを提供しているもの、を指す。
- ・「分校キャンパス」を開設しようとする場合、また「包括承認（general approval）」を得ていない大学が「追加的な教育拠点」を開設しようとする場合、それらはいずれも「重要な変更」に該当。
- ・大学は、「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の運用に先立ち、それらの設置を意図していることをコミッションに告知するとともに、その設置計画に係る「重要な変更」申請書をコミッション宛に提出する責任を負っている。
- ・申請書では、新たに設置しようとする「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」が「ア krediteーション基準」の全条規を今後充足していくことができる旨が挙証されていることが必要。
- ・ア krediteーションされていない組織との契約関係に基づいて、学生を募集し教育を提供する場合や、「分校キャンパス」の維持に当り、教育上の支援サービスを提供する場合、そうした活動の適切性の証明が必要。
- ・申請書には、新たに設置しようとする「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」における複数年度に亘る収支とキャッシュ・フローの見通しについての説明も必要。
- ・さらに、大学が新たな「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の設置を検討するに当り、大学にオフキャンパスを運用する能力が備わっていることも求められており、このことを証明する手立てとして、その「質」を横断的に確保する仕組みの所在を根拠づけている大学の管理規程の提示を要請。
- ・大学の提出した申請書はその受理後、コミッションにより、直近に開催される定例会議で検討に付

される。もしコミッションが、新規の「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の開設計画書が「ア krediteーション基準」を充たし得ているように見受けられる、と結論づけた場合、そうした新たな教育拠点は承認され、当該大学のア krediteーションの効力範囲内に収められる。

- ・その承認が保留の扱いとなった場合、コミッションは、その教育拠点が活動を始めて6か月以内のできるだけ早い時期に、これら新規の「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」への実地調査に着手する。
- ・実地調査の目的は、新規の「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の計画の実施状況について、その大学の試みがどの程度の成功を収めているかを評価することと併せ、「重要な変更」申請書で示されていたような人員、施設・設備その他の諸資源がそれら教育拠点到整えられているか否かを確認することにある。このことに加え、コミッションは、実地調査に赴いた評価者が特に注意を払って観察すべき事項を指定する場合もある（なお、「包括評価」の期間中、「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の代表的なサンプルが、実地調査の対象とされる）。
- ・コミッションは、事前の「重要な変更」申請書の提出を求めることなく、また教育拠点の活動開始以降6か月以内での実地調査を省いて、「ア krediteーション基準」に照らし、その大学が「追加的な教育拠点」を運営する能力を保持している旨の決定を下すことがある。このような場合、コミッションは大学に対し、そうした教育拠点を設置するための「包括承認」を行う。「包括承認」の有効期間は、最長5年で、大学への「包括評価」と「中間報告書」の提出時期に、その都度、検証に付される。
- ・「包括承認」の枠組の中で新規に設置される教育拠点は、その大学のア krediteーションの効力内に自動的に収められる。その場合であっても、新規の教育拠点を設置する旨の告知書を、その設置から30日以内に、コミッション・オフィスに提出することが義務づけ。
- ・事前承認を得ている「追加的な教育拠点」は、「包括評価」の際に、またその中間点の5年の節目

で提出する「中間報告書」の審査を経て、コミッションによりその適切性があらためて確認。

- ・「包括承認」は、海外に教育拠点を設ける場合には、適用されない。
- ・所有権者の変更を行う大学は、「追加的な教育拠点」の「包括承認」を得るための適格性の判断を改めてコミッションに求めなければならない。
- ・「追加的な教育拠点」の開設に関わる「包括承認」がなされ、かつ教育拠点の数を急速に拡大させている大学には、そこでの教育の「質」が維持されているかどうかの確認のため、最近追加で設置された教育拠点校の代表的なサンプルに対する実地調査を含む「焦点化された評価」の受審を要請。
- ・「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」に対しては、継続的なモニタリングが実施。
- ・「分校キャンパス」や「追加的な教育拠点」の移転を計画する大学は、その計画についてコミッション・スタッフと協議することが必要。

(2) 海外拠点校の評価の特例

- ・「海外拠点校」は、上記「オフキャンパス」の範疇に属している。
- ・「海外拠点校」とは、「本校以外の場所に所在して海外拠点校として置かれるもので、学位プログラムの一部について教育提供を行い、また通学方式によって学ぶ学生を受入れている教育プログラムの意。若しくは教育の全て（あるいはそのほとんど）をオンライン方式によって提供し、それに伴って必要な教育上の支援を受けようとする学生を受入れている教育プログラム」として定義づけられている。
- ・NECHEは、「大学機関別ア krediteーション機関」として、単位認定権を有している海外教育拠点は米国本校の不可欠の部分であって、その周縁分と見做すことはない。従ってコミッションは、海外教育拠点が「ア krediteーション基準」を充足すべきことを要請。
- ・評価プロセスを通じてのこれら基準の適用は、それが大学全体に対して行われるものであれ、海外拠点に対して行われるものであれ、そこで掲げられている教育目的と関連づけて結論が導

き出される。

- ・1990年、「中等後教育ア krediteーション協議会（Council of Postsecondary Accreditation, COPA）」によって起案され、全ての地区ア krediteーション機関によって「米国人以外の国々の人々を対象に展開する海外教育プログラムのグッド・プラクティスに関する諸原則」が承認。
- ・これら諸原則は、海外にキャンパスを設置し若しくは海外に教育プログラムを移し、あるいはそのための計画を立てている全ての大学の検証を行おうとする際に、その検証対象とする事項について定めている。
- ・これら諸原則は、「a) 大学のミッション」、「b) 活動に係る認可権限」、「c) 教育プログラム」、「d) 諸資源」、「e) 入学者の受入及び学生の成績記録」、「f) 学生」、「g) 監督及び管理・運営」、「h) 倫理的規律の遵守と情報公開」、「i) 契約上の諸措置」、「j) 遠隔教育」の領域を規律する条規によって構成。
- ・コミッションは大学に対し、海外拠点校を開設するに先立ち、少なくとも6か月以内に、報告書を提出するよう求めるとともに、海外拠点の運営状況を評価するため、実地調査の受入を要請。
- ・大学が1以上の海外拠点を開設し学生登録を開始した場合、既存の海外拠点の教育プログラムを大幅に拡張させる決定を大学が行った場合、コミッションは、海外実地調査に着手する。
- ・海外実地調査に伴い、他の実地調査の場合同様、チーム報告書と「◎建議書」が作成される。
- ・このうち、チーム報告書では、海外拠点の教育プログラムに対する米国本校の「ア krediteーション基準」適合性が中心的に記述。
- ・そこでは具体的に、a) その教育プログラムの当該大学全体の中での位置づけ、b) その海外拠点校による「米国人以外の国々の人々を対象に展開する海外教育プログラムのグッド・プラクティスに関する諸原則」の遵守状況、c) 以前コミッションが指摘した懸念事項への大学の対応状況、d) 海外拠点校の教育プログラムに関する長所と問題点のリスト、が記述される。
- ・「◎建議書」には、a) 当該大学のア krediteーションの効力の及ぶ範囲内に、調査対象とした海外拠点の教育プログラムを含めることの可

否、b) 同教育プログラムの今後の活動に関するフォローアップ報告書提出を求めることの可否、c) これら建議を根拠づけている理由、の諸点が記される。

- ・「**④建議書**」に基づいてコミッションが行うアクレディテーションに係る決定の中身は、a) 大学に対し無条件で若しくは必要な改善措置を講じることを条件に、海外拠点校を当該大学のアクレディテーションの地位の一部に位置づけることを是認する、b) 海外拠点校を当該大学のアクレディテーションの地位の一部に位置づけることを「拒絶 (refusal)」する、c) コミッションは、海外拠点校に対する追加の実地調査を予定する、といったものとなる。
- ・「拒絶」の決定には、改善を勧奨するという意も伴っているので、改善要請に従わない場合、その大学を「資格一時停止 (probation status)」処分に付しあるいはアクレディテーションの地位そのものを喪失させる、といった勧告がコミッションから導出される。

(3) 「刑事更生施設のエデュケーションプログラム」の評価

「刑事更生施設のエデュケーションプログラム (Prison Education Program, PEP)」も、上記「オフキャンパス」の範疇に位置づけられるもので、基本的に、「追加的な教育拠点」に該当。

- ・PEP は、刑事更生施設で直接提供されるもののほか、オンライン方式を通じ、また大学キャンパスで行われるものなどがある。
- ・PEP の開設を申請しようとする大学は、コミッションによる評価に向け、同教育プログラム運用に関する計画書を提出。
- ・コミッションによるこの種の評価の目的は、その大学がこうした教育プログラムを開設・実施する十分な能力を備えているか、申請対象となっている教育プログラムが、「アクレディテーション基準」を充たし得ているか、を確認することにある。
- ・大学の計画が承認されると、コミッションは、その PEP とそれが置かれているオフキャンパスを、当該大学のアクレディテーションの効力の範囲内に収める措置をとる。このことと併せ、

その取組が始動して 1 年以内に、その実施状況を評価するため実地調査の予定を組む。これら一連のプロセスは、「重要な変更」に係る審査・評価として進められる。

- ・コミッションは、ひとたび主要な 2 つの「追加的な教育拠点」(そして関連する新たな教育提供方法)を承認すると、「重要な変更」のプロセスを経ることなく、新規の PEP の開設に対する「大学への包括的承認権 (institution general approval)」を付与。

8. 遠隔教育・通信教育の評価に関する特例

(1) 「遠隔教育」の定義

- ・コミッションは「遠隔教育 (distance education)」を、インターネット、「オープン・ブロードキャスト (open broadcast)」、「クローズド・サーキット (closed circuit)」、「ケーブル」、「マイクロウェーブ」、「ブロードバンド・ライン (broadband lines)」、「ファイバー・オプティックス (fiber optics)」、「サテライト」、「ワイアレス・コミュニケーション」、その他マスメディアのうちの技術的手段のうちの 1 以上を用い、教員とは距離的に隔たった学生に教育提供を行うとともに、同時的、非同時的といった別はあれ、学生と教員との間の定常的かつ実体の伴った相互的な意思疎通に支えられた教育、として定義づけ。
- ・教育プログラムの一定部分において上記のような技術的手段を用いている場合、それは、「遠隔教育プログラム (distance education program)」と看做される。
- ・上の定義に言う学生と教員との間の「定常的かつ実体の伴った (regular substantive)」相互的な関係とは、コース内容、そこで育むべきコンピテンシーの種類・性格と整合性を図りつつ、対話のできる環境・条件の下で教育 / 学習に学生をいざない、かつそこで学習アセスメントが行われるとともに、次に示す要素が少なくとも 2 種含まれているもの、を指す。そうした要素として以下のものが挙げられる。
 - 対面での授業が行われること。
 - 学生のコースワークを評価し若しくはそうしたコースワークにフィードバックを提供

- すること。
- 必要な知識を提供し、授業の中身についての質問に答えるようなものであること。
- コース内容、育むべきコンピテンシーと関連づけたグループ討議が進め易いものであること。
- ・また大学には、次のような教育上の措置をとることにより、学生と教員との間の「定常的かつ実体の伴った相互的な関係 (regular and substantive interaction)」を確立することが求められる。
 - 予め定められた教育工程表に依拠し、両者の相互関係の下で教育を進める機会を提供すること。
 - 学生の学習への取組やそこでの「学び」の向上を絶えずモニターすること。
 - そうしたモニタリングを基礎に据えまた学生からの要望に対応すべく、教員が必要に応じ、迅速かつ積極的に「実体の伴った (substantive)」教育上の相互的な関係に着手できるようにしておくこと。
- ・「遠隔教育」(及び「通信教育 (correspondence education) 」) を提供する大学には、教育プログラムやコースを登録している学生が、当該プログラムの履修生でなおかつ修了に向け単位を実際に取得している者と「同一学生 (same student)」であることを認定するプロセスの学内的確立を義務づけ。そのための確認方法の例は、次のとおり。
 - 十全に管理されたログインの手続が設定され、そこにパスコードの使用も組み込まれていること。
 - 試験の監督体制がしっかりと確立されていること。
 - 新たなテクノロジーを含む技術管理体制が導入されていること。
 - 在籍学生と実際に単位認定を受けている「学生の同一性の証明 (verifying student identity)」を行う上で効果的な教育上の手法が形成され、実践されていること。

(2) 「遠隔教育プログラムの評価」

- ・加盟大学が新たに、a) 技術的手段を介して教

- 育を行うことを通じ、学生が 50% 以上の単位を取得できる学位プログラムやその他の修了資格に繋がるプログラムで、「高等教育機会法」タイトルⅣの示す適格性を備えた教育プログラムの提供、b) 提供方法が、専らオンラインでなされること、といった内容の教育プログラムを開設する場合、当該大学には「重要な変更」申請書の作成・提出とともに、それら教育プログラムが、NECHE のア krediteーションの効力範囲内に収まるようにするため、コミッションの評価に服することを義務づけ。
- ・「重要な変更」申請書では、遠隔教育への着手を内容とする大学の計画書が、「ア krediteーション基準」への適合性を十分証明できていることが必要。
- ・具体的には同申請書で、遠隔教育の取組が、その大学のミッションと調和していること、計画が適切なプロセスの下で策定されたこと、技術的資源、人的資源などを含む十分な諸資源が、質の高いプログラム運営を確保できるよう整備されていくであろうこと、遠隔教育プログラムの質を評価しその改善を図り、将来発展に向けた計画策定に繋がるような適切なメカニズムを既に確立していること、といった諸点についての挙証が必要。
- ・そして「重要な変更」申請書全体を通して特に重要なことが、通常の教育プログラムにとって不可欠な要素以外のもので、当該教育プログラムにおける電子的手段を介した教育配信システムにどのような特色があり、その「教育上の有効性」の確保に向け如何なる教育支援の仕組みが構築されようとしているのか、という点に加え、オンラインによって提供される学位プログラムその他の修了証明に繋がる教育プログラムが、大学独自の基準やコミッションの基準に十全に整合しているかどうかという観点に立って、その計画の中身の検証がなされている必要がある、という点にある。
- ・「重要な変更」申請書中で、上記一連の事項につき、「ア krediteーション基準」に即し、「a) ミッションと目的」、「b) 計画策定と評価」、「c) 組織体制とガバナンス」、「d) 教育プログラム」、



「e) 学生」、「f) 教育/学習及び学問研究 (Teaching, Learning, and Scholarship)」、「g) 大学の資源」、「h) 教育上の有効性」、「i) 誠実性、透明性及び社会への情報公開」、「j) 契約に基づく取決め」、の各領域別の基準適合性を挙証していくことが求められている。

- ・「重要な変更」に係る大学からの申請書は、指定期日内に受理すると、直近のコミッションの定例会議で検討に付され決定。
- ・そこでなされる決定には、a) 当該申請の承認（その中には、大学に付与された既存のアクレディテーションの効力内に当該教育プログラムを含めて差し支えないものの、事後、必要に応じモニタリングの指示がなされる場合も含まれる）、b) 大学のミッションが許容する範囲内において、「遠隔教育プログラム」開設を認める「包括承認」権の設定、c) 申請に対する「決定」の延期、d) 申請の棄却、の4種がある。
- ・「継続的なモニタリング」として、10年周期の「包括評価」の中間点の5年目に、全ての大学への提出が義務づけられている「中間報告書」中で、「遠隔教育プログラム」を相当程度の規模のものとして開発している場合、その旨をコミッションに通告するよう求められる。
- ・「遠隔教育プログラム」は、「包括評価」の折にも、特段の注意を払って検証に付される。大学は、その「自己評価報告書」の該当事項において、このことに適切に言及するものとする。

(3) 「通信制教育」

- ・「通信制教育」は、次のような要素で構成（「通信制教育」は、「遠隔教育」とは区別した扱いとなる）。
 - 教える者の側から距離的に離れた場所に所在する学生に対し、メールや他の電子的手段に拠って、教材提供（そこには試験問題も含まれる）を行う大学により、1以上のコースを通して営まれる教育活動。
 - 通信制を基礎に据えたコースにおける教手と学生との間の相互の意思疎通が制限され、両者間に「定常的かつ実体の伴った」関係はなく、主に学生の側から投げかけら

れるアクションを介して教育展開。

- 仮にあるコースで、通信制と対面式の授業が併用されている場合、当該コースは、「通信制コース」と看做されること。
- ・「通信制教育」を介して教育提供を受けている学生が、「高等教育機会法」タイトルIVに依拠した奨学金給付の適格性を有するようになるためには、当該の教育提供方法が、「重要な変更」の要請にもとづき、コミッションの評価に服することを義務づけ。
- ・「通信教育」によって提供される教育の中身については、10年周期の「包括評価」の5年目の時点で提出する「中間報告書」及び包括評価の受審時に用意しておくべき「自己評価報告書」の中で言及することが必要。

9. コミッションの決定

(1) 「候補校」の地位申請を行う大学の場合

- ・「候補校の地位 (Candidacy Status)」の付与：大学が「加盟最低要件」と「候補校基準」を充たしていることが判明した場合、コミッションは、当該大学に対し「候補校の地位」を付与する旨の決定を下す。
- ・候補校は、NECHE へ「加盟したことを示すステータス」を表象するものである一方で、それは、アクレディテーションとは異なるとともに、最終的にアクレディテーションの地位を取得することを保証するものでもない。
- ・「候補校」の地位の承認延期：「候補校」の申請に対し、最終判断を根拠づけるデータが不十分であるとコミッションが判断した場合、その決定を延期する旨の決定を下す。この場合、その決定は棚上げにされるが、当初決定を予定した日から2年を超えて延長されることはない。当該期間の中間時に、大学には、報告書の提出や評価チームの受入が要請される。
- ・「候補校」の地位の拒絶：「候補校」の申請を行った大学が、「加盟最低要件」や「候補校基準」を充たしていないことが判明した場合、コミッションは、当該大学に対し、「候補校の地位」の付与を拒絶する決定を下す。

- ・コミッションは、拒絶の決定をするに先立ち、そうした決定がなされるべきでない理由を開示する「理由開示請求 (Show-Cause)」の権利を大学に与える。そのための「挙証責任 (burden of proof)」は、全て大学側が負う。候補校の地位承認を拒絶する決定がなされると、その決定に対する異議申立 (Appeal) を行うことが可。
- ・「候補校の地位の維持」：2 年毎に行われる評価その他のコミッションの評価を介し「加盟最低要件」、「候補校基準」に引き続き適合していると判断され、ア krediteーションの獲得に向け十全な進化を遂げつつあることが証明されると、その大学の「候補校」の地位は維持される。
- ・「候補校の地位の剥奪」：「候補校」の地位にある大学が、「加盟最低要件」、「候補校基準」を充足し得ていないと判断されると、コミッションはその地位を剥奪する。
- ・「候補校」の地位を剥奪するに先立ち、コミッションは、そうした決定がなされるべきでない理由を開示する権利を大学に与える。そのための「挙証責任」は、全て大学側が負う。候補校の地位を剥奪する決定がなされると、その決定に対する異議申立を行うことができる。異議申立を経て最終決定がなされるまでの間、その大学の「候補校」の地位は維持される。「候補校」の地位を失うも、NECHE への加盟を引続き希望する大学には、コミッションの定める方針・手続に則り、申請大学に要求される全審査プロセスに服することを義務づけ。

(2) 「初回のア krediteーション」を申請しようとする場合

- ・「初回のア krediteーション (Initial Accreditation)」の認定：ア krediteーションを希望する大学が、「加盟最低要件」と「ア krediteーション基準」のいずれをも満たしている、という判断に基づき、コミッションは、「初回のア krediteーション」の地位を付与する旨の決定を下す。
- ・「承認決定の延期」：大学からのア krediteーションの申請に対し、最終判断を根拠づけるデータが不十分であるとコミッションが判断し

た場合、その決定を延期する旨を決定。

- ・「ア krediteーション基準」を概ね充たしているとは言え完全充足には至らず、かつ、早期に残りの基準に適合する可能性が乏しいことが明らかである場合、その決定を延期することができる。このような場合、予め指定した時期まで、その決定は棚上げにされるが、その時期は、当初決定を予定した日から直近に開催される 2 回のコミッション会議を超えて延長されることはない。当該期間の中間時に、大学には、報告書の提出や評価チームの受入が要請される。
- ・「初回のア krediteーション」の拒絶：「初回のア krediteーション」の申請を行った大学が、「加盟最低要件」や「候補校基準」を充たしておらず、かつ、基準不足が早期に解消される見込みがないことが判明した場合、コミッションは、当該大学に対し、「初回のア krediteーションの地位」を拒絶する決定を下す。但し、その申請大学が、「候補校」として良好な状態を保っている場合、「候補校」として許容される期間内でその地位は維持。その大学が、「加盟最低要件」や「候補校基準」を充たすことが望めないと判断した場合、コミッションは、「候補校」の地位も剥奪。
- ・「候補校」の地位の剥奪：候補校の地位を剥奪する決定がなされると、大学はそれに対する異議申立を行うことが可。異議申立を経て最終決定までの間、その大学の地位は維持。「初回のア krediteーション」が拒絶され、「候補校」の地位を失うも、NECHE への加盟を引続き希望する大学には、コミッションの定める方針・手続に則り、申請大学に要求される全審査プロセスに服することを義務づけ。

(3) 「ア krediteーションの継続」を希望する大学

- ・「ア krediteーションの継続 (Continued Accreditation)」：大学が「ア krediteーション基準」を引続き充足し得ていると認めた場合、10 年サイクルで行われる「包括再評価 (comprehensive re-evaluation)」の受審を経て、そのコミッションの下でア krediteー

ションの継続が措置。

- ・「承認決定の延期」：最終判断を根拠づけるデータが不十分であるとコミッションが判断した場合、アクレディテーションの継続に関する決定は延期。このような場合、予め指定した時期（通常、直近開催のコミッション会議の時期）まで、その決定は棚上げにされるが、当初決定を予定した日から2年を超えて延長されることはない。
- ・その間、大学には、報告書の提出や評価チームの受入が要請される。そして、「アクレディテーション基準」の1以上の条規の不充足について、大学に対し、「資格一時停止」に据え置かれるべきではない若しくはアクレディテーションの剥奪が措置されるべきでないとする理由を開示するよう求める。
- ・「資格一時停止」：その大学が、「アクレディテーション基準」中の1以上の条規やコミッションの定めた諸方針に違背していることが判明した場合、そうした違背を許容した期間内に治癒できる状況下にあると判断した場合、その大学に「資格一時停止」を措置。
- ・その大学を「資格一時停止」に措置するに先立ち、「アクレディテーション基準」の1以上の条規の不充足について、コミッションは大学に対し、そうした決定がなされるべきでない理由を開示するよう求める。
- ・「資格一時停止」に措置するとの決定がなされると、その決定に対する異議申立が可。異議申立を経て最終決定がなされるまでの間、その大学の地位は維持される。大学からの異議申立が退けられると、「資格一時停止」は、コミッションがその旨を決定した日から発効。
- ・学位プログラムの修業年限が4年以上の教育プログラムをもつ大学は、少なくとも4年の期間内に、学位プログラムの修業年限が2年以上の教育プログラムをもつ大学は、3年以内に、学位プログラムの修業年限が1年以上2年未満の教育プログラムをもつ大学は、18か月以内に、それぞれコミッションの基準を充足させることが必要。
- ・「資格一時停止」を措置された大学は、調査対象領域を指定した報告書の提出や実地調査の受

入など、コミッションによる特別査察に服さなければならない。

- ・コミッションが、基準未充足の状態は特定の教育プログラムや特定の「追加的教育拠点」に限定されていると判断した場合、コミッションが措置する「資格一時停止」の措置の及ぶ効力は、大学が提供するそれら特定教育プログラムや特定の「追加的教育拠点」に限定。
- ・「資格一時停止」が措置された大学は、懸念事項の是正に向けた努力を評価することを目的に、コミッションによる厳格な監理下に置かれる（その中には、特定事項に特化して作成すべき報告書の提出や実地調査の受け入れなどを含む）。
- ・「資格一時停止」を措置された大学は、次に示すような「変更（changes）」を行おうとするに当り、コミッションによる事前承認を得る必要あり。
 - 既存の教育プログラムでの教育提供方法の「変更」。
 - アクレディテーションのための直近の大学評価以降での、単位時間、実時間若しくは教育プログラムの内容における25%を超えての「変更」。
 - 通常の要件とは異なる手段で卒業に至る教育プロセスの設定や既存のものとは異なる修正を施したコース・教育プログラムの開発。具体的には、a) 軍務での経験を経て獲得した知識、などのような学生が既に修得している知識をそのまま履修修了認定しようとするもの、b) 大学入学以前に既に獲得している知識・能力と教育プログラムを構成する個別コースの設定する学習上の要件との間に存するギャップの解消を図ろうとするもの、といったものが挙げられる。
 - コースや教育プログラムの提供を内容とする契約を他者と結び結ぼうとすること。
- ・仮に「資格一時停止」の期間中、その大学の状況が大きく悪化した場合、コミッションは、アクレディテーションの剥奪を決定。その大学が、指定した期間内に、基準充足に至らなかった場合、コミッションが基準充足に必要な時期を延長しない限り、やはりアクレディテーションを剥奪。

- ・コミッションは、「資格一時停止」の最終決定が下すと（換言すれば、大学が異議申立を行うことがなかった場合、当該決定が、異議申立審査会により追認された場合）、決定から 30 日以内に、連邦教育省長官、該当の州政府機関、同じく該当のアクレディテーション機関に対しその決定を通知。
- ・加えてコミッションは、web サイトやその他の刊行物中を介し、当該大学を「資格一時停止」とした旨のステートメント及び当該大学に対する事後監督計画を、一般の人々に公知。このステートメントは、その措置を受けた大学と協議の上、コミッションにより策定（但しコミッションは、同文書の性格・内容について最終判断を行う権限を留保）。
- ・「資格一時停止」を措置された大学には、そうした「地位」とともにこれに関連する追加情報を、将来学生、大学に現に在籍している学生並びに社会一般に対し、web サイト、大学要覧、学生募集要項などを通じ、広く開示することが義務づけ。
- ・「アクレディテーションの剥奪（Withdrawal of Accreditation）」：「正当な理由（good cause）」に基づき期間の延長が認められない限り、2 年を超えない期間的余裕の中で指定した時期の終了時点までに基準充足に至らなければ、「資格一時停止」の地位に据え置かれた大学のアクレディテーションの地位は剥奪。その大学が、「アクレディテーション基準」の 1 以上の条規について不充足の状態に陥り、かつそうした不充足の状況が、大学の「誠実性」や指定期間内に基準を充足させる能力にとって致命的なダメージとなっていることが判明した場合、「資格一時停止」されていなくとも、直接アクレディテーションの地位を剥奪。
- ・「資格一時停止」の地位にない大学について、コミッションが、アクレディテーション剥奪の決定を行うに先立ち、「アクレディテーション基準」中の 1 以上の条規につき基準未充足であることを信ずるに足る相当の理由があると判断した場合、当該大学に対し、アクレディテーションを剥奪されるべきではないとする主張を根拠

づける理由を開示する権利を付与する。そのため「挙証責任」は、全て大学側が負う。

- ・大学はコミッションの決定に対し、異議申立を行うことが可。異議申立を経て最終決定がなされるまでの間、その大学の地位は維持。
- ・「アクレディテーション」の地位を失うも、NECHE への加盟を引続き希望する大学は、コミッションの定める方針・手続に則り、申請大学に要求される審査プロセスに全面的に服す義務あり。

(4) 「注意喚起の告知」措置

- ・「アクレディテーション基準」との関連で、大学の諸条件が現状のままにとどまり若しくはそれより悪化することで、その大学の「候補校」や「アクレディテーション」の地位が危うくなった場合、社会にその旨を広く伝える必要があるとの判断に基づき、コミッションは大学に対し、社会へ「注意喚起の告知（notation）」をするよう促す。但し、公式的な「懸念事項の注意喚起の告知（Notice of Concerns）」の措置が、コミッションの側から公にされることはない。
- ・「注意喚起の告知」の措置を課された大学は、コミッションによる厳格なモニタリングに服さなければならない。
- ・コミッションが、当該大学は懸念事項に十全に対処していると判断した場合、「注意喚起の告知」の措置を解除した上で、特定事項に特化しモニタリングを継続。
- ・「注意喚起の告知」の措置は、書面を通じ大学に伝えられると同時に、その写しは、当該大学の理事会の「執行部（Executive Committee）」にも送付される。一方、コミッション・スタッフは、90 日以内に、大学の管理運営を主導する広範な代表者（学長、理事会の長を含む）と面談。

(5) 他のアクレディテーション機関、州政府機関が行った決定への考慮

- ① 既にアクレディットされている大学への他のアクレディテーション機関、州政府機関からの決定についての考慮事項

・ア kredィットされている大学若しくは「候補校」が、他のア kredィテーション機関、州政府機関との関係で、次のような状況に陥った場合、コミッションは、これら大学にその地位の存続を認めることはない。

- 既に「認証」されている他の大学機関別ア kredィテーション機関により、ア kredィテーションや「候補校」の地位の一時停止 (suspension)、取消し (revocation)、剥奪 (withdrawal) や終結 (termination) に繋がりにくいような暫定的措置 (interim action) に服している。
 - 州政府機関により、高等教育を提供するという法的権限の一時停止、取消し、剥奪や終結に繋がりにくいような暫定的措置に服している。
 - 他のア kredィテーション機関から、ア kredィテーションの地位を喪失する危機に直面している旨告げられ、そうした措置に伴うデュー・プロセス上の手順を未だ完了し得ていない状態にある。
 - 州政府機関から、高等教育を提供するという法的権限を一時停止され、取消され、剥奪や終結される危機に直面している旨告げられ、そうした措置に伴うデュー・プロセス上の手順を未だ完了し得ていない状態にある。
- ・大学に対し「初回のア kredィテーション」の地位を付与するかどうか、「候補校」の地位を付与するかどうか、の検討に際し、コミッションは、他機関が過去に行った次のような措置状況を考慮。
- 既に「認証」されている他の大学機関別ア kredィテーション機関が、その大学のア kredィテーションの地位や「候補校」の地位を「拒絶 (denial)」していた、また、その大学のア kredィテーションや「候補校」の地位を「認定保留の状態 (probationary status)」にしていた、あるいは、その大学のア kredィテーションの地位や「候補校」の地位を取消していた、といったこと。
 - 州政府機関がその大学について、高等教育を提供するという法的権限を一時停止し、

取消しを行い、若しくは剥奪や終結を措置していた、といったことなど。

- ・コミッションが、大学に対し、上記のような状況にあり若しくは措置されたにもかかわらず、ア kredィテーションや「候補校」の地位を付与するに当り、連邦教育省長官に対し 30 日以内に、「ア kredィテーション基準」、「候補校基準」と関連づけ、「認証」されている他の大学機関別ア kredィテーション機関や州政府機関による過去の措置が、今回のア kredィテーションや「候補校」の地位の付与を妨げるものではないことを示す理由・根拠を丁寧に説明。
- ・仮に既に「認証」されている他の教育プログラム別ア kredィテーション機関により、その大学の教育プログラムに対し、当該教育プログラム固有の理由からではなく、大学そのものについての問題を理由に「否定的措置」が採られ若しくは「資格一時停止」を措置された場合、当コミッションもまた「否定的措置」を講ずるかどうかを判断するため、その大学のア kredィテーションや「候補校」の地位の存続の可否を検討。
- ・コミッションは、要請があれば、該当する大学やそこに開設の教育プログラムのア kredィテーションの地位、「プレア kredィテーション (preaccreditation)」の地位、さらには、既にア kredィットされ若しくは既にプレア kredィットされている大学や教育プログラムを対象に講じた「否定的措置」に関する情報を、「認証」済みの関係するア kredィテーション機関や州政府直属の評価機関と共有。

10. 事後の観察・監理

(1) 「中間報告書」の作成・評価

- ・ア kredィット時の「包括評価」と次回の「包括評価」の間に、コミッションは、加盟大学に対し、「中間報告書」の作成・提出を義務づけ。通常の場合、10 年の評価サイクルの 5 年目での提出となる。
- ・「中間報告書」に記すべき内容を概括的に言えば、大学として、a) コミッションの「ア kredィテーション基準」を継続してどの程度充たし得てい

るかをその分析・評価を通じ検証するとともに、b) 直近の「包括評価」以降、その結果を改善にどうつなげているかを明らかにし、さらに c) 次回の「包括評価」に至る今後 5 年の間に特に力点を置くべき事項についての計画を示すよう要請。

(2) 「進捗状況報告書」の作成・提出

- ・コミッションが懸念を表明し若しくは更なる情報を欲した場合、大学に対し、それに該当する事項に係る「進捗状況報告書 (progress reports)」の提出を求める場合あり。
- ・そこには、懸念事項の改善のために払った努力、現在の状況、将来計画について、諸資料に即し、出来るだけ明確かつ正確に記すことを要請。
- ・財務及び登録学生について懸念が示されている大学は、当該報告書における説明を根拠づけるものとして「財務・登録学生数データ・フォーム (Finance & Enrollment (F&E) Data Forms)」を附属資料中に含めておくことが必要。

(3) 「焦点化された評価」の受審

- ・「焦点化された評価」は、前回「包括評価」と次回「包括評価」の間の期間に生じた特別な改革・開発行為や懸念事項をモニターするための手段。
- ・コミッションが「焦点化された評価」が必要であると判断すると、大学は、特定事項を対象とした報告書を提出する一方で、報告書に書かれた情報を確認するため、小規模のチームが当該大学を訪れ、焦点化された事項を評価し、そこで発見した事柄とそれに基づく「建議」をコミッション宛に報告。
- ・大学は実地調査に備え、作成する報告書中で、特に、「焦点化された事項」、「自己評価と将来計画の要旨」について記すことが必要。

(4) 「特別モニタリング」

- ・「重要な変更」の一環として、近年その数が増加している大学売却のケースでは、コミッションは、売却に先立って、その大学と大学買収予定者と共同で活動を行うことが有益であること

に加え、売却完了後も、こうした「変更」が慎重なモニタリングの下で承認され、その大学と新たな大学のオーナーが、コミッションの「期待」を十分に理解できるよう、当該大学と構造化された「相互交流 (interaction)」を頻繁に行うことに意義を見出している。

- ・コミッションは、大学の売却を承認するため、そうした大学を対象とする「特別モニタリングプログラム (Program of Special Monitoring)」を設定。
- ・大学に対し「特別モニタリングプログラム」を課すとするコミッションの決定は、コミッションと当該大学の 2 者が指定した期間中、コミッションにより社会に公表。
- ・「特別モニタリングプログラム」の監理下にある大学は、次に示す「変更」と「コミッションへの情報提供」に係る種類の異なる 2 つの要件に服さなければならない。
- ・以下に示すような「変更」に対しては、事前承認を必要とする。
 - 大学の名称や主要な教育拠点、ミッションを変更する場合。
 - 新たな教育拠点や分校キャンパスを開設する場合。
 - 遠隔教育の手法による教育プログラムを開設する場合。
 - 教育プログラムの開発/再編に当り(例えば、学生の募集や入学者の受入、教員の募集・選任、カリキュラムの企画・開発・承認、学生サービスの提供、教育の提供方法、等)、当該大学の親組織を含む「高等教育機会法」タイトル IV 上の適格性を有しない組織体が関与する場合。
 - 大学の掲げるミッションの枠組から外れた新たな教育プログラムを創設する場合。
 - 売却の時期に(若しくは「管理形態の変更」の時期に)、FTE 換算(フルタイム学生+パートタイム学生を学習実体に応じフルタイムに換算した学生)の学生数の 20% 未満の登録者から成る新たな学位レベル(準学士レベル、学士レベル、等)の教育プログラムを開設する場合。



- コミッションの“Policy on Substantive Change”に列挙された上記以外の「変更」を行う場合。
 - 売却時に（若しくは「管理形態の変更」の時期に）、全学生の20%以上が登録する主専攻や教育プログラムの在籍要件について新規申請を行い、若しくは既存の要件を逐次緩和したり一時停止するほか逆にこれに制限を加えるなどの対応をとる場合。
 - コミッションの「アクレディテーション基準」に背反するかもしれないようなものとして、大学内部のガバナンス構造に何らかの「変更」を加える場合。
- ・売却時（若しくは「管理形態の変更」の時期）とそれ以降の時期に、以下に示す事項について当該大学の親組織や監督組織体が関与しようとする場合、コミッションへの情報提供が要求される。
- 学生募集に関する事項。
 - 学生の受入に関する事項。
 - 学生への奨学金支援に関する事項。
 - フルタイム若しくはパートタイムでの被雇用者に関する事項。
 - カリキュラムの企画・条件設定・承認若しくはその修正に関する事項。
 - 学生サービスの提供に関する事項（学生登録業務、IR（Institutional Research）活動、図書館業務、教育技術支援、予算の編成・配分、計画の策定、プログラム評価、等を含む）。
- ・「特別モニタリングプログラム」の実施期間中、大学には次の要請に対応するよう求められる。
- 所有権者の変更（売却の完了）から6か月以内のできるだけ早い時期での報告書の作成・提出と実地調査の受入。
 - “Data First and E and S forms”の添付されたコミッション宛の年次報告書の作成・提出。これと併せて、「直近の会計監査済財務計算書類 “Most recent audited financial statements”」「会計監査人による経営状況に関する書簡 “AUDITOR’s management letter”」の写し及びコミッションが要求するその他の書面の提出。
 - 売却時から3年以内での「包括評価」の実施。コミッションは、「重要な変更」を自身の下で承認した場合、「管理形態の変更」から直近の「包括評価」の実施日を、その承認時に設定した日付へと変更することができる。
 - 「重要な変更」の実施後の報告書の作成・提出（及び実地調査の受入、いずれもコミッションの“Policy on Substantive Change”に依拠したものとしての要請）。
 - コミッションがその裁量の下、その都度決めるその他の報告書や実地調査に係る要請への対応。
 - 公的機関からの調査・照会に起因した召喚状、情報提供要求書などの公的書面の提出、「米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission, SEC）」、「米国エネルギー省（U.S. Department of Energy, US DOE）」、州政府教育局・同政府各委員会、その他の規制当局、検察組織、アクレディテーション機関に関係する公式書面の提出（こうした書面の中には、法律その他の法令違反に係る通知文書も含む）。その提出に際し、その書面が既に公にされたものか否かは問わない。
- ・コミッションによるその他の要求事項として、次のものが挙げられる。
- コミッションは、「管理形態の変更」を企図する大学に対し、コミッションとして受け入れ可能な様式・方法により、その大学の全学生（「変更」時に登録している学生にとどまらず、入学予定の学生を含め）を保護するとともに、彼らの「学び」を妨げ、卒業を遅延されることのないことや学費の大きな追加負担が発生することなく学位獲得に漕ぎつけることを内容とする保証証明若しくは第三者による保証証明書を提出するよう要求。一般にこうした保証証明は、万が一、その大学が従来での教育活動を停止したとしても、その教育の営みを他大学が継承したり単位移転についての合意がなされるなどの措置を伴いつつ、6か月間教育にかかる費用と同様の額を保証するという形状となっている。

- 「管理形態の変更」がなされると、これに続きコミッションは、「ア krediteーション基準」及び他の諸方針に即して、その大学の活動を検証する上で必要と思われる追加情報の提出を要請し、大学が行ったその他の変更が、性格上、コミッションの承認を要する「重要な変更」に当るかどうかの判断を行う。

(5) 「懸念事項の注意喚起の告知」に伴う措置

- ・「ア krediteーション基準」との関連で、大学の諸条件について、それが現状のままにとどまり基準の1以上の条規の不充足に伴って状況が悪化すらしているとコミッションが判断した場合、その大学の「ア krediteーション」の地位に対し、公式的な「懸念事項の注意喚起の告知」の措置を課す。
- ・「懸念事項の注意喚起の告知」の措置は、書面を通じ大学に伝えられると同時に、その写しは、当該大学の理事会の長にも送付される。一方、コミッション・スタッフは、90日以内に、大学の管理運営を主導する広範な代表者（学長、理事会の長を含む）と面談する。
- ・公式的な「懸念事項の注意喚起の告知」の措置が、コミッションによって公にされることはない。
- ・大学に課された上記「注意喚起の告知」が、「大学の諸資源（Institutional Resources）」に係るものである場合、そこで実施される「実地調査」の中には、学生の在学保証や安全・プライバシー保障さらには学生に関する諸記録の廃棄に関わる方針・手続の現況を評価することを目的に、在籍学生・卒業生の学籍簿の検証も組み込まれる。
- ・コミッションが、当該大学は懸念事項に十全に対処し得ていると判断した場合、「注意喚起の告知」の措置を解除した上で、特定事項に特化しモニタリングを継続。
- ・コミッションが、大学として「ア krediteーション基準」を構成する条規の1以上を充足し得ているか否か不分明であると信ずるに足る理由を見出した場合、当該大学に対し、「資格一時停止」若しくはア krediteーションの地位

の剥奪といった処分が課されるべきでない、とする理由の開示を求める。

- ・また、コミッションが、その大学の懸念事項は十分に治癒されてはいない、と判断した場合、「注意喚起の告知」の措置を継続させる。引き続き公式的な「懸念事項の注意喚起の告知」が措置された大学には、「(改善)進捗状況報告書」、「財務及び登録学生に関する年次報告書(Annual Report on Finance and Enrollment, ARFE)」並びに「焦点化された評価」を含むコミッションからのさらなるモニタリングに服することが義務づけ。
- ・コミッションは、引き続き公式的な「懸念事項の注意喚起の告知」を措置して以降、2年以内に、モニタリング結果の検証を行う。

(6) 年次報告書

- ・NECHEの加盟大学は、毎年、コミッションに対し、その定める様式に従い「NECHE大学ポータル」へのアップという方式により、年次報告書を提出する義務がある。
- ・年次報告書の提出は、全加盟大学の義務であり、特定大学に適用されるモニタリングとは性格を異にする一方で、同じく全大学にその提出が義務づけられるもので、「包括評価」の実施周期の中間点の大学の状況を示した「中間報告書」同様、各年の大学活動の実態を簡潔に映し出すツールとしての役割を果たしている。

11. 重要な変更

(1) 「重要な変更」の意義

- ・直近の「評価」の後に行われた「重要な変更」は、その大学に対して認めたア krediteーションの中に自動的に包含されているわけではなく、所要の評価手続に従い、コミッションによる検証を受けることが必要。
- ・「変更」の中には、大学のミッション・目標、活動範囲、管理運営の形態に影響を及ぼさない「限定的」なものもある。「限定的な変更(limited changes)」も、大学から報告がなされることが奨励。なぜなら、「限定的な変更」も、次の「包

括評価」の際に、その一部を成すものとして検証に付されるからである。「限定的な変更」の取組状況次第で、「包括評価」の実施スケジュールの組み直しが必要となる場合もある。

(2)「重要な変更」に係るアクレディテーション 手続

① コミッションへの告知・申請書の作成

- ・「重要な変更」を検討し計画している大学は、出来るだけ早い段階でその旨をコミッション・スタッフに伝えることが勧奨。
- ・大学が、「変更」手続を進める旨の決定を行うと、その実施に先立つ少なくとも6か月前にコミッションに対し、25～30頁程度の申請書を提出することを義務づけ。併せて、申請対象となっている「変更」について検討する以前に、その変更申請書が権限ある政府機関により認可されていることを証明する書類の提出も義務づけ。
- ・申請書では、その「変更」を行う中で、如何にしてアクレディテーション基準を今後とも充足していけるかを証明することを要求。その「変更」に学位プログラム（地区アクレディテーション機関からアクレディットされていない組織体との間でのジョイント学位プログラムの運用、新たな学位レベルに基礎づけられた学位プログラムの創設、新規的教育形態の下で提供される学位プログラムの開設、等も含む）に対するものがある場合、当該申請書には、カリキュラム、コースのアウトライン、シラバスの代表的なサンプル、担当教員の学位取得状況に関する事項、についての記載も必要。
- ・また、複数年に亘る収支予算書を提出するとともに、そこには、当該「変更」計画を基礎づけている将来予測、申請を行っている「変更」の質を監理・保証する財政力、管理能力を有していることを示す判断指標の提示も要求。
- ・さらに、申請書では、その大学の状況や今回申請の「重要な変更」の視点に照らし、将来に亘る短期的見通しを示すことも求められる。
- ・その申請書は、単なる分析・評価にとどまっているだけでは不十分。そこには、大学の長所と懸念事項に係る評価、明らかとなった懸念事項

に対する対応策、長期的な計画に関する記述も含まれている必要。

- ・幾つかの形状の「変更」—今ある学位プログラムより高いレベルの若しくは低いレベルの学位の授与に繋がる教育プログラムの開設、オンラインで運用する教育プログラムの創設、オフキャンパスでの新たな教育提供、を含む—について、コミッションは、一般的な「重要な変更」の審査・評価の方針・手続とやや異なる扱いをしている部分もあるので、このようなケースに該当する場合、コミッションの該当のwebサイトを参照しこれに対応させる必要。

② 実地調査と評価報告書

- ・実地調査期間中、評価者は、評価と事後監督期間中の「重要な変更」の実施状況に係る情報を提供し得る立場にある大学代表者と面談を行う。
- ・実地調査は、評価活動を経て判明した主要論点について指摘することを目的に、評価チームの主査/その他の評価者と当該大学のCEO（若しくはCEOから指名を受けた代理人）との間でなされる面談を最後に終了。
- ・実地調査終了後1か月以内に、評価チームは、コミッションが焦点を当てるよう求めた課題を対象に、これに特段の注意を払いつつ、評価のさなかにある現在実行中の「重要な変更」の大学としての「成功度（success）」について説明した5～6頁の範囲内に収まる報告書を作成。報告書中に、「重要な変更」に係る当該大学の実施状況と密接に関わる長所と課題も明確に提示。
- ・評価チームは、「重要な変更」を評価する過程で判明した事象を基に、「建議書」を起草しコミッションに提示する。そこには次に示す事項が記される。
 - 当該大学が現在保持しているアクレディテーションの効力が及ぶ範囲内に、今回の「重要な変更」を含めてよいかどうか、に係る建議。
 - 「重要な変更」の実践状況を対象にその提出を求める「フォローアップ報告書」の内容と提出時期に係る評価チームとしての建議。もし評価チームが、その状況についてのさらなるモニタリングが必要と結論づけ

た場合には、この実地調査に続きその「重要な変更」に関わる「進捗状況報告書」の提出を建議するよう奨励。

- 各「建議」の別に、当該「建議」に至った根拠・理由。

③ コミッションの決定

- ・ 以上のプロセスの後、コミッションは、次のような決定を行う。
 - 無条件で、その「変更」を承認する。
 - 条件を付して、その「変更」を承認する。
 - 追加の情報を受け取るまでの間、承認の可否についての検討を延期する。
 - 申請された「変更」を不承認とする。
- ・ コミッションがモニタリングの予定を組むに当たり、そこで次のような措置をとる。
 - 大学に対し、「焦点化された実地調査 (focused visit)」の受入を要求し、若しくは「変更」の具体的実施状況を評価するための指標の提示を求める。 (「重要な変更」が大学の「オーナーシップ」に関わるものである場合、実地調査は、6 か月以内の間で、可及的速やかに行われる)。
 - 大学全体を対象とした「包括評価」の受入を要求する。
 - 大学が、広範に亘る「変更」の申請を行った場合、次回予定の「包括評価」の日程を前倒しで行う旨の決定を下す。
- ・ 大学が示した計画を承認すると、コミッションは、当該変更をその大学のアクレディテーションの地位に包含させるべく、その発効日を具体的に指定する。「オーナーシップ」の変更については、アクレディテーションの決定が当該「オーナーシップ」変更以降 30 日以内になされている場合、当該変更の実施日をコミッションによる承認の発効日として指定する。
- ・ 大学の提案した計画を不承認とする場合、コミッションは、その理由を付して大学にその決定を伝える。大学は、その理由を吟味し、計画に修正を加えた上でその再提出することが可能。
- ・ 大学の提案した計画が不承認となる中、既に大学がその「変更」の実施途上にある場合、当該大学はコミッションに対し、その旨を伝える義

務がある。コミッションが不承認とした「変更」を進めると、当該大学には、アクレディテーションの地位に悪影響が及ぶ恐れがあり、コミッションは更なる措置を講ずる。加えて「注意喚起の告知」に関わる大学に「公示義務」が課される。

④ 「選択された重要変更 (Selected Substantive Changes)」に対するコミッション・スタッフによる承認

連邦政府が法的に認めるところにより、コミッションは同スタッフに対し、次に示す「重要な変更」の申請について、承認の可否を決定する権限を委任。

- ・ 全学生が教育プログラムを修了するのを待つことなく活動を休止した大学の学生のために、以前その大学が教育活動を行っていたのと同じ場所に、常設の教育拠点をあらためて設置すること。
- ・ 直接教育サービスの提供を受けるため、(契約を介して) 他の組織体と提携すること。
- ・ 大学が直近に「評価」を受けた際に存した教育上の提供物若しくは教育提供手段とは大きく異なるコースや教育プログラム (例えば、遠隔教育や通信教育などに関わるもの) を新規開設すること。
- ・ 学生の学習進捗度を測定する手法を変更すること。具体的には、大学が、学生の学習進捗の測定に当たり、実時間、単位時間のいずれを用いることにしたのか、セメスター制、トリメスター制、クウォーター制、のうちのどれを用いることとしたのか、時間に基礎を置く方法、時間に基礎を置かない方法、のいずれを採用することとしたのか、ということなど。
- ・ 1 以上の教育プログラム修了要件としての、実時間や単位時間の各時間数の大幅増、若しくは、授与する卒業証明のレベルの大幅引き上げ。

⑤ 報告義務を伴うにとどまる「変更」

全ての大学は、次のような「変更」について、その実施から 30 日以内に、これをコミッションに報告することが義務づけられる。以下が、それに該当。

- ・ 既存の教育プログラムの提供手段の変更。
- ・ アクレディテーション機関による直近の審査以降、1 の教育プログラムにおける 25% を超える

実時間や単位時間の変更、若しくは教育プログラムそのものの内容変更。

- ・ a) 雇用現場や軍務を介して得た知識、といった経験を通じ獲得した知識を承認しこれに所要の便宜を図ること、b) 過去に習得した知識・技能と特定のコース・教育プログラムの履修要件の間のコンピテンシー・ギャップを解消すること、を目的に、オーダーメイドの教育課程及び履修期間を短縮し修正を施したコース・教育プログラムの開発。
- ・ 「資格一時停止」を措置されている大学、過去3年の間、「注意喚起の告知」が措置されている大学、「理由開示請求」に伴いヒアリングを措置中の大学、連邦教育省から「高等教育機会法」タイトル IV の下で「仮認定 (provisional certification)」の処分が課されている大学、は、上記「報告義務を伴うにとどまる『変更』」に列記された「変更」を行うに際し、コミッションの事前承認が義務づけられる。

12. 異議申立手続

(1) 異議申立の権利

- ・ 大学は、コミッションが下した当該大学のアクレディテーションの地位に関する否定的な決定に対し、異議申立を行う権利を留保。
- ・ 該当する大学のアクレディテーションの地位は、「異議申立の権利」が消滅し若しくは行使し尽くされるまでの間、そのまま存続。

(2) アクレディテーションに係る否定的決定

- ・ コミッションが「アクレディテーションに係る否定的決定 (adverse accrediting action)」を承認後、「異議申立申入書 (notice of intent to appeal)」が提出されない場合、当該の「アクレディテーションに係る否定的決定」は確定。
- ・ コミッションは、「アクレディテーションに係る否定的決定」が最終確定した後14日以内に、大学、連邦教育省長官及び資格認定や認可権をもつ州政府機関に対しその旨を通知。
- ・ 「アクレディテーションに係る否定的決定」を大学に通知した一両日中に、コミッションは社

会一般に向け、これを文書にして公表。

(3) 「異議申立申入書」の提出と「異議申立」の提起

- ・ 大学は、「アクレディテーションに係る否定的決定」に係る通知文書を受け取った後、7日以内に「異議申立申入書」を提出することにより、当該決定に対する異議申立を行うことが可。
- ・ 「異議申立申入書」には、異議申立を行う理由が記されていなければならない（但しこの時点では、異議申立を根拠づける証拠物の提出は不要）。
- ・ 異議申立手続は、コミッションの下で監理。異議申立手続の監理の中身は、スケジュール管理、審理での当事者のやり取りのための手はず、資料の配布、審理に参加する弁護士確保、など。
- ・ 「異議申立申入書」を提出して15日以内に、大学は、「異議申立書 (written appeal)」をコミッションの会長宛に提出。「異議申立書」には、異議申立を根拠づけている証拠や主張が示されていることが必要。
- ・ 大学は「異議申立書」の提出時に併せ、コミッションの会長に対し、「異議申立に係る聴聞 (appeal hearing)」の際、口頭で主張を開陳するかどうかということや、その場合、弁護士を帯同させるか否か、といったことについての通知も行う。大学が、「異議申立に係る聴聞」を受けないことを決めた場合、コミッションも同じく、コミッション側の代理人をその場に出席されることなく、「異議申立審査会 (Appel Panel)」は、両当事者から提出された書面に基づいて当該異議申立に係る決定を行う。
- ・ 異議申立の提起の際、大学は、何らかの法的手段に訴える前段階として、「否定的な決定」に関わる争いを後述の「仲裁」に委ねることに同意することが必要。

(4) 異議申立の理由・根拠

異議申立を正当化する理由・根拠として、次のような事項が挙げられる。

- ・ 「アクレディテーションに係る否定的決定」に実質的な影響を及ぼすもので、文書化されている「方針」や合意文書または既に承認済みの重

要な「慣行 (custom)」から、コミッションの措置が逸脱していた場合。

- ・「ア krediteーションに係る否定的決定」に実質的な影響を及ぼすもので、当該決定を導くに当り、コミッションが事実誤認の情報を引用していた場合。
- ・評価者、コミッション若しくはコミッションの専任スタッフの側での評価に係る判断やア krediteーションの地位に係るその他の視点に偏見をもたせる意図が明らかであるようなバイアスが存在し、そうしたバイアスが、「ア krediteーションに係る否定的決定」に実質的な影響を及ぼすものであった場合。
- ・「ア krediteーションに係る否定的決定」が、恣意的で気まぐれなものとしてなされたものであった場合。

(5) 「異議申立審査会」の構成

- ・コミッションの会長は、大学から異議申立書を受け取ると、「異議申立審査会」の委員を選任。「異議申立審査会」の委員は、過去にコミッション・メンバーであった者その他評価チームのメンバーとしてまたチーム主査として優れた実績を挙げた者から成る「異議申立審査会委員候補者名簿 (Appeals Panel Pool)」から選任。
- ・「異議申立審査会」には、少なくとも 1 名の「公益 (public interest)」代表委員を配置。「異議申立審査会」のその他の委員は、高等教育機関の教学を担う専門家や管理部門の役職者たちの中から選任。異議申立を行った大学が遠隔教育プログラムを提供している場合、遠隔教育に精通した専門家もメンバーに加入。異議申立を行った大学が、特化された専門分野の職業人を養成する単一目的校 (single-purpose institution) であった場合、そこには、当該高度専門職領域の実務経験者、教員や事業体経営者がそのメンバーに加えられる。
- ・「異議申立審査会」に、異議申立の対象となった当初の「否定的な決定」を行った意思決定組織の役職者を含めることはない。
- ・「異議申立審査会」の委員名は、公表される。

(6) 異議申立審査手続 (Appeal Review)

- ・コミッションの会長は、「異議申立審査会」と協議の後、「異議申立申入書」の提出を受けて 60 日以内に実施されるべき「異議申立に係る聴聞」の日時・場所を確定。
- ・コミッションの会長は、大学に対し速やかに、聴聞の日時・場所を通知。また会長は、「異議申立審査会」の開催に先立ち、各委員に当該大学の異議申立に関わる資料とこれへのコミッションの反論書の写しを送付。
- ・コミッションの会長は、「異議申立審査会」のために弁護士を手配。
- ・異議申立を挙証する証拠物は、下に記すものを除き、「ア krediteーションに係る否定的決定」の決定以前にコミッションに提出されたものに限定。
- ・「異議申立審査会」は、異議申立理由に特化して、提出された証拠物を検討。
- ・「異議申立審査会」の決定は、多数決で決せられる。可否同数の場合、当該異議申立は棄却されたものとして扱われる。
- ・「異議申立審査会」の委員が、聴聞に出席した大学若しくはコミッションの代表者に対し疑問を提起した場合であっても、証拠物及び聴聞前に明らかとなった事柄に関するルール、証人召喚権、相手方証人への反対尋問をする権利の適用はない。
- ・異議申立を行った大学は、「挙証責任」を負うとともに、当該申立の正当理由を主張するため、聴聞手続への弁護士の出席やその場での助言を受ける機会が認められる。コミッションも、ヒアリングに自らの弁護士を立ち合わせることが可。
- ・説明は、最初に大学、二番目にコミッションの順に行うものとする。時間・内容を考慮し、委員長裁量の下、「異議申立審査会」は大学に対し、コミッションからの説明に引き続き、最終的な意見表明 / 反論を行うことを認める。
- ・「異議申立審査会」の決定は、「最終的なア krediteーションの決定 (final accrediting action)」として意義づけられるもので、その判断の根拠・理由、同審査会が適切と認めた追加情報を伴う「裁決」としてなされる。



- ・「異議申立審査会」による「最終的なアクレディテーションの決定」は、同審査会によりコミッションの会長に対し、聴聞手続終了から10日以内に提示。
- ・「異議申立審査会」は、「アクレディテーションに係る否定的決定」を確定し、修正し若しくは差戻す権限を有するとともに、コミッションに対し、同審査会の裁決と当方針・手続とが調和するようなものとして、当該裁決を実行するよう指示。
- ・さらなる検討を求めコミッションに対し「否定的な決定」を差戻す旨の裁決をするに当り、「異議申立審査会」は、コミッションの判断とは異なる裁決を下した根拠を説明することが必要。
- ・差戻しを受けたコミッションは、同審査会の裁決と当方針・手続との整合性を図りながら所要の措置を採らなければならない。
- ・「異議申立審査会」は大学とコミッションに対し、コミッションの会長にその裁決を提示して7日以内に、「最終的なアクレディテーションの決定」を伝達。またコミッションは、連邦教育省長官とともに該当する州政府の資格認定機関、大学設置認可機関に対し、その決定を報告。

(7) 費用

- ・大学が「異議申立申入書」を提出するに当り、コミッションの会長宛で、コミッションへ供託金 75,000 米ドルの納付を義務づけ。
- ・供託金はコミッションが管理し、異議申立プロセスに要した特定経費に補填。
- ・異議申立手続終了時に、コスト計算を行い、同手続に要した経費を供託金から控除した上で、残金は、支出計算書を添付した上で大学に返金。コストが供託金の額を上回った場合、大学は、その差額分を負担。

(8) 制限条項

大学が「異議申立申入書」を提出できず、また指定期限内に「異議申立書」を提出できなかった場合、供託金を納めることができなかった場合には、異議申立は成立せず、コミッションの「アクレディテーションに係る否定的決定」は、最終的なものとして扱われる。

(9) 新証拠の提出とその検討

- ・「異議申立審査会」開催予定日の15日以内に、大学に対し、コミッションの会長宛に、1回限りのものとして、書面で追加情報を提出することを認める。
- ・「新証拠 (New Evidence)」として、a) 大学の学長の判断として、コミッションが「アクレディテーションに係る否定的決定」を採択した時点には大学の手許になかったような証拠物、b) 仮に手許にそれがあれば、コミッションによる「アクレディテーションに係る否定的決定」に影響が及びこれとは異なる方向に向かう可能性のある確固とした重要なものであると考えられる証拠物、が挙げられる。
- ・コミッションの会長は、提出された証拠物が「新証拠」かどうかを検討するための3名以上から成る作業委員会（「新証拠検討部会 (New Evidence Committee)」）の委員を選任。
- ・仮に「新証拠検討部会」が多数決を以て、その証拠物がアクレディテーションに係る決定を左右する確固とした重要なもので、先のコミッションへの書面提出時には大学の手許に存在していなかった「新証拠」であると看做した場合、コミッションの会長は「新証拠検討部会」の要請を受け、大学が追加提出した証拠物が「新証拠」に該当するかどうかを判断する次のコミッション会議の時期まで、同手続を停止し若しくは異議申立の裁決を延期。
- ・その後、この「新証拠」を含めた全ての証拠物を基礎に、あらためて所要の結論を下す。
- ・仮にコミッションが、修正・改訂を加えた上で、再度「否定的な決定」を確認した場合、大学は、修正・改訂の施された再決定に対し、異議申立の権利行使は不可。「新証拠」が重要なものではない、若しくは、コミッションへの書面提出時点で当該大学は既にその資料を入手できる状態にあった、旨の結論に「新証拠検討部会」が至った場合、その決定に対し異議申立は不可。

13. 仲裁手続

(1) 法的に義務化された「仲裁」の内容・範囲

- ・高等教育機関を規律する連邦法及び連邦教育省規則 (20U.S.C. § 1099b (e), 34C.F.R. § 600.4 (c), 34C.F.R. § 602.20) は、何らかの法的決定に先立ち、アクレディテーションに係る最終決定としての「拒絶」、「剥奪」若しくは「終結」を含む争いを「仲裁 (arbitration)」に付すことに同意しなければ、連邦教育省長官は、その大学のアクレディテーションの地位を認めない旨規定。
- ・NECHE のコミッションの制定した方針・手続も、大学が、「異議申立方針 (Appeal Policy)」に準拠して異議申立を提起するに当り、何らかの法的決定に先立ち、「否定的な決定」に関わる争いを「仲裁」に付すことに同意しなければならない旨を定めている。
- ・「異議申立に対する否定的な決定 (Adverse Appeal Decision)」において「異議申立審査会」の決定を根拠づけた書面中に、確固たる証拠上の裏付けが存しないと確信した大学は、当該決定の検証を求めることができる。異議申立で再度「否定的な決定」を下された大学にとって、「仲裁手続」は、自身の不利な立場を是正し、同審査会の裁決やコミッションの元々の決定への反論が保障される唯一の場となっている。「法制化された仲裁 (binding arbitration)」を選択しない大学は、その是正を求める道を自ら閉ざすことになる。
- ・大学のアクレディテーションの地位がコミッションによって「剥奪」され、それが、「異議申立審査会」による「異議申立に対する否定的な決定」によって確定した場合、当該大学のアクレディテーションの地位に関して、「仲裁」手続が進められ「仲裁人 (arbitrator)」により最終結論が申し渡されるまでの間それが未決の状態であっても、「剥奪」の効力は維持。
- ・そうした状況の下、当該大学に対しては、コミッションによって指示され、若しくはコミッションが「否定的な決定」を通知する際に明示する「剥奪」の発効日に備え、所要の行為を続行するよう求められる。
- ・「異議申立に対する否定的な決定」に至った「剥奪」以外の「否定的な決定」に関しては、当該

大学のアクレディテーションの地位は、「仲裁」手続が進められ「仲裁人」により最終的結論が申し渡されるまでの間それが未決の状態の場合でも、大学は、「否定的な決定」を内容とするコミッションの通知文書に示されたアクレディテーションの地位がそのまま維持される（例えば、「資格一時停止」を措置された大学が、「資格一時停止」の状態のまま存続できること、など）ほか、「否定的な決定」に係るコミッションの通知文書中に明記された期間的要件その他の要件を引続き遵守しなければならない。

- ・両当事者と仲裁人は、当該仲裁手続に関連する司法上の要請や裁判所の命令による場合、別途法律上の要求に基づく場合を除き、同手続における秘匿性の堅持が義務化。
- ・大学及びコミッションは、「仲裁」手続を進めるに際し、代理弁護士の選任が可。

(2) 仲裁と解決のための検証基準

- ・この「仲裁」手続は、「新たに開始される検証手続 (de novo review)」ではない。それは記録文書に基づいて行われる検証活動であり、「異議申立審査会」の裁決が確固とした裏付けを伴ったものかどうか論点を絞って行われる。
- ・仲裁人は、「異議申立審査会」に提出されなかった書面を、証拠物として看做すことはできない。
- ・大学は、「仲裁」手続の全過程において、「挙証責任」を負う。
- ・仲裁人は、「異議申立に対する否定的な決定」を確定するかこれを取消すかを定める権限のみを有している。

(3) 「仲裁」手続の監理

- ・仲裁手続は、「米国仲裁人協会 (American Arbitration Association, AAA)」の保持する「全米民間仲裁人登録名簿 (National Roster of Commercial Arbitrators)」から選ばれた仲裁人の下で進められる。
- ・仲裁人の選任手続は、下記に示すように詳細に定められている。

(4) 「仲裁」手続の着手



- ・大学は、最終的な「異議申立に対する否定的な決定」の通知文書を受理して10日以内に、手数料を添え、コミッションに対し「仲裁申入書 (Notice of Intent to Arbitrate)」を提出。「仲裁申入書」には、仲裁手続期間中に主張しようとする論点並びに意図している解決の道筋を簡潔に記述すること。
- ・「仲裁申入書」を受理して20日以内に、コミッションはAAAに次のものを提出。
 - 「仲裁申入書」及び仲裁手続期間中に当該大学が主張しようとする論点並びに意図している解決の道筋を示した文書の写し。
 - 仲裁手続期間中にコミッションが主張しようとする論点を示した文書。
 - 全当事者の氏名・住所。
 - コミッションの仲裁手続を定めたステートメントの写し。
 - AAAの指定する手数料。

(5) 仲裁人の選任手順

- ・この仲裁は、公平かつ独立した1名の仲裁人の下で審理され所要の判断が下される。
- ・書面をコミッションから受け取ると、直ちにAAAは、大学とコミッションの双方に対し、1名の仲裁人の選任に向け、「全米民間仲裁人登録名簿」に登録の仲裁人の中から5名の候補者リストを提示。
- ・大学とコミッションの双方は、仲裁人候補者リストを受け取った日から7日以内に、そのリストの中からそれぞれ2名の氏名を抜き出しAAAに返送。何らかの理由で、提示されたリストから仲裁人の選任ができない場合、AAAは、「全米民間仲裁人登録名簿」の中から、別の仲裁人を選定。その場合、大学やコミッションに対し、追加の候補者リストをAAAの側から提示することはない。
- ・AAAは大学とコミッションの双方に対し、速やかに、仲裁人の選任を書面で通知。
- ・仮に何らかの理由で、仲裁人がその選任に伴う義務を履行できない場合、AAAは、十分な証拠上の裏付けの基に、その職が空位になったことを認めた上でその欠員を別の仲裁人で補う。

AAAの関与は、この段階で終了。

- ・大学、コミッションそしてそれ以外の人々のいずれも自己の利益のために行動することはできず、それ故に、自己利益の主張のため、仲裁人若しくは仲裁人候補者として指名を受けている人と如何なる接触をもつことも禁止。

(6) 仲裁手続に向けた記録文書の形成

- ・仲裁人が選任された日から20日以内に、コミッションは仲裁人と大学の双方に対し、先の「異議申立審査会 (Appeals Panel)」に提出した「仲裁手続用の証拠書面 (Arbitration Exhibits)」を提示。
- ・大学は、「仲裁手続用の証拠書面」を受理して10日以内に、仲裁人とコミッションに対し、この仲裁手続に関連する書面でコミッションが提示しなかったものを「仲裁手続用の証拠書面」に追加して提示する機会が与えられる。但し大学は、「異議申立審査会」の決定に先立ってコミッションに提出しなかった書面、「異議申立審査会」そのものに提出しなかった書面を、「仲裁手続用の証拠書面」に追加させ、その提出を行うことはできない。大学により「仲裁手続用の証拠書面」に追加したい旨申出て提出された書面を受理して10日以内に、仲裁人は、提出を受けた書面をそうした証拠書面として扱うかどうかについて最終的判断を下す。また仲裁人は、大学が当該書面についてこれを「仲裁手続用の証拠書面」に追加できるかどうか、について議論する旨の決定を下す場合もある。
- ・「仲裁手続用の証拠書面」は、仲裁人が下した決定の下、証拠物としての効力が認められる。仲裁人はコミッションや大学に対し、当手続の継続期間中いつでも、追加的な証拠書面として、上記以外の書類や資料の提出を要求することができる。但しその場合でも、それが「異議申立審査会」の結論を支える確固たる証拠だったかどうか、ということについての判断が必要。

(7) 大学からの「仲裁申立弁論趣意書」とこれに対するコミッションの反論書

- ・仲裁人が、「仲裁手続用の証拠書面」が全て出揃ったと判断した日から20日以内に、大学は仲裁

人とコミッションに対し「仲裁申立弁論趣意書 (arbitration brief)」を提出し、そこで、「異議申立審査会」の裁決が確固たる証拠に支えられたものとはなっていない理由を提示。

- ・コミッションは、大学の「仲裁申立弁論趣意書」を受理すると 20 日以内に、仲裁人と大学に対し、「反論趣意書 (Response Brief)」を提出する。
- ・両趣意書で参照対象として掲げる書類・資料は、「異議申立審査会」に提出されたものと同じものでなければならない。

(8) 「真実強制開示 (discovery)」の法的手法の不使用

宣誓証言 (depositions)、尋問 (interrogatories)、自白要請 (requests for admission) その他の「敵対的な真実強制開示 (adversarial discovery)」の手法は、当仲裁手続には用いない。

(9) 聴聞

- ・大学とコミッションは、仲裁人の下での口頭による聴聞の機会の放棄とともに、書面のみで結論を導き出す手続とすることに同意しなければならない。大学とコミッションは、仲裁人の下、電話やテレビ会議方式での聴聞に同意しなければならない。
- ・大学若しくはコミッションのうちのいずれかの要求があれば、対面方式の聴聞 (in-person hearing) を実施。但し、対面方式の聴聞を開催した場合、追加の AAA 納付手数料と仲裁人に対する追加報酬が発生。
- ・仲裁人の下でのいかなる対面方式の聴聞であれ、それは、コミッション・オフィスの近隣地区のコミッション自らが指定する場所で行われる。
- ・仲裁人は、対面方式の聴聞の要請がなされると、両当事者からの「趣意書」を受理して 30 日以内の開催に向け、聴聞の日時の指定を行う。大学とコミッションは、適時に、仲裁人からのヒアリングの日時の提案に対応すべく、速やかに実施日時の調整を行った上で、確定したヒアリングの実施スケジュールを守るものとする。
- ・大学とコミッションは、対面方式の聴聞開催日の 10 日以内に、仲裁人と相手方当事者に対し、

その当事者を代表して聴聞に出席する者の氏名を告知。

- ・仲裁人は、速やかに聴聞を行い、聴聞の順序と証拠提出の順序を決めることと併せ、両当事者に対し、当該案件の全て若しくはその一部を処理する上で必要な論点に絞って説明を行うよう指示。
- ・聴聞は、非公開で実施。
- ・仲裁人は、電話やテレビ会議方式での聴聞、対面方式の聴聞が終了した日（聴聞が行われなかった場合、仲裁人に対し、両当事者から「弁論趣意書」や関係書類の提出された日）から 21 日以内に、裁定が下される。裁定は、仲裁人の署名を付した書面で示され、そこにはその結論を根拠づけた理由が併せ記される。

(10) 裁定の効果

- ・仲裁人は、「異議申立に対する否定的な決定」の有効性をあらためて確認し、若しくはこれを取り消す権限を有している。その一方で、「保留扱い (remand)」とすることやこれを改変する権限を有していない。また仲裁人は、コミッションに留保されているアクレディテーションに係るその他の決定を命じる権限は有しない。例えば、実地調査の実施を指示したり、報告書やその他の書面をコミッションに提出することなどを命ずる、といった形での裁定を提示する権限は持たない。
- ・仲裁人が、「異議申立に対する否定的な決定」の有効性を再確認した場合、コミッションのアクレディテーションに係る「否定的な決定」は、その時をもって最終的に確定する。但し、「異議申立に対する否定的な決定」の通知文書中で、同決定の効力発行日が上記確定日と異なった日付が記され、かつ、その日付が確定的に扱われていた場合、その限りではない。アクレディテーションの地位を剥奪するという裁定が最終確定すると、コミッションの管理するアクレディテーション校のリストからその大学名は削除される。
- ・仲裁人が、「異議申立に対する否定的な決定」を取り消した場合、コミッションは、その裁定を実施に移す。もとより、仲裁人は、大学に対しアクレディテーションの地位を付与する権限を有



していないので、そうした裁定は考慮外とされる。連邦教育省規則の下、そうした権限は、コミッションに独占的に留保されているからである。

(11) 手数料その他諸経費

- ・ AAA は、仲裁人の担う役務提供の対価として、所要の手数料を請求する。その手数料は、AAA の公表する現行手数料一覧表中に明記されている。仲裁人の役務提供を受けた大学は、この手数料の支払いについて完全な責任を負わなければならない。
- ・ 仲裁人には、AAA が公にしている現行手数料一覧表に記された額での料金の支払いがなされる。
- ・ AAA の指示する手数料以外に、大学とコミッションは、当仲裁に密接に関連して発生した諸経費を共同で負担する責務がある。しかし、コミッションがこの争いに勝利した場合、大学は、証拠収集に要した経費や必要に応じて雇った弁護士費用を含め、コミッションに対して行った主張と関連して発生した経費の全てを負担する。
- ・ 大学は「仲裁申入書」の提出に当り、対面式の聴聞を遺漏のないよう行うとともに、その際に速記者を選定し所要の料金を支払うなど、コミッションが記録を残しておくための経費とともに、仲裁手続の進行過程で直接要した経費の補填のため、35,000 米ドルの供託金の納付が求められる。コミッションは、仲裁手続の終了時に、それに要した経費を計算し、大学が納付した供託金からその経費総額を差し引いた後、支出金額を示した計算書を添え供託金の残額を当該大学に返納する。仲裁手続に要した経費が供託金総額を超過した場合、大学は、その超過分を補填する。
- ・ AAA に納付する手数料、仲裁人に支払う手数料のうちの大学分担金及び AAA 関連のその他の手数料は、聴聞手続が開始される前に清算しなければならない。但し、聴聞終了後に生じた手数料については、その請求書を受理した日から 10 日以内に支払いの完了が必要。手数料の支払いがなければ、仲裁手続は、その間停止。
- ・ AAA は、仲裁人に支払う手数料を含め、仲裁手続に要する経費を補填するため、聴聞手続の

開始に先立ち、供託金の拠出を要求することがある。そうした供託金の拠出をした場合、AAA は大学とコミッションに対し、その計算書を示すとともに、仲裁手続終了時に、未支出分の残金を返金することが求められる。

14. 苦情等処理手続

(1) NECHE への苦情処理の方針・手続

① 意義

- ・ コミッションを名宛人に、アクレディテーションに係る方針・手続にコンプライアンスの欠陥が認められるとする個々の人々や個別組織体による苦情の訴えに対し、これに対応するメカニズムが、コミッション自身により設定。
- ・ こうした苦情の中身を検証する前提として、個別の大学に行った諸決定に対しての疑問を超えた広範な問題の提起がなされていることが必要。

② 要件

- ・ コミッションを相手方とした苦情申立は、それが文書で示され、申立人が特定でき、申立書に署名がなされている場合についてのみ、検討の対象。
- ・ 苦情申立書には、問題としている方針・手続が具体的に記され、その主張の裏づけとなる重要な証拠物を示すことや、申立人がコミッションに対して具体的にどのような対応を求めているのか、などについて記述されていることが必要。
- ・ 特別な場合を除き、苦情申立提起の時点より 3 年以上前の懸念事項についての訴えは、受理できない。
- ・ NECHE 加盟大学を相手方とした苦情申立書の扱いに関し、コミッション・スタッフから文書による通知を受け取った申立人が、コミッションを相手に苦情の訴えを提起しようとする場合、その申立書は、上記通知文書を受理した日から 90 日以内にコミッションに届くように措置すること。

③ 手続

- ・ コミッション会長 (Commission President) は、苦情申立書を受理して 14 日以内に、書面の内容把握を行った後、これをコミッション議長 (Commission Chair) に回付。

- ・その苦情が検討に値し一定の措置が必要と判断した場合、コミッション議長は、これを検証する時期を決定し、苦情申立人にそのことが書面で伝達。
- ・苦情申立人が既に提出した申立書に修正を加えた場合、申立人が、改訂版苦情申立書を再提出すること。その場合、コミッションは、この改訂版苦情申立書を、新規の申立書と見做しあらためて検討。
- ・コミッション会長は、適宜、是正措置を講じる決定を下すか、さもなければ、コミッションに対し、是正勧告を行う。苦情申立人に対しては、そうした決定が下されてから 30 日以内に、当該事案の処理方が書面で伝達される。
- ・コミッション会長は、要請に応じつつも社会一般の人々が閲覧できるよう、コミッションを相手方とした苦情申立とその対応状況を要約した一覧を毎年調整。
- ・仮に苦情申立書において、法的効果を伴うような事項が包含されている場合、コミッションは、顧問弁護士の助言の下で、情報の対社会的開示を当面差し控える権利を留保。
- ・苦情申立人は、その処理方について、異議申立を行うことは不可。

(2) 加盟大学への苦情処理の方針・手続

① 意義

- ・コミッションの確立する「苦情申立プロセス (complaint process)」は、個々の問題の解決や個人的な不平・不満の裁定に向けられたものでも、紛争解決のためのものでもない。これらについては、既に「アクレディテーション基準」が大学に対し、教職員や学生からの苦情や不満を処理するための公正に管理された苦情処理手続の確立を要請。コミッションの立場としては、大学で惹起された苦情・不満がその大学の内部手続を介して制御されることを期待。
- ・コミッションの確立する加盟大学への苦情受付は、「『アクレディテーション基準』への基準適合性について重大な懸念が提起」される原因となった大学の状況の指摘に関わる苦情申立に対応したもの。

② 苦情を検討するための基準

- ・個人的な不平・不満ではなく、大学の一般的な状況に焦点を当てること。
- ・大学が個別具体の基準に違背していることを示す証拠が示されていること。その証拠は、抽象的な主張の域を超え、問題となっている事柄についての立証可能な事実関係を表したものであること。
- ・大学内に確立されている苦情処理手続に拠って問題を解決する努力を払ったことが証明できること。
- ・当該苦情申立人が、その苦情案件の解決に向け、法的手段に訴えていることを含め、他の外部のチャンネルをも活用していることについて、十分に情報提供していること。
- ・異議申立が、学内での事案発生から間もない時期に、その事案に言及した形で提出されていること。苦情申立書の提出時より 3 年以上前に発生していた事案は対象外。
- ・その苦情をどう解決してほしいのか、について簡潔に記述されていること。
- ・以前提出されていた案件を改めて取り上げることはない。
- ・苦情申立人が正当な理由で自身で行動できない旨を示す確固たる証拠を示さない限り、代理人に異議申立書の提出を委ねることはできない。
- ・苦情申立書は、NECHE の web ページ上にあるコミッションの“Complaint's Form”若しくは e メールを介して提出すること。コミッションは、匿名での苦情申立書は受理しない。但し、コミッションが適切と判断すればその裁量において、そこに連絡先が記されている場合に限り、コミッション・スタッフが、匿名による苦情申立書のフォローアップ調査を行うことは可。苦情申立書には、申立人のサインと連絡先のほか、所定のフォームでの願い出書が提出され、そこには大学宛の関係資料も添付されていることが必要。苦情申立人は自らの責任において、大学との関係で自身についての情報を秘匿する道を選択することも可。

③ 苦情申立書の審理手続

- ・コミッション・スタッフは、苦情申立書を受理



して 30 日以内に、これを検証し対応。

- ・苦情申立書が理に適ったものであることを大学側が認めた場合、その大学はコミッションに対し、それまでの大学の姿勢を転換するために講じた措置を文書で通知。大学が、苦情申立の内容の受入れを拒否する場合、大学はコミッションに対し、その主張が真実ではない、若しくはコミッションの定める基準に違背しているという事実はない、ということを示す理由・根拠を記した反論書を提出する必要。反論書には、これを支える資料も添付することを要請。
- ・コミッションは、直近に予定の会議で、苦情申立書と大学の反論書について審議し、所要の結論を得る。
- ・苦情申立人と大学に対しては、会議の終了日から 30 日以内に当該苦情申立書の扱いに係るコミッションの決定を書面で通知。
- ・加盟大学は、苦情申立書提出人に対し、また実地調査の折に、調査チームに対し個人の立場で大学への懸念事項の存在を指摘した人に報復措置をとってはならない。報復措置がとられたとの疑いがあれば、コミッションはその検証を行った後、「誠実性、透明性及び社会への情報公表」を定めた「アクレディテーション基準」9 条違反に当たると認定し所要の措置を講じることができるほか、適切かつ必要と判断した場合、アクレディテーションに影響を与える決定を行うこともできる。
- ・コミッションに提出されたもので、別の「政府公認の大学機関別アクレディテーション機関」によりアクレディットされている大学を対象とする苦情申立書は、その大学と関係するアクレディテーション機関に回付。
- ・苦情申立に関わる一連の書面とこれに対するコミッションの決定ファイルは、NECHE が保存。
- ・コミッションが、前回アクレディテーション認定に係る評価以降、同様の事項について複数の苦情申立書を受理した場合、大学に対する「包括評価」の際、評価チームに対し、苦情申立書が指摘している事項についての大学の実情が、「アクレディテーション基準」に違背していないかどうかを確認するよう求める。

- ・通常の場合、コミッションは、大学に対し苦情申立人についての情報を開示する。しかし、苦情申立人の側で、個人を特定できる情報を大学には秘匿しておきたいという意向があれば、当該苦情申立人自身の責任において、その個人情報に修正・削除することが可能。しかし如何なる場合であれ、苦情申立人は、コミッションに対してだけは、自らを特定できる個人的情報を提供するとともに、大学に対しても、苦情申立書提出の許しを得ておかなければならない。
- ・大学が、苦情申立書に対し反論した場合、コミッションは自身の裁量で、苦情申立人に大学が提出した反論書を届ける。その際、苦情申立人には、これに対する追加情報の提出要請も行う。

④ 審理の拒絶

コミッションやコミッション・スタッフとのやり取りの中で、苦情申立人が脅迫的、攻撃的姿勢を示すなどハラスメントの域にまで達する行動をとった場合、当該苦情申立のプロセスを終結させ、若しくは、最長 5 年を限度に同申立書の審理手続を停止。

15. 大学による教育事業の停止・廃止

(1) 「教育事業の停止・廃止」の意義

- ・大学を閉じるということは、状況の推移次第でいずれ再開できるという希望の下、その活動を単に一時休止するというにとどまらず、その教育活動そのものを永続的に停止することを内容とする決定。一方で、ほとんどの教育機関は、州法上の諸規定の下で創設された「事業体 (corporations)」であることから、その組織体そのものは、大学としての教育活動を終結した後も、「事業体」の存続のための法的責任を担う場合もある（例えば、現存する財産に対する所有権を有していること、等）。
- ・閉学の決定に当たっては、学生、教職員、管理職員への今後の適切な対応に加え、大学の資産の適切な処理方を明記した具体的な計画の策定が求められる。
- ・教育事業停止を検討する理事会は、州政府の教育部局の指導を仰いだり、閉学問題に精通した

弁護士からのアドバイスを受けるにとどまらず、「教育機関別ア krediteーション機関」や「専門分野別（教育プログラム別）ア krediteーション機関（specialized accrediting bodies）」もまた、そうした相談に応じることができるほか、そうした企てをこれら機関にもしっかりと伝えるべき。

- ・連邦教育省規則はア krediteーション機関に対し、教育事業停止の状況に陥る可能性がある場合、その加盟大学から「教育事業停止計画」及び（それが現実のものとなっていた場合には）「教育事業停止に伴う事業継承協定書（teach-out agreement）」の提出を要求するよう求めている。
- ・また、連邦教育省規則はア krediteーション機関に対し、在籍する全ての学生がその教育プログラムを修了する以前の段階で教育事業停止を意図している場合、その大学から提出された「教育事業停止計画」を承認するよう求めている。
- ・ここに言う「教育事業停止計画」とは、高等教育機関が学生全員を教育課程から送り出す以前の段階で、少なくとも1の学位プログラムを100%提供してきた1か所以上の（メインキャンパスとは別の）「場所（location）」で若しくは1を上回る数の学位プログラムについて、その活動を休止する場合、学生のその後の取扱いの同等性を確保することを内容とする文書化された計画のことを指す。
- ・ここに言う「教育事業停止に伴う事業継承協定書」は、「ある教育プログラムに登録している全ての学生が当該プログラムを修了する以前の段階で、大学がその教育プログラムを閉じる場合、学生を平等に取扱うことを目的に、国が公認（recognition）しているア krediteーション機関によってア krediteされた大学と『候補校』の地位が認められた大学の間での文書による合意」として定義づけ。
- ・教育事業停止に係る最終報告書は、関係するア krediteーション機関、州政府機関に提出しなければならない、それは、これら機関の下で保管される。
- ・コミッションは大学に対し、下記（2）に示した状況に陥っている場合、若しくは、その大学

が何らかの調査の途上にあり所要の措置を受けている場合、あるいは法執行機関により、教育の質に関わる問題や虚偽陳述、詐欺的行為その他重大な違背行為により訴追を受けている場合、当該大学を「教育事業継承大学（teach-out institution）」として認めない。

- ・コミッションは、「候補校」の地位にある全ての大学に対し、「候補校」の地位獲得に向けた「包括評価」の実施の折に、「教育事業停止計画」の提出を要求。
- ・コミッションが、認定を受けている別のア krediteーション機関によってア krediteされた教育プログラムが関係する「教育事業停止計画」を承認した場合、当該ア krediteーション機関に対しその旨を通知。
- ・「候補校」若しくは既にア krediteされている大学が、「教育事業停止計画」や「教育事業停止に伴う事業継承協定書」を提出することなく活動を閉じた場合、コミッションは、追加的な学費その他の費用を伴うことなく学業を継続・修了するための機会の確保に向け、連邦教育省、関係する州政府と協力し合い、学生のため可能な範囲内で必要な措置を講ずる。
- ・コミッションは、「閉学に伴う教育上の協定書」や単位移転に関する協定書の下で、学生がその所属の教育プログラムを修了した場合、学生が既に獲得している単位数の何%が修了証書発給に結びつくのかについての要件設定はしていない。

（2）「教育事業停止計画」及び「教育事業停止に伴う事業継承協定書」の提出を必要とするケース

- ① 連邦教育省が、以下のような事項をコミッションに伝達した場合
 - ・非営利の大学や私的独占的所有形態の大学について、独立した監査人が、現下の問題としてその大学の経営能力に懸念が認められる、その大学の今後の見通しは暗い、財務上の安定性を阻害する重大な弱点が存在する、とする判断を行ったこと。
 - ・その大学が、暫定的に取り交わした覚書の下で、



「高等教育機会法」タイトルⅣ事業プログラムに参加できている状態にあり、連邦教育省により「高等教育機会法」タイトルⅣ事業プログラムへの参加条件として、「教育事業停止計画」の提出を既に要求されていること。

- ・連邦教育省規則に規定のある「受取金還付規律 (reimbursement payment method)」の規制の下に服しているか、あるいは大学への補助金に関する諸資料に対する連邦教育省による監査要求である「キャッシュ・モニタリング強化規律 (heightened cash monitoring payment method)」の規制下に既に服していること。
- ・連邦教育省が同省規則に依拠し、当該大学に対し緊急的措置の発動に着手していること、すなわち、「高等教育機会法」タイトルⅣ事業プログラムへの参加資格を制限したり一時停止したりあるいは終結させるなどの措置に臨もうとしていること。このことと併せ、当該大学に対し、「教育事業停止計画」の提出を既に要求していること。
- ② 州の資格認定機関や設置等の認可機関がコミッションに対し、当該大学の資格授与権や教育プログラムを提供する権限を既に取消し若しくはこれから取消そうとしている、旨を伝達した場合
- ③ コミッションが、以下のような措置を講じた場合
 - ・その大学を「アクレディテーションの資格一時停止」若しくはこれと同程度の地位に降格すること。
 - ・その大学から、アクレディテーションの地位若しくは「候補校」の地位を剥奪すること。
- ④ 大学が、以下に示す事象をコミッションに通告した場合
 - ・その活動の完全休止を企図していること。
 - ・少なくとも1教育プログラムの活動を100%提供してきたメインキャンパスとは別の「場所」の閉鎖を企図していること。ここに言う「閉鎖」には、その場所の移転のほか、連邦教育省によって、その閉鎖が考慮されている場合を含む。

(3) 教育事業停止計画の策定に当り、大学が特別の注意を払うべき事象

① 学生

- ・他大学との間での教育移管に当たっては、全ての教学上の記録のほか、その他の関係書類を介し受入大学に迅速に伝達されるべき教学記録関連の情報を整えておくこと。
- ・学生の受入と併せその記録を引き取ってもらうことを内容とする他大学との間で締結する協定を文書で行う必要。
- ・州政府や連邦政府の奨学支援基金に基づく学生奨学金の問題が関係している場合、学生受入大学に奨学金を移管できるよう、該当の政府関係機関の協力の下でそのための準備が整えられるべきで、そうした手はずが完了していない場合、学生にその旨が伝えられる必要。
- ・学生が、その大学の奨学生であった場合や奨学支援基金による援助を受けていた場合、そして他大学で学位課程を修了するまでの期間中もなお、法的にその支援を継続できるような基金としてそれが存在する場合、協定書中にその旨の取り決めが適切になされること。

② 教学上の記録と学生奨学支援金に関する記録の整理・保存

- ・全ての教学記録、奨学支援金に係る記録その他の記録は、マイクロフィルムや電子ファイルなどの方法で、永久保存用のものとして整えられること。そうした学生記録の保存の手はずは、州政府高等教育局その他関係の部署と協働で整えることが必要。
- ・これら記録がどこに保管されこれを閲覧するにはどうすればよいのか、ということの通知は、全在籍学生並びに過去に在籍していた学生の全てに対して行う義務あり。

③ 大学として負うべき義務の完了

- ・学生が他大学において学業の継続を選択しようとし、かつその学生が現在の大学で学位を得るまでの期間として、未だ1年～1年半を残している場合、今いる大学とは別の大学で学位授与要件を充たした上で、当該教育事業停止予定の大学から学位を授与してもらう方が講じられる必要。その中には、該当の州政府機関による

特別の措置のほか、上記目的のためだけに、関係するア krediyeshon 機関により、当該大学のア krediyeshon の地位を継続させることも含まれる。

- ・こうしたプロセスを踏むには、通常の場合、教育事業停止日から 12~18 か月間、その大学が法人格をもつ組織体として存続できることが必要。

④ 教職員への対応

- ・大学は可能な限り、教育事業停止日まで大学の諸活動を担うよう求められている教職員が継続して職務に従事するための手立てを講じること。
- ・教職員をもはや必要としない場合、大学は、彼らが新たな就職先を確保できるようあらゆる努力をすべき。

(4) 残置された財的資源・資産の扱い

① 大学の一般的な配慮事項

- ・理事会は、教育事業停止を決定する前に、破産関係の諸法の下、資産の保全を含めどのような対応をとることができるかということについて調査をすること。
- ・大学に対し権利主張をしている人々に対し、大学の残りの資源を均等に分配することを目的とする対社会的に容認可能な方針を策定するため、あらゆる努力を払うこと。

② 残置された財的資源・資産処理における優先順位決定に当たっての基本原則

- ・学生は、最後のセメスターの期間中も、教育を掌る部局からのサービスにとどまらず、大学の総務部門、奨学支援金部門、学生登録部門からのサービス、カウンセリングのサービスその他の支援的サービス等、最低限必要なサービスの提供を受けることを期待する権利を留保。大学スタッフは、これら諸サービスを提供し続ける上で必要な間、その雇用が確保される必要。カギとなる人的な支援を維持していくため、特別なインセンティブをこれらスタッフに提供すること。
- ・全ての被雇用者に対し、その多くの人に雇用契約の早期終了の可能性があることと同時に、学生の必要最小限のニーズを充たすことや教育事業停止に伴う法的要件をクリアしていくという必要性に基づき、若干の人々は他の人々より長

い雇用期間を認めざるを得ない理由を合理的に説明すること。

- ・仮に大学の債権者がその返済を強要していない場合であっても、大学はその財務上の長期的な責務（借入金や学校債の返済等）を履行するため、あらゆる努力を払うこと。

(5) 大学による教育事業停止の日付の決定

- ・大学理事会は、大学の教育事業停止日を正式投票により決しなければならない。日付を決める重要な要因として挙げられるのが、学生に対する十全な責務の履行が終了するのは、いつかということ。
- ・当該大学の活動終了の時期に最上級生である学生に対し、他大学で学位授与要件を充足させることを前提に、当該大学を卒業することを認める決定を行った場合、理事会は、教育事業停止後も、その大学の学位を学生が獲得する上で必要な法的措置が確実に講じられるようにしておくべきこと。
- ・学位授与に係る正式投票は、通常、全ての学位授与要件を充たした後に行われるが、法的には、他大学の学位授与要件を充たした学生のために必要な措置を講じた上で、教育事業停止後の大学から学位を受け取ることも可能。理事会は、そうした要件が実際に充足されたか否かを判断する権限をもつ人々を、具体的に特定しておくこと。
- ・これら諸措置は、その学位が法的に認可されなおかつア krediyeshon された大学によって授与されたものであることを確実にしめるため、事前に、該当の州政府機関並びにア krediyeshon 機関と協議する中で完了させておくこと。

(6) 資産処分

- ・非営利大学の場合、大学の保有する資産処分において、州政府や連邦政府の定めた法的要件が、慎重に考慮されること。
- ・資産処分をめぐる大学の状況は、関係する全ての州政府機関、連邦政府機関に伝えられるとともに、遺贈資産や連邦政府のファンドに関する大学の責務は、該当の諸機関との間でその履行方法についての情報が共有されるべきこと。

(7) コミッションによる大学の「教育事業停止計画」の承認

① コミッションが大学の「教育事業停止計画」を承認するための要件

- ・該当する学生全てが、その対象とされていること。(基準 4.9)
- ・登録学生に対して約束してきたものと内容、構造及び教育スケジュールのそれぞれにおいて従来と同様の「質」と同等性が確保された教育プログラムの提供に向け、これまで同様の教育活動とそれを支える諸資源及び学生支援サービスを維持していく旨の確約がなされていること。
- ・当該大学のミッションと在籍学生に対する全ての責務を履行する上で必要な安定性と力量を保持し得ていることが証明されていること。
- ・大学が他の組織体の関与を伴うことなく教育事業停止を進める際、以前を上回る追加の費用をかけずに学生に対し、当該教育プログラムが提供される旨の確約がなされていること。仮に他の組織体がこれに関与する場合、追加費用の発生可能性を学生に周知することを含めた「教育事業停止に伴う事業継承協定書」の下で、これまでと類似の教育プログラムを提供する大学名が提示されていること。

② コミッションの求める大学の「教育事業停止計画」への必要記載事項

- ・その大学の各教育プログラムに現在在籍している全学生のリスト(消去され若しくは編集されているとは言え個人が特定されたもの)と、それら学生別の既に修めている教育プログラム修了要件の一覧。
- ・大学が提供している教育プログラムのリスト。
- ・現在の教育プログラムと類似のプログラムを提供しており、新たに「教育事業停止に伴う事業継承協定書」を取り結ぶ可能性のある大学の名称。

(8) 大学の「教育事業停止に伴う事業継承協定書」

① コミッションによる承認

- ・コミッションはアクレディットされた大学や「候補校」に対し、「教育事業停止計画」の一環として「教育事業停止に伴う事業継承協定書」の締結を求めたり、自身の判断で「教育事業停止に伴う

事業継承協定書」を結ぶよう要求する場合あり。

- ・上記いずれの場合であっても、当該大学は、同協定書をコミッションに提出し、その承認を得る必要。
- ② コミッションが「教育事業停止に伴う事業継承協定書」を承認するに際し、設定している要件
 - ・同協定書が、該当するアクレディテーション基準と整合していること。(基準 4.9)
 - ・同協定書が、自身の掲げるミッションを遂行するとともに在籍学生に対する全ての義務を果たし、これまで同様の教育活動とそれを支える諸資源及び学生支援サービスを維持する能力を有している大学によって教育事業継承措置が講じられることを確約する中で、学生を平等に取扱う旨を明記していること。
 - ・その教育プログラムの継承を予定される大学が、内容、教育実施方法及び教育スケジュールについて、その活動の全て若しくはその教育拠点の1つを休止した大学が提供していたのと同様の「質」と同等性を伴った教育プログラムを提供する上で必要とされる教育実績、諸資源及び学生支援サービスを保持している旨を挙証できていること。
 - ・学生に選択可能な複数の教育提供手段が用意されている場合であっても、当初の教育プログラムと同様の教育提供手段が、その選択肢の中に含まれていること。
 - ・移動のために相当程度の距離・時間を要することなく、教育プログラムと諸サービスへのアクセスが学生に保証されていること。
 - ・同協定書の有効期間中、教育活動を継承する側の大学が、安定的に教育提供を行う能力を有していることが証明されていること。
- ③ コミッションが「教育事業停止に伴う事業継承協定書」の承認に当たり必要な書類
 - ・大学の完全閉学若しくは教育拠点での活動休止に関わるもので当該大学から発出された通知文書の写し。その通知文書には、学生に付与した単位の移転が認められる旨の一文が正確に記されていることが必要。
 - ・追加的な学費負担の有無に関する通知文書。(上記2種の文書に対し、コミッションはその

補正を要求する権限を留保)

- ④ 活動を休止中の大学が提出する「教育事業停止に伴う事業継承協定書」をコミッションが承認するための要件。
- ・その大学の各教育プログラムに現在在籍している全学生のリスト（消去され若しくは編集されているとは言え個人が特定されたもの）と、それら学生別の既に修めている教育プログラム修了要件の一覧。
- ・該当の全ての学生に対し、教育事業停止校が負っている教育上の債務返済の方法に関する情報を提供することを内容とする計画書の作成。時宜に応じ、州政府策定の学費返金方針に係る情報もそこに含めること。
- ・全ての登録学生に提示されるべきもので、教育事業停止に伴う諸記録（例えば、学生成績証明書、請求書書類（billing）、奨学支援金関係書類、等）の最終処理方を示す記録保存計画（record retention plan）の作成。
- ・学生向けの、教育プログラムの授業料その他諸経費に関するステートメントと追加される学費その他の諸費用に関する情報の提示。
- ・学生の新規登録に先立ち「教育事業継承大学」が率先して受入れるであろう単位の数・形態に関する情報の提示。

16. 情報開示

(1) 加盟大学による社会への情報公表

- ・大学に対しては、コミッションの決定およびこれに付随するもので、改善計画書、評価チーム報告書の結論、何らかの義務や実施要件を含むア krediteーションの地位に関わる情報を、対社会的に公表することが求められる。
- ・事実が歪曲して伝えられないよう、関係資料の抜粋での公表などは避けること。
- ・大学がア krediteーションの地位に関し、誤った情報を公にしたりこれを歪めて伝えた場合、コミッションは当該大学に対し、その大学のア krediteーションの地位、評価報告書の中身、当該大学へのコミッションの決定事項などについて流した誤った情報を公式に補正するよう求

める通知を届ける。

- ・大学が、瞬時にその補正を行わなかった場合、コミッションの会長の許で当コミッションは、正確な情報として適切と考える形式・内容の公的なステートメントを発出。
- ・大学は広報用資料の中で、当該大学と「地区ア krediteーション」の間の意義・関係を、社会一般の人々が十分理解できるようにすべく、コミッションが指定する文章表現で、省略なしに全文提示し上記趣旨を人々に明確に伝えることを要求。

(2) NECHE による加盟大学に係る社会への情報公表

① NECHE に関する大学の基本情報の公表

コミッションは、正式メンバー校及び「候補校」の基本情報に関し、自身の web サイトで、次の情報公表を要請。

- ・大学名。
- ・初回のア krediteーションの日付 / 「候補校」の地位が認められた日付。
- ・ア krediteーションの地位の種類（正式メンバー、「候補校」の別）。
- ・住所。
- ・電話番号、ファックス番号。
- ・CEO の名前とその職位の正式名称。
- ・授与する学位の種類。
- ・初回のア krediteーションの日付 / 「候補校」の地位が認められた日付とともに、過去に受審した評価のうちの直近に受けた評価の日付、並びに今後受審する評価のうち直近に行われる評価の日付。
- ・オフキャンパスとして運営されている教育拠点の所在地。
- ・「候補校」若しくはア krediteーションの地位に影響を及ぼしたコミッションによる決定の根拠。
- ・直近に行われた「実地調査」並びに今後その大学のア krediteーションの地位に関して行われるコミッションの決定の日付と種類（「包括評価」、「焦点化された評価」、の別）。
- ・次に予定される「包括的評価」の日付と種類。

- ・コミッションの要求に基づいて直近に提出した報告書の提出日とこれに対してなされたコミッションの決定。
- ・「注意喚起の告知」、アクレディテーションや「候補校」の地位の「拒絶」の前段階として位置づけられる「理由開示請求」、「資格一時停止」、アクレディテーションや「候補校」の地位の「剥奪」、のいずれかの決定がなされたこと及びそれが決定された日付。
- ・加盟校としてその大学に認められた地位の効力とこれに対する制限事項。
- ・アクレディテーションや「候補校」の地位の「拒絶」、「剥奪」やその大学を「資格一時停止」の地位に降格させるといった「否定的な決定」がなされている場合には、そうした措置を講じた理由・根拠。加えて「資格一時停止」を措置している場合、その大学をモニターするための計画。
- ・アクレディテーションや「候補校」の地位が「剥奪」された大学の場合、その決定がなされた日付とその理由・根拠。

② 大学に対して新たに行ったアクレディテーションに係る決定の対社会的告知

アクレディテーションに関わる決定がなされて30日以内に、コミッションは、関係機関に所要の通知を行うほか、自身のwebサイトを介し、社会一般の人々に対し、次のような決定事項を告知する。

- ・アクレディテーション若しくは「候補校」の地位の新規付与に関する事項。
- ・アクレディテーション若しくは「候補校」の地位にある大学の地位の継続に関する事項。
- ・アクレディテーションや「候補校」の地位の「拒絶」、若しくはその「剥奪」に関する事項。
- ・「注意喚起の告知」の発出に関する事項。
- ・「資格一時停止」への地位降格に関する事項。
- ・「重要な変更」の承認に関する事項（現在置いているものより上位の学位に繋がる教育プログラムを開設すること、など）。

③ その他

- ・アクレディットされている大学若しくは「候補校」が、a) コミッションから認められている加盟校の地位を自主的に返上する旨を決定した場合、b) アクレディテーション若しくは「候補校」

の地位を自身の手で喪失させた場合、当該大学からそのことについて通告を受けて10日以内に、コミッションは、連邦教育省長官、州政府の高等教育を所掌する行政官、関係のアクレディテーション機関、に対しその旨を伝達。要請があれば、社会一般の人々にその周知を図る。

- ・「否定的な決定」に係る最終決定から60日以内に、コミッションは、連邦教育省長官宛にその最終決定の写しを提出。同長官は、その書面を社会に対し公表。

(3) NECHEによる連邦教育省への加盟大学とコミッション自身に係る情報の提供

- ・コミッションは、毎年、加盟大学の登録状況を報告するため、連邦教育省が管理している大学データベースに、所要事項のアップデートを行う。
- ・コミッションは、連邦教育省長官の要請に応じ、アクレディットされた大学や「候補校」に関する情報を提供。
- ・「高等教育機会法」タイトルIVの下での奨学金給付プログラム上の責務の遵守状況に係る情報を、同省長官の求めに応じて提出。そうした情報の中には、それら大学が同プログラムへ参加するに相応しい適格性を備えているか否かに関わるものも含む。
- ・「高等教育機会法」タイトルIVに依拠する奨学金給付プログラム上の責務を履行し得ていない若しくは不正に手を染め権利濫用の状態に陥っている大学や教育プログラムの名称を、そうした懸念事項の根拠を示す理由書と併せ伝達。
- ・コミッションは、連邦教育省によって「認証」されたアクレディテーション機関としての活動範囲（scope）や連邦教育省規則への適合性に影響を及ぼす可能性のある方針・手続並びにアクレディテーション基準の変更に係る情報を提供。
- ・要求があった場合、コミッションは連邦教育省長官に対し、過年度における主要なアクレディテーション活動の概要も報告。

17. 結語

- ・2020年の連邦教育省規則改正で「地区アクレ

ディテーション」の法概念が消失したことに対応し、NECHE は既に、これまで別の「地区」の機関別ア krediteーション機関の傘下にあった大学によるア krediteーション申請に対応する整備を完了。

- ・NECHE の「ア krediteーション基準」は、「基準」それ自体は 9 カ条であるとは言え、細則数は 179 カ条と膨大であるほか、そこでは「教育プログラム」をターゲットとした質保証基準がかなりの割合を占めている。
- ・「ア krediteーション基準」では、「学習成果」のアセスメントを通じた到達度評価、単位制、理事会の大学経営力、財務上の安定性、に係る条規数が相当程度存在。
- ・学生の適切な「質」を伴った「学び」の権利を保護する視点から、学習到達度の評価とともに、単位互換を含む「単位」の扱いについて特段の注意を払うことを NECHE は大学に要求。同時に基準中に、理事会運営、財務管理の十全性を基準中に盛り込むことを通じ、安定的な大学経営の確保を指向。「安定的な大学経営」こそが、学生の「学び」の保障の基盤となる、との考え方に依拠した基準上の仕掛けとなっている。
- ・ア krediteーションの審査・評価の仕組みについて NECHE は、これまでの伝統的立場を堅持しているようにも見える。但し、ア krediteーションの意思決定機関であるコミッションの構成人員に占める「公益代表者(学生を含む)」の割合が大きいこと、実地調査において「授業参観」を不要とした一方で、実地調査を終え大学を出立する際に行う「調査終了報告」について、それがア krediteーションの決定に大きな影響を及ぼすものとして同ステップを極めて重視していること、は NECHE の評価システムの特徴の一を成しているとも考えられる。
- ・コミッションによるア krediteーションの決定については、「否定的な決定」を含め、その効果に強弱がある。また、基準不充足が推定される懸念事項への対応について、NECHE は、大学への「否定的な決定」や注意喚起の公知を促す諸決定と紐づくものとして、様々なモニタリングシステムを開発・運用している。但し、

こうした一連の措置は、他の(旧)地区ア krediteーション機関も同様の仕方では採用しており、これと歩調を合わせた制度設計として理解できる。

- ・「重要な変更」については、その報告を義務づけてきた本来の意図は、当該変更事項が、その大学に認めた「ア krediteーションの効力」の範囲内に収まるかどうかを画定することにあつたし、現在も、そのための審査はそうした意図を基礎としている。一方で、米国でも、グローバル化の進展、学問の高度化、科学技術の急激な進歩などに伴う雇用ニーズを含む社会全体のニーズ並びに学生の学習ニーズが転変しており、これに対応させるため教育内容・方法も大きく変化。各大学は、既存の教育プログラムを再編したり新たな教育プログラムを設置したり、さらには本校とは別の「教育拠点」を設置・移動することで、新たな学生の掘り起こしに躍起になっている。こうした高等教育を取り巻く状況変化を背景に、本来、機関別ア krediteーション機関としての役割を果たしてきた NECHE も、上記「重要な変更」の審査に対応させ、「教育プログラム評価」の手法を駆使した質保証を実践する局面が格段に増大した。教育プログラム評価に対応した「ア krediteーション基準」の条規の数の増加や新たな教育プログラムの評価のための方針・手続の登場も、上記要請に対応したもの。
- ・連邦教育省規則の要請に基づき、NECHE も、他の(旧)地区別ア krediteーション機関同様、「仲裁」の仕組みを整備。その手続は、異議申立審査以上に、準司法的手続としての側面が強く、その手続が煩瑣であることと相俟って、同手続に精通した専門的スキルを育んだスタッフの育成が喫緊の課題。
- ・ハラスメントに向けられる目が厳しさを増す中、教育質保証を掌るア krediteーション機関として、大学コミュニティを含む社会全体の信頼をつなぎとめるべく、苦情処理システムの構築・運用は不可欠(但し、こうしたシステム構築も、連邦教育省規則に基づく法的要請によるものである)。それは正式な審査手続として進められ



ると同時に、苦情申立人の立場の擁護のため、ア krediteーションの維持にも悪影響を及ぼしかねない「報復行為」の厳禁を定めていることは特筆に値する。

- ・加盟大学が教育活動の存続に行き詰った場合、その大学から「教育事業停止計画」及び「教育事業停止に伴う事業継承協定書」の提出を要求。この制度も、連邦教育省規則の定めに依拠したもの。それらは、大学の教育事業の存続可能性と事業継承大学の「事業継承者」としての適格性に係る審査システムとして制度化。もとより、それは、大学に学ぶ学習者の学習利益の保護を主目的としており、彼らの利益を守る観点から実質審査できるよう制度設計。
- ・NECHE の情報開示制度は、高等教育質保証機関としての NECHE とその加盟大学の社会的責任を全うするための措置。このことに加え、それが連邦教育省に対し、加盟大学と NECHE 自身のア krediteーション活動を報告するための制度的ツール。
- ・NECHE のア krediteーションにおいて「評価実務の省力化」や「評価負担の軽減」は全く考慮の外(このことは、他の(旧)地区ア krediteーション機関の場合も同様)。審査・評価の省力化の措置としては、評価書面のやり取りを極力電子媒体で行う、大学が報告書等に記載する文章に対し字数制限を設ける、などの措置が講じられているにすぎない。「ア krediteーション基準」が過多であることに伴い評価項目も多数に及ぶこと、ア krediteーションの決定システムが複雑多岐に亘っていることと並行して大学を「モニタリング」する仕組みも多種多様となっていること、連邦教育省規則を通じた(旧)地区ア krediteーション機関に対する要求事項が増加の一途を辿っていること、などから評価実務の種類・量の増大は避けがたい。

【出処】

- ・New England Commission of Higher Education “Policy on Notice of Concern” の URL は、Continued Accreditation with a Formal Notice of Concern (neche.org)

(2024.10.1 閲覧)

- ・NECHE “Policy on Substantive Change” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2021/07/Pp72-Policy-on-Substantive-Change-REVISED.pdf>) (2025.5.25 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Procedures for the Substantive Change Evaluation Visit” (focproc) (2024.12.24 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Procedures for the Focused Evaluation Visit” (focproc (neche.org)) (2024.8.31 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Statement on Institutional Effectiveness” (TO: (neche.org)) (2024.8.14 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Procedures for Interim Reports” (TO: (neche.org)) (2024.9.5 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Policy on Notification of Actions Affecting the Accreditation Status of Affiliated Institutions and Providing Other Information” (TO: (neche.org)) (2024.10.1 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Policy on Notation” (Pp60-Policy-on-Notation-1.pdf (neche.org)) (2024.9.5 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “21st Century Distance Education Guidelines” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2021/05/Pp96-21st-Century-Guidelines-for-the-Eval-of-Distance-Education.pdf>) (2024.12.29 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “Guidance for Institutions Preparing Proposals to Offer Baccalaureate Degrees of Fewer Than 120 Credits” (NECHE-Guidance-for-Proposals-for-Baccalaureate-Degrees-Fewer-than-120-Credits.pdf) (2024.11.26 閲覧)
- ・New England Commission of Higher Education “E-SERIES FORMS: MAKING ASSESSMENT MORE EXPLICIT” (BECOMING MORE EXPLICIT IN LOOKING AT STUDENT SUCCESS (neche.org)) (2024.9.24 閲覧)



- New England Commission of Higher Education “Policy and Procedures for the Consideration of Complaints against the New England Commission of Higher Education” (https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp11a-Complaints_Against_the_Commission.pdf) (2025.1.14 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “FOCUSING ON OUTCOMES (*Some Examples*)” (FOCUSING ON OUTCOMES (neche.org)) (2024.9.23 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Accreditation Liaison Officer” (TO:) (2024.11.26 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Standards for Accreditation, Effective January 1, 2021” (Standards-for-Accreditation-2021.pdf) (2025.5.25 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on the Periodic Review of Accredited Institutions” (TO: (neche.org)) (2024.9.4 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Innovation” (Microsoft Word - Pp161 Policy on Pilot Projects PROPOSED REVISIONS ACCEPTED) (2024.12.10 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on the Review of Off-Campus Programming” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2023/10/Pp27-Review-of-Off-campus-programming.pdf>) (2025.1.8 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Guidelines for Preparing Reports on the Establishment of Off-Campus Programming: Branch Campus or Additional Instructional Location” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp27A-Guidelines-for-Reports-on-Off-campus-Programming-.pdf>) (2025.1.5 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Code of Good Practice in Accreditation” (TO: (neche.org)) (2024.9.5 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Selection, Ethics, and Responsibilities of Commissioners” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2024/03/Pp10-Selection-Ethics-Responsibilities-of-Commissioners-03012024.pdf>) (2025.1.2 閲覧)
- NECHE “Range and Meaning of Commission Actions Affecting Institutional Status” (TO:) (2025.5.25 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Guidelines for the Evaluation of Competency-Based Education Programs” (Pp129_Guidelines_for_Evaluation_of_Competency-Based_Programs.pdf) (2024.11.4 閲覧)
- Regional Accreditation : “Competency-Based Education” (C_RAC_Statement_on_CBE_June_2015.pdf (neche.org)) (2024.10.11 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Dual Enrollment Programs” (Selected Definitions, from WASC) (2024.11.30 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Mission Statement” (https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp33-Mission-Statement_CIHE.pdf) (2025.1.11 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy and Procedures for Appeal of Adverse Accreditation Action Affecting Institutional Accreditation or Candidate for Accreditation Status” (NECHE-AppealsPolicy-2-26-2020-JRGcomments (02182739).DOCX) (2024.11.5 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Guidelines for Preparing Substantive Change Reports On the Establishment of Academic Programming Offered Through Distance Education” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp93-Guidelines-for-Distance-Ed-Reports.pdf>) (2024.12.30 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on the Review of Distance Education” (<https://www.neche.org/wp-content/uploads/2021/07/Pp82-Policy-on-the-Review-of-Distance-Education-REVISED>



- pdf) (2024.12.29 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Public Disclosure of Information About Affiliated institutions”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp44-Public-Disclosure-of-Information-About-Affiliated-Institutions.pdf) (2025.1.12 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy and Procedures for the Consideration of Complaints against the Affiliated Institutions”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2023/10/Pp11-Policy-on-Complaints-1.pdf) (2025.1.15 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Requirements of Affiliation Editorial Changes January 2019 July 2020”(TO:) (2025.5.25 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Procedures for the Evaluation of Overseas Instructional Locations”(TO:) (2024.12.20 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Principles of Good Practice in Overseas International Education Programs for Non-U.S. Nationals”(TO:) (2024.12.17 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “STATEMENT ON STUDENT ACHIEVEMENT AND SUCCESS DATA FORMS”(Statement-on-Student_Achievement_and_Success_Data_Forms.pdf (neche.org)) (2024.9.5 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy on Student Verification and Transfer of Credit”(TO:) (2024.12.28 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy on Noncompliance with Commission Standards, Policies, and Procedures”(Pp165-NonCompliance-Policy-March-2020.pdf) (2024.12.11 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Applying for Accreditation by the New England Commission of Higher Education:A guide for Institutions Currently Accredited by an Agency that is Recognized by the U.S. Department of Education”(Microsoft Word - Guide for currently accredited institutions.docx (neche.org)) (2024.8.13 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Records Retention Policy”(Pp94-Records-Retention-Policy.pdf) (2024.12.26 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy on Contractual Arrangements Involving Courses and Programs”(TO:) (2024.11.29 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “COMPLAINT FORM”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2019/01/COMPLAINTFORM.pdf) (2025.1.15 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Guidelines for the Review of Prison Education Programs”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2023/10/Pp73-Guidelines-for-the-Review-of-Prison-Education-Programs.pdf) (2024.12.25 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Procedures for the Biennial Review of Candidate Status”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2024/05/Pp16-Procedures-for-Biennial-Review-March-2024.pdf) (2025.1.13 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy on the Meaning and Criteria for Candidacy”(TO:) (2025.1.13 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Policy on the Status of Probation”(TO:) (2024.12.16 閲覧)
 - NENECHE, New England Commission of Higher Education “Self-Study Guide”(SELF-STUDY GUIDE (neche.org)) (2024.8.13 閲覧)
 - New England Commission of Higher Education “Procedures for the Review of Institutions Moving to the Higher or Lower Degree Level”、“Recommended Outline for the Proposal for the Moving to the Higher or Lower Degree Level”(Pp41-Moving-to-the-Higher-or-Lower-Degree.pdf) (2024.12.16 閲覧)



- New England Commission of Higher Education “Guideline for Preparing Progress Reports”(TO: (neche.org)) (2024.9.4 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Institutional Obligation Regarding Litigation”(Pp03b-Policy-on-Institutional-Obligation-regarding-Litigation.pdf) (2024.11.5 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on the Consideration Given to the Decisions of Other Accrediting Agencies and State Agencies”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp89-Consideration-Given-to-Decisions-of-Other-Agencies.pdf) (2024.10.1 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Credits and Degrees”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp111_Policy_On_Credits-And-Degrees.pdf) (2024.10.1 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Credits and Degrees”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp111_Policy_On_Credits-And-Degrees.pdf) (2024.10.1 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Correspondence Education”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp127-Correspondence_Education_Policy.pdf) (2025.1.4 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Expectations of Peer Evaluators”(Pp155-Peer_Evaluator_Expectations.pdf) (2024.12.10 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “PROGRAM SPECIAL MONITORING FOLLOWING THE SALE OF AN INSTITUTION (OR OTHER CHANGE OF CONTROL)”(PROGRAM OF SPECIAL MONITORING) (2024.12.8 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Instructions for Arbitration of an Adverse Appeal Decision”(Pp03a-Instructions-for-Arbitration-of-an-Adverse-Appeal-Decision.pdf) (2024.11.5 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Selection of Team Chairs and Evaluators”(TO:) (2024.12.23 閲覧)
- NENECHE, New England Commission of Higher Education “Evaluation Manual”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Evaluation_Manual_2019.pdf) (2024.7.17 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Separately Accreditable Institutions”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp140-Policy_on_Separately-AccreditableInst.pdf) (2025.1.4 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on Teach-Out Plans and Teach-Out Agreements”(Microsoft Word - PP13a Teach Out Plans and Agreements REVISED.docx) (2024.12.2 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Considerations When Closing an Institution of Higher Education”(TO:) (2024.12.4 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Guidelines for the Review of Off-Campus and Distance Education Programming During a Comprehensive Evaluation”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp27C-Off-Campus-and-Distance-Ed-Review-during-Comprehensive-Evaluation.pdf) (2025.1.7 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “Policy on the Development and Review of Commission Policies, Procedures, and Statements”(Statement on the Development and Review of) (2024.11.29 閲覧)
- New England Commission of Higher Education “AFFIRMATION OF COMPLIANCE WITH FEDERAL REGULATIONS RELATING TO TITLE IV”(Affirmation_of_Compliance.pdf (neche.org)) (2024.8.15 閲覧)



- New England Commission of Higher Education
“Policy on Conflict of Interest”(https://www.neche.org/wp-content/uploads/2018/12/Pp38-Conflict_of_Interest.pdf) (2025.1.8 閲覧)

【3】WASC 大学カレッジコミッション

WASC Senior College and University Commission (WSCUC)



WSCUC のオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

機関の所在地

1080 Marina Village Parkway, Suite 500,
Alameda, CA 94501

1. 機関の概要

- ・WSCUC は、1924 年に誕生した“Western College Association”に起源を有しており、カリフォルニア、ハワイ、グアム、アメリカ領サモア、ミクロネシア連邦諸国、パラオ共和国、北マリアナ諸島連邦に所在する学校、カレッジ、大学を評価しアクレディットする組織として 1962 年 6 月 1 日に設立。WSCUC は現在、シニアカレッジのアクレディテーションを行うことを目的に、カリフォルニア州政府管轄の非営利公益法人として活動。
- ・WSCUC は、アメリカ合衆国内に所在し、かつ、バカロレア学位及び更なる上級学位の授与に繋がる教育プログラムを置く高等教育機関であれば、どの州に所在していても、「高等教育機関」を包括評価する大学機関別アクレディテーション機関としてこれを評価する任を担っている（2019 年の連邦教育省規則に関わる法改正を経て、2020 年より、全米を単一の管轄区域として教育機関別アクレディテーションを実施。さらにこの制度改正を機に、活動の範囲を海外にまで広げる取組を積極推進）。

- ・WSCUC のアクレディテーションには、連邦教育省学生奨学資金受給資格を有する高等教育機関の認定権が内蔵されているので、連邦政府拠出金交付に係るゲートキーパーとしての役割を適切に果たすことが要請。

2. アクレディテーションの申請資格

- ・WSCUC のアクレディテーションを得ようとする大学は、まず、当該大学が、アクレディテーションを目指すに相応しい基本的資格を備えているか否かの審査を受ける必要。
- ・この基本的資格に係る審査は、「基本資格要件審査委員会（Eligibility Review Committee, ERC）」の下で行われる。
- ・上記審査は、5 年間 WSCUC のアクレディテーションを獲得していない大学がアクレディットを目指す際に行われるもので、16 カ条からなる「基本資格要件基準（Eligibility Criteria）」の基準適合性についての判断としてなされる。ここで「基準適合」という結論に至った大学のみが、アクレディテーションの申請資格を有する。

3. アクレディテーションの地位

- ・「アクレディテーションの地位」とは、WSCUC が定立した「アクレディテーション基準（Standards of Accreditation）」との関係において、その大学が、同基準を充たしているレベル・状況を示す公的なステータスとして定義づけられるもの。なお、上記「基本資格要件基準」をクリアした大学は、同基準を充たした「状態」にあるだけで、「アクレディテーション基準」の適合性が承認された訳ではないので、「アクレディテーションの地位」の対象外として扱われる。
- ・「アクレディテーションの地位」について、具体的には、次の 3 つがその基本的なステータスとして制度化。

＜アクレディテーション候補校＞



- ・大学からのア krediteーション申請に対し、その審査を経た後、ア krediteーション・コミッションから暫定認定された状態にあることを示す地位。その有効期限は、最長 5 年。
- ・ア krediteーション候補校(Candidacy)とは、基準適合性との関係で言えば、当該大学が、全てのア krediteーション基準について、とりあえず同候補校として必要なレベルには達している状態を示すもの。
- ・ア krediteーション候補校の地位は「ア krediteーション」と同義ではなく、いずれア krediteーションの地位を獲得することを保証するものでもない。それは、ア krediteーションに向けて、歩を進めている状態にあることを示したものである（連邦教育省規則では、最長 5 年の地位存続が認められたこの暫定的地位のことを「プレア krediteーション (pre-accreditation)」と呼称）。

＜初回のア krediteーション＞

- ・大学からのア krediteーション申請に対し、その審査を経た後、ア krediteーション・コミッションから正式認定されア krediteーションのステータスを獲得したことを示すもの（なお、その審査プロセスでは、通常の「実地調査」に替え「特別査察 (Special Visit)」が実施される）。
- ・WSCUC の全ア krediteーション基準を、「初回のア krediteーション (Initial Accreditation)」に相応しいレベルにおいて十分達成していることを証明し得た大学に対し付与。
- ・「初回のア krediteーション」の地位は、原則、次回の包括審査 (comprehensive review) までの 6 年の期間認められる。

＜ア krediteーションの地位更新 (reaffirmation)＞

- ・ア krediteーション基準を充足し得た大学は、原則 10 年の地位更新期に行われる WSCUC の進める「大学評価プロセス (Institutional Review Process, IRP)」を通じ、基準適合性が確認されれば、ア krediteーションの地位は継続承認（なお、上記 IRP とは別の審査プロセスとして、後述の如く、「ア krediteーションの地位更新」の際の特定テーマに重点化した評価方法 (Thematic

Pathway for Reaffirmation, TPR)」が用意）。

- ・ア krediteーットされた全ての大学は、「年次報告書 (Annual Report)」の提出義務のほか、「初回のア krediteーション」の地位を得た大学の場合を除き、10 年周期の包括評価の受審義務を負う。

4. 「基本資格要件」の審査

(1) 「基本資格要件」の申請

- ・新規に若しくは最近 5 年間(以上)ア krediteーションから遠ざかっている大学を対象としたもので、ア krediteーションを目指す基礎資格が備わっているかどうかの審査申請として行われるもの。
- ・審査申請に当り、申請大学には、WSCUC と次のような接触をすることを要請。
 - a) 審査に向けた準備のため、「基本資格要件 (eligibility)」審査プロセス全体を監理する同審査担当 WSCUC 副理事長 (WSCUC Vice President Eligibility, VP) と協議すること。
 - b) 大学が「基本資格要件基準」の充足レベルにまで届く方途について説明する WSCUC 主催のワークショップに出席すること。
- ・申請大学は、申請書として、まず所定の申請用紙を提出。これが受理された後、本審査プロセスに着手するための準備書面である「『基本資格要件』審査申請書 (Eligibility Application)」(基準適合を挙証する自己評価報告書に該当) を提出。
- ・「『基本資格要件』審査申請書」は、次の諸要素で構成。
 - a) 「基本資格要件」審査を欲していることを明記した鑑文（そこには大学の理事会の理事長の署名がなされていることが必要）。
 - b) 16 カ条の「基本資格要件基準」の各条規に対応した記述の記されたもの。
 - c) 基礎データ集。
 - d) 学位プログラムの名称とその開設場所。
 - e) 誓約書（署名がなされていることが必要）。
- ・審査開始前であれば、何らの不利益を被ることなく、いつでも「基本資格要件」審査プロセスから公式に離脱可。

- ・なお、「基本資格要件」審査は、あくまでも、ア krediteーション審査プロセスに進むことを前提に行われるもので、「基本資格要件」のみの審査申請に対応する制度設計とはなっていないことに留意が必要（結果として、この段階で終了せざるを得ない場合があることは事実としても）。

(2) 「基本資格要件」の審査手続

① 審査の手順

- ・（第1段階）申請が受理されると、適宜、「基本資格要件基準」8.「財務資源とアカウンタビリティ（Financial Resources and Accountability）」を審査ができる財務のエキスパートを指名する。そして、「基本資格要件審査委員会（ERC）」の許で、申請書の審査を行う任を担う2名のERCパネル・メンバーが選任される。
- ・（第2段階-1）ERCパネルは、遠隔会議などの方法も用い、会議方式で具体的な審査業務を進める。大学の代表者に対しても、審査会議への部分的な参加が要請される。
- ・（第2段階-2）審査会議でERCパネルは、最初の時間、申請大学の長所を挙げた上で、当該大学と議論する可能性がある要調査事項のアウトラインを明確化。大学の代表者は、その後、審査会議に参加していくつかの質問に回答し、必要な個所についてその中身を明示。審査の最後の時間に、ERCパネルは、そこで判明した事項を要約的に示す。
- ・（第3段階）ERCパネル審査の直後、「基本資格要件」審査担当WSCUC副理事長が、「基本資格要件基準」への当該大学の適合状況に関する同パネルの所見が具体的に示された公式の決定通知書を作成する。
- ・ERCは、「基本資格要件基準」の適合審査の上記結果を受け、ア krediteーション審査の段階に進むことの可否に関する結論を下す。

② 審査終了時に行われる決定とその効果

ERCが、ア krediteーション申請者に対して下す結論・効果は、次の通り。

- ・＜承認（approval）＞：大学は、その申請が承認されると、最長5年間、「基本資格要件」充足の状況にあることが公式に承認。但しこのこ

とは、ア krediteーションに関連する何らかのステータスをWSCUCとして認める趣旨ではない。「基本資格要件」充足の公式承認の効果として、当該大学には、「初回のア krediteーション」の申請資格が発生する。その場合、その旨の書簡を受理して60日以内に、「初回のア krediteーション申請書（Application for Initial Accreditation）」を提出することで、その手続に着手できる。

- ・＜延期（Deferral）＞：申請承認が延期された大学は、2年以内に、未充足と判断された「基本資格要件基準」の該当基準に限って言及する補足申請書を提出し再申請が可能。先のERCパネルの主査と副査が補足申請書を審査。2年経過後は、「基本資格要件」審査申請書を提出しあらためてフルの審査に臨まなければならない。
- ・＜拒絶（Denial）＞：当該大学が「基本資格要件基準」の相当数が不充足状態にある場合、申請を拒絶。拒絶の再考を求めようとする大学は、その判断に同意できない理由を明記した書簡を提出。その書面を受け、ERCは最終決定。大学は、同基準の全てを充たした後に再申請可。
- ・「基本資格要件」の充足が承認された大学には、WSCUCの決定通知書が指示する時期に、「年次報告書」の提出が義務づけ。年次報告書の目的は、その大学の形態、代表連絡先、規模、設置場所、開設されている教育プログラム、といった基本情報の提供を通じ、これらをWSCUCとの関係を取り結ぶ際のベースラインとするためのもの（ア krediteーションのステータスと関連づけられるものではない）。
- ・WSCUCのア krediteーション・コミッションとの公式的關係は、「ア krediteーション候補校（連邦教育省規則の“Pre-accreditation”に該当）」や「初回のア krediteーション」が承認されて初めて始動。

(3) 「基本資格要件基準」

① 「基本資格要件基準」の性格・位置づけ

- ・「基本資格要件基準」は、大学が「初回のア krediteーション」を目指すために必要な基本



的な資格要件を規範化したもの。

- ・「基本資格要件基準」充足後、5年以内に受審が求められる「初回のアクレディテーション」の成就に向け、その際の審査・判定基準である「アクレディテーション基準」を充足できる潜在的能力を秘めているかどうかを判断するためのもの。
- ・またそれは、「初回のアクレディテーション」の審査過程で大学に要求されるデータ収集とその分析・評価を遂行していく能力、将来に向けた計画策定能力が備わっているかどうかを事前に審査するための基本規範としても性格づけられる。
- ・「基本資格要件基準」の充足度判定が、証拠を基礎に行われるため、条規毎に挙証資料一覧を指示。但し、同一覧は、挙証資料として必要なもののガイドラインを示すものであり、大学は、各条規の充足状況を強調するため追加的な書面の提出も可。

② 意義・特徴

「基本資格要件基準」の意義・特質は、以下のとおり。

- ・第1に、そこには、大学の設置・運用上の正当性の根拠を提供する法定要件が充たされているかどうかの確認を内容とする条規が置かれている。
- ・第2に、第1との関連で、米国内で「大学」として活動展開するための司令塔となる本部組織の存在と管理運営上の独立性を担保する必要性が条規化されている。
- ・第3に、申請大学に対し、「初回のアクレディテーション」の時期を見定め、その時期までに最初の卒業生を送り出していること、そのための計画が整備されていること、を求めている。
- ・第4に、WSCUC アクレディテーション・コミッションとの今後の関係において、アクレディテーションの地位獲得に向け、それを得る上で必須的に求められる「アクレディテーション基準」を誠実に遵守する意思を申請大学が真に有していることを確認するための条規が設定されている。
- ・第5に、連邦政府の法定事項（単位、学生の受入、学生からの苦情対応、転入学生の単位認定方針）、並びに大学の組織体制と諸活動、財務における情報公開に関する事項が、「基本資格要件基準」中に、過不足なく盛り込まれている。
- ・第6に、申請大学に対する教育上の「基本資格要件」として、その大学が「バカロレア学位若しくはそれより上位の学位の取得」に繋がる学位プログラムを1つ以上開設していること、とする学位プログラム上の要件が置かれている。
- ・第7に、「大学機関別アクレディテーション機関」として、高等教育レベルの教育機関のみをアクレディットするという立場を堅持する観点に立脚し、「一般教育」の開設・運用を重要な規範的要請としている。そこではバカロレア学位の上級課程・下級課程の別なく、4年一貫の「一般教育」の実施を申請大学に課している。
- ・「第8」、「第9」は、「アクレディテーション基準」への適合の蓋然性の高い大学の選別を指向する条規として性格づけられるもの。すなわちこれら条規は、学位プログラムの質を高め、学生の「学び」の向上を視野に規範化されたものであるとともに、申請大学が、今後、「アクレディテーション」認定校として必要な自己改善能力を発揮する基盤がどの程度醸成されているかを測定することを目的とした条規として位置づけられる。
- ・このうち第8に、「基本資格要件基準」中には、学生の学習利益の保護・保障と「大学の有効性」の検証という視点から、「学生のラーニング・アウトカム」の明確化とそれらのカリキュラムへの反映状況、「アウトカム・アセスメント」の企画・実施に係る規範的要請が強く示されている条規が散見されることが大きな特質となっている。また、「学生の学力到達度」の検証を学習アセスメントの重要な要素として位置づけることで、大学における「教育上の有効性」を高めることを各大学の「教育質保証」の中心軸に据えるなど、アクレディテーション基準にも通底するような質保証に係る高度な要請が当該基準中に明定されていることに留意が必要。
- ・第9に、「基本資格要件基準」中の幾つかの条規が、「教育の有効性」を学生の学力到達度や学力成就に対するアセスメントの結果とその改善・向上の取組状況と関連づけたこと、また「大学

の有効性」を、「質保証」の営みの効果的遂行能力と等価値的に位置づけたこと、は両者相俟って、PDCA サイクルに基礎づけられた大学の将来発展のための「計画策定」活動の必要性を「ア krediteーション」の地位獲得のための必須要件と見做していることを意味している。

5. 「初回のア krediteーション」の地位獲得に向けて

(1) 「初回のア krediteーション」の申請

- ・「基本資格要件基準」充足の決定がなされると、大学は 60 日以内に、正式な「初回ア krediteーション申請書」を提出可。
- ・大学は、上記申請書提出後、その大学を調査するため予定された実地調査日の 6 か月前に、「評価実施依頼書 (Letter of Intent, LOI)」をあらためて提出する。第 1 回目の実地調査は、「基本資格要件基準」充足の認定の後、2 年以内に実施。
- ・LOI への記載事項は、次の通り。
 - a) 「基本資格要件審査委員会 (ERC)」が示した懸念事項への対応状況。
 - b) 実地調査へ向けた大学の準備状況。
 - c) 大学として、この実地調査を介して期待する成果の記述。とりわけ、学生の「学び」の成果に関する事項、組織面からの質保証に関する事項は、具体的に記す必要。
 - d) ERC の審査の後に生じた何らかの変更（それらが発生した場合のみ）。
 - e) 大学の最新の会計監査済財務計算書類。

(2) 「初回のア krediteーション」の審査手続

① 「大学報告書」の作成

- ・「基本資格要件基準」を充たしている大学は、「初回のア krediteーション」に臨む（「ア krediteーション候補校」の申請審査を、まず行うという制度設計にはなっていない）。
- ・但し例外的措置として、いくら基準充足が認められようとも、最初の卒業生を出していない大学には「ア krediteーション候補校」の地位しか付与されない（従って、「初回のア kredite-

ーション」の地位を得るためには、必ず、少なくとも 1 回の卒業生を送り出していることが必須条件）。

- ・「初回のア krediteーション」に向け大学は、WSCUC 所定の雛型に即した「大学報告書 (institutional report)」 (= 自己評価報告書) を作成。
- ・「大学報告書」には、ア krediteーション基準とその細則である「評価の規準 (Criteria for Review, CFRs)」の各条規への遵守状況をエビデンス・ベースで示す必要。同時にそこには、「基本資格要件基準」充足に係る決定通知書に明示された懸念事項に対する措置状況の記述も必要。また、大学は、実地調査チームと共有すべき資料として、WSCUC 『ア krediteーションに向けて』中の「資料 B: 『ア krediteーション候補校』、『初回のア krediteーション』の認定を目指す大学のための「WSCUC ア krediteーション基準適合確認ワークシート (Compliance with WSCUC Standards Worksheet)」も作成する必要。
- ・同報告書の添付資料・補足資料として、WSCUC 『ア krediteーションに向けて』中の「資料 C: 『ア krediteーション候補校』、『初回のア krediteーション』の認定審査の際に共通的に必要とされる情報一覧」及び証拠物の出処を URL で指示すべきものとして「資料 D: 大学の web サイトに載せるべき情報に関わる要件と要請—大学の web サイトの要件：大学の情報源についてのガイド」に記載の書面を用意しなければならない。
- ・また CFRs の各条規への適合状況を示す証拠書面のみを「大学報告書」に添付する必要。これら条規と関係ないものは添付してはならない。
- ・このほか、大学は、連邦政府の法令適合項目として示した 4 種の領域事項（単位、学生の受入、学生からの苦情対応、転入学生の単位認定方針）を充足していることを示すチェックリスト（「連邦政府の法令が遵守されていることを確認するための様式 (フォーム) (FEDERAL COMPLIANCE FORMS)」) を完成・提出する必要。
- ・なお、申請大学は、将来のア krediteーションの地位更新を見据え、以下の評価領域への今



後の対処策を明示することも要請。

- a) 学位プログラムに関する事項
- b) 教育の質（中軸的なコンピテンシー、卒業時の仕上がり基準）に関する事項。
- c) 高等教育機関としての持続性（転変する高等教育環境への対応）に関する事項。
- ・「大学報告書」本体部分は、75~100 頁の間に収まるよう編集すべき。
- ② 実地調査とアクレディテーション・コミッションの決定
 - ・（第1段階）実地調査チームは、「大学報告書」に目を通した後、大学キャンパスや本部組織所在地で3日間の調査を実施。課題に真剣に取り組む能力が備わっているか、全ての「アクレディテーション基準」とCFRsを充足しているか、を証拠を基に検証。その検証に当り、申請大学が作成した書面である『「アクレディテーション候補校」、『初回のアクレディテーション』の認定を目指す大学のためのWSCUCアクレディテーション基準適合確認ワークシート』を確認。
 - ・（第2段階）実地調査チームは、観察した事実関係、その結果判明した事項並びに長所の指摘と改善のための助言を記した報告書案を作成。
 - ・（第3段階）大学には報告書案の写しが届けられ、事実関係の修正や個人情報（proprietary information）の削除の求めをWSCUCに要請。実地調査の際に判明した事項や結論部分に、大学が手を加えることはできない。
 - ・（第4段階）いったん報告書が確定すると、大学には、アクレディテーション・コミッションに提出された実地調査チーム報告書に対し、正式な反論の機会が与えられる。これに加え、大学の代表者には、アクレディテーション・コミッションによる決定がなされる前の委員会パネル討議への直接参加も要請。
 - ・（第5段階）アクレディテーション・コミッションは、実地調査チーム報告書、大学からの反論書や口頭での意見などを踏まえ、所要の決定を下す。
 - ・（第6段階）実地調査チーム報告書とアクレディテーション・コミッションの決定に関する書面は、WSCUCのwebサイトにアップされ全て公表される。

(3) 「初回のアクレディテーション」の審査・決定の効果

- ① 「アクレディテーション候補校」の認定とその効果
 - ・アクレディテーション・コミッションは、実地調査終了後に当該大学について、「アクレディテーション候補校」若しくは「初回のアクレディテーション」に必要な基準を充たしておらず、所定期間内にこれを充たすことも不可能と判断した場合、「アクレディテーション候補校」、「初回のアクレディテーション」の付与を拒絶することができる。
 - ・「アクレディテーション基準」、CFRsの十全な充足状況を証明できない一方で、最初の訪問の後、「アクレディテーション候補校」とするには充分であると判断された場合、アクレディテーション・コミッションは、5年を有効期間とする同候補校の地位を認定。
 - ・その場合、少なくとも、1回の追加的な実地調査が実施される。
 - ・2回目の実地調査及びそれ以降の実地調査では、評価の力点は、「アクレディテーション候補校」のレベルにとどまっている若しくは依然として不適合の状況にある「アクレディテーション基準」とCFRs並びにその他の懸念事項に特化される。そこで、アクレディテーションに係る諸基準・諸規準の充足が認められれば、6年を有効期間とする「初回のアクレディテーション」の地位が認められる場合がある。
 - ・上記第2回目の実地調査は、その決定の後1年半~2年の期間中での実施となり、「初回のアクレディテーション」受審の際に基準不適合となったCFRsの諸条項並びに委員会が指定したその他の領域に特化した形で行われる。
 - ・実地調査は、当該大学が「初回のアクレディテーション」に必要なアクレディテーション基準を十分に充たすか、あるいは「アクレディテーション候補校」に認められた5年の猶予期間が終結するまでの間、継続実施。
 - ・「アクレディテーション候補校」の地位にある大学は、5年以内に「初回のアクレディテーション」にたどり着けなければ、アクレディテーショ

ン・コミッションは、その大学に対し「初回のア krediteーション」を否認する決定を行う。

- ・「ア krediteーション候補校」が、5年以内に「初回のア krediteーション」に至らなければ、「コミッション決定通知書（Commission Action Letter, CAL）」に記された要解決課題を解消したことを証明し得た場合のみ、再申請を行うことができる。再申請は、「拒絶」の決定から1年の間行うことができない。

- ・ところで、「ア krediteーション候補校」に認定するに足るレベルとは、以下の状態にあることを示している。

「候補校」の認定を行う上での「十分（Sufficiency）」なレベルとは：

- a) 継続的に向上・発展を推進していく上で十分なレベルにおいて、ア krediteーション基準の各条規を支えている原理・趣旨を理解し得ている。
- b) 初歩段階若しくは着手したばかりの段階にあるとはいえ、「基本資格要件基準」に則って、組織・構造、手続・形式を開発・運用し始めている。
- c) ア krediteーション基準の各条規を支えている原理・趣旨が、関係する様々な組織レベルで把握されている。

② 「初回のア krediteーション」の地位付与とその効果

- ・申請大学が「ア krediteーション基準」と CFRs の十全な充足状況を証明できた場合、「初回のア krediteーション」の地位が承認される。その大学には、「ア krediteーション候補校」の期間は設定されない。
- ・大学は、次の事項を挙証することで、「初回のア krediteーション」の地位が承認。

 - a) 「初回のア krediteーション」を得る上で十分なレベルにおいて、「ア krediteーション基準」と CFRs の全ての条規を充足し得ている。
 - b) 「基本資格要件基準」充足時の決定通知書に明示された懸念事項への検証が十分になされている。

- c) 「ア krediteーション基準」に即し、「学生の学び」とその「成功（success）」、質の確保と改善・向上、「誠実性（Integrity）」、「持続性（Sustainability）」「説明責任（Accountability）」に強くコミットするという視点から自身を検証している。

- d) 学生の在籍率、卒業率を分析するとともに、改善に向けた諸戦略を明確化できる強固な仕組みが学内に構築されている。

- e) 「学生の学び（student learning）」に関する証拠物を収集し、その結果を教育改善のために活用し得ている。

- f) 長期に亘り財務上の安定を維持するための財的資源の開拓を行っている。

- ・「初回のア krediteーション」の地位付与に伴うそれ以降の義務として、基準の継続遵守を前提に、「進捗状況報告書（Progress Report）」、「中間報告書（Interim Report）」の提出義務や「特別査察」の受任義務、などが挙げられる。

- ・なお、「初回のア krediteーション」の地位を得た大学に対し、過去1年以内に遡って「初回のア krediteーション」の効力を認める場合有り。この措置は、「ア krediteーション・コミッション」が個別事案に応じその可否を判断し決定するもので、制度上確立したものではなく、いわば特別の実務慣行として行われているもの。

6. ア krediteーション基準

(1) 「ア krediteーション基準」の内容

① 「ア krediteーション基準」の性格・位置づけ

- ・ここに言うア krediteーション基準とは、全4カ条で構成される狭義の「ア krediteーション基準」と同基準の細則的規定として位置づけられる CFRs の2種で構成。
- ・大学を対象にア krediteーション・コミッションが決定を下す際の準則。
- ・大学が自身で行う質保証活動の基本的なフレームワークを提供。
- ・教育を軸とする各種活動のパフォーマンス指標



の確立、評価を介した長所と要改善箇所の明確化、その結果を基にした計画策定活動の道標・道程を提示。

- ・ アク্রেディテーション機関による大学への卓越性に係る「期待 (expectations)」や特色発揮の方途・方向性を規範化。
- ・ 大学教育のステークホルダー（学生、政府機関などを含む）や社会に対し、大学質保証の任務遂行のためのアカウンタビリティ履行の規範的ツール。

② 現行 2022 年基準の意義・特徴

- ・ 現行 2022 年アクレディテーション基準は、それまでの 2013 年アクレディテーション基準を全面改訂するものとして成立（全面改訂を惹起させた要因は複数あると考えられるが、ここでは、WSCUC も認証対象としている高等教育アクレディテーション協議会（Council for Higher Education Accreditation, CHEA）が、WSCUC 基準改定前年の 2021 年に「認証基準（Recognition Standards）」を全面改訂したことに伴う影響の存在を挙げておく（同改訂を行った所以について CHEA は、各アクレディテーション機関に対し、「多様性」、「公平性」及び「包摂性」を履行していることの証明責任を課すことに焦点を当てるためであったと説明）。
- ・ WSCUC アクレディテーション基準は、予め設定された 4 領域に個別に対応する 4 つの基準と、基準別にその具体的内容を示す複数の細則条規（CFRs）で構成されるという規範構造。
- ・ 「基準 1: 大学のミッションの明確化と『誠実性』の裏付けを伴う活動の要請」は、a) 大学のミッションの明確化、b) ミッションと連動する教育目標と「学生の学力成就（Student Success）」の目標の確立、c) 大学が具有する「価値」や「文化」、「特徴点」の把握とともに、社会・公共の利益への貢献の重要性の認識の必要性、d) 学生の「成功」について負う責任や、「多様性」、「公平性」、「包摂性」の責務の自覚の必要性、e) 大学の機能が「誠実性」と「透明性」の原理に支えられる必要性、といった諸要素で構成され、その下にある細則条規は、「大学の目的」、「『誠実性』と『透明性』」の括りで集約。
- ・ この基準 1 の規定内容を受けて、まず「大学の目的」の括りでは、a) 大学のミッション・目的の適切性やその大学の基本的価値原理、文化的土壌及び社会貢献の在り方の明示（CFR1.1）、b) 大学活動における「多様性」、「公平性」、「包摂性」の尊重・保障（CFR1.2）、について具体的な定め。
- ・ 「『誠実性』と『透明性』」の括りでは、a) 誠実かつ透明性に基礎づけられた行動の必要性、教育研究目標、教育プログラムと各種要件・要請や諸サービス及びコストの明確化（CFR1.3）、b) 適切な活動方針・経営手順の確立（苦情対応を含む）（CFR1.4）、c) 教員・スタッフ・管理職者・学生への公平な扱い（CFR1.5）、d) 「学問の自由」の保障（CFR1.6）、e) 大学構成員との意思疎通（CFR1.7）、f) WSCUC アクレディテーション・コミッションとの信頼関係の構築（CFR1.8）、について具体的な定め。
- ・ 「基準 2: 教育目標の達成と『学生の学力成就』」は、a) 教育 / 研究活動、学生の「学び (learning)」への支援及び研究活動、創造的活動を通じ、教育目標と「学生の学力成就」に係る目標の達成の必要性、b) 全学生を「成功」に導き、「多様性」、「公平性」、「包摂性」に全力で取り組んでいることの明確化、c) 学生の「学び」の証拠物の評価を通じ、活動上の有効性が確保されていることの立証、といった諸要素で構成され、その下にある細則条規は、「学位プログラム」、「教員」、「学生の『学び』とそのパフォーマンス」、「学生支援」の括りで集約。
- ・ この基準 2 の規定内容を受け、「学位プログラム」の括りでは、a) 学位プログラムの内容、教育目標、パフォーマンス評価の規準の適切性、入学要件及び卒業に必要な「学生の学習到達度」の意義への自覚（CFR2.1）、b) 各学問領域の幅広く深い系統的なコースと、コアとなる専門的なコンピテンシーの育成のためのコースを両立させたプログラム編成の必要性（CFR2.2）、c) 学生の「ラーニング・アウトカム」や到達度への「期待」の明確化、「アウトカム」や「期待」の教育プログラム、諸方針及びカリキュラムへ

の反映状況、教育研究上の助言、学生支援、情報資源・技術的リソースのフレームワークとして「アウトカム」や「期待」を位置づける必要性（CFR2.3）、d）「学生の学習到達度」の分析を包む学位プログラムの定期的な検証（CFR2.4）、について具体的な定め。

- ・「教員」の括りでは、a) カリキュラムを維持し、学生の「学び」とその「成功」を評価しその向上を支援できる教員の確保（CFR2.5）、b) 教育研究上のリーダーシップの効果的遂行と、教育プログラムの質の維持・向上並びに教育目的の実現に向けた活動展開（CFR2.6）、c) 学生の「ラーニング・アウトカム」の産出に向けた評価とそのためのパフォーマンス規準の確立の責務（CFR2.7）、d) 研究活動、学術的貢献及び創造的活動における教員への「期待」の明確化（CFR2.8）、について具体的な定め。
- ・「学生の『学び』とそのパフォーマンス」の括りでは、a) 「ラーニング・アウトカム」とパフォーマンス規準を卒業生が維持していることの立証、「ラーニング・アウトカム」に即した教員による学生の学業評価（CFR2.9）、b) 学位取得に向けた成長とその結果として学位を獲得したことの立証（CFR2.10）、c) 卒業生のアウトカム分析とその結果の改善・向上のための活用策（CFR2.11）、について具体的な定め。
- ・「学生支援」の括りでは、a) 学生への教育プログラム上の諸要件の理解の醸成、教育事項に関する正確な全情報を提供しアドバイスを行う必要性（CFR2.12）、b) 教育研究の向上、人格的成長、専門職業人としての能力向上に資する学生支援、正課外カリキュラム並びに十分なサービス提供（CFR2.13）、c) 学生支援、正課外カリキュラム並びに各種サービスに対する「有効性」評価とその結果の活用（CFR2.14）、について具体的な定め。
- ・「基準3: 諸資源の確保と組織体制の確立」は、a) 「多様性」、「公平性」、「包摂性」の責務に適切に対応した組織体制と意思決定の仕組みの確立、b) 人的、物的、財的、先端技術的な措置や情報資源の整備を通じ、教育上の目標と「学生の学力成就」の目標の達成、といった諸要素

で構成され、その下にある細則条規は、「教職員と管理責任者」、「財的、物的、先端技術的な資源および情報資源」、「組織体制と意思決定プロセス」、の括りで集約。

- ・このうち「教職員と管理責任者」の括りでは、a) 目的・目標の達成に向けた各種活動並びに管理運営プロセスにおける「誠実性」の確保に向け、高い専門性と豊富な経験・実績に裏付けられた十分な数の教職員と管理責任者の配置（CFR3.1）、b) 教職員、管理責任者の募集・雇用・研修に関する諸活動並びに期待される業務量と大学のミッション、優先順位との関係、当該大学の文化的土壌が教職員と管理責任者に及ぼす影響の検証とその結果に応じた措置状況（CFR3.2）、c) 教職員・管理責任者の専門性の向上と人事評価の実施（CFR3.3）、について具体的な定め。
- ・「財的、物的、先端技術的な資源および情報資源」の括りでは、a) 諸資源の開発計画に盛り込む事項としての予算編成、学生数のマネジメント、収入源の多角化等、資源配分と教育目標・「学生の学力成就」の目標との連動性（CFR3.4）、b) 財務上の安定性、持続性のために必要な資源の保有（CFR3.5）、c) 質・量と種類が十全で最新の物的資源、先端技術的な資源、情報資源その他の資源の提供（CFR3.6）、について具体的な定め。
- ・「組織体制と意思決定プロセス」の括りでは、a) 独立の理事会若しくはこれと同等の権限の会議体による自律的な管理体制の確立・運用、理事会による「最高執行責任者（CEO）」の選任・評価（CFR3.7）、b) 理事会メンバーへの十分な経験・実績、知識・能力の保持の要請（CFR3.8）、c) 大学の全レベルでの質の高いリーダーシップ発揮の要請（CFR3.9）、d) 定期的かつ系統的な大学内外へのデータ公表と分析・評価及びそれらの意思決定への反映（CFR3.10）、e) 組織体制・意思決定プロセスでの明確性、系統性、透明性の確保、効果的な意思決定とリスク・マネジメントを支え、大学の活力と「教育上の有効性」のための優先順位の確保に資する組織体制・意思決定プロセスの確立（CFR3.11）、について具体的な定め。
- ・「基準4: 質保証と改善・向上のための責任体制



の確立」は、a) 教育目標・「学生の学力成就」の目標達成と「多様性」、「公平性」、「包摂性」の責務の実現に向け、証拠を基礎とした広範な人々の参加による自己省察への取組、b) 高等教育を取り巻く環境変化を視野に将来を展望する必要性、c) 将来展望の営みが「教育上の有効性」に関わる計画策定活動と評価活動に投射される必要性、といった諸要素で構成され、その下にある細則条規は、「質保証プロセス」、「大学の改善・向上」、の括りで集約。

- ・このうち「質保証プロセス」の括りでは、a) 教育研究等を対象とした「包括的質保証プロセス」の取組と、改善・向上のための結果活用 (CFR4.1)、b) 各学生のアウトカム・データ (在籍率、卒業率を含む) の収集・分析とその結果活用 (CFR4.2)、c) 大学の文化的土壌の「学生の学力成就」への貢献度の検証とその結果活用 (CFR4.3)、d) IR の能力・活動とその成果の共有・実践活用 (CFR4.4)、について具体的な定め。
- ・また「大学の改善・向上」の括りでは、a) 調査・証拠物収集とその評価結果の効果的なフィードバック (CFR4.5)、b) 教員参画の下での教育/学習プロセス並びにパフォーマンス規準の達成に必要な条件整備とその活用方についての継続調査 (CFR4.6)、c) 理事会の自己評価と発展・向上への専心 (CFR4.7)、d) 大学自身の「内省」と計画策定のプロセスへのステークホルダーの定期的な参画の確保、そのプロセスを通じての大学評価と優先事項を見定めることを通じての、現在の状況確認と将来展望 (CFR4.8)、について具体的な定め。

7. アクレディテーションの「地位更新」

(1) 意義・性格

- ・大学は、「初回のアクレディテーション」の地位を獲得した後、およそ5年の期間を経て、その地位更新手続に臨むことができる。
- ・更新手続は、大学評価プロセス (Institutional Review Process, IRP) と呼称されており、そのプロセスを経て、アクレディテーション・コミッションから「アクレディテーションの地位更新」

の決定を得た上で、あらためてその地位が認められる。

- ・その地位は、同コミッションが当該大学に対し、アクレディテーション基準の全てを充足している旨を承認したことを表している。
- ・地位更新されたアクレディテーションの有効期間は、10年で、以降、およそ10年の周期でその地位の更新手続をとることになる。
- ・地位更新の決定に付随し、同コミッションは、自己評価報告書以外の報告書や「特別査察」を要請し、「懸念事項の伝達」や所要の「制裁 (sanction)」を発動する場合があるかもしれない。

(2) 「地位更新」手続

- ・アクレディテーションの「地位更新」は、大学の自己評価 (self-study) とその結果を記した「大学報告書」(所要の説明文と証明資料・情報が載ったもの) の作成、実地調査チームによる大学実地調査、といった段階別の手続として実施。
- ・大学が進めるプロセスでは、アクレディテーション基準の充足状況の挙証と併せ、アクレディテーション・コミッションに対し、その遵守状況の監理の任が与えられている連邦政府の諸法令の要件をも満たしている旨を挙証することが必要。

(準備段階)

- ・地位更新を希望するおよそ2年前から、そのための準備をするよう要請。
- ・WSCUC による大学への準備支援として、次のようなものが挙げられる。
 - a) WSCUC のリエゾン・スタッフを大学に招き所要の準備に取り掛かり若しくはリモートによるコンサルテーションを受けることができる (両方のサービス提供可)。
 - b) 毎年開催の「アクレディテーション情報交流会 (Accreditation Resource Conference, ARC)」は、WSCUC 加盟大学のための実務会議。ARC では、全体会議で、高等教育における先進的な考え方や斬新な実践例の紹介がなされた後、分科会で、大学の CEO やアクレディテーション・リエゾン・オフィサーの参集を得て、加盟大学のプレゼンター

ションなどが行われる。

- c) 「ア krediteーション・リーダーシップ・アカデミー (Accreditation Leadership Academy, ALA)」は、高等教育を取り巻く現代的課題に対処できるスキルを育むことを目的とするプログラムを提供。そこでの主たる検討対象は、高等教育に内在する文化的土壌とその実態の中での「公平性」の保証及び「包摂性」、「多様性」の重要性の確保、効果的なリーダーシップ、システム及び質保証の証明。
- d) 「WSCUC ワークショップ (WSCUC Workshops)」は、米国高等教育界が主導するア krediteーションの在り方についての会議。そこでは、近年の理論動向と大学の改善・向上の取組状況、持続性、「教育上の有効性」、教育/学習、学生の関与 (student engagement)、「公平性」と「包摂性」並びに分析・決定の際の証拠物の活用法、などについて検討。

(自己評価と大学報告書作成の段階)

- ・自己評価に臨むに当たり、大学は、これまでのア krediteーションの経緯を記した書面を整理・検討することが不可欠。そうした検証書類の例としては、直近のア krediteーション・コミッションの決定がなされて以降のア krediteーションに係る全ての書簡、直近のア krediteーションの地位更新以降に大学が WSCUC に提出した書面 (「重要な変更 (substantive change)」申請書など) とこれに対する WSCUC からの返答、など。
- ・ア krediteーションの地位の更新に向け、幾つかの方法を介して、その作業に取り掛かる (具体的に例えば、ア krediteーション基準適合状況を予め確認した上で自己評価プロセスを開始する、自身の大学の優先的事項や計画などを念頭に置きながら自己評価を企画しそのプロセスに着手する、等)
- ・自己評価の書面として中心となるのが「大学報告書」であるが、その中に次の2点の書面を含めることが必要。
- ・その一つが、大学がア krediteーションの地位更新に向けた評価にどう臨むのか記した計画文

書。この計画文書には、将来的に必要とされる財的資源と物的資源、今後の発展を支えるための仕組み、分析に必要な証拠物とデータ、現在利用可能な若しくは開発しなければならない評価尺度、活動工程表、などについての記述が必要。

- ・他の一つが、WSCUC ア krediteーション基準適合確認ワークシート。このワークシートは、リンクや実際の資料を介しその大学が各評価基準に適合している旨を挙証する証拠物。実地調査チームは、そこに示された証拠物が (ア krediteーション基準の細則を成す) CFRs の要求事項に適合しているかどうかを確認。
- ・大学は、自己評価の結果を記した書面として位置づけられる「大学報告書」を作成。
- ・「大学報告書」は、説明記述の部分は、おおよそ 50~75 頁でワード数 12,000~18,000 (ダブルスペース) での作成を。
- ・ア krediteーション基準や個別の CFR に言及する箇所は、「大学報告書」の本体に含めておくべき。
- ・「大学報告書」の「附属資料 (Appendix)」として載せる「証拠資料 (Exhibits)」は、可能な限りネットにリンクできるような方法で掲記されるべき。
- ・「大学報告書」中で “key data” を記す際には、WSCUC “Key Indicators Dashboard (KID) (<https://www.wscuc.org/resources/kid/>) ” の活用が要請されている (KID については、以下で改めて言及)。
- ・「証拠資料」の扱いにおいて頁数の制限はないが、説明記述の結論を補う証拠として最小限必要なものに限り、「証拠書類」中に載せるにとどめること。個別の補足的な書面が報告書中で引用されていなければ、当該書面は提出不可。紙媒体で提出される「証拠書類」は、簡潔・明快で十分に整除されるべきで、読み手が素早くその情報にたどり着けるよう、見出し付きのラベルを貼るなどの工夫をする必要。
- ・報告書中の情報が正確であること、当該大学が WSCUC のア krediteーション基準を遵守する意思を有していること、を確約してもらうため、「大学報告書」提出の際、学長/CEO の署



名入りの書簡も併せ提出する必要。

- ・「大学報告書」の構成・内容については、次項で紹介。

(実地調査とアクレディテーション・コミッションの決定)

- ・実地調査チームは大学から提出された資料を基に書面審査 (Off site Review, OSR) を実施。
- ・書面審査の後、実地調査チームは大学への実地調査 (Accreditation Visit, AV) の実施。そこで、書面調査から得た結論を踏まえつつ、大学が作成・提出した「WSCUC アクレディテーション基準適合確認ワークシート」を基に、アクレディテーション基準とその細則である CFRs の充足状況さらには連邦政府の法令遵守の状況をあらためて検証。
- ・実地調査チームはアクレディテーション・コミッション提出用の実地調査報告書を作成しコミッションに提出。報告書には、同コミッションへの「㊟建議書 (recommendation)」も含む。
- ・アクレディテーション・コミッションは、大学がアクレディテーションに関わってきた歴史、「大学報告書」とその補足資料、実地調査報告書と同実地調査チームによる「㊟建議書」、実地調査報告書に対する大学からの反論書、同報告書を受けて大学代表がアクレディテーション・コミッションに寄せた意見書、などの検討を行う。
- ・アクレディテーション・コミッションの決定に先立ち、大学代表にはパネル討議に出席し意見を述べる機会が与えられる。
- ・アクレディテーション・コミッションは、以上の手続を経た後、所要の決定を下す。

8. 大学報告書と挙証用資料

(1) 「大学報告書」の構成・内容

- ・「大学報告書」は、次のような構成で作成。
 - 第 A 章：はじめに—大学の現況と過去のアクレディテーション・コミッション決定への対応
 - 第 B 章：大学からの説明
 - 基準 1. 大学のミッションの明確化と「誠実性」の裏付けを伴う活動の要請

基準 2. 教育目標の達成と「学生の学力成就」

基準 3. 諸資源の確保と組織体制の確立

基準 4. 質保証と改善・向上のための責任体制の確立

- 第 C 章：考察—アクレディテーションの地位更新プロセスの結果に基づく総合的考察
- 附属資料Ⅰ. 「基準適合確認ワークシート」
- 附属資料Ⅱ. 連邦政府諸法令適合表
- 附属資料Ⅲ. 証拠書類
- ・「第 A 章：はじめに」は、「大学の現況」、「『大学報告書』を作成するために講じたプロセス」、「アクレディテーション・コミッションの過去の要求に対する対応の状況」、「その他の事項」の 4 つの部分で構成される。
- ・このうち「大学の現況」の部分では、当該大学の歴史と概要が簡潔に記述される。その記述に当たっては、最後にアクレディテーション審査を受審した後、どのような「重要な変更」を加えたか、という点に特に留意が必要。また、ここでは、当該大学が強調する「価値原理」や、それまでの教育実績における質、についての記述も必要。
- ・「『大学報告書』を作成するために講じたプロセス」の部分では、アクレディテーションの受審に向けた作業進捗の状況、具体的にはどういう方法でプロセスを進めそこに如何なる人々が関与したのか、この活動に、既存の優先的事項や諸計画がどのように関係していたのか、という内容が記述されることが必要。
- ・「アクレディテーション・コミッションの過去の要求に対する対応の状況」の部分では、直近の実地調査報告書とコミッションの決定書簡の中身を検証し、それへの対応状況を記すことが必要。
- ・「その他の事項」の部分では、「重要な変更」の検証、「中間報告書」、大学に対する苦情の状況などが書き記される。
- ・「第 B 章：大学からの説明」は、4 つのアクレディテーション基準の別に、その充足状況に関わる自己評価所見が具体的に記されるなど、「大学報告書」の本体部分を形成。

<その記述に当たっての総論的な留意点>

- ・「第 B 章」の説明文は、データ・証拠物の裏付けのある分析的なものである必要。

- ・自己評価活動からもたらされた証拠物と分析結果を介し、当該大学の「ストーリー」を展開すべき。
- ・裏を返せば、説明文中で、CFRsの個別条規毎の言及をすべきでない。それらは、個別にその適合状況を記すのではなく、大学の分析に関わる説明の中でその分析を支えるものとして適宜引用されることが必要。
- ・個別CFRsに関連する証拠物は、「WSCUCアクレディテーション基準適合確認ワークシート」の中に盛り込む必要。
- ・「第B章」の説明では、アクレディテーション基準それ自体に照準が当てられることが大切。具体的には、a) 当該基準が現場での活動にどう生かされ、その結果としてアウトカムがどのように生み出されたのか、b) 基準適合の証明は、どのような証拠物によってなされているのか、c) 当該大学が最重要と認識しているアクレディテーション基準はどれなのか、d) 関連の個別CFRsを介して重要と考えているアクレディテーション基準はどれなのか、e) これまでどのようなことを達成し、今後、何を達成したいと望んでいるのか、f) 過去に達成した事象は、如何なる尺度を用いて測定したのか、g) 産出されたアウトカムはどの程度満足のいくものだったのか、h) それらの分析結果は、将来の改善・向上に向け、如何なる示唆を提供し得たのか、といった事柄の記述を要請。

<各論的な留意点>

(アクレディテーション基準 1)

- ・大学のミッション、目的、価値原理、文化的土壌及びこれら諸要素が、「公平性」、「多様性」、「包摂性」に係る諸方針との関連性の中で、全学生を「成功」に導くという責務遂行にどう影響してきたのか、という視点からの記述を。
- ・大学のミッション・目的が、如何にして開放的で対話重視のアプローチを支え、「誠実性」と「透明性」の原理を盤石にすることに繋がったのか、という視点からの記述を。

(アクレディテーション基準 2)

- ・当該大学の「教育上の有効性」の分析を、a) 学位プログラム、b) 教員、c) 学生の「学び」とパフォーマンス、d) 学生支援、の4領域に亘っ

て行うことが基本。

- ・そして具体的に大きく次の2つの視点、すなわち、a) 各学位プログラムがレベル設定した「期待」される学力到達度にどれだけ近づいたかを、アウトカムの達成を挙証する証拠物に基づき検証する視点、b) 学位取得の目標実現に向け、支援的サービスと正課外カリキュラム・プログラムがどう適切に整えられ運用されてきたかを検証する視点、に依拠して「教育上の有効性」分析を行うことが必要。

(アクレディテーション基準 3)

- ・学位プログラムの運営及びその他の活動が保有資源の裏付けの下で適切になされるよう、十分な諸資源を整備し効果的な意思決定プロセスを展開する能力がある旨を証明するよう要求。
- ・そして具体的には次の2つの事項、すなわち、a) 大学のミッションに見合った人的・物的資源、資本金、先端的機器などの諸資源の保有、b) 大学のミッションとの関連の中でなされる資源配分に係る組織的決定のマネジメントとその履行状況、を基本に据えてその中身を具体的に分析・評価する必要性。

(アクレディテーション基準 4)

- ・将来における挑戦的試みを可能とするよう、その基本的な機能を遂行するためのプロセス及び分析・計画策定のためのプロセスを、証拠を基に明らかにし評価することを要求。
- ・そして次に示す事項、すなわち、a) IR機能などを通じ、目標達成に向け行っている諸活動の「有効性」を分析する上で必要な証拠物の収集力・活用力、b) 大学の継続的な改善・向上を推し進める上で必要な証拠物の分析力、に係る大学の質保証機能・能力を分析・評価する必要性。
- ・「第C章：考察」では、自己評価プロセスについての所見並びに「第B章」に示した分析に係る記述から得た結論について叙述。
- ・一連の説明を通じ到達した結論として、当該大学の実践とアウトカムをどう他者に伝え如何にしてそれらを高めていくのか、という点を強調し、アクレディテーション基準と関連づけその大学の現況に対する分析・評価の結果を指し示さなければならない。



- ・以上、ここでの記述は、当該大学の「ストーリー」を締めくくる章であるので、焦点を絞り簡潔かつ分析的になされる必要。

(2) 基準充足の挙証を支える諸資料等

① 補足的な資料・情報の種類・内容

- ・「大学報告書」本文で、アクレディテーション充足状況について説明する際、大学は随時、関係する情報・データに基づき基準適合性を挙証する必要。
- ・その際、上述の如く、「大学報告書」中で“key data”を記す際には、WSCUC“KID”の活用を要請。
- ・さらに、WSCUC は、「WSCUC アクレディテーション基準適合と連邦政府諸法令遵守状況に関わる確認ワークシート及びそのフォーム (Compliance with WSCUC Standards and Federal Requirements Worksheet and Forms)」に準拠し、アクレディテーション基準の充足状況をその細則である CFRs の各条規の基準適合性と併せ、連邦教育省規則の法令適合性についても、これらを証明する資料や情報・データの所在を示す URL の提示を要求。加えて、相当数の事項について、紙媒体ベースでの基準適合性の挙証も要求。
- ・このほか WSCUC は、『アクレディテーション候補校』、『初回のアクレディテーション』の認定審査の際に共通的に必要とされる情報一覧、「大学の web サイトに載せるべき情報に関わる要件と要請—大学の web サイトの要件：大学の情報源についてのガイド」を公にしており、これらも、「初回のアクレディテーション」、「アクレディテーションの地位更新」の別を問わず、重要な補足資料として位置づけられる。
- ・そこで、本章末に【図表 1】「アクレディテーション基準・CFR と添付資料対応表」を提示し、アクレディテーション基準とその細則である CFRs の個別条規の別に、その各々の基準適合性を挙証する上で必要な証拠書面（例）を列記するとともに、それらを基に自己評価用書面である「大学報告書」中で具体的に挙証すべき事項の全体的な対応関係を明らかにした。ここであらためて「大学

報告書」の作成に当たっての、アクレディテーション基準別、CFR 別の基準（規準）充足状況を挙証する資料とそこでの自己評価のため「基本的視点」の対応関係の確認のため、同表を参照されたい。

- ・さらにここでは、連邦政府からの要請により、大学機関別アクレディテーションを通じ、その法令遵守状況の確認の対象となっている 4 つの領域、すなわち a) 単位時間と教育プログラムの修了年限 (Credit Hour and Program Length)、b) 学生募集戦略と募集 (Marketing and Recruitment)、c) 学生からの苦情への対処 (Student Complaints)、d) 転入学生の単位認定方針 (Transfer Credit Policy)、における具体的確認事項とそれを裏付ける情報・証拠物（資料等を含む）を比較対比させるため、【図表 2】として「連邦政府の法令が遵守されていることを確認するための様式（フォーム）」に掲記の必要補足資料・情報（例）を提示した。
 - ・これらに加え、アクレディテーション候補校及びアクレディテーション校の地位を新たに得る上で必要な資料・情報を列記した『アクレディテーション候補校』、『初回のアクレディテーション』の認定審査の際に共通的に必要とされる情報一覧」に掲記の必要補足資料・情報（例）、並びにアクレディテーションに係る一連の認定審査の際に大学にアップしておくことが要求される web サイト掲載情報の一覧である「大学の web サイトに載せるべき情報に関わる要件と要請—大学の web サイトの要件：大学の情報源についてのガイド」に掲記の必要補足資料・情報（例）も、併せ【図表 3】、【図表 4】に掲記した。
- ※【図表 1】は数ページにわたる表なので、本章末 122 ページから掲載。

【図表 2】「連邦政府の法令が遵守されていることを確認するための様式（フォーム）」に掲記の必要補足資料・情報（例）

領域	当該領域の法令由来事項が遵守されているかどうかの確認・検証のための質問（項目） （1～4のそれぞれの領域において、「質問・確認」事項に対応しこれを根拠づけている証拠 URL 若しくは所要の情報・資料の実際の提示・提出が必須不可欠）
1. 単位時間と教育プログラムの修了年限	・この方針は、容易に閲覧可能ですか。 ・どこで閲覧できますか。 ・正確性と信頼性を確保すべく、単位時間制を定期的に検証する手続を設けていますか（例えば、教育プログラム評価を介し、新たなコースを承認する手続、定期的にこれらを検証する機会の設定、など） ・仮に設けていても、この大学は、そうした手続をしっかりと運用していますか。 ・審議スケジュールの中で、キャンパス内で開設されるコースが、指定の単位時間数に適合していることを挙証できますか。 ・シラバスの検証は、どのようにして行われていますか。 ・検証されているコースの形態を次に示してください（対面、オンライン、ハイブリッドの別など）。 ・そのコースは、どの学位レベルに属していますか。 ・そのコースは、それぞれの専門分野に基礎をおいていますか。 ・学生たちは、授与対象となっている単位に見合ったそれぞれの指定時間で、それらコースに対応した学習量を消化していますか。 ・＜指定時間の要件に合致しないコースに係るシラバス並びにそれと同等のもの（例えば、インターンシップ、実験、クリニック、自主学習、時間にとらわれずに進行する授業、など）についても、上記の質問に対する回答の確認を、学位レベル毎に1～2件以上、検討をしていただきたい。＞ ・教育プログラムは、どのようにして評価されていますか。 ・どの専門分野を対象とした教育プログラム評価ですか。 ・それはどの学位レベルに属していますか。 ・それぞれの専門分野に基礎をおいていますか。 ・当該教育プログラムを説明した資料は、大学の教育プログラムが容認できる長さの修了年限である旨を示していますか。
2. 学生募集戦略と募集	・学生募集に関する連邦教育省規則の定めに従っていますか。 ・その大学は、典型的な学位プログラム修了期間に関する情報を提供していますか。 ・学位プログラムの全課程でかかるコストに関する情報を提供していますか。 ・卒業生が就く際に資格を必要とする仕事・職業についての情報を提供していますか。 ・卒業する学生に対し、雇用先についての情報を提供していますか。
3. 学生からの苦情への対処	・学生からの苦情に関する方針を確立していますか。 ・その大学は、学生からの苦情に対処するための手続を確立していますか。 ・もし確立しているのであれば、その手続を簡潔に説明してください。コンプライアンス違反に対する多くの苦情申立（研究ファンド、Title IX、学生に関する事項、研究に関する事項、FERPAなどに係るものを含む）が寄せられているのであれば、「私はだれを非難の対象としているのか」という部分から書き始めてください。 ・もし上のような申立があった場合、大学はこの手続を進めますか。 ・学生からの苦情の訴えに関する記録を保管していますか。 ・どこに保管していますか。 ・その大学は、時間の経過の中で、学生からの苦情を追跡調査する上で効果的な手段を保持していますか。 ・もし有しているのであれば、それを簡潔に説明してください。
4. 転入学生の単位認定方針	・転入希望の学生の単位を検証しこれを認定するための方針若しくは公式的な手続を設けていますか。 ・もし設けているのであれば、その方針は誰でも閲覧できますか。 ・それは、どこに載っていますか。 ・その方針には、他大学で取得した単位を自大学で認定するため、文書として確立された基準が含まれていますか。

本図表は WASC Senior College and University Commission, “Compliance with WSCUC Standards and Federal Requirements Worksheet and Forms” を基に作成。



【図表 3】『ア kreditation 候補校』、『初回のア kreditation』の認定審査の際に共通的に必要とされる情報一覧」に掲記の必要補足資料・情報（例）

- ・「多様性 (diversity)」に関する方針・手続。
- ・学費に係る返金方針。
- ・障害をもつ学生に関する方針・手続。
- ・教員に対する苦情の取扱い方針。
- ・職員に対する苦情の取扱い方針。
- ・就職希望者用ハンドブック。
- ・卒業に必要なカリキュラム / 教育ユニット上の要件（履修便覧にその記載がない場合のみ）。
- ・コースレベル、教育プログラムレベル並びに（時宜に応じ、大学レベル）で設定されている学生の「ラーニング・アウトカム (learning outcomes)」。
- ・カリキュラムの編成権が教員団に帰属していることを示す方針若しくは手続規程。
- ・各学位別の代表的なコース・シラバス。
- ・奨学金支援に関する方針、マニュアルその他の公式文書。
- ・他大学等の単位を自大学で単位認定するための公式的な方針。
- ・連携協定を締結している大学の一覧。
- ・職員の雇用と評価に関する方針・手続。
- ・教員研修に関する方針・手続。
- ・職員を対象とした能力開発の方針。
- ・主要管理職者の系統図。
- ・最高執行責任者 (CEO) の経歴書。
- ・過去 2 年分の理事会議事録。
- ・理事会評価に関する方針・手続。
- ・単位に関する方針。

【図表 4】「大学の web サイトに載せるべき情報に関わる要件と要請－大学の web サイトの要件：大学の情報源についてのガイド」に掲記の必要補足資料・情報（例）

- ・大学のミッション
- ・単位に関する方針
- ・単位互換に関する方針、基準、大学間協定文書
- ・学生からの苦情の扱いに関する方針・手続
- ・在籍率・卒業率（どのような方法で行うかは問わないが、この情報の開示は必須）
- ・学生の「ラーニング・アウトカム」（どのような方法で行うかは問わないが、この情報の開示は必須）
- ・予測学費計算式 Net price calculator)*

※高等教育機会法 (Higher Education Opportunity Act) Section 111 に依拠した規範的要請：高等教育機会法タイトル IV の連邦奨学金の交付対象となっている「学校 (school)」は、他の財政的支援に伴う情報開示の場合と同様に、在籍学生と将来学生がその「学校」での自身の「想定される学費 (net price)」の額の計算を容易にするために、「予測学費計算式 (net price calculator)」を、学校間で共有しなければならない。

上記 2 つの図表はいずれも、Senior College and University Commission “How to Become Accredited: Procedures Manual for Eligibility, Pre-accreditation (Candidacy), and Initial Accreditation” に所収の提出用補足資料・情報（例）を訳出したものである。このうち【図表 3】は、“Appendix C: General Required Information for Candidacy or Initial Accreditation” を全訳したもの。“Appendix D: Requirements and Recommendations for Information on Institution Websites” の資料・情報一覧の部分を訳出したもの。

② 補足的な資料・情報の特質

(補足資料等の形式面において)

- ・第1に、「大学報告書」を補足する資料・情報の種類・性格は、公表の形態に照らし、多岐に亘っている。具体的には、そこには、a) 定性、定量両面での情報・データ、b) URLに直接アクセスすることで得られるデータ、c) 『要覧』、『ガイドブック』など、大学の公的刊行物に掲載の資料・情報等、d) 公刊された刊行物中には載っていないが、大学が正規の手続を経て決定・承認し公表可能な公的書面（ステートメント、諸方針等）など、様々な種類のものが含まれている。
- ・第2に、「第1」と関連して、補足的資料の中には、WSCUC に対し既存の資料・情報等についてダイレクトにその提示・提出が可能なのがある一方で、説明文を新たに書き起こし、その説明文書を提出するよう求めているもの、さらには、「質問」に対し「回答」を促し、その回答の根拠資料の提示を暗に求めているものも在する。
- ・第3に、「ア krediteーション基準 4: 質保証と改善・向上のための責任体制の確立」の部分には、説明文を新規作成し、これを提出することを必須的に求めている。自己点検・評価を含む「内部質保証」に係る規程や組織体制の整備状況に係るものは、「大学報告書」本文中での挙証資料としての活用が図られることが前提とされているのであろう。

(補足資料の内容面において)

- ・第1に、WSCUC ア krediteーション基準適合性を挙証する資料・情報の提示・提出に加え、連邦教育省規則の諸規定についての法令適合性の証明資料も提出義務対象。
- ・第2に、「多様性」、「公平性」、「包摂性」がWSCUC ア krediteーション基準の基本原則として位置づけられたことに伴い、補足的資料・情報も、これら3つの原則を俯瞰した内容のものの提出・提示が要求されている。
- ・第3に、補足的資料中には、インプットやアウトプットに関わるものはそれほど多くない一方で、プロセスやアウトカムに係る情報把握をWSCUC はより強く求めている。こうしたことの帰結として、説明形式での補足的資料の重要

性が増しているといえる。

- ・第4に、「ラーニング・アウトカム」の到達度検証の仕組みを確認するための資料がかなりの部分占めている。これに加え、「学位プログラム」の質や有為性を問う情報・資料の種類も一定程度存在。WSCUC が「大学機関別ア krediteーション機関」である一方で、学生の「学び」の向上を図るという視点から、「学習成果の可視化」を前提とした到達度評価を重視することに伴い、「大学」全体を包括評価する中で「学位プログラム」を外評価するという役割も相対的に比重が増大。提出要求対象となっている補足資料などの種類・内容が豊富化していることがその証左。
- ・第5に、学生等からの「苦情」に対応する仕組みの整備状況を挙証する補足的資料の提示・提出要求が、種類・内容の両面においてかなり目立つ状況にある。とりわけ連邦教育省規則による法令対応の局面でその提出要求が格段に強まっている（「多様性」、「公平性」、「包摂性」というWSCUC ア krediteーション基準の基本原則の重視が、これら資料等の提出要求に直裁に反映されていると見ることもできる）。

(3) Key Indicators Dashboard (KID) の活用

- ・2021 年、WSCUC は、ア krediteーション機関としての「透明性」の責務を強固なものとしていくべく、互換性の高いデータの裏付けを伴う対社会向けの新たなビジュアルツールである KID を開発・運用。
- ・KID は、WSCUC がア kredite した学士課程レベルの大学に関する最近の比較可能なデータを開示したもの (<https://www.wscuc.org/resources/kid/>)。
- ・そこには連邦政府のデータも掲載されており、過去の複数年の情報、直近のデータのほか、全国平均とWSCUC 受審校の平均を比較した情報・データも含む。
- ・すなわち、KID のデータは、“Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS) ”、「カレッジ・スコアカード (College Scorecard) 」、「連邦学生奨学金データセンター



(Federal Student Aid Data Center)」といった一般の誰もが閲覧できる情報ソースに依拠している。

- ・ KID の対象となるのは、WSCUC のアクレディットを得ており、かつ学士課程教育プログラムを開設し IPEDS に報告を行っている大学で、その対象とならないのは、a) 大学院課程のみを開設している大学、b) 海外の大学、c) IPEDS への報告の義務がない大学。
 - ・ KID には、「データ概要」、「大学の規模・種類・内容」、「学生の課程修了」、「学生奨学金」、「大学の財務」、「大学卒業後のアウトカム」、「データの意義」の 7 カテゴリー別に、7 年のスパンでの標準データ、指標、全米平均と WSCUC 受審大学との比較データが掲載。
 - ・ WSCUC アクレディテーション受審大学は、「大学報告書」等を通じ、基準充足状況や法令適合性の証明に当り、量的な評価指標として重要な“key data”を記す際には、KID の活用を要請。
 - ・ KID は、それがカバーする領域・項目のデータを探索するにせよ、特定年度のデータや分類別のデータ（人種・民族、ジェンダーなど）など特に関心を寄せる領域に特化したデータを探し求めるにせよ、これに容易にたどり着くことを可能にしている。こうしたことから、KID を定量的な評価指標として活用することで、自大学の状況を KID を介して数値分析できるだけでなく、それら数値を WSCUC 管轄内で競合する他大学のそれと比較することで、その「大学の有効性」、「教育上の有効性」の判断を効果的に行うことが可能。
 - ・ KID は、広く一般に公開されることで、ステークホルダーは個別大学の数値データを通して、また他大学との比較を通して、当該大学に対する可視的な評価を容易に行えるメリットがある（もちろん、個別大学の教育研究上の質や大学の「持続性」、「将来的発展性」を見定めるに当たっては、WSCUC が別途公表している実地調査報告書やアクレディテーション・コミッションの決定の中身を総合評価することが必要）。
- （WSUCU「KID の手引（2021 年版）」（早田による翻訳）を 133 ページから掲載。）

9. アクレディテーションの地位更新の際の特定テーマに重点化した評価方法

- ・ WSCUC のアクレディテーション・システムには、大学からの「アクレディテーションの地位更新」申請に対し、通常タイプの「大学評価プロセス」である IRP とは別に、プロセス上の無駄が省かれた「アクレディテーションの地位更新の際の特定テーマに重点化した評価方法」（Thematic Pathway for Reaffirmation, TPR）と呼称されるプロセスを選択することを可能とする仕組みが設けられている。
- ・ TPR の手法は、通常タイプである IRP と審査の厳格性において同一で、同様のレベルにおいてデータや証拠物並びに所要の分析を要求する。
- ・ TPR は適格性が認められた大学に対してのみ、その選択権が承認される。
- ・ 承認に当たっての要件は、a) 健全な財務状態であることを示す一貫した証拠物を提供できること、b) 学生の「到達度」をアセスメントするための確固とした指標が確立されていること、c) 質の高いパフォーマンスを持続的に産出していること、の 3 点に収斂。
- ・ TPR プロセスで申請大学が作成する「大学報告書」は、次のような構成で作成。
 - 第 A 章：はじめに一大学の現況と過去のアクレディテーション・コミッションの決定への対応
 - 第 B 章：大学が選択した個別テーマについての説明
 - 第 C 章：考察—アクレディテーションの地位更新プロセスの結果に基づく総合的考察
 - 附属資料Ⅰ．「基準適合確認ワークシート」
 - 附属資料Ⅱ．連邦政府諸法令適合表
 - 附属資料Ⅲ．証拠書類
- ・ 通常タイプである IRP とこの TPR の違いは、そのプロセスの大きな軸をなす「セルフ・スタディー」の成果物である上記「大学報告書」の構成・内容にある。
- ・ すなわち、IRP の「大学報告書」では、「第 B」章で、アクレディテーション基準 4 カ条の全てについて充足状況に係る基準毎の説明が展開さ

れる。これに対し、TPR の「第 B 章(説明部分)」は、IRP の場合と異なり、ア krediteーション基準の順序に従った構成建てとなっていないことに加え、基準そのものを直接対象とした記述方法が採られず、「大学が選択した個別テーマ」を対象とした分析的な説明がなされる点に特質がある。その説明記述は、大学自身が選択したテーマに基づき、当該テーマの分析的記述の中で、大学がア krediteーション諸基準を充足している旨を挙証するという形でなされる。

- ・そこでは、その大学が、「基本資格要件基準」はもとより、ア krediteーション基準の全条(CFR も含め)を完全充足していることを前提に、大学の「セルフ・スタディー」を通じ、自身が選択したテーマを中心に、ア krediteーション基準の各条に即して自身の長所・課題が明らかにされ、将来発展の方向性を見定めることを内容とする内部質保証プロセスの確立・運用されることが挙証されなければならない。
- ・TPR 方式を選択する資格がその大学に備わっているかどうかを判断するに当り、大学は、WSCUC のリエゾン・スタッフに相談することを義務づけ。

10. ア krediteーション・コミッションによる諸決定

<初回のア krediteーション受審申請>

- ・「初回のア krediteーション」を申請する大学は、既述の如く、当該大学が、ア krediteーションを目指すに相応しい基本的資格を備えているかどうかについての審査を受けることが必要。それは、「基本資格要件基準」の基準適合性についての判断としてなされる。
- ・この基本的資格に係る審査は、「基本資格要件審査委員会」(ERC)の下で行われる。

<「初回のア krediteーション」または「ア krediteーション候補校」の地位獲得>

- ・「基本資格要件基準」に「適合」しているという結論に至った大学のみが、ア krediteーションの申請資格を有する。すなわち「基本資格要件基

準」への「適合」認定を得た大学は、次の段階として、「初回のア krediteーション」の地位の獲得に向け、そのための準備を進めるのである。

- ・「ア krediteーション」の地位の可否に関わる審査・決定を行うのが「ア krediteーション・コミッション」で、以下に説明するア krediteーションに関わる諸決定は、全てこのコミッションの下で行われる。
- ・「基本資格要件基準」はクリアできているものの、その大学が、「ア krediteーション候補校」若しくは「初回のア krediteーション」の地位を保持する上で必要なア krediteーション基準のレベルに達していることを証明できなかった場合、『ア krediteーション候補校』若しくは『初回のア krediteーション』の地位の認定拒絶の決定が下される。
- ・「拒絶(denial)」は、異議申立の対象となる。
- ・認定拒絶の大学は、1 年経過後に再申請可。
- ・「ア krediteーション候補校」は、ア krediteーション基準を基本的レベルで満たしていることに加え、さらに高いレベルで同基準全体を充足するための明確なプランを有している旨を証明ができた大学に付与。それは、ア krediteーションの地位獲得に向けた暫定的地位としての意味合いを持つ。
- ・「ア krediteーション候補校」は有効期間 5 年。更新は認められていない。
- ・「初回のア krediteーション」とは、「基本資格要件基準」充足の認定を得た後のア krediteーション・コミッションが行った審査で、全てのア krediteーション基準を充足している旨を証明し得た旨承認・決定された大学に対し付与される地位。
- ・「初回のア krediteーション」の有効期間は、原則 6 年。

<「ア krediteーション」の地位獲得後の大学に対する諸決定>

(ア krediteーションの地位更新)

- ・その決定は、ア krediteーション・コミッションが当該大学に対し、「初回のア krediteーション」認定後も引き続き、全ア krediteーション基準を充足している旨を承認したことを



内容とする。

- ・更新されたアクレディテーションの地位の有効期間は、原則 10 年で更新可。
- ・これ以降、アクレディテーション基準の充足状況如何により場合によっては、アクレディテーション・コミッションが、自己評価報告書以外の報告書や「特別査察」を要請したり、「懸念事項の伝達」や制裁を発動する可能性あり。

(更新決定の延期)

- ・「更新決定の延期」は、アクレディテーション・コミッションが結論を下す前に、大学に対し、アクレディテーション基準における一若しくは複数の個別事項に係る追加情報や進捗状況を整える必要性に基づき、そのための時間的猶予を与えるために行う措置。
- ・当該措置は、原則 1 年を超えない期間で認められる。

(懸念事項の伝達)

- ・アクレディテーション・コミッションが、今後、一若しくは複数のアクレディテーション基準不充足の危険に陥ると判断した場合、その「懸念事項」を伝える。
- ・「懸念事項の伝達」がなされると、その大学は、通常 4 年以内に「特別査察」を受ける。
- ・アクレディテーション・コミッションが示した懸念が、一定期間後も払拭されない場合、以下に示す「制裁」の対象となり得る。

(制裁)

- ・アクレディテーション・コミッションは大学に対し、一若しくは複数のアクレディテーション基準の不充足が認められた場合、その旨を通告し、一定の猶予期間内での是正措置を講ずべきことを内容とする決定を行う。
- ・指定期間終了時点以降も依然、アクレディテーション基準を充足していなかった場合、同コミッションとして相当な理由があると判断できない限り、その地位剥奪に繋がる。
- ・「制裁」が発動されると、大学に対し、時宜に応じ、報告書提出が求められるほか、実地調査も実施。
- ・「制裁」には、「a) 警告 (warning)」、「b) 資格一時停止」、「c) 証拠開示請求 (show cause)」の 3 種が制度化 (これら制裁は、下に

掲げる種類の順に発動され、地位の剥奪に至るロードマップを示すことを制度的に意図したものではないとは言え、結果的にそうした処置に繋がるのが実体)。

a) 警告

- ・アクレディテーション・コミッションがその大学について、一若しくは複数の基準不適合が認められるとの判断が反映されたもの。
- ・是正のための猶予期間は、原則 1 年。
- ・「警告」が発出されると、大学が着手した分校の新規開設や新たな学位プログラムの設置は、「重要な変更」と看做される。
- ・大学は、この措置に対し、異議申立が可。

b) 資格一時停止

- ・アクレディテーション・コミッションがその大学について、一若しくは複数の基準不適合が認められると同時に、そこに大きな問題が認められるとの判断が反映されたもの。
- ・「資格一時停止」措置が決定されると、報告書の定期的な提出要求、アクレディテーション・コミッションメンバー複数名による「特別査察」など同委員会からの「特別検査 (special scrutiny)」に服す。
- ・是正のための猶予期間は、原則 1 年。
- ・「資格一時停止」の措置が講じられると、大学が着手した分校の新規開設や新たな学位プログラムの設置は、「重要な変更」と看做される。
- ・大学は、この措置に対し、異議申立が可。

c) 証拠開示請求

- ・大学の側で、「証拠開示請求」の措置を不必要とする理由・根拠を明らかにすることができなければ、その請求を行った日から 1 年以内にアクレディテーションの地位を終結させる (terminate) ことを内容とする決定。
- ・「証拠開示請求」に対して大学は、その地位が奪われるべきでない理由・根拠の举证責任を負う。当該大学は、ア) アクレディテーション・コミッションが示した懸念事項に十分対応してきていること、イ) 全アクレディテーション基準を充足し得たこと、ウ) 将来に亘り、基準充足の状態を維持できること、を証明する必要。
- ・「証拠開示請求」は、一若しくは複数の基準に

ついて大きな不適合性が認められたか、または「警告」や「資格一時停止」の措置が講じられたにもかかわらず、1年の猶予期間中に基準適合の状態に戻すべく大幅改善を行えなかった大学、に対して発出。

- ・「証拠開示請求」措置が決定されると、報告書の定期的な提出要求、ア krediteーション・コミッションのメンバー複数名による「特別査察」などの「特別検査」に服す。
- ・「証拠開示請求」措置が講じられると、大学が着手した分校の新規開設や新たな学位プログラムの設置は、「重要な変更」と看做されるとともに、それらの開設・設置に当たり事前承認が必要。
- ・「証拠開示請求」は、倫理に悖る振舞いをした大学に対しても発出される可能性あり。
- ・大学は、この措置に対し、異議申立が可。

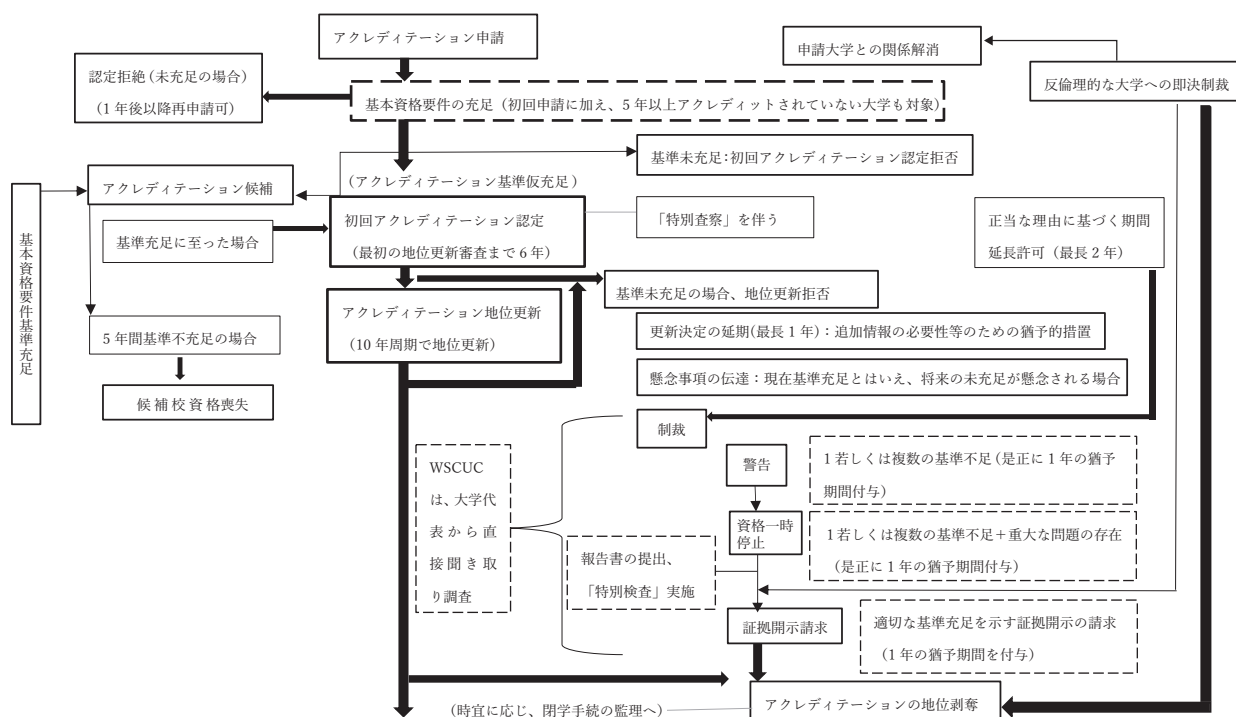
(正当な理由に基づく期間延長許可 (Good Cause Extension))

- ・「制裁」が課されると、補正のため更なる時間的猶予を必要とする「正当な理由 (good cause)」があることを示す証拠を大学が提示しない限り、そしてア krediteーション・コミッション自身が、期間延長 (time of extension) を認めるに足る相当な証拠があると判断しない限り、許容期間を超え当該大学にこれまでの地位の継続を認めることはない。
 - ・ア krediteーション・コミッションは、その大学が、次の事項を挙証し得た場合についてのみ、「期間延長許可」を行う。
 - a) 制裁期間中、基準不適合とされた領域において重要な成果を挙げている。
 - b) 欠陥の指摘を受容するとともに、「延長許可」期間中に欠陥を補正するための計画を策定している。
 - ・大学に認められた「延長許可」は、最長2年。
 - ・延長期間終了時まで、大学は、基準不適合と判断され「制裁」にまで及んだ基準を充足し得たことを、十分な証拠の裏付けを伴って説明した報告書の提出義務あり。
- (「ア krediteーション」(若しくは「ア krediteーション候補校」)の地位剥奪)
- ・地位剥奪の決定は、大学が一若しくは複数の基

準不充足の状態に陥った場合にとられる措置で、「証拠開示請求」その他の制裁措置が課され、結局、基準適合には至らなかった後になされることが多いのが実態。

- ・地位剥奪の決定は、異議申立手続の対象となる。
 - ・地位剥奪の後、教育事業を停止する場合、当該大学は、「教育事業停止に伴う事業継承に関する覚書 (teach-out arrangements)」に係る連邦政府諸法令並びに WSCUC の諸方針に従う必要。
- (「反倫理的な振舞いをした大学への即決制裁 (Summary Sanctions for Unethical Institutional Behavior)」)
- ・ア krediteーション基準1 (「大学のミッションの明確化と「誠実性」の裏付けを伴う活動の要請」について規定) から逸脱し早急に注意の目を向ける必要のある大学に対し、ア krediteーション・コミッションは、調査を行い懸念事項を書面で伝達。
 - ・大学には、これに反論する機会を付与。
 - ・そして同コミッションは、当該大学が法令違反状態に陥っている若しくは反倫理的な行為に手を染めていると結論づけると、次のような措置を講じる。
 - a) 大学がア krediteーション若しくは候補校の申請中であって、まだ「ア krediteーション候補校」や「初回のア krediteーション」の地位が認められていない場合、当該大学との関係を解消。
 - b) 大学が「ア krediteーション候補校」の地位にあり若しくは既にア krediteーションとされている場合、以下の対応が選択される。
 - A) 大学への「証拠開示請求」の発出。
 - I) 事案内容が看過できない場合、「認定拒否」、「地位剥奪」の措置を講じることで、当該大学との関係解消。
 - c) 適当と考える場合、より緩やかな対応の実施。
- なお、WSCUC ア krediteーション・コミッションによる「決定」と各大学の「ア krediteーションの地位」、大学に課される「制裁」措置等の関係性については【図表5】「WSCUC ア krediteーション・コミッションによる「ア krediteーション」に関わる諸決定のフロー」を参照。

【図表 5】WSCUC アクレディテーション・コミッションによる「アクレディテーション」に関わる諸決定のフロー



本図表は“WSCUC2023 Handbook of Accreditation”(https://wascsenior.app.box.com/s/jdbd53vlfx3mf32kwfy6ngvczdpmr6f3) (2023.10.8 閲覧) の文章記述 (pp.20-24) を基に作成。

11. まとめ—書面調査を介して得られた知見（日本高等教育評価機構からの要確認事項に関する調査結果を軸に）—

(1) 大学の特色の進展を促す評価の在り方

- ・ アク্রেディテーション基準を貫く趣旨として、大学の「特色」を引き出すことを重視。
- ・ 但し、同基準では大学固有の「文化的土壌」も重要な評価対象。
- ・ アク্রেディテーション更新プロセスにおいて、「特定テーマに重点化した評価方法」の選択を、一定要件を充たした大学に認める。

(2) 大学への社会的な支持を得るための評価を通じた支援策

- ・アクレディテーション基準中に、大学の社会貢献が明示。
- ・内部評価プロセスに様々なステークホルダーの参加を大学に要求。

- ・ アクレディテーションの経過、結果の開示を通じて、大学（及びそれへの評価）の「透明性」の確保を目指す（実地調査報告書、アクレディテーションの決定文書その他の文書の開示を含め）。
- ・ KID を通じ WSCUC 傘下の大学の重要な定量情報を広く社会に開示。

(3) 学修（習）成果の把握と評価の仕組み

- ・学修（習）成果の把握・評価は、評価基準中で詳細に規定化（アクレディテーション基準のみならず、アクレディテーションの地位を得るための基本要件を定めた「基本資格要件基準」中でも規定化）。
- ・修学中の学修（習）成果把握にとどまらず、卒業後の成果把握にも注力。
- ・大学による学生の学習到達度評価において、証拠に裏付けられた厳密な審査・評価を指向。
- ・上と関連して、WSCUC が連邦学生奨学金運用面でのゲートキーパーとしての役割を果たして

いることに伴い、これに関連する量的データもアウトプット指標としてア krediteーション基準中に設定（卒業率、奨学金返済状況等）。

- ・連邦教育省の要請に基づき、「単位の実質化」の観点から、付与する単位と単位時間（実際の学修（習）時間）との関係性も審査対象。

(4) 評価方法の効率化と大学、評価者双方の負担軽減策

- ・「大学報告書」（＝自己評価報告書）の分量制限。
- ・補足資料・添付資料は、大学に対し可能な限り URL による提示を要請。
- ・ア krediteーション地位更新プロセスで、一定の要件を充たした大学に「特定テーマに重点化した評価方法」を認める。但し、WSCUC 自身「その方法が簡便法ではない」とくぎを刺している点に留意が必要。
- ・一方で、連邦教育省、CHEA による制度的要求にも対処する必要があることから、a) 評価項目が多岐に亘っていること、b) 挙証用の補足資料・添付資料の種類・性格も様々であること、c) ア krediteーション手続もやや複雑で（実地調査が1度きりとは限らない）、ア krediteーション決定の種類も複雑多岐であること、などから如何にして評価作業を効率化、省力化すべきかは、WSCUC にとっても大きな課題と考えられる。

(5) 評価・認定校へのフォローアップ・モニタリングのシステム化の状況

- ・ア krediteーション受審に当り、WSCUC のア krediteーション・リエゾンスタッフが、大学と直接コンタクトを取り、評価の進め方（そこには、改善・向上に向けたアドバイスのものも含まれている）について助言・支援を行う仕組みが制度化。
- ・WSCUC のア krediteーションの決定には、認定の可否にとどまらず、「懸念事項の伝達」、「警告」など、大学に対しての基準不充足に対する様々な「注意喚起」の仕組みが制度化。
- ・ア krediteーションの有効期間中も、大学に対し「年次報告書」、「中間報告書」、「進捗状況

報告書」、「『重要な変更』申告書」など様々な報告書の提出要求がなされる。

- ・加えて、基準不充足の惧れがある大学に対し、臨時の実地調査や大学代表者との面談の機会も用意。

【出処】

- ・WASC Senior College and University Commission, “WSCUC 2023 Handbook of Accreditation” (<https://wascsenior.app.box.com/s/jdbd53vlf3mf32kwfy6ngvczdpmr6f3>) (2023.10.19 閲覧)
- ・WASC Senior College and University Commission, “How to Become Accredited-Procedures Manual for Eligibility, Pre-accreditation(Candidacy), and Initial Accreditation(Revised August24, 2021)” (“How to Become Accredited Manual.pdf | Powered by Box”) (2023.10.19 閲覧)
- ・WASC Senior College and University Commission, “Compliance with WSCUC Standards and Federal Requirements Worksheet and Forms” (<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fllu.edu%2Fsites%2Fllu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx%3Frsorce%3Dhome.llu.edu%2Fsites%2Fhome.llu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx&wdOrigin=BROWSELINK>) (2023.10.1 閲覧)
- ・WASC Senior College and University Commission, “Key Indicators Dashboard - for Graduate-Only Institutions - WSCUC” (2023.10.19 閲覧)
- ・WASC Senior College and University Commission, “KID Public Guide.pdf | Powered by Box” (2023.10.19 閲覧)
- ・WASC Senior College and University



Commission, “KID Evaluator Guide.pdf |
Powered by Box”(2023.10.19 閲覧)

- WASC Senior College and University
Commission, “Peer Benchmarking Guide.pdf
| Powered by Box” (2023.10.19 閲覧)

【図表 1】ア krediyeshon 基準・CFR と添付資料対応表

1. 本表の表記の説明

- ・本表は、WSCUC『2023 年版ア krediyeshon・ハンドブック』、同『ア krediyeshon に向けて 資料編』、「WSCUC ア krediyeshon 基準適合確認ワークシート」(Compliance with WSCUC Standards Worksheet) 及び「連邦政府の法令が遵守されていることを確認するための様式 (フォーム)」(FEDERAL COMPLIANCE FORMS)(いずれも WSCUC 所定の様式)を基に、訳者の許で新たに作成したものである。
- ・本表の 4 つの柱である「評価の基準 (CFR) 条規 No」、「条規」、「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」、「自己評価報告書記述の基本的視点」のうち、「評価の基準 (CFR) 条規 No」、「条規」は、2022 年改訂のア krediyeshon 基準によるものである。
- ・また、「自己評価報告書記述の基本的視点」は、WSCUC『2023 年版ア krediyeshon・ハンドブック』の記述を引用したものである。
- ・さらに、「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」は、上記『ア krediyeshon に向けて 資料編』中の「『ア krediyeshon 候補校』、『初回のア krediyeshon』の認定審査の際に共通的に必要とされる情報一覧」、「大学の web サイトに載せるべき情報に関わる要件と要請—大学の web サイトの要件：大学の情報源についてのガイド」、「WSCUC ア krediyeshon 基準適合確認ワークシート」及び「連邦政府の法令が遵守されていることを確認するための様式 (フォーム)」のそれぞれの資料中に掲記されていたものを、訳者の許で各 CFR の別に整理し提示したものである。
- ・この「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」のうち、太字で示したものは、複数の CFR の充足状況を証明する補足資料として挙げられていたものである。また、斜体で示したものは、連邦教育省の要請に基づき、挙証資料として法的に備え若しくは作成することが要請されてきたものである。太字及び斜体で示したものは、上記 2 つの要求事項に対応している。

2. 本表を見る際の留意点

- ・本表に提示の CFR は、上述の如く、2022 年改訂のア krediyeshon 基準の細則的条規であるが、これに対応する補足 (若しくは自己評価報告書に添付の) 資料一覧は、現時点では作成されていない模様である。そこで、本表「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」は、便法として、基本的には、2013 年ア krediyeshon 基準下の CFR の充足状況を挙証するための資料例として提示していたものを参考に、必要添付資料の例を示している。
- ・また、本表「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」は、「添付資料」とあるように、大学の自己評価報告書 (WSCUC は、「大学報告書 (Institutional Report)」の語を用いている) を補足する別添の資料として位置づけられるものである。従って、「学生授業アンケート」、「学生満足度調査」、「卒業生調査」などに係る資料も、基準適合性を判断する上で欠かせない情報・データを提供するものであるが、これらは、「添付資料」として別途提出が求められるのではなく、自己評価報告書本体で所要の説明・分析がなされることになる (こうした資料は、ほかにも相当数存在する)。ここであらためて、「添付資料」の指定を受けていないからといって、これら資料の証拠的価値が WSCUC のア krediyeshon において決して軽視されてはいないことを確認しておく。
- ・ところで、WSCUC『2023 年版ア krediyeshon・ハンドブック』は、その本文で、受審大学に対し大学の自己評価報告書の記述の仕方として、「『評価の基準 (CFRs)』の個別条規毎の言及をすべきではない」旨を特に強調する。このことは、自己評価報告書の書きぶりとして、その内容は、(本表)「自己評価報告書記述の基本的視点」の示す各基本的視点に依拠しつつ、WSCUC の設定したア krediyeshon 基準を全体としてどう充足し得ているかを、各大学のミッション・目的を軸に首尾一貫したある種の「ストーリー」性を帯びたものとして記述すべきであること、一方で、個別 CFR の別に、その充足状況を独立した記述として示すことで、報告書全体がモザイク模様を呈することのないよう戒めていること、に留意が必要である。本表は、こうした WSCUC のア krediyeshon に臨む姿勢を肯定しつつ、便宜上、各 CFR の充足状況を挙証する手立てとして、どのような種類・内容の証明資料を WSCUC は求めているのか、ということを知る手掛かりとして、個別の「CFR (条規)」と「添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)」の対応関係を一覧表示することに意を払うこととした。


基準 1：大学のミッションの明確化と「誠実性」の裏付けを伴う活動の要請

大学は、自身のミッションを明確化するとともに、ミッションと連動する教育上の目標と「学生の学力成就 (student success)」に係る目標を確立しなければならない。大学は、自身の「価値」や「文化」、「特徴点」とともに、社会や公共の利益への貢献の重要性をしっかりと自覚しなければならない。そうしたことが、全ての学生の「成功」の可能性を高め、「多様性 (diversity)」、「公平性 (equity)」、「包摂性 (inclusion)」の責務を明確に自覚することに繋がる。大学の機能は、「誠実性 (integrity)」と「透明性 (transparency)」に支えられていることが必要である。

CFR 条規 No	条規	添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)	自己評価報告書記述の 基本的視点
大学の目的			◎大学のミッション・目的・価値原理や大学の「文化的土壌」とWSCUCの掲げる「公平性」、「包摂性」等の諸方針との関係。 ◎大学のミッション・目的・価値原理や大学の「文化的土壌」などによる、学生の「学力成就」、「成功」への貢献の度合い。 ◎大学のミッション・目的が、どう開放的で対話重視型のアプローチを支える基盤となっているか。 ◎大学のミッション・目的が、どう「誠実性」、「透明性」を強固なものとしているか。
1.1	大学のミッション及び目的を記した公式文書は、高等教育機関として適切なものであるとともに、そこには、当該大学の基本的な価値原理、文化的土壌並びに大学が社会や公共の利益に貢献するための方法が明示されていることが必要である。	・ミッション・ステートメント。	
1.2	大学は、その目的・特徴と調和するよう、その全ての活動の中で「多様性」、「公平性」、「包摂性」を明確に見定め、その実現を目指して行動しなければならない。その中には目標の設定、諸方針とその実践状況、教育研究活動における汎用的な資源の活用法、学生支援、正課外カリキュラム・プログラム、サービス活動などが含まれる。	・ミッション・ステートメント。 ・「ダイバーシティ」ポリシー。 ・ 機会の平等、アファーマティブ・アクションその他差別的取り扱い（ジェンダー、心身の障壁に関するものを含む）やハラスメント等への対処方針。	
「誠実性」と「透明性」			
1.3	大学は、誠実かつ透明性の保障の下に行動することに加え、自身の教育研究上の目標、開設している教育プログラム、各種要件・要請、諸サービス及びコストを明確に示さなければならない。	・学生行動規範。 ・学生獲得戦略・学生募集ポリシー。 ・学生登録（入学を含む）・成績証明に関するポリシー。 ・単位時間に関するポリシー。 ・単位互換ポリシー（転入学生の単位認定ポリシーを含む）。 ・研究倫理指針。 ・学納金とその返金の方針。 ・学生奨学金ポリシー、学生奨学資金予算書。 ・財務に関するステートメント。 ・会計報告書。 ・苦情対応ポリシー。 ・異議申立手続。 ○「誠実性」と「透明性」を守っている旨の説明文（1枚以内）。 ○教職員を対象とした苦情対応ポリシーの実施例（3例以内を1枚以内で）。	

1.4	大学は適切な活動方針・経営手順を維持しなければならない。そこには、苦情に対する公正で時宜に応じた対応も含まれる。	○「誠実性」と「透明性」を守っている旨の説明文（1枚以内）。 ・学生からの苦情への対処方針。 ・学生からの苦情処理を扱う組織体制に関わる文書。 ・学生からの苦情処理に対する手続を定めた文書とその実施例の説明文。 ・学生からの苦情処理の状況を追跡調査する手段に関わる文書。 ・コンプライアンス違反に対する学生からの通報の処理に関する文書。 ・匿名での苦情処理への対処方針。 ・苦情処理に関する案件の記録の保管状況を示した文書。 ○教職員を対象とした苦情対応ポリシーの実施例（3例以内を1枚以内で）。
1.5	大学は、自身が公にした方針・手続に従って、教員、スタッフ、管理職者及び学生を公平に扱わなければならない。	・学生行動規範。 ・学生獲得戦略・学生募集ポリシー。 ・学生登録（入学を含む）・成績証明に関するポリシー。 ・単位時間に関するポリシー。 ・単位互換ポリシー（転入学生の単位認定ポリシーを含む）。 ・研究倫理指針。 ・学納金とその返金の方針。 ・学生奨学金ポリシー、学生奨学資金予算書。 ・財務に関するステートメント。 ・会計報告書。 ・苦情対応ポリシー。 ・異議申立手続。 ・機会の平等、アファーマティブ・アクションその他差別的取り扱い（ジェンダー、心身の障壁に関するものを含む）やハラスメント等への対処方針。
1.6	大学は、「学問の自由 (academic freedom)」に関する方針を公表・保持するとともに、これを遵守しなければならない。	・「学問の自由」の保障に関する方針。 ・「自由な発表」の保障に関するステートメント。
1.7	大学は所属の構成員と、重要課題について意思疎通を密にしなければならない。	・WSCUC（受審するアクレディテーション機関）の要請を遵守する旨の誓約書。



1.8	大学は、ア krediteーション・コミッションとの間で、真摯で隠し事のない対話をする責務を有するとともに、真剣かつ先入観を抱かずにア krediteーション・プロセスについての理解を深めていかなければならない。大学はア krediteーション・コミッションの方針・手続を遵守しなければならないが、当該大学のア krediteーションの地位に影響をもたらしかねない事態が生じた場合、その旨を早急に同コミッションに伝達するものとする。	・WSCUC（受審するア krediteーション機関）の要請を遵守する旨の誓約書。	
基準 2：教育目標の達成と「学生の学力成就 (Student Success)」 大学は、教育/研究という中心的な活動を通じ、また、学生の「学び (learning)」への支援や研究活動、創造的活動を通じ、教育目標と「学生の学力成就」に係る目標を達成しなければならない。大学は、全ての学生の「成功」を促進させるとともに、「多様性」、「公平性」、「包摂性」に全力で取り組んでいることを明確化することが必要である。大学は、その中心的活動が、学生の「学び」に関わる信頼に値する価値ある証拠物を評価することを通じ、有効に遂行し得ていることを立証しなければならない。			
CFR 条規 No	条規	添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)	自己評価報告書記述の 基本的視点
学位プログラム			◎「学位プログラム」、「教員」、「学生の『学び』とパフォーマンス」及び「学生支援」の4領域に焦点化した教育活動の「有効性」の分析。
2.1	大学の学位プログラムは、内容、教育目標、学位レベルに関連するパフォーマンスの評価基準の各局面において適切でなければならない。全ての学位プログラムは、入学要件及び卒業に必要な「学生の学習到達度 (student achievement)」のレベルの視点から意義づけられるべきである。	・関係する「専門職ア krediteーション機関」のリスト。 ・学士課程における教育上の到達基準を示したもの（学位授与方針一覧）。 ・大学院課程の到達基準（学位授与方針一覧）・ミッションを示したもの。 ・学位別標準修業年限一覧。 ・各学位プログラムにおける標準的な修了年限と修了に要した実際の年限の比較・推移が分かるもの。 ・学位プログラム終了までにかかる全コスト一覧。 ○必修履修コースや必要履修単位数に拠ってではなく、a) 各学位課程が意味するものは何か、b) 当該学位には、大学のミッションの下、一貫した論理に支えられた深みのある哲学がどう反映されているのか、についての説明文（1枚以内）。	
2.2	学位プログラムは、各学問領域の幅広く深い系統的なコースに学生をいざなわなければならない。また学位プログラムは、当該学位レベルに関連づけられたコアとなる専門的なコンピテンシーの育成に専心しなければならない。	・「一般教育プログラム」の新旧対照表（最近改訂がなされた場合について）。 ○「一般教育プログラム」についての趣旨説明（1枚以内）。 ○コア・コンピテンシーのうち、5つのコンピテンシーのアセスメント結果（1枚以内）。	

2.3	大学は、学生の「ラーニング・アウトカム (learning outcome)」と学習到達度 (achievement) への「期待 (expectation)」を明確に定義づけるとともに、その発現に向け効果的な活動展開をしなければならない。こうした「アウトカム」や「期待」は、教育プログラム、諸方針及びカリキュラムに反映されるとともに、それらによって支えられることも大切である。またこれら「アウトカム」や「期待」は、教育研究上の助言、学生支援プログラム/サービス、情報資源や技術的なリソースのフレームワークをも提供する。	・「ラーニング・アウトカム」一覧。 ・授業形態(対面型、オンライン型、ハイブリッド型等)の別に対応したコース・シラバスの実例。 ・標準単位時間の枠組みから外れたコース・シラバスの実例 (1～2件)。 ○学士課程のシラバス5件、大学院課程のシラバス3～5件の提示を。	
2.4	大学は、学位プログラムを定期的に検証することが必要である。学位プログラムの検証プロセスには、当該学位プログラムの「ラーニング・アウトカム」を基礎に据えた「学生の学習到達度」の分析も包含されている。	・『カリキュラム・ハンドブック』。 ・「インターシップ・コース」のガイドライン。 ・カリキュラム検証プロセスの載った文書。 ・「ラーニング・アウトカム」の設定権が教員に帰属していることを示す公式文書(『ハンドブック』等の該当箇所の指示でも可)。	
教員			
2.5	大学は、カリキュラムを編成・展開するとともに、学生の「学び」とその「成功 (success)」を評価しその改善・向上を支援できる資質・力量を備えた教員を確保しなければならない。	・関係する「専門職ア krediteーション機関」のリスト。	
2.6	教員は、教育研究上のリーダーシップを効果的に果たすとともに、教育プログラムの質とその大学の教育目的が維持されるよう、首尾一貫した活動を進めることが求められる。	・フルタイム、パートタイム双方の教員名簿(所属のデパートメント、保持する最終学位の記載が必要)。 ・教授会規程その他の委員会規程。 ・『教員ハンドブック』。	
2.7	教員は、学生の「ラーニング・アウトカム」の産出とその評価並びに学生のパフォーマンスの評価規準の確立に責任を負わなければならない。	・『カリキュラム・ハンドブック』。 ・「インターシップ・コース」のガイドライン。 ・カリキュラム検証プロセスの載った文書。 ・「ラーニング・アウトカム」の設定権が教員に帰属していることを示す公式文書(『ハンドブック』等の該当箇所の指示でも可)。	



2.8	大学は、当該大学のミッションと授与する学位の種類・内容に対応させながら、研究活動、学術的貢献及び創造的活動における教員への「期待 (expectation)」を明確化しておかなければならない。	・教員・学生の研究活動に関するポリシー。 ・教員評価、昇進・昇格、終身在職権（テニュア）の付与に関するポリシー。 ・研究活動、学術活動における違法行為への対処方針。	
学生の「学び」とそのパフォーマンス			
2.9	大学は、卒業生が卒業後も引き続き、公定化している「ラーニング・アウトカム」とパフォーマンスの規準を維持し続けていることを立証しなければならない。教員は、公定化している「ラーニング・アウトカム」に即して、学生の学業を評価しなければならない。	・資格取得、就職状況一覧。 ・卒業時学生の奨学金負債額。 ・学生奨学金返済デフォルトに至った学生割合。 ○学内の代表的な学位プログラムの中から、「学生の学力到達度」を挙証するアセスメント報告のサンプル（3～5件を1枚以内で）。	
2.10	大学は、学生が時宜に適った方法で、学位の取得に向けて理に適った成長をし続け、最終的に学位を獲得し得ていることを立証しなければならない。	・学生行動規範。 ・学生獲得戦略・学生募集ポリシー。 ・学生登録（入学を含む）・成績証明に関するポリシー。 ・単位時間に関するポリシー。 ・単位互換ポリシー（転入学生の単位認定ポリシーを含む）。 ・研究倫理指針。 ・学納金とその返金の方針。 ・学生奨学金ポリシー、学生奨学資金予算書。 ・財務に関するステートメント。 ・会計報告書。 ・苦情対応ポリシー。 ・異議申立手続。 ○過去4年間の在籍率・卒業率のデータを、大学が設定したカテゴリー別に示した上で、そこで示された数値とその後の追跡調査の中で判明した論点の説明文（1枚以内）。 ○「学生の学力到達度」の追跡調査のために用いるデータの意義を明らかにした上で、そこで判明した論点の説明文（1枚以内）。	
2.11	大学は、卒業後の学生のアウトカムを分析し、その結果を改善・向上のために活用しなければならない。（新規規定）		

学生支援			
2.12	大学は、全ての学生に教育プログラムの定める諸要件を理解させるとともに、学生に対して適宜、教育上の事項に関する正確かつ全てに亘る情報を提供し必要なアドバイスを行うようにしなければならない。	・学生へのアドバイスの仕組みを示したもの。 ○学生へのアドバイスの状況を具体的に記した説明文（1枚以内）。	
2.13	大学は、学生の教育研究上の向上とともに、人格的に成長し、専門職業人として能力を高めていくことができるよう、可能な範囲内で手を尽くして、学生支援、正課外カリキュラム・教育プログラム並びに十分なサービスを提供しなければならない。	・就職支援のための雇用先の情報提供状況を示す文書。 ○学生へのサポートの具体的な状況を示した説明文（1枚以内）。	
2.14	大学は、学生支援、正課外カリキュラム・教育プログラム並びに各種サービスのそれぞれの「有効性（effectiveness）」を評価し、その結果を改善・向上に向け活用しなければならない。	○各種プログラムの評価プロセスを示した説明文（1枚以内）。 ○学内の代表的な学位プログラムの中から、教育プログラム評価の実例5件を示したもの（枚数制限なし）。	
基準 3：諸資源の確保と組織体制の確立 大学は、「多様性」、「公平性」、「包摂性」の責務に厳格に対応した適切な組織体制と意思決定の仕組みを確立する中で、人的、物的、財的、先端技術的な措置を講じ情報資源を整えることを通じ、教育上の目標と「学生の学力成就（student success）」に関わる目標を達成しなければならない。			
CFR 条規 No	条規	添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)	自己評価報告書記述の 基本的視点
教職員と管理責任者			◎大学のミッションと調和した人的・物的資源、資本金、先端機器等の諸資源の確保。 ◎大学のミッションと関連づけられた資源配分方法、組織的決定等に係るマネジメント体制の確立・運用の適切性。
3.1	大学は、教育上の目標と「学生の学力成就」に関わる目標の達成、大学の目的達成と方針の監理、教育研究活動、学生支援、正課外カリキュラム・教育プログラム、各種サービス活動並びに管理運営プロセスにおける「誠実性（integrity）」の確保に向け、高い専門性と豊富な経験・実績に裏付けられた十分な数の教職員と管理責任者を雇用しなければならない。	・関係する「専門職アクレディテーション機関」のリスト。	
3.2	教職員、管理責任者の募集、雇用及び雇用後の研修に関する諸活動並びに期待される業務量は、その大学のミッション、優先順位と密接に結びつけられることが必要である。大学は、当該大学の文化的土壌が教職員と管理責任者をどの程度支援できているかを検証するとともに、その結果に沿って行動しなければならない。	・教員の職務・身分の取扱いを記した冊子等。 ・職員の職務・身分の取扱いを記した冊子等。	



3.3	大学は、教職員と管理責任者の専門性の向上に貢献するとともに、彼らを評価することも必要である。	・教員の職務・身分の取扱いを記した冊子等。 ・職員の職務・身分の取扱いを記した冊子等。 ・教育担当教員の認定方法を記した文書。 ・教員の選任、昇格・昇進、終身在職権に関する方針が、「教育上の有効性」に資するものであることを示す文書。 ・教員の「ピア・レビュー」に関する文書。 ・教員の職能の向上と組織研修に関する文書。	
財的、物的、先端技術的な資源および情報資源			
3.4	諸資源の計画・開発には、予算編成、登録学生数のマネジメント、収入源の多角的な開発などの営みも含まれる。資源の配分は、活動計画や戦略的プランと整合した教育上の目標や「学生の学力成就」に関わる目標と連動していなければならない。そしてそれは、いつでも証明できるようなものとして行われる必要がある。	・大学基本規程。 ・財務・キャンパス計画。 ・監査報告書。 ○今年度と過去2年の予算書に諸資源・諸目標が反映されていることを示す予算策定プロセスについての説明文（1枚以内）。	
3.5	大学は、財務上の安定を保ち、長期に亘る持続性の確保が可能な十分な資源を保有していなければならない。	・大学基本規程。 ・財務・キャンパス計画。 ・監査報告書。 ○今年度と過去2年の予算書に諸資源・諸目標が反映されていることを示す予算策定プロセスについての説明文（1枚以内）。	
3.6	大学は、教職員と管理責任者並びに学生の活動を支援するため、質・量と種類が十全で最新の物的資源、先端技術的な資源、情報資源その他の資源を提供しなければならない。	・教育に関わる先端技術的資源の保有状況及び情報技術サービスの提供状況が分かる文書。 ○情報資源の保有状況を示した説明文書（1枚以内）。	
組織体制と意思決定システム			
3.7	大学は、ミッション、「誠実性」、計画の監理、方針、パフォーマンスと「持続性 (sustainability)」に責任を負っている独立した理事会若しくはこれと同等の権限を持つ会議体による自律的な管理体制の下で運用されていなければならない。理事会は、最高執行責任者 (chief executive officer) を選任しその評価を行わなければならない。	・寄附行為。 ・倫理コード。 ・理事会規程及びその構成状況。 ・理事会議事録（過去2年分）。 ・理事会直下の委員会とその構成状況。 ・大学の最高執行責任者 (CEO) を対象とした人事評価の仕組み。	

3.8	理事会メンバーは、その責務を遂行するに足る十分な経験・実績と知識・能力を有していなければならない。	・学長、ディーン（部局長など）を対象としたパフォーマンス評価の仕組み。 ○学内の「リーダーシップ」に対する評価手法についての説明文（1枚以内）。	
3.9	大学は全てのレベルにおいて、「誠実性」、責任性、高いパフォーマンス及びアカウンタビリティに特徴づけられた質の高い万全のリーダーシップを発揮することが求められる。	大学の組織・機構図。	
3.10	データは、定期的かつ系統性を以て大学内外に明らかにされ、分析と評価に付され、当該大学の意思決定に反映されなければならない。（新規規定）		
3.11	大学の組織体制と意思決定プロセスは、明確かつ系統的で透明性が確保されるとともに、効果的な意思決定とリスク・マネジメントを支え、かつ大学の活力と「教育上の有効性 (educational effectiveness)」の維持のための優先順位の確保に資するようなものでなければならない。（新規規定）		

基準 4：質保証と改善・向上のための責任体制の確立

大学は、教育上の目標と「学生の学力成就」に関わる目標の達成並びに「多様性」、「公平性」、「包摂性」の責務の実現を視座に据えつつ、その固有のミッションの効果的な遂行状況を対象に、証拠をベースとし持続的で広範な人々の参加が可能な「省察 (reflection)」に取り組まなければならない。また大学は、高等教育を取り巻く環境の変化を視野に入れて、将来を展望することも大切である。こうした営みは、「教育上の有効性 (educational effectiveness)」に関わる大学の計画策定活動と系統的な評価活動に投射される必要がある。

CFR 条規 No	条規	添付資料 (URL よりアクセス可のものを含む)	自己評価報告書記述の 基本的視点
質保証プロセス			◎大学の諸資源の有効性を分析する上で必要な証拠物の収集力・活用力の度合い。
4.1	大学は、教育研究の領域とそれ以外の領域で、「包括的質保証プロセス (comprehensive quality assurance processes)」に従事するとともに、その結果を大学の諸活動の改善・向上のために活用しなければならない。	・教育プログラムの学内評価プロセス。 ・新規のカリキュラム・教育プログラムの承認手続。 ○アセスメントの実施を支えている条件・基盤についての説明文（1枚以内）。	◎大学の組織的改善・向上を推進する上で必要な証拠物の分析力の度合い。
4.2	大学は、個別の学生のアウトカム・データ（在籍率、卒業率を含む）を収集・分析しこれに対処しなければならない。	・学生行動規範。 ・学生獲得戦略・学生募集ポリシー。 ・学生登録（入学を含む）・成績証明に関するポリシー。 ・単位時間に関するポリシー。 ・単位互換ポリシー（転入学生の単位認定ポリシーを含む）。	



		・研究倫理指針。 ・学納金とその返金の方針。 ・学生奨学金ポリシー、学生奨学資金予算書。 ・財務に関するステートメント。 ・会計報告書。 ・苦情対応ポリシー。 ・異議申立手続。 ○各種プログラムの評価プロセスを示した説明文（1枚以内）。 ○学内の代表的な学位プログラムの中から、教育プログラム評価の実例5件を示したもの（枚数制限なし）。	
4.3	大学は、当該大学の文化的土壌が「学生の学力成就」にどの程度貢献しているかを検証した上で、その結果を基に必要な措置を講じなければならない。	・単位時間の定期検証とその実施プロセスを示す文書。 ・学生行動規範。 ・学生獲得戦略・学生募集ポリシー。 ・学生登録（入学を含む）・成績証明に関するポリシー。 ・単位互換ポリシー（転入学生の単位認定ポリシーを含む）。 ・研究倫理指針。 ・学納金とその返金の方針。 ・学生奨学金ポリシー、学生奨学資金予算書。 ・財務に関するステートメント。 ・会計報告書。 ・苦情対応ポリシー。 ・異議申立手続。 ○各種プログラムの評価プロセスを示した説明文（1枚以内）。 ○学内の代表的な学位プログラムの中から、教育プログラム評価の実例5件を示したもの（枚数制限なし）。	
4.4	大学は、IR(Institutional Research)について、当該大学の目的・特徴に合わせた能力、活動範囲を確保し作業の共同化を図らなければならない。	・「学生の学力到達度」に関する文書。 ・大学に置く「IR」の能力についての説明文（1枚以内）。	
大学の改善・向上			
4.5	大学は、調査と証拠物の収集及びその評価の結果を基に、改善・向上を遂げていることを挙証しなければならない。	○大学の「証拠を重視する文化的土壌 (culture of evidence)」の醸成状況を示す例を提示した説明文（枚数制限なし）。	
4.6	大学は、重要な教員の参画を得ながら、教育/学習のプロセスと併せ、パフォーマンス基準の到達に必要な所与の諸条件とその実態について、継続的に調査しなければならない。	左の条規「4.6」に示す諸要素を組み込んだ計画策定プロセスの確立状況の説明文（1枚以内）。大学に「戦略プラン」があれば、その提出で代替可。	

4.7	理事会は、自己評価を行うとともに、さらなる発展・向上に専念しなければならない。（新規規定）		
4.8	大学はそのステークホルダーに対し、証拠の検証を基礎に据えた「内省 (reflection)」と計画策定のプロセスへの定期的な参画を求めなければならない。これらのプロセスを通じ、その大学は、自身の戦略的立場を評価し優先的に着手すべき事案を見定め、目的、中核的活動、保有資源が全体として調和のとれた運用がなされているかどうかを確認し、当該大学の将来をはっきり見通すことが必要である。	左の条規「4.8」に示す諸要素を組み込んだ計画策定プロセスの確立状況の説明文（1枚以内）。大学に「戦略プラン」があれば、その提出で代替可。 ○アセスメント・プロセスへのステークホルダーの関与の状況を示した説明文（1枚以内）。	
基準 4 の全体に亘る事項		学内的に若しくは高等教育界全体に生じ若しくは生じる可能性のある「変化」への対応を、計画策定、教育課程の編成・展開、資源配分に及ぼす影響と関連づけて記述した文書（字数制限なし）。	

この図表は以下の URL に依拠し、新規作成。

[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fllu.edu%2Fsites%2Fllu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx%3Frsorce%3Dhome.llu.edu%2Fsites%2Fhome.llu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx&wdOrigin=BROWSELINK\(2023.10.8\), https://wascsenior.app.box.com/s/jdbd53vlf3mf32kwfy6ngvczdpmr6f3\(2023.10.8 閲覧\)](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fllu.edu%2Fsites%2Fllu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx%3Frsorce%3Dhome.llu.edu%2Fsites%2Fhome.llu.edu%2Ffiles%2Fdocs%2Fassessment%2FCompliance%2520with%2520WSCUC%2520Standards%2520and%2520Federal%2520Requirements%2520Worksheet%2520and%2520Forms%2520FINAL%2520FINAL2019-10-03.docx&wdOrigin=BROWSELINK(2023.10.8), https://wascsenior.app.box.com/s/jdbd53vlf3mf32kwfy6ngvczdpmr6f3(2023.10.8 閲覧))



【翻訳資料】

WASC Senior College and University Commission

KEY INDICATOR DASHBOARD[KID] PUBLIC GUIDE 2021（早田幸政訳）

KID の手引（2021 年版）

はじめに

WSCUC は、この分野での大きなリーダーシップを発揮する試みの一環として、大学の質を保証し改善・向上を支援することを通じ、理に適う「学生の学力成就（student success）」にいきなうことを目指し、「アウトカム」を示す証拠物の有効活用を促進するための道筋を切り拓きつつある。そうした先進的試みが、「ルミナ財団（Lumina Foundation）」からの資金援助を得て開発された“Better Conversations, Better Data”である。こうした証拠物と改善・向上に向けた目標並びに当該先導的試みは、「平等性（equity）と包摂性（inclusion）」、「国内展開の拡大（national reach）とグローバル進出（global reach）」という WSCUC の他の 2 つの戦略的目標の達成にも貢献できよう。

2021 年 8 月、WSCUC は、アクレディテーション機関としての「透明性（transparency）」の責務をさらに強固なものとしていくべく、互換性の高いデータの裏付けを伴う社会向けの新たなビジュアルツールである“Key Indicators Dashboard（KID）”の開発・運用の取組に着手した。KID は、簡潔に可視化されており、社会一般の人々が WSCUC によりアクレディットされた大学の情報を容易に検証するためのツールとして企画されている。その情報の中には、過去の複数年に亘る情報、直近のデータのほか、全国平均と WSCUC 受審校の平均を比較した情報・データなども含まれている。

KID とは何か

KID は、WSCUC がアクレディットした学士課程レベルの大学に関する最近の比較可能なデータを、明確かつ分かり易いフォーマットを介して詳細に開示したものである。そこには、連邦政府のデータも掲記されており、過去の複数年の情報、直近のデータのほか、全国平均と WSCUC 受審校の平均を比較した情報・データも含まれている。KID は、大学の規模や種類・内容、学生の課程修了、学生奨学金、大学の財務、大学卒業後のアウトカムの別に統合されたデータがアクセスし易いものとして記載されている。

この先進的試みの到達目標は、理に適った「学生の学力成就（student success）」とともに、「大学の有効性（institutional effectiveness）」を一層高めていこうとすることにある。WSCUC は、大学毎の違いを尊重し、決して許容の可否を画する境界線を設けないことに留意しつつ、KID から得た情報に最大限の価値を見出すことができるよう、大学や評価チーム向けのガイドブックや研修プログラムを開発してきた。

KID は、大学の質とその向上の支援に向けたアクレディテーションの在り方に関する調査の中で、証拠の裏付けを伴う活動を実践に移すことを目的に、「ルミナ財団（Lumina Foundation）」からの資金援助を得て開発された先進的な試みである“Better Conversations, Better Data”のプログラムに取り組む中で開発されたものである。

KID の詳細

どのような大学が、KID の対象となるのか

学士課程教育プログラムを開設し IPEDS に報告を行っている大学で、WSCUC のアクレディットを得ているもののみが、この連邦政府データと連動したダッシュボードへの掲載対象となる。大学院課程のみを置く大学の中心的指標データと海外の大学に係るものは、PDF 方式でのデータ入手が可能である。

KID の対象となる大学

- ☐ WSCUC からア krediteーションされ、かつ学士課程教育プログラムを開設し IPEDS に報告を行っている大学。

KID の対象とならない大学 (*)

- ☐ 大学院課程のみを開設している大学。
☐ 海外の大学。
☐ IPEDS への報告の義務がない大学。

(*) これらの大学については、“Accreditation Management Portal” を通じ、KID レポートの PDF ファイルから閲覧できる。

KID のデータ・ソースは、どのようなものか

KID のデータは、“Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS) ”、「カレッジ・スコアカード (College Scorecard)」、「連邦学生奨学金データセンター (Federal Student Aid Data Center)」といった一般の誰もが閲覧できる情報ソースで、高等教育機関自らが作成する報告書の基礎ともなっている。WSCUC は、大学の評価とフィードバックを目的に、KID へのアクセスの仕組みを設けることについて、ごく最近の 2021 年 6 月に大学と協議した。それ以降も、必要に応じた修正が行われた。

WSCUC はなぜ、KID を社会の人々が容易に閲覧できるようにしたのか。

KID を対社会的に開示することは、「公開性 (openness)」と「透明性 (transparency)」を守るという長い伝統を誇る WSCUC のスピリットである。2012 年以降、「大学登録掲示板 (directory of institutions)」の一部をなすものとして、WSCUC は web サイト上に、実地調査報告書とア krediteーション・コミッションが行った諸決定の全てを登載した。

WSCUC は、KID 以前に、IPEDS データを用いての大学間比較をユーザーに可能ならしめるための「比較データ・ツール (comparative data tool)」である「卒業率ダッシュボード (Graduation Rate Dashboard, GRD)」を構築していた。

その GRD の利用終了に伴って、WSCUC は、「透明性」を維持し「アカウントビリティ」を支え、そして大学や社会一般に対し情報へのアクセスを容易にするために、KID を新たに活用することを決定した。『KID の手引』は、KID に関する web サイトの “data dictionary/notes page” にも登載されている (<https://www.wscuc.org/resources/kid/>)。

我々は、データ、最新動向の情報、比較可能なパフォーマンス、分散して存在する諸情報を活用することとした。その理由は、「大学の有効性 (institutional effectiveness)」を確認し「大学の改善・向上 (institution's improvement)」を支援するというア krediteーション機関の任務遂行を円滑にしようとするにある。KID は、そうした目的推進によりよく貢献できよう。

Jamienne S.Studley, WSCUC
 (現) 会長、連邦教育省
 (元) 次官補

社会一般の人々は、どのような情報にアクセスできるのか

KID には、次に示すカテゴリー毎に、7 年のスパンでの標準データ、指標、全米平均と WSCUC 受審大学との比較データが掲載されている。そのカテゴリーとは、「データ概要」、「大学の規模・種類・内容」、「学生の課程修了」、「学生奨学金」、「大学の財務」、「大学卒業後のアウトカム」、である。KID は、web サイトから閲覧できる (<https://www.wscuc.org/resources/kid/>)。



Key Indicators Dashboard (KID)

ここで大学名をクリックしてください

KID へ登載されているのは、IPEDS に報告を行い学士課程教育プログラムを開設している大学で、WSCUC からアクレディットされているもののみである。

海外の大学、大学院課程のみを置いている大学、IPEDS への報告義務のない大学は、本 web サイトには載っていない。

Key Indicators Dashboard (KID) について

WSCUC の Key Indicators Dashboard (KID) は、WSCUC がアクレディットした大学の教育上の環境とアウトカムに関する可視化されたデータ・ツールである。互換性に支えられたこのダッシュボードはユーザーに対し、あらゆる領域のデータを探索するにせよ、特定年度のデータや分類別のデータ（人種・民族、ジェンダーなど）など特に関心を寄せる領域に特化したデータを探し求めるにせよ、これに容易にたどり着くことを可能にしている。KID は、データ活用における WSCUC の先進的な試みである “Better Conversations, Better Data” プログラムの一部を成している。この取り組みは、証拠/調査の裏付けを伴うアプローチを通じ、継続的な改善を推進し教育上の質を評価するアクレディテーション・プロセスをより強固なものとしていく目的の下で行われている。このダッシュボードのデータは、“Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS) ”、「カレッジ・スコアカード (College Scorecard)」、「連邦学生奨学金データセンター (Federal Student Aid Data Center)」といった一般の誰もが閲覧できる情報ソースに依拠している。上記情報ソースとその意義に関するより詳しい説明については、“Data Dictionary and Notes Dashboard” を参照されたい。このプロジェクトは「ルミナ財団 (Lumina Foundation)」からの資金援助を得て実行されている。

相互互換性に支えられた本ダッシュボードの掲載分野・領域



【出処】

- ・ Key Indicators Dashboard - for Graduate-Only Institutions - WSCUC (2023.10.8 閲覧)
- ・ KID Public Guide.pdf | Powered by Box(2023.10.8 閲覧)
- ・ KID Evaluator Guide.pdf | Powered by Box (2023.10.8 閲覧)
- ・ Peer Benchmarking Guide.pdf | Powered by Box (2023.10.8 閲覧)



Ⅲ 質保証関係機関

【1】高等教育ア krediyeshon 協議会

Council for Higher Education Accreditation (CHEA)



CHEA のオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

機関の所在地

One Dupont Circle NW, Suite 510,
Washington, DC 20036

1. 機関の概要

- ・「高等教育ア krediyeshon 協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」は、1996 年に設立された非政府組織。
- ・CHEA は、高等教育の在り方に対する連邦教育省や連邦議会の要請・要望に対応するとともに、ア krediyeshon の充実・強化を図るべく、その役割を担っているア krediyeshon 機関への「認証 (recognition)」を通じ、高等教育の質向上を図ることを任務。
- ・CHEA は、米国高等教育機関の連合組織で、その運営を担う理事会メンバーも、一部公益代表を除く他の全員が大学関係者。
- ・CHEA は、その組織原理が大学連合自治に支えられていることの帰結として、大学関係者からなる「同僚評価 (peer review)」を通じ、大学教育の質保証の役割を担うア krediyeshon 機関を「認証」することで、「大学の自治」、「学問の自由」及び各高等教育機関自身が標榜する「ミッション」といった「高等教育における教育

研究上の中核的価値 (core academic values of higher education)」を守ろうとする立場を堅持。

2. 2021 年認証基準の規範構造

- ・CHEA は、近年の米国社会が 2 極化し対立構造が惹起されていることを念頭に、「多様性 (diversity)」、「公平性 (equity)」及び「包摂性 (inclusion)」の価値原理を尊重する立場から、それが思想の自由、個人主義及び平等原理に支えられた高等教育の質保証と密接に関連づけられる旨を強調。
- ・また上記 3 つの価値原理が「学生の学力成就 (student success)」に寄与し、さらにそうした基本原理の裏打ちを伴う「学生の学力成就」が「より健全で啓蒙的な社会の発展に貢献」するという基本方針を堅持。
- ・現行 CHEA 認証基準は、総説部分で、基準全体の基本的意義が簡潔に示されるとともに、基準 1 で「『教育研究の質 (Academic Quality)』と『学生の学力到達度 (student achievement)』」について、基準 2 で「アカウンタビリティと透明性 (Transparency)」について、基準 3 で「ア krediyeshon の構造と組織体制」について、基準 4 で「『国際ア krediyeshon (International Accreditation)』を行うための能力と法令遵守」、についてそれぞれ規定。
- ・ア krediyeshon 機関に対し基準充足状況を証明させることを目的に、各基準の別に、その充足に必要な要件を条規化した実施細則を設定。さらに、これら要件充足の挙証のため提出が必要な証拠資料の内容・例を、「参考的な証拠書類の例示」の項で提示。
- ・CHEA の「認証」対象となるア krediyeshon 機関の基礎的な申請要件については、「認証のための手続 (Recognition procedures)」セクション A: 「認証を受けるための適格要件 (Eligibility

Requirements for Recognition)」で規定。

- CHEA への認証申請の際に提出が義務づけられる文書である「認証の内容・範囲 (Scope of Recognition)」に記載すべき基本事項は、当該ア krediteーション機関が a) ア krediteーする高等教育機関、教育プログラムの形態、b) 学位のレベル、c) ア krediteーション活動を行う地理的範囲、である（「認証の内容・範囲」）。
- ア krediteーション機関が、この「ア krediteーションの内容・範囲」の変更を希望する場合、CHEA にその旨を申請。その後、CHEA は申請の可否についての審査を実施。
- CHEA の「認証」の有効期限は 7 年。

3. CHEA の認証基準に見る学生の「学力到達度」評価

- CHEA は、ア krediteーション機関の主たる役割が、高等教育機関や教育プログラムに対し、「学生の学力到達度」と関連づけてア krediteーションの判断を行うことにあること、を強調。
- CHEA の認証基準はア krediteーション機関に対し、「学生の『学び』 (student learning)」とそれと関連づけられた「学生の学力到達度」を挙証しこれらに係る正確な情報を社会に発信し得ている高等教育機関や教育プログラムにのみア krediteーションの地位を付与すべきである旨を規定。
- 基準 1「『教育研究の質』と『学生の学力到達度』」では、両者の関係性に関わる同基準の趣旨において、その実施細則を通じ、a) 高等教育機関や教育プログラムの教育研究の質の評価と向上支援の際の成果指標として「質的尺度」や「量的尺度」を用いていること（基準 1,1 (A)）、b) 高等教育機関や教育プログラムの「ミッション」と関連づけて教育研究の質の判定を行っていること（基準 1,1 (B)）、c) 各高等教育機関等の斬新な試行的実践を支援していること（基準 1,1 (D)）、をア krediteーション活動の実施要件として定め。
- 高等教育機関や教育プログラムをア krediteーするに際し、上記趣旨に整合した基準・手続

を確立しそれを適切に運用していることをア krediteーション機関に挙証させるため、CHEA は「認証」申請をしたア krediteーション機関に対し、「1.A. 参考的な証拠書類の例示」に依拠しつつ所要の書面の提出を要請。

4. まとめ—聴き取り調査によって得られた知見—

聴き取り調査¹ 概要

日時

2024 年 7 月 19 日（金）21:00 ~ 22:00（日本時間）

面談者

Michelle Claville 氏（Vice President for Research and Policy Analysis Head of the CHEA International Quality Group (CIQG)）
Loretta Waldron 氏（Vice President for Recognition Services）

調査員

早田 幸政 中央大学 日本比較法研究所客員研究所員
伊藤 敏弘 常務理事・事務局長
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

(1) CHEA が「多様性」、「公平性」、「包摂性」を重視する所以

- アメリカ国内の世論、社会全体が大学に対し、「多様性」、「公平性」、「包摂性」を受容するよう求める空気が強まっていること。
- 世界各国で行われてきた調査研究の結果からも、教育の現場に「多様」な人々の参加を促すことで、より良い教育上の成果が得られることが分かってきたことを踏まえ、CHEA としてそうした実証済みの事項をそのシステム中に組み込むことの重要性を認識。
- CHEA として「多様性」の中身を明確に定義しない一方で、各ア krediteーション機関に対しては、人種や文化の違い、世代の違いを超えた「多様性」、「公平性」などの価値を尊重し、

1 本調査はオンライン会議システムを利用して行った。



聴き取り調査の様子。上段左 Michelle Claville 氏、上段中央 Loretta Waldron 氏、上段右が筆者

各機関の自主的判断で「ア krediteーション基準」中にこれら原理を規定化し、基準の適用を通して各大学・カレッジにその実現を要請。

(2) 「多様性」、「公平性」、「包摂性」が「学習」のアセスメントに及ぼす影響

- ・「多様性」、「公平性」、「包摂性」と「学習」のアセスメントとの間には好循環が確保されており、その3要素が、同アセスメントに負の影響を及ぼすことはない。

(3) 「多様性」、「公平性」、「包摂性」の価値を軽視し「優先処遇 (affirmative action)」を消極的に扱う判決の今後の影響

- ・CHEA は、「多様性」、「公平性」、「包摂性」に関わる「認証基準」を設定している一方で、それらの要素を個別のものとして理解するか、それともそれらを三位一体のものとして理解するかは、各ア krediteーション機関が判断すること。
- ・従って、「多様性」などの価値原理を「ア krediteーション基準」を介して大学に適用するに当たり、人種、性別、年齢といった様々な属性のうち、どの部分をその価値原理と関連づけて評価するかは、各ア krediteーション機関の個別判断に委ねられ、CHEA がその細部の指示は行わない。

(4) 学生の「学力到達度」の可視化に関するア krediteーション機関の対応状況

- ・「学習成果 (learning outcomes)」の到達度のアセスメントとその可視化は、学生が学位プログラム修了時に何をどの程度まで修得している

かを明らかにする上で重要。

- ・CHEA はア krediteーション機関に対し、大学等における学習到達度評価とその可視化の検証を求めているし、大学もア krediteーション機関に対し、学位プログラムの期待する「学習成果」や教育目標がどの程度達成され得ているかを可視化された形で説明することが求められている。
- ・そして何よりも大学は、学位プログラムの学習到達度を可視化された方式において社会に公表する責務を担っている。
- ・今各国で、「学習成果」の到達度を数値で表わすことの可能な指標を用いてアセスメントする場合、そうした数値指標が到達度評価の正当性の根拠となっているのか、ということにつき議論が活発化。
- ・こうしたグローバルなレベルでの学習到達度評価に係る議論の結果や成果が、客観的で可視的な「学習成果」のアセスメントの実現に道を開くことができることを期待。

(5) ア krediteーション機関に対し、「学習成果」の大枠を事前に定めるよう求める CHEA の「認証基準」の該当規定と専門分野別ア krediteーション機関の自主的な基準設定権の関係性²

- ・CHEA はア krediteーション機関に対し、「認証基準」を介し、ア krediteーションの「透明性」を確保しアカウンタビリティの責務を履行するよう要請。こうした規定との関連の中で、ア krediteーション機関の中には、「ア krediteーション基準」そのものに教育プログラムの「学習成果」の大枠を定める場合もありうる。
- ・ちなみに認証基準 2.B. は「ア krediteした高等教育機関や教育プログラムに対し、容易にアクセス可能な方法で、『学生の学習成果

2 この部分の聴き取り調査では、質問者の質問とこれに対する CHEA 側の回答には大きな齟齬がある。同じテーマについての質疑応答は、「ルミナ財団」の Gaston 氏との間でも行っており、同氏からは的確な回答をいただいているので、このことについては併せ 155 ページを参照されたい。

(student learning outcomes)』や『学力到達度 (student achievement)』に関わる正確なデータを社会に向けて公表するよう求めていること」と規定。

(6) 「学力到達度」を表彰する「CHEA アワード (CHEA Award)」の現状

- ・「CHEA Fellow」という新しい制度として再始動させ、大学の博士課程在籍者や大学アドミニストレーターを対象に応募者を募り、面接の上、「フェロー」を決めるという仕組みに変更。
- ・「フェロー」となった人は、8週間の「フェロープログラム」に参加。
- ・フェローに選抜された人には、同プログラムを通じ、認証プロセスへのオブザーバー参加を含め同プロセスへの立ち会いやCHEAの国際業務への関与のほか、個別ア krediteーション機関とのミーティングへの参加など、それらの作業に実際に参画する機会を付与する中で、CHEAへの知見を高めていくことを期待。
- ・同プログラム修了時に、そこで学んだことを報告書に取りまとめ報告してもらう。

(7) 連邦政府奨学金プログラムと関連づけ、ア krediteーション機関に対し、学生の「学力到達度評価」に係る基準の設定を義務づけることを内容とする法令改正の動向

- ・連邦政府は、同政府の奨学金交付適格性と関連づけて、ア krediteーション機関に対する「認証」を行っているのに対し、CHEAは、全米の大学の学長等の自主的組織としてア krediteーション・システムの質の確保に寄与している。従って、上記質問は、連邦政府に直接確認されたい。

(8) 「地区ア krediteーション機関」のモニタリングの仕組みが精緻化されている背景

- ・「焦点化された評価 (focused evaluation)」に付随する「実地調査 (on-site visit)」は、コロナ禍の時期、連邦教育省の通達によりオンラインでの代替を容認。
- ・コロナ禍が明け「実地調査」が再開されたので、

「モニタリングが強化されたとの印象」を受けている可能性。

- ・「サンクション」の仕組みについては、従来通りのままと思慮。
- ・コロナ禍前もそれ以降も、大学や教育プログラムを対象とした実地調査が、「再評価」の場合を含め頻繁に行われてきたのは事実。
- ・しかし、ア krediteーション制度は自律性を基礎にしている以上、大学や教育プログラムの営む教育活動の状況を確認しその向上に資することに主目的がある点が重要。

(9) CHEAの「認証基準」及び「追加的規定」でア krediteーションにおける「利益相反」禁止が精緻に定められている所以

- ・CHEAは以前より、「認証基準」及び「追加的規定 (Additional Provisions)」で「利益相反」に係る事項を精緻に規定化。

(10) 「地区ア krediteーション機関」のア krediteーション活動の管轄区域に関する2020年連邦教育省規則改正の意義及びフロリダ州、ノースカロライナ州で大学が受審するア krediteーション機関の自由選択を認める州法制定の問題点

- ・大学が受審する「地区ア krediteーション機関」を他機関に変更しようとするに当たり、「変更」理由が「合格しやすい」というのではなく、変更を必要とする「正当な理由」があるかどうかの判断が、新規ア krediteーション機関の側で行うため、放恣な運用に陥ることはないと思慮。
- ・フロリダ州、ノースカロライナ州での事案は、州立の大学・カレッジを対象とし私立の大学は対象外なので、それらについては別の考慮が働くはず。

(11) 米国の「ア krediteーター・ダッシュボード (accreditor dashboard)」の意義

- ・連邦政府がア krediteーションにおいて、社会にとって有益な情報として何が必要なのか、という観点から所要の情報を集めこれを公表していくことは重要。



(12) 大学の「教育業務の停・廃止」へのア krediyetasyon 機関の対応についての CHEA の方針

- ・ CHEA はア krediyetasyon 機関の「認定」を行う組織体である一方で、大学の「教育業務の停・廃止 (teach-out)」の扱いは、連邦教育省の政策や方針の下で決定。
- ・ 従って、CHEA がこうした各大学の個別事項に直接関与せず。

(13) 「高等教育ア krediyetasyon 国際質保証 協議会 (Council for Higher Education Accreditation International Quality Group, CIQG)」で実施されていた「クオリティ・アワード」の現状

- ・ 2019 年以降、「クオリティ・アワード」は実施されず。この制度を今後どうするかは、近々検討開始の予定。

【出処】

- ・ CHEA “The National Voice of Accreditation ” (CHEA: The National Voice of Accreditation | Council for Higher Education Accreditation (2021.6.4 閲覧))
- ・ CHEA “The Council for Higher Education Accreditation Mission Statement ” (The Council for Higher Education Accreditation Mission Statement | CHEA) (2021.6.4 閲覧)
- ・ CHEA “About CHEA” (About CHEA | Council for Higher Education Accreditation) (2022.9.7 閲覧)
- ・ CHEA “CHEA Standards and Procedures for Recognition, Approved by the CHEA Board of Directors-October 4, 2021” (CHEA_Standards_and_Procedures_for_Recognition-FINAL.pdf (google.com)) (2022.9.7 閲覧)
- ・ CHEA “2021 STANDARDS AND PROCEDURES FOR RECOGNITION STEP IN RECOGNITION REVIEW SUMMARY” (2022_1_Steps_in_CHEA_Process-3-2022.pdf) (2022.9.7 閲覧)

【2】全米学習成果アセスメント機構¹

National Institute for Learning Outcomes Assessment (NILOA)

機関の所在地

51 Gerty Drive, Room 127, CRC, MC-672,
Champaign, IL 61820

1. 機関の概要

- ・「全米学習成果アセスメント機構（National Institute for Learning Outcomes Assessment, NILOA）」は、2008年設立の非営利組織。
- ・NILOAは、学生の「学び」の改善・向上に向け、「学習成果（ラーニング・アウトカム）」のアセスメントの系統的な営みの存在を社会に発信し、その実施を唱道し促進することに貢献する調査研究・開発を行うことを任としその活動を推進。

2. NILOA 設立の背景

- ・学生の「ラーニング・アウトカム・アセスメント」の主張は、1980年代半ばの高等教育を取り巻く状況の中で提起。
- ・1990年代後半に次第に高まってきたアセスメントの努力は、大学等に向け、学生のアウトカムに関する情報をどのように収集するかを内容とする計画書の提示の必要性を「地区アクレディテーション機関（regional accreditors）」が強調する中で促進。その一方で、経常的にアセスメントの結果を、学内外に向けて公にしていたのはわずかな大学のみ。
- ・こうした中、「連邦教育省・スペリング・コミッション（Spellings Commission）」は、これまで大学・カレッジがその基本的責務である学生の「学び」の質について何ら立証してこなかったという主張を展開。
- ・高等教育界は、“Spellings Commission”の指摘には即座に反応し、例えば、「全米大学・カレッジ協会（American Association of Colleges and

Universities, AAC&U)」、「高等教育アクレディテーション協議会（Council for Higher Education Accreditation, CHEA）」は、アセスメント活動に関する特徴的な諸原則のガイドラインとなるステートメントを発表。さらに地区アクレディテーション機関は、学生のアウトカムに係る証拠物の提出要請を強化。

- ・上記のようなアセスメントの充実を求める関係団体の動向を踏まえ、多くの大学・カレッジは、学生の「学び」をアセスメントするための努力に呼応。
- ・“Spellings Commission”からの問題提起以降、高等教育界全体が、学生の「ラーニング・アウトカム」のアセスメントの必要性を無視できない状況にあることを理解。その試みの中心は、学生、大学双方のパフォーマンスに関するデータを収集・活用すること、にあった。
- ・しかしながら、こうした取組を支援するための方途として、a) 大学は、そもそもこれに対応する能力を備えているのか、b) どのような種類のアプローチが、大学間で互いに理解し合いその実践的試みを共有するよう勧めていく上で効果的なのか、c) 既存の全国的組織が、必要とされる支援を提供し得るのか、それとも新たな組織体の設立が求められているのか、という課題に直面。
- ・こうした圧力が、NILOAの誕生の動機となった。

3. NILOA 設立の経緯とビジョンの採択

- ・2008年春、“Spellings Commission”によって惹起された課題に対し、これからどうしていくべきなのかについて、関係者の間で協議を開始。
- ・そこでの基本的考え方は、高等教育が、学生の質保証を通じて高い質の教育を確保するという中心的な機能を真剣に果たしていることを証明するために、学生のパフォーマンスに関する十分な情報を大学・カレッジが収集するに際し、長期に亘り、手を携えて共に歩んでいく必要が

¹ 2024年4月、活動休止中であることを確認。



ある、というもの。

- ・協議の過程で、身近に存在するアセスメント・ツールが、アセスメントの営みの範囲・次元の両面において好影響をもたらすものかどうかについて熟考。また、具体的な興味を引くような提案の枠組を示し、そのことを成し遂げるための最も期待できるアプローチを明らかにする上で必要な知識を持ち合わせているのかどうかを議論。
- ・そして、米国高等教育を横断する変化を推進するため、大学とカレッジ、大規模校・小規模校、公立・私立、の別なく適切な配慮を行うことのできる公正かつ独立した機関としての役割を果たす能力を備えた組織体の設置を計画。
- ・この計画を実現させるため、多くの大学や全国組織などからの手助けと支援に加え、このビジョンに賛同する助成財団からの資金援助が必要であると判断。
- ・当該組織体は、「ルミナ財団 (Lumina FOUNDATION)」のコアなミッション・優先課題とは相性が合っていたことから、そのスタートアップ資金を同財団に求めることも企図。
- ・一連の検討の後、上記活動を行うためのビジョンを取りまとめた文書を起草。その文書の全文は、以下の通り（「NILOA at Ten: A Retrospective, 2008 to 2018」8 ページより）。

この試みは、各高等教育機関の学校種と関係セクターのレベルで始められるもので、向こう3年間の「ラーニング・アウトカム・アセスメント」の行程を跡付けていこうとするものである。その最終目標は、大学等の「ラーニング・アウトカム」のアセスメントのベスト・プラクティスを採択しその普及を図ることにある。その活動では、とりわけアセスメント・データの有効活用に焦点が当てられるが、大学関係者に対しては、そのデータの周知を通じ学士課程教育の強化を図ることが、学外関係者一親、学生、政策決定権者、アクレディテーション諸機関、など一対しては、情報伝達を介しての意思疎通を一層充実させることが、そこで目指されている。学生が何を知り何ができるようになるか、ということ一まさにそれが彼らにとっての「ラーニング・アウトカム」である一は、

「学生の学力成就 (student success)」にとってのコアとなるもので、我々の社会全体の福利の指導原理として位置づけられるものである。全ての学生の「学び」の質を理解しその継続的な向上に資するとともに、「透明性 (transparency)」と「アカウンタビリティ (accountability)」への社会的要請に調和した「ラーニング・アウトカム・アセスメント」のアプローチの採択を凌駕するような学生にとっての中心課題や社会的期待など存在しないことをしっかりと確認しておきたい。

- ・以上の経緯を経て、後に「全米学習成果アセスメント機構 (National Institute for Learning Outcomes Assessment, NILOA)」と称される組織体が、2008 年内に設立。

4. これまでの活動概要

NILOA は、上に示す基本方針に基づき、次のような活動を展開してきた。

- ・共同企画プロジェクト (charrettes)、ツールキット、コンサルテーション、プレゼンテーションや「NILOA 指導員 (NILOA Coaches)」を通じ、アセスメント企画、カリキュラム・マップの作成などに関わる教職員の活動戦略を支援しその調整を図ること。
- ・雇用者、様々な組織体、国家機関、高等教育機関の協力者、地区アクレディテーション機関並びにアセスメント実践に従事している人々からなるコミュニティといった組織や個人との共同作業を含む諸活動の統合・整序をサポートできるよう、連携相手の組織体と協働すること。
- ・証拠をベースとした読み物を書き著した大学の web サイトからスキャンした情報を基に構築した “Transparency Framework” を通じ、学生の「学び」を他者に伝えそれを強固なものとし文書でその中身を証明しその「学び」を効果あらしめることを目指すとともに、政策決定権者、学生とその家族、雇用主並びにその他のステークホルダーとのコミュニケーションを密にすること。
- ・学生の「学び」のアセスメントを対象とする定

期的、継続的かつ行動的な調査研究を実行すること。そうした調査研究の中には、アンケート調査、書面の分析、大学において様々な場面で営まれているアセスメントに係るケーススタディ、フォーカスグループへの聴き取り調査、政策分析、講義・講演の分析、環境調査、ルミナ財団の開発に係る“Degree Qualifications Profile (DQP) /Tuning”のマッピング及びその他関係する取組が含まれる。

- ・アセスメントの分野における転変するニーズに対応したテーマを扱った一連の著作物を刊行すること。
- ・大学とそこに所属する人々により、学生を含む様々なステークホルダーの積極的な参加を得て行われている意義深い持続的なアセスメント手法を発見し、その知見を共有すること。

5. 地区ア krediteーション機関との関係

- ・ NILOA は、大学のプロボストに対する調査を通じ、多くの人々が、大学におけるアセスメント活動を牽引している主役は「ア krediteーション」であることを認識。
- ・ ア krediteーション機関の要請に資し、かつ、ア krediteーションの目的である基準適合性へ対応することへの大学等の重圧の緩和に貢献するため、2009 年から、NILOA は幾つかの試みに着手。
- ・ そのうちの 하나가、2 度に亘り、「地区ア krediteーション・コミッション評議会 (Council of Regional Accrediting Commissions, C-RAC)」を企画・協賛し、高等教育質保証に関わる課題や好機について幅広く論議。会議に参加したのは、地区ア krediteーション機関の会長のほか、大学その他の高等教育関係組織のリーダーたち。
- ・ 地区ア krediteーション機関の役割への理解を高めこれら機関への期待が大きくなっていることを関係者に伝えるため、各ア krediteーション機関を訪問し、質保証の考え方や実際の活動状況をめぐり、各機関のシニア・スタッフから聴き取り調査を実施。

6. まとめ—その意義と課題—

(意義)

- ・ これまで大学・カレッジがその基本的責務である学生の「学び」の質について何ら立証してこなかったとする“Spellings Commission”の問題提起は、大学等や高等教育質保証機関に対し、予め大学等が設定した「ラーニング・アウトカム」を基礎に、学生の「学び」とその成果である学習パフォーマンスのアセスメントを通じた証拠物を介して、教育の質保証を行いその改善・向上を図る契機として作用。
- ・ 学生の「学び」と学習パフォーマンスの質保証を通じて高い質の教育を確保するという中心的な機能を真剣に果たしていることを大学自身が証明し、「ラーニング・アウトカム」をベースに外部質保証をする環境・条件の促進に向けた啓発活動を全米で最も早く遂行していった組織体であることに NILOA の基本的意義が認められる。
- ・ そしてそうした活動目的を、NILOA の活動ビジョンに落とし込み、その活動の最終目標が「大学等における『ラーニング・アウトカム』のアセスメントのベスト・プラクティスを採択しその普及を図ろうとする」ことを宣明するとともに、優れた実践事例を掘り起こしこれを公表・周知していく中で関係者との対話促進に向けた活動を指向したことにも大きな意義。
- ・ そして事実、NILOA は、そうした活動上の理念・目的に即し、関係者との連携関係の中で、多角的なツールを活用し様々な人々や組織・機関との対話を深め、「ラーニング・アウトカム・アセスメント」に関わる諸調査等を行い、その成果を積極的に外部発信。とりわけ、NILOA の活動資金の主要な提供者である「ルミナ財団」の開発した DQP の積極運用を呼び掛け。

(課題)

- ・ NILOA 自身が強く自覚してきたことであるが、a) 高等教育とこれを管掌するア krediteーションにおける質に対するアセスメントに関する伝統的なアプローチが、現下の課題に適切に対応できていないという批判が強まっていること、b) 学生の学習 / 教育の改善・向上のための



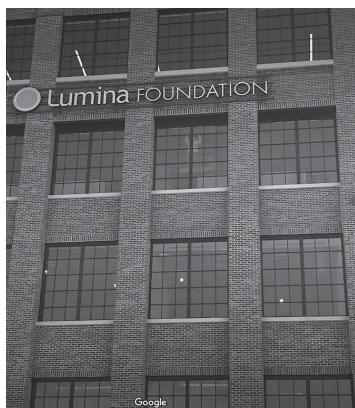
技術的なアセスメント・ツールを提供する民間事業者の数が増加し、それが「ラーニング・アウトカム」の到達度評価の趣旨と整合していないことが明らかであると見られていること、c) 国の財政事情を反映し、高等教育に必要な財政コストが漸減の傾向にあること、などを背景に、NILOA の所期の目的を達成するために行ってきた活動に限界が見えてきたこと、が目的遂行に立ちはだかる大きな壁となった。

- ・ 上記のような限界点の克服に向け、とりわけ a) 大学・カレッジとして、「ラーニング・アウトカム」に依拠し学習到達度を示す証拠物を基礎に据え、教育改善のできる制度・環境の構築に向け、学生、保護者、雇用者などに対し、これまで以上の積極的な支援を関係者に対して行うこと、b) 高等教育へのアクセスを妨げている障壁を除去するとともに、修学にかかるコストを減じるための有効な方途を行政機関に対し政策提言すること、等の活動展開が必要。

【出处】

- ・ National Institute for Learning Outcome Assessment “Mission & Vision” (<https://www.learningoutcomesassessment.org/about/niloa-mission/>) (2024.3.28 閲覧)
- ・ National Institute for Learning Outcomes Assessment, George D. Kuh and Stanley O. Ikenberry “NILOA at Ten: A Retrospective, 2008 to 2018” (https://www.learningoutcomesassessment.org/wp-content/uploads/2019/02/NILOA_at_Ten.pdf) (2024 年 3 月 23 日閲覧)

【3】ルミナ財団 Lumina FOUNDATION



ルミナ財団のオフィスが入る建物（出典：Google Earth）

機関の所在地

820 Massachusetts Ave., Suite 1390,
Indianapolis, IN, 46204

1. 機関の概要

- ・ルミナ財団は、2000年7月に創設された非政府組織で、調査研究やプロジェクトを支援する助成財団。
- ・本拠地は、インディアナ州インディアナポリス。
- ・助成対象となっている組織・機関としては、高等教育に関する調査研究やプロジェクトを展開する大学関係団体（「米国高等教育協議会（American Council on Education, ACE）」、「全米大学・カレッジ協会（American Association of Colleges and Universities, AAC&U）」、「全米学習成果アセスメント機構（National Institute for Learning Outcomes Assessment, NILOA）」¹など）、アクレディテーション機関（「WASC 大学カレッジコミッション（WASC Senior College and University Commission, WSCUC）」、「高等教育コミッション（Higher Learning Commission, HLC）」など）、大学（Washington University、American University、New York University、Minnesota

State Colleges and Universities など）等、多岐に亘る。

2. 活動目的

- ・全米の全ての人々に対し、高等教育へのアクセスの機会が確保されることに貢献。
- ・高等教育における多種の卒業資格・修了資格が授与されることで、学びの成果が公正に人々に提供され、人材需要にも適った高等教育システムが構築されることを構想。
- ・グローバルな社会経済関係や諸条件の下、知識豊かな「市民性（citizenship）」を身に付けた人々が育まれる社会の実現。
- ・多くの一般の人々、州政府、連邦政府の関係者間のコミュニケーション、ミーティング、イベントなどを介し、高等教育に関わる実践的活動、測定と評価を裏付けとした高等教育上の改善を指向。

3. 活動の概要

- ・貧困から人々を解放し、社会から人種差別を追放するとともに、人々の健康・増進を図ることを目的に、また人々が公正な高等教育上の成果を享受することを前提に、適正な職に就く機会が得られるようなシステム構築に向けた調査研究やプロジェクトを支援。
- ・米国の全国民が平等に高等教育の成果を共有できるように、そのための高等教育質保証のための諸活動を支援。

4. DQP 成立の背景

(1) DQP の定義

- ・「学位資格プロファイル（Degree Qualifications Profile, DQP）」とは、学位の獲得に当り、何を知りどのようなことができるようになっているかを記述したもの。
- ・DQP は、専門分野の如何にかかわらず、準学士・

¹ 2024年4月、活動休止中であることを確認。



学士・修士の各学位のベンチマークとなるそれぞれの学位取得に必要な育むべき「技量 (proficiencies)」を提案。

- ・DQP は、種類の異なる学位レベルに応じた学習上の構成要素の別に、当該学位レベルにおいて汎用的にその獲得が「期待される技量 (expected proficiencies)」の証明を学生がどう具体的に提示するかという視点から記述。
- ・DQP は、ボローニャ・プロセスを起源とするヨーロッパ固有の取組で、米国でも、今日普及してきている「チューニング (Tuning)」と強く連動。「チューニング」は、雇用者からのインプットを伴うもので、専門分野に固有のカリキュラムの参照ポイントを示したものであるとともに、DQP の示す「技量」とのリンクが可能な専門分野の違いに応じた「ラーニング・アウトカム」の到達度の標準を提示。

(2) 成立の背景

- ・学生は卒業後も、急速に変化し続けている職域に対応した教育・訓練を受け、生成途上の領域のテクノロジーや知識を使いこなし、世界中のあらゆる場所から来た同僚と共に活動することが求められている。また、大学の卒業生が市民として向き合わねばならない複雑な課題は、一層グローバルな様相を呈している。
- ・しかしながら、学位を必要とする所以や学位の意義について、社会的コンセンサスはなく、学生や教員たちの間でも、学位の意義について広く知られることはなかった。
- ・一方で、高等教育が有為に展開され、社会的要請に即した人材育成機能を十全に果たしていることへの説明責任の圧力が強まる中、学位の質も「アカウンタブル」でなければならないという社会的プレッシャーにさらされ、授与される学位に見合った学習到達度をアセスメントを通して可視化することが、高等教育上の大きな課題となっていた。
- ・そうした学位の質をめぐる高等教育上の課題に対処するものとして、DQP は、各々の学位が意味するものを具体的に示すことでそうした懸念に対処。具体的に DQP は、広範に亘る概念

化された知識や基本的な「技量」並びにそれらの応用に焦点を当てながら、学生がより高いレベルの学位獲得に向け、どのような「学び」を行うことが期待されているのか、を説明。

5. DQP の性格・目的

(1) 性格

- ・DQP プロセスの目標が、明確性と合意形成にあるとは言え、それは、米国の学位の「標準化 (standardize)」を企図せず。
- ・DQP は、準学士 (associate degree)、学士 (bachelor's degree)、修士 (master's degree) の別にその全てにおいて、「学び」のカテゴリーにおける「参照ポイント (reference point)」を提示したものである一方で、大学教育を構成する全ての基本要素を対象とした「アウトカムの枠組 (outcomes framework)」を設定することも企図せず。
- ・さらに、DQP では、「学び」における「感性的な目標 (affective goals)」—誠実性、進取の気概、プロフェッショナリズム、など—も定義づけず。
- ・DQP は、米国における高等教育の多様性を認めそれをさらに追求していくべく、大学の多岐に亘るミッションに順応しようとしている。如何なる大学も、そのミッションに固有のアウトカムや教育目標に対応でき、そうしたアウトカムへの学生の到達状況を証明できるようなものとして、DQP の柔軟活用を指向。

(2) 目的

DQP の目的として、次の5点が挙げられている。

- ① 学位におけるグッドプラクティスを共有化するための共通の用語法 (vocabulary) の確立。
- ② 高等教育機関が、教育/学習のアセスメントにおいて実際に行うべきことについての広範な理解の基礎を提供。
- ③ 試験の評点や卒業生の成績記録、研究費の額、学生満足度、就職状況及び給与平均といった学生の「学び」の尺度を補うアカウンタビリティのための「参照ポイント」の提示。

- ④ 累積的な「統合 (integration)」と「実践 (application)」という観点に立脚し、「技量」の定義づけを行っていることに伴い、「学び」の質の改善・向上を行うためのベンチマークとしての機能を指向。
- ⑤ 大学のアセスメント実践の向上とそれを支える諸資源の十全化への寄与。なぜなら、全ての「ラーニング・アウトカム」は、明確に表示されている「技量」が達成されたことを示す証拠物を収集するという教育提供者の能力の向上を誘引するとともに、これを支える役割を果たしているからである。

6. DQP の活用方法

- ・教員と学生は、教育プログラムとこれを構成するコース、試験課題とそのアセスメントに係る詳細かつ個別的な「期待 (expectations)」に対する合意への理解の共通的な情報ソースとして、またそうした合意の出発点として DQP の参照が可。教育上の刷新・実験に従事している人々にとって、DQP は、学生が到達しその到達度を挙証する必要がある多岐に亘る種類の「学び」について記述する際のフレームワークとして活用可。
- ・アドバイザーが履修指導をする際、一般教育と専門科目の相互依存関係を強調しつつ、カリキュラムの構造とその系統性について説明する際のフレームワークとして DQP を活用可。学生は、履修すべきコース選択方法を理解し実際のコース選択に臨むことができる。またアドバイザーも、学位獲得に向け学習に臨もうとする学生、他大学に転籍して単位を積み上げようとする学生、休学期間を経て大学に復学しようとする人々を含め、あらゆるタイプの学生を対象に、適切な情報提供を行い履修指導をすることが可。
- ・異なる大学や大学種を横断する学習歴を経て学位取得を希望する学生の存在を踏まえ、DQP は学位取得要件に対応できる知識・スキルを示すフレームワークを提供。DQP は将来の学生に対し、(2 年制大学から 4 年制大学へといった) 垂直方向の転籍、(同一の修業年限の大学間で

の) 水平方向の転籍のプラットフォームを提供するとともに、どの大学に在籍していようとそこで修得することが期待される「技量」を明示したステートメントとしての役割を担う。

- ・DQP は、ア krediteーションを実効性あるものとするための情報ソース。DQP が、教育機関別ア krediteーション機関による個別具体の「ラーニング・アウトカム」への合意形成を促進。専門分野別ア krediteーション機関 (specialized accreditors) に対しては、専門分野毎の「期待」を学生の「ラーニング・アウトカム」に係る大学の教育目標と関連づけるため、DQP の活用を図ることを提案。
- ・DQP が、ある学位プログラムから次の学位プログラムへと学位レベルをランクアップさせるという挑戦の増加に伴う学位間の境界設定に焦点を当てることを通じ、各学位の質とその価値を適切に判断できるようなものとして活用可。
- ・DQP は、具体的な知識・技能とその応用における向上の度合いや精練度を対象に、中等学校と高等教育機関との間の接続ポイントに係る情報伝達を可能とする。
- ・DQP は、学内での「学び」や過去の学習を含む学外での「学び」(職場や兵役期間さらにはボランティア活動を通じて得た「学び」など) の関係性についての情報提供を可能とする。

7. DQP の構造

(1) DQP における「学び」の基本領域

- ・DQP は、専門分野の如何にかかわらず、準学士・学士・修士の各学位の別にそれぞれの学位取得に必要な育むべき「技量」を設定。
- ・DQP の「技量」は、「専門的知識」、「広範かつ総合的知識」、「知的スキル」、「応用的、協働的な『学び』」、「市民的かつグローバルな『学び』」という 5 種の包括的な「学び」の領域で構成。次に、その各々の領域の中身を、DQP の定義に従い簡単に説明。
 - 「専門的知識」: DQP は、各専門分野で用いられる語彙、理論及びスキルを独立した存在として、「主専攻 (major field)」と呼ば



れる専門性の観点から育むことが期待される知識のアウトラインを提示。ここに言う「専門的知識」は、全ての専門分野において、そこで用いる用語、理論、手法、ツール、文章表現、複雑な問題や応用実践並びに境界性の認識などを含むもので、DQPでは、専門的知識に関するアウトカムが、各専門分野における学生の到達度を示す「参照ポイント」として提示。なお、「チューニング」一若しくはラーニング・アウトカムをマッピングするための分野固有の試みなどでは、特定の専門分野の基礎となっている概念、知識・方法及び到達度を記すことが必須。

- 「**広範かつ総合的知識**」：DQPは、全ての学位レベルの学生に対し、多様な「学び」を横断する広範な知識を育み総合化すること、及び多岐に亘る学問分野を横断する概念や諸課題を発見しこれを探求すること、を要請。そうした知識をカテゴリー化し、DQP上の「参照ポイント」として示したのが、「広範かつ総合的知識」の領域。DQPは、高等教育における教養教育や一般教育の重視を前提に構造化されていることに加え、学生が修めようとする専門分野において、また他分野・領域や広く社会において、分野・領域を横断する概念・手法を探索・集約しこれを錯綜する諸課題に適用することを通じ、学生の幅広い「学び」を統合するよういざなおうとする。
- 「**知的スキル**」：DQPは、専門分野横断的なスキルを基礎づけている一連の「技量」を明文化し、DQPの「参照ポイント」として構造化。そうした「技量」の中には、分析的視点から探索し行動すること、情報ソースを活用すること、多様な考え方に接すること、物事を倫理的に考えること、数量処理能力やコミュニケーション能力を高めること、が包含。そこでは、多様な観点に立脚して、様々な思考や議論に接しこれらについて考え、それに解釈を施す能力を育む必要性が強調。それらは、個別専門分野の境界の垣根を超えた横断的な「技量」

として位置づけられるものであるとともに、DQPが規定する「学び」の他の主要領域とも重なり合い互いに関連づけられるようなものとなっている。

- 「**応用的、協働的な『学び』**」：この「学び」の領域では、学生に「市民性」を育む実体験や経験を通して得た知識とスキルの「統合」を要請。そこでは学生に対し、地域レベル、国家レベル並びにグローバルなレベルでの政治的、社会的、経済的な課題や環境問題に接するとともにこれに反応し、それらに対応する能力を求めている。この領域では、学生が獲得した知識をどう処理しているかに焦点が当てられる。またそこでは、教室の内外や実際の仕事の現場で起こっている問題や新たな問題について、斬新な解決策を見出しこれを筋道を立てて明らかにできる能力の発揮も要請。このカテゴリーの中には、学士課程レベルでの個人やグループ単位の調査研究、教育課程上の位置づけのある実地体験（インターンシップ、実習コース（practicums）、地域サービス若しくはそれ以外のサービス・ラーニング）等が含まれるほか、専門的技術の実践活用にとって不可欠な専門的スキルなども包含。
- 「**市民的かつグローバルな『学び』**」：この領域の「技量」は、高等教育機関の直接的な所掌範囲内にある認知的な活動に係るもののほか、分析的な探求力や多様な考え方に配慮する力を育む必要性にも対応。そこでは、大学教育の枠内に収まらない市民的な活動や「学び」がどう身に付いたかを、地域やグローバルな関係性の中で明らかにさせることに力点。こうした活動は、地域貢献の在り方の熟考と解釈を促進させるサービス・ラーニングの形態で行うことも可。それらは、既にDQPが提示した高等教育における主要な要素と相互作用的な関係をもつことも必要。

(2) DQPの基本構造

① 内容面から見た DQP の特質

- ・DQP は、米国高等教育にとって重要な課題・長所及び改善の契機として活用することに焦点化。これらの中には、「多様性 (diversity)」、「学問の自由 (academic freedom)」、専門教育のほか幅広い教養教育 (liberal education)、民主政を学ぶ市民教育、斬新で統合的かつ探求心の涵養を重視した協働的な教育方法の向上・充実に係る努力も包含。
- ・米国高等教育では、知識を応用する力が強調されるので、DQP は、「実践の場を基礎」に置いたプロジェクト、学習上の成果、調査研究、実地検分、共同研究その他知識が実際に活用されるような教育形態の重要性に力点。
- ・DQP は、学生に「技量」が育まれたことを挙証するための様々な方法の重要性に意を払っている。伝統的に用いられてきたテスト方式に加え、DQP は、教室の内外で行われる課題レポートや専門プロジェクトの完成時に、学生が自身の「学び」に関するより説得力のある証拠を提示することができることを保証しようとしている。
- ・DQP は高等教育に焦点を当て、大学以前の段階での「学び」もその視野に収め、職場での学習経験や生涯学習の重要性も承認。十分に教育を受けてこなかった学生の存在も考慮に入れ、その不足分を補う教育を受け、DQP が定める大学レベルの「技量」を育むことを保証する制度設計となっている。

② 構造上の特徴

- ・「技量」は、準学士、学士、修士の各学位の取得に必要な「学び」の基本要素を示すものとして、5種の包括的な「学び」に係る「領域」として提示。
- ・DQP は、各領域の「技量」を独立の単位で記述。但し、「知的スキル」の領域については、育むべき「技量」がより明確になるよう、その「技量」を細分化して提示（以上の点については、併せ、【図表 1】「DQP に見る準学士・学士・修士の各学位に求められる「技量 (proficiencies)」の種類一覧」及び本章末の【翻訳資料】「学位資格プロフィール (The Degree Qualifications Profile) (早田による翻訳)」を参照)。

・DQP は、準学士、学士、修士の学位取得に必要な到達度を、それぞれの「参照ポイント」として位置づけ、教員がこれらポイントを参照しつつ、当該到達度のアセスメントを行うことができるものとして設計。

・さらに、DQP は、そこに記述された「技量」の内容の理解に資するため、次に示すような構造上の意義・留意点を設定。

- 「技量」は、各学位レベルの中で積み上げていくことが企図。準学士レベルで明示された「技量」は、4年のカリキュラムにおける最初の2年間に専念する学習について記述されたもので、学士レベルの「技量」まで見通したもの。次いで、修士学位に固有なものとして記されているアウトカムには、準学士、学士の双方のアウトカムが包含。DQP の各領域には、ある学位レベルから次の学位レベルに移行する上で必要なチャレンジとそこに至るまでに達成しておくべき事項の原則が明示。
- DQP は、学生が複数の道程を介し、その「学び」を積み上げていく中、教育歴の中のいくつかのポイントで、これらの「技量」を修得できるものとして構成。
- 「技量」が育まれたことの証明方法について、多くの場合、そこで何らかの説明がなされている一方で、それは漠然と表現されるにとどまる。
- 上に関連して、DQP では、学生が「技量」を修得したことを、どのような方法で十分に証明していくべきか、ということを定めてはいない。その理由は、DQP が、「ラーニング・アウトカム」が達成されたことを証明するよう道案内をすることを企図したものである。DQP の有効性への理解を前提に、パフォーマンスの質に関する基準は、教員が学生を対象に明示的に策定した評価規準を基に判断すべき。
- 「技量」の具体的な中身の説明に当たっては、学生がそうした「技量」を身につけたことを挙証すべき旨を「動詞」の語彙を介して提示。これらの「動詞」は、学位レベルに



応じて DQP の記述がランクアップしていくにつれ、レベルの違いに対応して意図的に精巧さを増していくという作りとなっている。

- 個別の専門分野、職業と直結した専門領域、及び関係の学協会からの「技量」の到達度評価の説明は、異なる専門分野の教員がこの DQP を活用することを通じ、また既述の“Tuning USA”プロジェクトと連携した活動を介し、具体的に明らかにされる。
- DQP の提示する「学び」における5つの領域は、米国内の多様な大学等による異なる方式での異なる学位に応じ、これにアプローチすることが可能。但し、これら5つの「学び」の領域を包含させ統合するに当たっては、広範に共有されたカリキュラムの掲げる目標に対応したものとすべき。
- 「技量」に関する記述は、多くの場合、未だ探求中のもの、部分的にしか結論が出ていないもの、未解決の課題への対処を含むもの、となっている。こうした探査・探求

中の事象、突然生起した事象は、どのような専門分野にも共通的に存在していることに留意が必要。

8. まとめ

(1) 書面調査を介して得られた知見（要旨）

- ・ DQP は、準学士・学士・修士の各学位の獲得に当り、学生が何を知りどのようなことができるようになっているべきか、を記述したもの。
- ・ 大学が、これまで、「学位」がどのような意味を持っているのか、について、明確なコンセンサスを示してこなかったことに対し、DQP が、専門分野の如何にかかわらず、学位取得者が何を知っておりどのようなことができるのか、を簡潔かつ直接的な言葉で表現したことの帰結として、それは上記コンセンサスに向かう重要なステップを提供。
- ・ ボローニャ・プロセスを起源とする国境の枠組を超えての「学位」の汎用的有効性を、高等教育質保証システムと関連づけて追求したヨー

【図表 1】 DQP に見る準学士・学士・修士の各学位に求められる「技量（proficiencies）」の種類一覧

「技量」の領域（カテゴリー）		準学士	学士	修士
大分類	個別項目	項 目 数		
専門的知識		3	4	3
広範かつ総合的知識		4	3	3
知的スキル	分析的な調査力	1	1	1
	情報ソースの活用能力	1	2	1
	多様な考え方を取込む力	2	2	1
	倫理的視点からの論証力	1	2	2
	量的処理能力	2	2	3
	コミュニケーション能力	3	3	1
応用的、協働的な「学び」		4	4	2
市民的かつグローバルな「学び」		4	4	3

本図表は“The Degree Qualifications Profile”（pp.14~19）（[dqp.pdf \(luminafoundation.org\)](https://luminafoundation.org/dqp.pdf)）（2024 年 3 月 13 日閲覧）を基に作成。

- ロッパ固有の取組である「高等教育資格枠組」や「チューニング」と強く連動。
- ・準学士・学士・修士の各学位のベンチマークとなる各学位取得に必要な育むべき「技量」を提案。それらの「技量」は、準学士、学士、修士の別にその全てにおいて、「学び」のカテゴリーにおける「参照ポイント」として提示。
 - ・種類の異なる学位レベルに応じた学習上の構成要素別に、当該学位レベルにおいて、その専門分野の如何に関わらず、汎用的にその獲得が「期待される技量」の証明を学生がどう具体的に提示するかという視点から記述。
 - ・但しそこでは、学生が修得した「技量」をどのような方法で証明すべきか、ということを実体的には定めず。その理由は、DQP が、「ラーニング・アウトカム」が達成されたことを証明するための案内として示されたものだからである。従って、教育上のパフォーマンスの質は、教員が学生を対象に明示的に策定した評価規準を基に判断すべき。
 - ・とは言え、DQP は教員に対し、自身が作成した課題レポートが、当初に期待した「技量」に係る学生の学習到達度を適切に評価するものとなっているかどうかの検証機会を提供。
 - ・大学の多岐に亘るミッションに順応すべく、そのミッションに固有のアウトカムや教育目標に対応でき、そうしたアウトカムへの学生の到達状況を証明できるようなものとして、その柔軟活用を指向。
 - ・学生による(2年制大学から4年制大学へといった)垂直方向の転籍、(同一の修業年限の大学間での)水平方向の転籍のプラットフォームを提供するとともに、どの大学に在籍していようとそこで修得することが期待される「技量」を明示したステートメントとしての役割を担う。
 - ・DQP が、ある学位プログラムから次の上級階梯の学位プログラムへと学位レベルをランクアップさせようとする学生の願いに応じ、そこに至るまでに達成しておくべき「技量」の涵養に係る原則を明示することを通じ、学位間の境界設定に焦点を当て各学位の質とその価値を適切に判断できるようなものとして活用可。
 - ・DQP は実践的な学習経験についても、これを学位に繋がる学習上のステップとして位置づけているので、長期に亘り学業を停止した後、高等教育に回帰した勤労成人や学生にも、その活用可能性に道を開放。このことに加え、経済的事情等により、十分に教育を受けることができなかった学生の存在も考慮に入れ、その不足分を補う教育を受け、大学レベルの「技量」を育むための道程と「参照ポイント」を示すことにより、その到達度の挙証を支援する制度設計となっている。
 - ・米国高等教育では、知識を応用する力が強調されているので、DQP も、知識の活用力、現場等での実践力の涵養を重視。従って、「実践の場を基礎」に置いたプロジェクト、調査研究、実地検分、共同研究その他知識が実際に活用されるような教育形態の重要性に力点。
 - ・一般教育と専門科目の相互依存関係を強調しつつ、カリキュラムの構造とその系統性について説明する際のフレームワークとしての性格。
 - ・上記の如く、教養教育や一般教育の重視を前提に構造化されていることに加え、学生が修めようとする専門分野においても、また他分野・領域や広く社会において、分野・領域を横断する概念・手法を探索・集約しこれを錯綜する諸課題に適用することを通じ、学生の幅広い「学び」の統合を指向。
 - ・DQP では、市民性の涵養やグローバルレベルでの社会・経済へ貢献のための準備の機会も提供。
 - ・米国ア krediteーション機関が、高等教育質保証の基準・レベルにおいて欧米などと歩調を合わせていくことが予想されなくもない現状において、アウトカムを基軸に据えた欧州域の「高等教育資格枠組」と類似の構造をもつ DQP を、各大学の学習到達度の測定システムの有効性を検証するための参照基準として活用する可能性も展望可。
 - ・なお、ルミナ財団は、「米国高等教育協議会(ACE)」に助成金を交付し、両者共同で「高等教育世界イノベーション同盟(Alliance for Global Innovation in Tertiary Education)」を設立。同組織の目的は、多様な学生が生涯を通じ、知識・技能・資格を獲得できる高等教育シ



システムの運用に繋がるような、学生中心のシステム・アプローチの構築を目指すことにある。こうした動きに鑑み、ルミナ財団は、米国の枠組みにとどまらず、同国の学位の国際的通用性を一層高めるとともに、同国高等教育へのグローバルレベルでの公正・平等なアクセス可能性を高めるべく、まさに地球規模で、そのための質保証のツールとして DQP を積極的に位置づけていくことを指向。

(2) 聴き取り調査によって得られた知見

聴き取り調査²概要

日時

2024 年 6 月 21 日（金）21:00 ～ 23:00（日本時間）

面談者

Paul L. Gaston 氏 (Trustees Professor Emeritus, Kent State University)³

調査員

早田 幸政 中央大学 日本比較法研究所客員研究所員
伊藤 敏弘 常務理事・事務局長
陸 鐘旻 評価事業部長 兼 評価研究部長
小林 澄子 評価研究部評価研究課 課長
中里 祐紀 評価研究部評価研究課 主任

① ルミナ財団のミッションと DQP の目的との関係性

- ・ルミナ財団のミッションは、貧困から人々を解放し社会から差別をなくすため、高等教育にアクセスする機会の平等保障を指向するという観点から、その趣旨に賛同する調査研究プロジェクトを対象に助成金事業を展開する、というもの。
- ・ルミナ財団内部には、社会的平等の確保と高等教育の質の向上に DQP がどう寄与できるかという観点から所要の検討を行うタスク・フォースが存在。
- ・タスク・フォースの活動を根拠づけている文書では、「質の向上」と「高等教育を受ける機会の平等」が優先事項として掲げられ、「質



Paul L. Gaston 氏

(quality)」保証を前提とした「平等性 (equity)」の確保の重要性が力説。

- ・もっとも高い質の高等教育が提供されていても、その教育にアクセスする機会が平等に保障されていなければ、そこでの質保証ということ自体実体を伴わない単なる空文にすぎなくなる。財団のタスク・フォースは、この課題に現在も取り組んでいる。
- ・なお、ルミナ財団は、上記課題の検討を含め、高等教育機関や連邦教育省と様々な形でコンタクトを取り合っている。但し、高等教育政策の観点について、当財団と同省との間には一定の距離がある。

② DQP における“proficiency”と“expected competency”との関係性

- ・DQP の“proficiency”は、特定学位取得時に獲得されるべき“expected competency”とは異なるもの。
- ・DQP の“proficiency”は、取得した分野別学位の如何にかかわらず、各学位レベルにおいて自身の修得したことをしっかりと認識しそれを他者に対しても十分に説明できる「技量」のことを指すのに対し、“expected competency”は、ある特定の学位を取得する上で必要な知識・能力を十分に修得し得ていることが前提。
- ・「コミュニケーション能力」を例に挙げると、“proficiency”では、自身が学んだ専門領域のことを「幅広い語彙」を用いて多くの人々に説明できる能力のことを指すのに対し、“expected competency”の場合、ある特定の専門領域に通用する専門用語をうまく使いこなして他者に説明を行うことができる能力を指している、という点に違い。

² 本調査はオンライン会議システムを利用して行った。

³ Gaston 氏は、ルミナ財団の長年のコンサルタントであり、DQP の共同開発者である。

③ DQP が学位の違いに応じ、“proficiency”の一覧を提示していることの意味

- ・DQP の特徴の一は、学位レベルの違いに応じ修得の「期待」できる“proficiency”の中身に差異を設けていること。
- ・そこでは、“proficiency”に学位レベルの差が反映されるとともに、より上位の学位の取得には、どれだけの“proficiency”の積み上げが必要かを明示することも指向。

④ DQP と「チューニング」を関係づけて活用する意義

- ・「チューニング」の目的は、各専門分野の別に、学位プログラムを修了した暁に獲得した学習パフォーマンスが、当初の「学習成果」との関係で過不足なく達成されているか否かを比較対照できるようにするための規範的ツール。
- ・これに対し DQP は、分野横断的な観点に依拠しつつ、「準学士」、「学士」、「修士」に区分けされた学位プログラムの別に、上記同様、当該学位プログラム修了の暁に獲得した学習パフォーマンスが、当初の「学習成果」との関係で過不足なく達成されているか否かを比較対照できるようにするための規範的ツール。
- ・このように両者は比較対象とする評価ポイントに違いがある一方で、学位プログラム修了時の学習到達度をアセスメントし学位の質を保証するツールという役割を両者とも果たしていることから、双方の差異を理解しそれらを併用的に活用することで、学位プログラムの質保証の営みの有効性が向上。

⑤ “proficiency”の学習到達度をアセスメントするための有効なツールの存否及び「学習成果」のアセスメント手法と“proficiency”の到達度のアセスメント手法の違い

- ・DQP では、アセスメントそれ自体の種類・内容の適切性は問題とされず、DQP を介し、到達度評価の手法の精度を高めるべく、これを改善し続けていくことが大切。
- ・すなわち、DQP の設定する「アウトカム」に対し、どのようなアセスメント手法を用いるかは教育プログラムレベルで教員等が検討すること。
- ・その結果を受け、学生の「学び」の何をどう評

価するののかという観点から、アセスメントの精度を高めていく契機を DQP が提供すること、に DQP の果たす重要な意義がある。

- ・複数の教育プログラムを擁する中・大規模大学・カレッジのアクレディットを掌る「地区アクレディテーション機関 (regional accrediting agency)」]、単一の人材養成目的を掲げる高度職業専門校としての大学・カレッジを射程においてアクレディットを行う「全国アクレディテーション機関 (national accrediting agency)」の双方が、DQP の規定する「学位資格プロファイルを活用するためのツール」におけるアセスメント手法とその活用方に関する例示の有効性を肯定評価。
- ・また、NILOA の web サイトも、DQP に対する肯定評価を前提に、定型化した形での実践事例について紹介。

⑥ 一般教育 (general education)、主専攻 (major) での“proficiency”の到達度の考え方

- ・“proficiency”の到達度の考え方は、一般教育、主専攻のいずれのプログラムにも妥当。
- ・とりわけ、そこでは、「主専攻」に直接繋がる「一般教育」プログラムについて、その双方のプログラムの系統性が担保され、首尾一貫性、継続性が確保されたプログラム構造となっていることが重視。
- ・またそこでは、DQP の実践状況の検証に当り、アウトカム・アセスメントの対象とされているのが「一般教育」なのか、それとも「主専攻」に着目してアウトカム・アセスメントを行うのか、さらには、双方の組み合わせの下で、これを行うのか、という点が問題となる。

⑦ 米国アクレディテーション領域での DQP の位置づけと活用法

- ・DQP は、米国アクレディテーション領域で、「学び」のアセスメントの適切性について「標準的」な考え方を示しているという点に大きな価値。「標準的」視点を基礎にそれをどう特徴づけしていくかは、各アクレディテーション機関が独自に判断すべき。
- ・上に言う「考え方」、「視点」とは、a) 大学等が編成・展開するカリキュラムは、各大学内に



開設されている教育プログラムの目指す「学習成果」の涵養に繋がるようなものとして設計されそれに対応した説明がなされているか、b) 当該カリキュラムを経て獲得した学習パフォーマンスが十分であることを立証できるアセスメントが実現できたか、という2点から形成。

⑧ ルミナ財団と、HLC との関係

- ・「高等教育コミッション (Higher Learning Commission, HLC)」が運営するプロジェクトに対し、長年に亘り当財団は資金面で助成するなど、HLC とは特別な関係を維持。
- ・資金面での関係にとどまらず、その活動の内容においても、両組織は密接な関係を保ってきた。具体的には、HLC の評価基準には、ルミナ財団の DQP の要素が反映。
- ・そして、DQP の活用を通じ、HLC として何をどれだけ達成できたのか、の評価の結果が、HLC に対する次段階での財務支援の可否を判断する際の材料となっている。

⑨ 「高等教育アクレディテーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」による「専門職大学院アクレディテーション機関 (professional accrediting agency)」に対しての「学習成果」をアクレディテーション基準中への明示の要請が、個別学位プログラムの教育目標や「学習成果」の設定上の自主性を損なう観があることについて

- ・CHEA には、学位プログラムを構成する専門科目にまで DQP における“proficiency”の学習到達度アセスメントの趣旨を及ぼそうとする立場と、各学位レベルの共通的アウトカムとして“proficiency”を位置づける立場、の2つの異なる立場の人々が存在。
- ・CHEA は、とりわけ多くの「専門職大学院アクレディテーション機関」の「認証 (recognition)」を行う点に特質があるが、こうした異なる考え方をもつ人々の中でも、特に、学位プログラムを構成する専門科目にまで DQP における“proficiency”の学習到達度アセスメントの趣旨を及ぼそうとする人々の意見が前面に出る傾向。こうしたことから、「専門職大学院アクレディテーション機関」では、当該アクレディテ

ション機関を基礎づけている高度専門職分野において「期待」される「学習成果」をアクレディテーション基準中に明示する方向性を指向。

⑩ ルミナ財団内部における高等教育を専門に調査研究する部署の存否

- ・ルミナ財団は、資金助成財団であり、高等教育プロパーの専門職が調査研究を行う部署は不存在。
- ・そして助成事業の一環として、DQP の活用を検討している諸機関に対しては、アクレディテーション機関だけではなく大学等にも、申請に基づき所要の助成を実施。

⑪ 財団が資金助成を行ったプロジェクトに対する有効性評価の方法

- ・ルミナ財団は、DQP が如何に有為なものとして存在し活用されているか、への注意を払っており、必要に応じ、恒常的に評価・検証。
- ・DQP の活用を目的に、資金助成の申請を行っている大学等に対しては、まず第一に、「DQP が当該大学内部において、実りある成果を挙げる上で当財団による支援をどの程度必要としているのか」を明らかにしてもらうとともに、第二に、「DQP の活用を通じて、何をどこまで達成しようとしているのか」を申請書中で明確にしてもらうこと、第三に、「DQP の活用を通じて、当該大学等は、申請書中で宣明していたような結果や成果を果たして達成し得たのか、何をどこまで達成し得たのか」を提示してもらうこと、を要請。
- ・ルミナ財団は、上記3つの要素に着目し、必要な評価・検証を実施。但し、財団側で設定している評価ポイントとの関係で、DQP を「忠実」に運用することを当財団は求めつつも、大学等の個性や状況とも調和する方式において、DQP の柔軟運用も許容。
- ・現在全米で、1000 校を超える大学・カレッジが、自身の大学に即した方式で DQP を活用するとともに、大学等の種類・特質に応じ、そこから多様な成果が実現。

⑫ ルミナ財団の原資とスポンサー企業

- ・ルミナ財団は、学生向けローンを提供している組織が中心となって設立された財団。従って、現在もそうした組織体から資金提供を受けてい

る（資金提供組織の名称については、財団の web サイトを参照）。

⑬ 生成 AI や Chat GPT が DQP を基礎づける
“proficiency” に及ぼす影響

- ・ DQP では、情報収集やその活用力などが “proficiency” の重要な要素として掲記。
- ・ 近年、生成 AI の出現や Chat GPT の性格・内容の急激な変化に伴い、情報能力の判定基準も変容し、DQP にもその影響が及ぶことも予想。
- ・ 但し、この問題の解決策を探るのは難しく、創造性、創発性に関わるものを産出する際の生成 AI の活用の仕方一つとってみても、米国内において議論が沸騰。
- ・ 今後、教育の専門家とも絶えず意見交換をしながら、これからもこの問題についての熟考が必要。

【出処】

- ・ Lumina Foundation “The Degree Qualifications Profile” (dqp.pdf (luminafoundation.org) (2024.3.13 閲覧)
- ・ Lumina Foundation “About Lumina Foundation” (About Lumina Foundation) (2024.3.28 閲覧)
- ・ Lumina Foundation “Our strategic Plan” (Lumina’s Strategic Plan intensifies efforts toward a racially just society (luminafoundation.org)) (2024.3.28 閲覧)
- ・ Lumina Foundation “Public Policy” (Lumina Public Policy Priorities (luminafoundation.org))
- ・ 日本学術振興会「海外学術動向ポータルサイト [ニュース・アメリカ] ACE とルミナ財団、高等教育学位授与者数増加を目指して『高等教育世界イノベーション同盟』を設立」(【ニュース・アメリカ】 ACE とルミナ財団、高等教育学位取得者数増加を目指して「高等教育世界イノベーション同盟」を設立 | JSPS 海外学術動向ポータルサイト) (2024.3.28 閲覧)



【翻訳資料】¹

THE DEGREE QUALIFICATIONS PROFILE (早田幸政訳)

学位資格プロフィール

ここでは、学位別に5種の「学び」のカテゴリーのアウトラインを示している。そこでは、それぞれの「学び」の領域の基礎を成している「技量 (Proficiency)」を明確化するとともに、それらの相互関係について記している。またこれら「技量」は、『学位資格プロフィール (DQP) (原典)』pp26-31 のチャートやグリッドとして略記している²。

DQP は、全ての「学び」の過程を通じて修得する知識と、専門分野を介して修得する知識との間の伝統的区別に大きな修正を迫るものである。DQP は、広範な領域と専門領域の双方に通底する考え方・手法、実務と理論の統合 (integration) に力点を置いている。

専門的知識 (Specialized Knowledge)

学位を得ているほとんどの人々は専門分野を修めており、それは当該専門分野の知識・スキルに関わる修得上の要件に合致していることが建前とされている。専門分野別ア kredिटーション機関や資格認定機関は、こうした多くの専門分野に関わる基準を開発してきた。しかしその一方で、程度の差こそあれ、全ての専門分野において、そこで用いる用語、理論、手法、ツール、文章表現、複雑な問題や応用実践並びに限界性の認識などを含めそこで必要とされる「技量 (Proficiency)」の明確化が求められている。こうした各専門分野における学生の到達度を示す「参照ポイント (reference point)」は、以下の「技量 (Proficiency)」の一覧の中で示されている。

準学士レベルにあって、「応用科学の準学士 (Associate of Applied Science)」といった専門職学位を目指す学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 当該専門分野の占有領域、コアとなる理論と実践、その分野固有の用語の活用の仕方、

を文章で説明できると同時に、少なくとも1の類似分野についての説明も可能であること。

- 当該専門分野で汎用的に用いられているツール、用語法及び手法を、課題に適用できること。
- 当該専門分野に妥当し得るような（間違いをいとわない）生産物、再生産物、データ、展示物やその他のパフォーマンスを生み出すことができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- ツールやテクノロジー、手法や専門用語を活用しながら、当該専門分野の構造、形状と実践の態様、を文書で説明できること。
- 考え方や諸概念、構想並びにテクノロジーを集約・整理しこれをあらためて文書化することを通じ、これまで検討されてきたとはいえ、今も錯綜している課題を調査することができること。
- 当該専門分野と他分野にまたがって存在する複雑な課題について、その課題を明らかにすべく、調査に裏付けられた創造的・実践的活動を単独若しくは共同して実施するために、当該専門分野固有の理論やツール・手法及び学術的知見を活用する中で、その課題を形あるものとして構想するとともにこれを明確化し、さらに評価・分析を行うことができること。
- 当該専門分野固有の調査研究、学術的知見及びテクノロジーを活用しつつ、学位につながる総合的、総括的なプロジェクトを進め、論文及びその他のパフォーマンスや実践的適用を生み出すことができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 当該専門分野の調査研究上の要請や専門職大学院において、主要な諸理論、研究手法及びアプローチを解明するとともに、それらの情報ソースを明らかにし、それらの応用の状況や関係する他分野との関係について説明することができること。
- 当該専門分野における重要人物や組織体の同分野での貢献の状況を評価することができること。また、当該分野における主要な調査研究方法論とその実践状況を文章化するとともに、それらをプロジェクト、論文、展示物若しくはその他のパフォーマンスを介して具体化することができること。
- 当該専門分野の実務現場の事象を含め、同分野の重要課題を文章で明らかにすることができること。また、当該専門分野の所掌範囲を超えたプロジェクトの実施を通じ、現時点での最先端の理論・知識・実務の状況を明らかにした上で、既存の理論・知識並びに実務の限界点を探求することができること。

広範かつ統合的知識

米国高等教育は、人文学、芸術、自然科学及び社会科学を横断する学生の広範な「学び」を強調している点に独自性があり、DQPは、中等後教育における教養教育や一般教育の重視を前提に構造化されている。しかしながらDQPはさらに、学生が修めようとする専門分野において、また他分野・領域や広く社会において、分野・領域を横断する概念・手法を探索・集約しこれを錯綜する諸課題に適用することを通じ、学生の幅広い「学び」を統合するよういざなおうとしている。多くの高等教育機関並びにほとんどの州の定めた履修上の要件は、学士課程の最初の2年間に一般教育の設定を行っている一方で、DQPは、全ての学位レベルにおいて、学生が専門的かつ応用的な「学び」に専心していくことができるよう、そして大学での学びのみならずそれを超えて向き合っていかなければならない市民的課題、多文化的な課題、グローバルな課題、科学的な課題に取り組

むことができるよう、幅広く統合化された知識を、より広い視野に立って累積的なものとして構造化すべきとの立場に立っている。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- コアとなっている専門分野—自然科学、社会科学、人文学並びに芸術分野における分野固有の若しくは分野横断的なコースなどにおける既存の知識や実際の実務がどの程度進展しているか、それらが如何に検証され修正・改善されているか、を説明できること。
- コアとなっている専門分野における中心的な論争や課題について述べ、そうした論争・課題の社会的重要性について説明し、当該専門分野固有の諸概念を、個別の議論・課題にどう適用できるのか、を明らかにすることができること。
- 分析的かつ実践的、創造的な営みを行う中で、証拠物を収集し評価することを含め、コアとなっている専門分野で既に認められている手法を活用することができること。
- 少なくとも2つの専門分野において、科学や芸術、社会、人的サービス、経済、テクノロジーといった諸領域で生起している課題の社会的重要性について明らかにした上でこれに目を向け、解釈を施す手法について説明し評価することができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 少なくとも2つの専門分野において、科学や芸術、社会、人的サービス、経済、テクノロジーといった諸領域で生起している課題の社会的重要性について明らかにした上でこれに目を向け、解釈を施す手法について説明し評価することができること。当該専門分野における調査手法が諸課題にどう対処でき、同分野で生起した問題へのアプローチの方法を如何にして提案するのかについて説明することができること。



- 少なくとも2つの専門分野に由来する専門的な理論やツール・手法を基礎に、調査の手法や創造的、実践的活動を新たに案出することができること。
- 主専攻における重要課題を明確化しその枠組を示すとともに、社会的な環境・条件の中で、そうした課題・問題の意義を論証することができること。専門分野の入門レベルに由来する手法や1以上のコアとなる専門分野に由来する手法を、問題の解決のために適用するとともに、主専攻及びコアとなる専門分野のいずれにも応用可能なアプローチを開発することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 当該専門分野が、研究と実務における他の主要領域との関連の中で、どのようにして発展してきたのかを、明確に述べるができること。
- 他の専門分野における考え方や手法に由来する応用的、課題探求的、創造的な活動を企画し実行に移すことができること。また、こうした考え方や手法を含むものとしてもたらされた利益や新たな課題を評価することができること。
- 社会的な環境・条件、グローバルな状況を背景とした諸課題や将来動向の観点から、当該専門分野の入門レベルの活動の意義と影響を明確に述べるとともに、その正当性について説明することができること。

知的スキル

次に示す6種類の「知的スキル (Intellectual Skills)」は、個別専門分野の境界の垣根を超えた横断的な「技量 (Proficiency)」として位置づけられる。そこでそれらは、DQPが規定する「学び」の他の主要領域とも重なり合い互に関連づけられるものとなっている。

分析的な調査力 (Analytic inquiry)

情報を収集し組み合わせ、そして公表し再構成するという総合的な認知機能は、全ての「学び」において基本的なもので、その趣旨は、DQP全体に貫徹されている。ただ、「知的スキル」がそうした総合的性格を有しているとは言え、そこでは学生に対し、それぞれ異なる領域の仮説や慣行を検証・精査しこれを理解するとともに、あらゆる形態の問題・課題、資料並びにテキストに目を向けることのできるコアとなる独立した「知的スキル」を育むことが要求されている。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 特定の専門領域における課題や問題を明らかにしこれを構造化するとともに、これら課題や問題に対する考え方、概念・理論若しくはそれらへの実際のアプローチの仕方を構成する諸要素の異同を区別することができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 特定の専門分野及び少なくとも他の1分野における複雑な諸課題に関わる理論や方法論を区別し、評価することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 論文を作成し若しくはプロジェクトを進める中で、当該専門分野の最前線にある主要な考え方や技術を区別して扱い、これらを再構成し修正を施すことができること。

情報ソースの活用力 (Use of information resources)

「学び」の前提となるのは情報であり、学生は、情報を取扱いこれに対処するため、そうした情報を探し出し構造化し評価する手法を学ばねばならない。それぞれの学位レベルにおける以上のような営みは、使用されている言語やメディアの違いに応じ、また情報そのものが不正確であったり錯綜していたりしていることでより複雑となり、次

に示す「技量 (Proficiency)」も、各学位の違いに対応させより高度な内容のものが要求される。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 固有の専門分野においてであれ、芸術・科学の枠組に収まる一般的テーマに関係しているものであれ、プロジェクトを進め、論文やパフォーマンスを生み出すため、多様な情報ソースを明確化し、種類別に分類し、評価しそしてこれを引用することができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- プロジェクトを進め、論文やパフォーマンスを生み出そうとする際に用いる相異なるメディアや使用言語を介して得た多様な情報ソースの位置づけを明確化し評価するとともに、それらを取り込み適切に引用することができること。
- 単独若しくは共同で行った調査活動を通じ情報を得るとともに、それらの情報を、プロジェクトを進め、論文やパフォーマンスを生み出そうとする際に活用することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 当該専門分野の基幹的な情報をしっかりと取り入れ、そしてそれをさらに押し広げ、評価し精練化したことを示す証拠物を、(論文、プロジェクト、ノートブック、コンピューター・ファイル、カタログなどを介し) 提供することができること。

多様な考え方を取込む力 (Engaging diverse Perspectives)

全ての学生は、多様な文化や人々と接し、それぞれ異なる場所や時代及びテクノロジーを基にした見方を伴う他者の目を通し、この世界を把握できるような知的柔軟性と広範な知識を身に付けて

いかなければならない。この「技量 (Proficiency)」は、知的発達並びに「応用的、協働的な『学び』 (Applied and Collaborative Learning)」、 「市民的かつグローバルな『学び』 (Civic and Global Learning)」の涵養の双方にとって必要不可欠である。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 異なる文化的視点に基づく知識が、政治、社会、芸術及びグローバルな関係の中で生じた大きな課題に如何なる影響を及ぼしているか、を記述することができること。
- 文化、社会、政治及び芸術やグローバルな関係の中で生じた課題について自身の考え方の基となった情報ソースを示し、説明し評価することができること。また、自身の考え方を、他者の考え方と比較することができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 文化、政治並びにテクノロジーにおける選択可能なビジョンの載ったプロジェクト計画書、研究報告書、展示物、パフォーマンスや地域サービスを具体的に示すとともに、それらビジョンが現状とどう異なっているのか、を説明することができること。
- 少なくとも2つの政治的、文化的、歴史的な影響力やテクノロジーの力の視点に立って、当該専門分野での論争点や課題の枠組を提示するとともに、そうした論争や課題における相競い合っている考え方を探索し評価することができること。また、口頭発表によってであれ、文書によってであれ、そうした相競い合っている観点について熟考したことを証明する該当課題の考察論文を提示することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- プロジェクト、論文やパフォーマンスを介



し、異なる時間設定、相違する文化・言語、政治的秩序並びにテクノロジーの発達状況の視点から、当該専門分野のコアとなっている問題を調査することができること。また、現在通用している規格や一般に承認された文化的仮説及びテクノロジーの発展状況についての理解からいったん離れて、実際に自身の視点からどのような結論を導いたのか、について説明することができること。

倫理的視点からの論証力 (Ethical reasoning)

「分析的な論証力 (analytic reasoning)」、「情報ソースの活用力」、「コミュニケーション能力」及び「多様な考え方を取込む力」が、緊張や相克、格差や危害がもたらされるといった状況に対し、そして、そうした課題を認識し説明し時宜に応じて解決を図るため特定の「知的スキル」が必要とされる状況に対し、明確にまた暗黙裡に影響を及ぼすことができるようなものとして育まれるべきである。そこでは、「倫理的な論証力 (Ethical reasoning)」こそが、意思決定とその実行に連なるもので、文化的背景、高度専門領域、雇用の現場、経済活動や社会的関係に内在する倫理上の諸原則や行動規範 (codes of conduct) を、思慮深く自己省察的に適用することに道を開くことになる。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 政治、経済、ヘルス・ケア、テクノロジーや芸術の領域で顕著になっている課題において、現在、倫理的に問題となっている事象について述べるができること。また、倫理上の諸原則や倫理的な枠組が、そうした課題に関わる意思決定プロセスにどう影響を及ぼすのかを示すことができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 利益や害悪と関連づけながら、現在生起している相反する諸要求、科学上の論争、技

術上の実務を分析することができること。また、利益や害悪という緊張関係の中に内在する倫理的ジレンマを文書で示すことができること。さらに、(a) 緊張を調和させるため、倫理的な諸原則によっていざなわれた方途を明確に文章中で示すことができるようになる、若しくは (b) そうした調和の方途を見出すことができない理由を説明できるようになる、ことができること。

- 少なくとも一の顕著な社会的、文化的な課題の中に存在するキーとなる倫理上の問題を明らかにし説明することができること。また、少なくとも2つの考え方を手がかりに、それらがそうした課題に関わる意思決定にどのような影響を及ぼしているか、を文章で明確化できること。そしてさらに、倫理的な諸課題の解決に向けたアプローチの方法を開発し維持することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 当該専門分野における因習、仮説、実務慣行について、プロジェクト、論文やパフォーマンスを介し、倫理的観点に関連づけて論点を見出し検証を進める中で、当該分野の現況を明らかにし新たな挑戦の方途を提示することができること。
- 「倫理的な論証力」をとりわけ重視した人々の行動とその判断の仕方を、「倫理的な論証力」をさほど重視しない人々の行動・判断と区別して扱うことができること。

「量的処理能力 (Quantitative Fluency)」

量的表記とそこから明らかとなった課題は、多くの行動の必要性を高めることに繋がっている。基本的な算術的スキルに加え、それらをビジュアル化し、これを象徴的に変換しアルゴリズムの手法を活用することは、非常に重要となっている。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 政治、経済、健康福祉、技術に関わる現下

の論点についての量的な情報を、正確に解釈しこれを示すことができること。また、計算とその象徴的な変換作用を、対象となっている事象の中で活用するための方法を説明することができること。

- 今日の傾向、様々な関係性、状況の変化をグラフ化するなどビジュアル化して示すとともに、その内容について説明することができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 効果的な議論を行うため、一般に受け入れられた象徴的な数学的論証法を活用して、言葉で表現された諸課題を数学的なアルゴリズムに変換することができること。また、論文、プロジェクトや様々な資料に中に載っている公表情報の示す計算の結果、将来予測、リスク分析、量的視点からの評価、を提示することができること。
- 元々、文章で表記されていた諸課題を、数学的な表現で適切に表現できること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 概ね量的な手法に基礎づけられてはいない分野の現下の論点や課題に対し、それら論点・課題に妥当する論理的、数学的、統計学的な手法を適用することができること。
- 量的処理を基盤としている専門分野における量的手法、概念及び理論に係る多岐に亘る適切な適用法の開発に着手し、これを文書化することができること。
- 社会科学や応用科学分野の課題に妥当する数学的モデルを選択してこれを示し、最適なものを選び出し維持していくことができること。

コミュニケーション能力 (Communicative fluency)

「意味 (meaning)」を共に皆で理解し合うことのできるメッセージは、言語の効果的な活用、聞き手を意識してのやり取り、他者との筋の通った

説得力のある言葉の反復と交渉術、多様な表現法・表記法による流麗な同一用語の言い換え（デジタル技術・環境の活用を含む）、という環境・条件の下で初めて有効性を発揮できる。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 一般の聞き手や特定された聞き手とのコミュニケーションを可能とするため、筋の通った説得力のある文書作成とその提示を常時行うことができること。
- 積極的に相手の話を聞きこれに能動的に反応することなどを介した議論、また一般の聞き手や指定された聞き手に対し、系統立った口頭発表などを行うことなどを介した議論、を通じ効果的な意思疎通を行うことができること。
- 実務的な作業のためのアクション・プランをめぐって同僚と意見交換を行うとともに、口頭によってであれ、文書を介してであれ、話し合いの結果を他者に伝えることができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 一般の聞き手や指定された聞き手に対し、文書による方法とともに、それ以外の少なくとも一の媒体手段を用い、持続性の確保された系統的な議論、筋道の通った問題点の説明、技術的な問題・プロセスについての説明、を組み立てることができること。
- 英語とは異なる言語で書かれた資料等を主な手掛かりに、専門的領域の情報、事象、技術開発、実務を探索することができること。
- 口頭での議論を前に進めるため、若しくは、社会的、個人的、倫理的なジレンマを解決するためのアプローチを文書化するため、自身以外の他の1名かそれ以上の協力者と協議の機会を持つことができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通り



である。

- 一般の聞き手や指定された聞き手に対し、二つ以上の媒体手段や言語を用いて、持続性の確保された系統的な議論を組み立て、自身の活動もしくは他の協力者とともにを行っている活動を要約して説明することができること。

応用的、協働的な「学び」(Applied and Collaborative Learning)

実際に学習したことを応用するということが強調されていることは、卒業生が、在学中に知り得たことを卒業後にどう活用したか、ということが、高等教育における最も重要なアウトカムであることを示唆している。このセクションで述べられる「技量 (Proficiency)」は、実践的プロジェクトの遂行過程における他者との「学び」の理想的な共有形態と併せ、学術的な諸条件とその企画から外れた諸条件の交叉及び理論と実務の調和的な統合の在り方に力点を置いている。種類や厳密性の程度に違いのある調査研究、学内学習・学外学習の別、インターネットの使用の有無、教育課程上の位置づけのある実地体験（インターンシップ、実習コース (practicums)、地域サービス若しくはそれ以外のサービス・ラーニング）の全てが、応用的な「学び」に係る事案である。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 教育上の「学び」の場で修得した知識・スキルが、実務分野の課題にどう応用できるかを、一以上の事案を対象に文章化するとともに、そうした応用実践から得られた「学び」を評価することができること。
- 教室外学習の視点から、当該専門分野における一以上の重要な概念や手法の分析を行うことができること。
- 教育課程の枠組の外にある専門分野の実務現場で生起している課題に関係する証拠物の所在を突き止めこれを収集・整理することができるとともに、その課題に答えるた

めのアプローチの手法を複数用意できること。

- 専門的知識・技術の応用にとって不可欠なスキルを駆使できる旨を証明できること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 雇用の現場や地域活動、調査研究活動の中で獲得した知識・スキルを、一以上の専門分野において修得した知識・スキルとリンクさせたプロジェクト、論文、展示物、パフォーマンスなどの適切な証拠物を通じ提示できること。また、それらの諸要素がどう構造化されているかを説明するとともに、こうした証拠物と当該専門分野の文献との関係性を明らかにするため、引用を適切に行うことができること。
- 共同で行う調査研究やパフォーマンスのための戦略の取りまとめを行うことができること。また他者が十分理解できるよう、その戦略を証拠に基づいて説明するとともに、その戦略を実行し結果を明らかにすることができること。
- 科学技術、経済、ビジネス、健康福祉、教育、コミュニケーションの各領域での分析やケース・スタディーの企画・検証とその実施状況を文書化することができること。
- 学生が修めている専門分野での大きな問題を評価する上で必要かつ重要なプロジェクトをやり遂げることができること。その中には、当該プロジェクトを遂行する際に活用する調査上のスキル、実践的なスキルを基礎に、教室外での学習の効果を分析的視点から説明できることまで含まれる。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 一のカリキュラムのそれぞれ異なる領域の中にある二つ以上の専門分野に由来する知識・スキルに依拠し、実習コースや雇用の現場、地域活動、調査研究活動を通じて得た知識の統合化を反映させたプロジェク

ト、論文、展示物、パフォーマンスなどを証拠物として生み出すことができること。そうした知識をもたらした情報ソースが、その結果にどう影響を及ぼしたか、について文書で説明することができること。

- 当該専門分野で得た上級レベルの知識を実践的課題に適用する上で必要とされるものとして、教室外で実施されるプロジェクトやパフォーマンスを企画しこれを実施することができること。また、文書その他の媒体手段を介し、上記実践学習から得た知見を正式なものとして書き記すとともに、その実践的課題に適用される諸種のパフォーマンスに関わる様々なアプローチや学術的な論争若しくは基準を、(適切な引用を伴いつつ) 評価することができること。

市民的かつグローバルな「学び」(Civic and Global Learning)

米国高等教育に対しては、その卒業生が、豊富な知識と責任性の裏付けを伴う民主的社会参加を担うことのできるような準備教育を行う責務が課されている。DQP も、その責務を確認するとともに、そのレベルをさらに高めることを指向している。このことに加え、DQP は、社会的、経済的視点から見た世界、情報環境の視点から見た世界には、もはや何ら遮るものがなく、それらが絶えず環境の変化にさらされ、真の意味で相互交流的かつ能動的に活動をするための知識・経験を育むことを必要としている、という世界的な状況に卒業生が直面していることを認識している。従って DQP は、市民性を育むためのグローバルかつドメスティックな環境・条件の整備を重視するとともに、市民性の涵養とグローバル人材の育成の双方の観点に立った課題探求力と相互交流力を育む上で必要な「技量 (Proficiency)」のアウトラインを提示している。

「市民的かつグローバルな『学び』」(Civic and Global Learning) に係る「技量 (Proficiency)」は、主として、高等教育機関の直接的な所掌範囲内にあるものとされてきた様々なタイプの認知的な検

証活動(説明方式によるものや試験の実施、課題解明力や論証力の考査、など)に信頼を寄せる一方で、そうした「技量」には大学教育の枠内には収まらない市民的な活動や「学び」がどう身に付いたか、ということまでもが含まれている。このような活動は、もちろん、地域貢献の在り方についての熟考と解釈を促進させるサービス・ラーニングの形態で行うこともできる。また、それらの「技量」は、分析的な探求力や多様な考え方に配慮する力を育む必要性にも対応している。同時に、それらは、既に DQP が提示している高等教育における主要な要素と相互作用的な関係をもつことを強調している。

準学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 自身の市民的、文化的背景について述べるができること(出生、成長の過程、態度・性格に係る側面を含め)。
- 民主的価値やその実態に関する多岐に亘る立場、そうした価値や実態に関する歴史的な変遷と現在の状況について述べるとともに、一以上の民主的価値とその実態を手がかりに固有の問題についての自身の立場を明らかにすることができること。
- 口頭によってであれ、文書によってであれ、直面している市民的な課題並びにその実体験から得られた個人的知見を明らかにすることで、地域プロジェクトに参加していることを挙証できること。
- 国レベル、大陸レベル、文化圏レベルで生起している経済的課題、環境問題や公衆衛生問題を明らかにするとともに、そうした課題が存在する証拠を提示し、これら問題に対する立場を明確に示すことができること。

学士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 議論されている公的課題に対する文化、経済及び地理的要因の差異に基づく異なる利害関係の存在を含め、それぞれの立場の違



いについて説明することができること。また、メディア報道や学術上の成果に由来する証拠物、利害関係の存在という2つの視点から、そうした課題を評価することができること。

- 公的問題に対する自身の立場を示した上でその正当性の根拠を明らかにすることができること。そして、そうした自身の立場を、社会の人々が抱く様々な考え方や政策遂行の基礎となっている視点と関連づけることができること。
- 市民的課題に対するアプローチの仕方を開発・実行する過程において、他者と協働することができること。また、そうしたプロセスの長所と問題点の評価をするとともに、可能であれば、その結果についても明らかにすることができること。
- 国やこれを包摂する大陸、文化圏に影響を及ぼしている重要課題を明らかにすることができること。また、図表を用い、そうした課題の所在に係る量的証拠を示すとともに、当該課題を対象とした非政府組織の活動や政府間連携の下で行われている諸政策を評価することができること。

修士レベルの学生に必要な「技量」は、次の通りである。

- 学術的知見、公的立場やある特定の立場並びに関係する利益団体の主張を考慮しながら、当該専門分野の趣旨・性格に関係する公共政策上の課題に対する自身の立場を形成し評価することができること。
- 学生がこれまで十分に考慮だにしてこなかった当該学問分野のグローバルな課題を扱う非政府組織に対し、正式な提案や事実上の提案若しくは仮説段階にある提案を起草することができること。
- 当該専門分野で生起しているもので、国家間の利害の対立、米国以外の国の国内的な利害対立に起因し混迷している課題の解決策の道筋を提案することができること。

(訳者注)

1 本資料は、ルミナ財団が発行した“THE DEGREE QUALIFICATIONS PROFILE”の14ページから19ページまでの学位資格プロフィールを全訳したものである。

2 「チャートやグリッド」については、ここでの翻訳の対象とはしていない。

Ⅳ おわりに—本調査研究のまとめにかえて—

本調査研究は、米国の大学質保証の現状把握を評価基準と評価システムの検証を行う中で、大学教育質保証における学生の学修（習）到達度評価の位置づけ、外部者の手になる大学質保証活動の有効性向上の取組と評価方法の効率化、大学全体の包括評価を内容とする「大学機関別評価」と「教育プログラム評価」の関係性、時宜に応じた評価結果の柔軟なフィードバック、などについて、同国の「地区アクレディテーション機関」とその関連団体がどのような取組を進めているか、を探ることを目的に行われたものである。

一方、本調査研究を進めているさなか、文部科学省・中教審（答申案）が、冒頭「はじめに」でも簡潔に紹介したような現行の認証評価制度の大幅な改革構想を打ち出した。こうした国の政策動向を踏まえ、本調査研究も、学生のパフォーマンスに対する「学び」のアセスメントとその結果を大学の教育改善にどう生かすかという視点の重要性を再認識するとともに、大学機関別評価を任とする米国の「地区アクレディテーション機関」が、分野別評価にシフトしつつあるという近年の動向を見据え、この問題の解明に注力するに至った。併せて、当調査研究では、評価の効率化と評価負担の軽減という大きな課題に、「地区アクレディテーション機関」がどう向き合っているのか、という点の考察にも力点を置いた。

最後に、当調査報告書の締めとして、本調査研究の意義を、簡潔に以下のようにまとめておきたい（その詳細は、本論各章の該当箇所を参照）。

第1が、アクレディテーション関係基準に関わるものである。今回調査対象とした地区アクレディテーション機関のいずれもが、「アクレディテーション基準」の基本原則として、「学習機会の平等」と「学問の自由」を挙げていた。またこれら基準の共通的特質として、a) 財務を含む大学経営の安定化、b) 学習者の学習利益擁護の観点からの学習到達度評価の確立、c) 教育プログラム評価の重視、d) 「説明責任（accountability）」と「誠実性（integrity）」の確保、の諸点を強調

する点で軌を一にしていた。

第2が第1に関連する事項として、「学修（習）成果」の到達度評価に関わるものである。米国のアクレディテーション・システムでは総じて、学習者の「学業の成就（success）」を大学教育の「有効性（effectiveness）」を担保する中軸として位置づけ、「学習成果（learning outcomes）」の到達度評価の仕組み構築とともに、そのためのアセスメント指標の設定も要請する。但しその指標中には、連邦教育省の要求に配慮し、在籍率、卒業率、就職率、資格試験合格率などの量的指標を含めることも要望する。

第3が、評価プロセスの弾力運用・優遇措置に関わるものである。10年に1度の周期で実施される「包括評価」は、いずれのアクレディテーション機関でも、伝統的枠組みが維持されている。但し、HLCの場合、内部質保証の仕組みが充実している大学に対し、5年目の中間時に外部評価を省略し「質保証の自主取組（Quality Initiative）」を以て中間評価とする優遇措置が講じられている。またWSCUCも、アクレディテーション地位更新プロセスで、大学に対し、通常の自己評価に代え、プロセス上の無駄の省かれた「特定テーマに重点化した評価方法」の選択を許容している。

第4が、評価結果の多角化とモニタリング・システムの複雑化に関わるものである。審査・評価の結果は、大学に対し、当該大学の課題についての対社会的な「公示（notation）」（あるいは「注意喚起の告知」とも）義務の措置に始まり、懸念事項の軽重の程度に応じ、「理由開示請求（show cause）」、「資格一時停止（probation）」、「資格剥奪（withdrawal）」といった異なる「決定」が制度化されている。そしてこれら「否定的な決定（adverse action）」の種類に応じ、「進捗状況報告書」の提出、「焦点化された実地調査」、「特別モニタリング」などの事後監督システムが用意されている。こうした仕組みは、全米の地区アクレディテーション機関を通じ、ほぼ斉一的な制度として確立されている。



第5が、「重要な変更 (substantive change)」の審査と教育プログラム評価に関わるものである。社会や学習ニーズの変化に迅速に対応すべく、米国では大学による教育プログラムの新規開設や改組再編が頻繁に行われている。地区アクレディテーション機関は、アクレディテーションの効力範囲を画定するとともに、そこでの「質」の保証に向け、「重要な変更」審査の仕組みを通し、精緻な「教育プログラム評価」を実践している。

第6が、「異議申立」、「仲裁」、「苦情申立」への対応に関わるものである。「地区アクレディテーション機関」による「否定的な決定」が連邦教育省の行政措置と直接、間接に連動していることから、同省の要請に基づき、準司法手続ともいえる「異議申立」や「仲裁」の仕組みが構築・運用されている。なお同じく同規則の要請の下、アクレディテーション機関や個別大学に対する「苦情申立」に対応する仕組みも整備されている。

第7が、「情報開示」に関わるものである。いずれの地区アクレディテーション機関もアカウントビリティ履行の観点から情報開示には積極的に対応している。その一例として、WSCUCは“Key Indicators Dashboard (KID)”と呼ばれるシステムを開発し、アクレディットした学士課程レベルの大学に関する他大学との比較可能なデータを対社会的に開示している。

以上見たように、米国アクレディテーションは、学生の「学び」の機会と学習権を保護する十全な制度として機能させるべく、「重要な変更」をはじめとする教育質保証の営みの中で次第に「教育プログラム評価」の様相を強めつつある。また基準適合性において懸念が認められる大学に対する事後監督の仕組みも強化されつつある。

加えて、連邦教育省規則に基づき、学生の学業継続の保障のため、今日、大学に対する措置要求（閉学計画の提出や閉学後の「教育事業継承大学」の指定措置など）までもが、地区アクレディテーション機関の必須的役割となっている。一方で、大学の質保証プロセスをどうスリム化し、その効果的な実現を図るのかは、ルーチンの評価業務量が増加の一途を辿っている地区アクレディテーション機関にとって、依然大きな課題である。

ところで、米国の昨今の高等教育質保証政策の動向に目を転じると、地区アクレディテーション機関別の管轄権がそれまで固定化されてきた状況が改められ、2019年の連邦教育省規則に関わる法改正を経て、2020年より、法制度上は、大学機関別アクレディテーションが全米を単一の管轄区域として行われるよう再設定された。そうした制度改変が行われる中、フロリダ州知事とフロリダ大学、「南部地区アクレディテーション協会 (Southern Association of Colleges and Schools, SACS)」との間で、法廷闘争の進め方に対するバトルが発生し、これを契機に2022年、SACSに圧力をかけることを念頭に州政府は、5年毎にアクレディテーションの受審対象機関を変更するよう州内の州立大学に迫る内容の法制を整備した。

またバイデン前政権は、独自にアクレディテーションへの規制強化策を進め、卒業率が低いなど教育力に問題がある大学の排除を目的に、2024年の初め連邦教育省は「アクレディテーション機関に対し、彼らが監理対象としている大学について、最低限の学生の達成度を評価するための基準を設定するよう要求する」ことを内容とする省令案を策定した。その法案は、「高等教育機会法」が国の手で評価指標の設定を行うことを禁じているという制度条件の下、連邦政府がアクレディテーション機関に対し、学生の学力到達度の評価基準の設定を迫ったものであった。しかしながらその法案は、その実効性を確保するための強制力をアクレディテーション機関に及ぼす規定を欠いていたこともあって成立には至らなかった。

このようにアクレディテーションについては、ここ最近、その活動統制を図る観点から、いくつかの政策展開がなされたが、そもそも同システムに対しては、異なる立ち場からその役割に対し、次のような懐疑的意見が提起されてきた。

民主・リベラル系の立場からは、アクレディテーションに対し、アクレディットされた大学の約1/3が学生の半数を下回る数しか卒業させておらず、そうした著しく卒業率が低い大学に対しても、連邦政府奨学金が交付されている、などの批判がなされた。そして、アクレディテーションには高

等教育上の「不良因子」を除去する能力が欠如している、学生に対し高額の授業料負担を強いているにもかかわらず、学生に付加価値を与えていない大学に対し、その克服を促すことができないでいる、との批判がなされてきた。

一方、共和・保守系の立場からは、端的に、「アクレディテーション」のことを、大学でイデオロギー授業を最優先にする者たちの「カルテル (cartel)」である、との主張がなされた。ヘリテージ財団 (Heritage Foundation) 「2025 プロジェクトにおける高等教育政策 (勧告)」は具体的に、「高等教育政策は、よみがえった『多様性主義者 (diversicrats)』によって占拠された高等教育の基盤を支え続けるのではなく、また、連邦を横断する『アクレディテーション・カルテル (accreditation cartel)』による事実上の独占を認めるのではなく、ダイナミックな経済活動を背景に、大学全体の多様性が醸成されていく中において、雇用を見据えて学生を育むとともに、大学を広大な市場競争圧力のもとに身を委ねさせるべきである」とする主張を展開した。

2024 年大統領選の中でも、アクレディテーションの在り方が高等教育政策の争点に浮上し、トランプ大統領候補は、「狂信的なマルキスト」で大学キャンパスを満杯にさせたのは、「急進左翼のアクレディター」たちである、としアクレディテーションの仕組みを痛烈に非難した。そして彼は、現在あるアクレディテーション機関を廃止に追い込み、「マルキストの主張する『多様性 (diversity)』、『公平性 (equity)』、『包摂性 (inclusion)』を唱える同機関の官僚たちを排除」し、新たなアクレディテーション機関を創設すると断言した。

トランプ政権は発足後ほどなく、「多様性」、「公平性」、「包摂性」といった DEI の排除を高等教育政策の中心に据え、この政策を具体的に展開させている。その最も大きな動きの一つとして、同政権は従来の移民政策の抜本的な見直しに伴い、外国人留学生に対し、大学間移動、留学目的、入学時期や在籍期間にまで統制を加えていった。

このようにトランプ政権発足以降、大統領選で公約していた高等教育政策の抜本改変に係る政治スローガンが次々と実行に移されつつある。そし

てそうした政策の推進の一環に、既存のアクレディテーション機関を整理し、新たなアクレディテーション機関を構築する構想が位置づけられている。

こうした動きに危機感を抱いた地区アクレディテーション機関の連合組織である「地区アクレディテーション・コミッション評議会 (Council of Regional Accrediting Commissions, C-RAC)」は、2025 年 1 月、トランプ大統領、ハンス副大統領並びに連邦教育省政権移行チームに対し、「高等教育とアクレディテーションの卓越性に係る重要テーマ」について協議することを要望する書簡を送った。C-RAC はその書簡の中で、地区アクレディテーション機関は、これまで連邦教育省、州政府との間での友好的な 3 極構造の中で米国高等教育質保証分野において大きな貢献を果たしてきたことを強調した。

そしてこうした自身の存在意義を強調した一方で、トランプ政権による新規アクレディテーション機関の創設が不可避と判断したことによるものか、C-RAC は「新たなアクレディテーション機関が、既存のアクレディテーション機関の『認証 (recognition)』の際と同様の連邦教育省規則及び関連する諸要件に適合」していることを条件に、「新規アクレディテーション機関の『認証』を円滑に進めるための諸方針の起草を支持」する旨の立場を表明せざるを得なかった。

なお、大統領選以降の激動の時期である 2024 年～2025 年にかけて、「地区アクレディテーション機関」のうちの「ニューイングランド地区高等教育コミッション (New England Commission of Higher Education, NECHE)」、「WASC 大学カレッジコミッション (WASC Senior College and University Commission, WSCUC)」、「中部諸州地区高等教育コミッション (Middle States Commission on Higher Education, MSCHE)」が、「全米高等教育アクレディテーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」の枠組みから脱退した。このことは相当数の地区アクレディテーション機関が、CHEA が大学アクレディテーションの基本原則として固守してきた「多様性 (diversity)」、「公平性



(equity)」、「包摂性 (inclusion)」といった DEI と決別することを意味していた。

そうした動きは、トランプ政権とその影響下にある州政府レベルにおいて、加速化の様相を呈している。2025 年 4 月発布の大統領令は、全米のこれまでの大学ア kred i テー シ ョ ン ・ シ ス テ ム の終結とその抜本的な再編を指向した。具体的にそれは、a) ア kred i テー シ ョ ン 基 準 中 に DEI を包含するア kred i テー シ ョ ン 機 関 の「認 証」を取り消し、業務停止若しくは業務終了に導くこと、b) 受審するア kred i テー シ ョ ン 機 関 を 今 までのものとは異なるア kred i テー シ ョ ン 機 関 に変更するプロセスの簡素化に加え、その法的原則は、現在創設予定のア kred i テー シ ョ ン 機 関 の審査に合格すれば、その効果は、ア kred i テー シ ョ ン の地位を喪失するリスクがある大学にも適用されること、c) 新たなア kred i テー シ ョ ン 機 関 の創設を簡便な手続で行えるようにするとともに、そうした新規ア kred i テー シ ョ ン 機 関 の普及の促進を図ること、等を内容としていた。その法的意図には、「大学ア kred i テー シ ョ ン」の権限そのものをホワイトハウスの中に収めることを前提に、既存のア kred i テー シ ョ ン 機 関 の無力化を図ろうとするのみならず、高等教育の質を定めた基準として長く用いられてきたア kred i テー シ ョ ン に対する連邦教育省、CHEA の「認 証」に係る諸要件の排除までもが含意されていた。こうした逼迫した状況の存在を裏付けるかのように、同じ大統領令は、司法長官 (attorney general) と教育長官 (education secretary) に対し、「全 米 法 曹 協 会 (American Bar Association)」や医科大学をア kred i テー シ ョ ン 機 関 について、大学に対し DEI の遵守を強要した事実の有無について調査した上で、必要に応じ、既に与えられた「認 証」資格を「否認 (denial)」、「監 視 (monitoring)」、「一 時 効 力 停 止 (suspension)」等に移行させる行政措置を講ずる権限を付与した。

こうした動きに呼応し、州政府レベルでも次のような事態が惹起されている。アーカンサス州では、州立大学による DEI に関する方針の採択禁止に加え、ア kred i テー シ ョ ン 機 関 が州立大学

から DEI に関する情報を収集し、それを基にア kred i テー シ ョ ン の最終決定を行うことを禁じた。アイオワ州では、ア kred i テー シ ョ ン の喪失可能性がある大学を守ることを目的に、同州所在大学の「大学機関別ア kred i テー シ ョ ン」を管掌してきた「高等教育コミッション (Higher Learning Commission, HLC)」より低い基準の下で質保証を行う新規ア kred i テー シ ョ ン 機 関 の受審の選択を可能とする法案が提出された。

なお、WSCUC は、本年 5 月、「多様性の確保の営み (diversity efforts)」に関わる大学への要求を一時的に「停止 (stay)」した旨の声明を発した。すなわちア kred i テー シ ョ ン 基 準 から DEI の基準を除外することとしたのである。

本調査研究は、当調査報告書の提出を以て完了する。しかしながら、トランプ政権下で進められている高等教育改革の枢要部分を成すものとして、ア kred i テー シ ョ ン ・ シ ス テ ム とこれを「認 証」する仕組みのドラスディックな改変が急速に進行していることから、時機を見てこの問題の追跡調査を行うことが不可欠となろう。

認証評価に関する調査研究 第 13 号

令和 7 年 10 月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒 102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

TEL.03-5211-5182 (評価研究部)

FAX.03-5211-5132

URL <https://www.jihe.or.jp>